

# 被災地の復興を願って

～東日本大震災における大阪府の支援状況～



岩手県庁前にて  
(H23.8.1)

＜「盛岡さんさ踊り」パレード出発式＞  
～支援府県市のゆるキャラ集合～

平成25年3月  
大 阪 府

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 編集にあたって                      | 1  |
| 第1章 東日本大震災被害の概要              | 2  |
| 第1節 地震の概要                    | 2  |
| 第2節 被害の概要                    | 4  |
| 第3節 府内の震度                    | 5  |
| 第2章 大阪府災害等支援対策本部             | 6  |
| 第1節 災害等支援体制                  | 6  |
| 1 本部事務局の体制                   | 6  |
| 2 人事・財政上の特別措置                | 8  |
| 第2節 支援本部会議の開催                | 9  |
| 1 災害等支援対策本部会議                | 9  |
| 2 副知事会議                      | 10 |
| 3 関係課長会議                     | 12 |
| 第3章 関西広域連合の支援                | 13 |
| 第1節 関西広域連合委員会の開催             | 13 |
| 1 関西広域連合委員メンバー               | 13 |
| 2 委員会の開催状況                   | 13 |
| 第2節 関西広域連合の支援スキーム            | 14 |
| 1 カウンターパート方式による支援            | 15 |
| 2 現地連絡所（事務所）の設置・充実           | 16 |
| 3 支援内容                       | 17 |
| 第3節 関西広域連合からの提言等             | 17 |
| 1 関西広域連合からの提言等               | 17 |
| 2 関西広域連合が受けた提言               | 19 |
| 第4章 被災地への支援                  | 20 |
| 第1節 府職員派遣等による現地支援            | 20 |
| 1 岩手県現地連絡所（事務所）の開設           | 20 |
| 2 現地連絡員の体制と役割                | 20 |
| 3 物資集積場（アピオ）支援要員の派遣          | 20 |
| 4 現地連絡所（事務所）の充実              | 22 |
| 5 現地対策要員の派遣等                 | 23 |
| 6 各部局からの現地対策要員の派遣及び人事・財政上の措置 | 25 |
| (1) 総務部                      | 25 |
| (2) 福祉部                      | 26 |

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| (3) 健康医療部                     | 30 |
| (4) 環境農林水産部                   | 31 |
| (5) 都市整備部                     | 39 |
| (6) 住宅まちづくり部                  | 59 |
| (7) 教育委員会事務局                  | 63 |
| (8) その他の派遣等                   | 63 |
| 第2節 府内市町村による支援                | 64 |
| 1 市長会・町村長会との連携                | 64 |
| 2 市町村職員派遣の趣旨・経過               | 65 |
| 3 派遣状況                        | 66 |
| 第3節 支援物資の提供                   | 67 |
| 1 府の支援                        | 67 |
| 2 府内市町村の備蓄物資による支援（府輸送分）       | 68 |
| 第4節 ボランティア派遣による支援             | 69 |
| 1 新しい公共によるボランティア派遣制度          | 69 |
| 2 高速道路の緊急通行証・災害派遣等従事車両証明書の発行  | 75 |
| 第5章 避難者等の受入支援                 | 76 |
| 第1節 一時避難所の設置                  | 76 |
| 1 府の一時避難所                     | 76 |
| 2 市町村の一時避難所                   | 76 |
| 第2節 総合相談窓口の設置                 | 77 |
| 1 大手前庁舎、咲洲庁舎への窓口設置            | 77 |
| 2 相談件数の推移                     | 77 |
| 第3節 支援情報の周知                   | 78 |
| 1 府ホームページを活用した情報発信            | 78 |
| 2 その他の広報媒体を活用した情報発信           | 78 |
| 3 支援パンフレット等の作成・配布             | 78 |
| 第4節 避難者への住宅等の提供               | 78 |
| 1 住宅の提供                       | 78 |
| 2 府営住宅等入居者への当面の生活物資の提供        | 83 |
| 3 府受入避難者支援見舞金給付事業             | 84 |
| 4 生活支援金貸付金                    | 84 |
| 5 ホームステイの受入                   | 85 |
| 6 教育支援（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校） | 86 |
| 7 就職支援                        | 87 |
| 8 旅券                          | 88 |

|     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| 9   | その他の受入支援                 | 88  |
| 10  | 全国避難者情報システムの運用           | 89  |
| 第5節 | 修学旅行受入支援                 | 90  |
| 1   | 大阪府東日本大震災等被災者支援基金の活用     | 90  |
| 2   | 修学旅行生の受入実績               | 91  |
| 第6節 | その他の支援                   | 92  |
| 1   | 避難者への各種相談による支援活動         | 92  |
| 2   | 避難者を支援するイベントの開催・招待       | 92  |
| 第7節 | 避難者アンケートの実施              | 93  |
| 第8節 | 福島第一原子力発電所事故の風評被害等への対応   | 94  |
| 1   | 食の安全の確保                  | 94  |
| 2   | 周辺より放射線量が高い個所への対応        | 94  |
| 第6章 | 災害廃棄物の受入                 | 95  |
| 第1節 | 災害廃棄物の発生                 | 95  |
| 第2節 | 岩手県における災害廃棄物の処理と広域処理の必要性 | 95  |
| 1   | 岩手県内での処理                 | 95  |
| 2   | 岩手県から広域処理の要請             | 97  |
| 3   | 国・岩手県議会からの要請             | 97  |
| 第3節 | 広域処理への協力に向けて             | 98  |
| 1   | 広域処理に係る府の処理指針の策定         | 98  |
| 2   | 本府での受入に向けて               | 99  |
| 第4節 | 本格受入に向けて                 | 100 |
| 1   | 試験処理の実施                  | 100 |
| 2   | 本格処理の実施                  | 104 |
| 3   | これまでの経過                  | 105 |
| 第7章 | 東日本大震災への支援活動を活かして        | 108 |
| 第1節 | 今後の新たな支援対策への反映           | 108 |
| 第2節 | 府が支援を受ける場合に講ずべき対策        | 111 |
| 第8章 | これまでの支援活動を通して            | 114 |
| 1   | 危機管理室                    | 114 |
| 2   | 府民文化部                    | 118 |
| 3   | 福祉部                      | 128 |
| 4   | 健康医療部                    | 138 |

---

---

|      |                                     |     |
|------|-------------------------------------|-----|
| 5    | 環境農林水産部                             | 151 |
| 6    | 都市整備部                               | 155 |
| 7    | 住宅まちづくり部                            | 168 |
| 8    | 教育委員会                               | 169 |
| 参考資料 |                                     | 178 |
| 1    | 東日本大震災からの早期復旧・復興に向けた緊急提案            | 178 |
| 2    | 平成22年度補正予算、平成23年度補正予算による措置等         | 184 |
| 3    | 「大阪府東日本大震災等被災者支援基金」による修学旅行支援補助金交付要綱 | 189 |
| 4    | 東日本大震災被災地ボランティア等支援事業大阪府実行委員会規約      | 191 |
| 5    | ホームステイ受入家庭募集要項、ホームステイ希望児童募集案内       | 194 |
| 6    | 避難者アンケートの結果概要                       | 199 |
| 7    | 岩手県・宮城県・福島県の各知事からの感謝状等              | 229 |
| 8    | 東日本大震災への支援等対応時系列表                   | 231 |

---

## 編集にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した未曾有の大規模災害である東日本大震災から 2 年が経過しました。この大震災での被害は、北海道から高知県に至るまで広範囲にわたっており、人的被害では 18,131 人もの方がお亡くなりになられ、行方不明者 2,829 人、負傷者 6,194 人、住家被害では、全壊 129,391 棟、半壊 265,096 棟、一部破損 743,298 棟となるなど、甚大な被害をもたらしました。〔消防庁：平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第 146 報)平成 24 年 9 月 28 日〕

こうした中、震災発生以後、被災県では懸命な災害応急対策活動が実施されるとともに、全国各地から消防、警察、自衛隊、行政機関、民間企業・団体、ボランティアなど、多くの方々による被災地での支援活動や、水、食料、日用品などの物資の提供が行われるなど、一日も早い被災地の復興に向けた活動が展開されてきました。

本府においても、関西広域連合の一員として構成各府県等と連携を図りながら、府内の各市町村とも密接に協力し、様々な部局から被災地へ職員を派遣し支援活動を行うとともに、派遣職員や被災県からの情報などにより、刻々と変化する被災地の支援要望の把握に努め、その実情に即した物的・人的支援をはじめ、避難して来られた方々の受入など被災地支援に全力で取り組んできました。

さらに、国の関係省庁に対して「東日本大震災からの早期復旧・復興に向けた緊急提案」を行うなど、一日も早い被災地の復旧・復興に向けた取り組みを進めてきました。

こうした懸命な取り組みが行われる中、被災地における復旧・復興は進んでいましたが、今なお、応急仮設住宅での生活を余儀なくされている被災者の方々が多くおられます。

本府としても、引き続き、派遣職員からの情報や取り組み経験を踏まえ、被災地の復旧・復興への支援に取り組むとともに、この震災を風化させることなく震災を教訓とした防災対策の充実・強化に取り組んでまいります。

平成 25 年 3 月

## 第1章 東日本大震災被害の概要

### 第1節 地震の概要

|             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 地震名         | 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」           |
| 地震発生時刻      | 平成23年3月11日14時46分                   |
| 発生場所(震源位置)  | 三陸沖(北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km) |
| 規模(マグニチュード) | 9.0(モーメントマグニチュード)                  |
| 最大震度        | 7（宮城県栗原市）                          |

(気象庁HPより)

#### 1 津波 ※年号について特段の表記がない場合は全て平成23年である。

##### 3月11日14時49分 津波警報(大津波)発表

(津波警報(大津波)が発表された津波予報区)

- ・岩手県、宮城県、福島県(以上14:49発表)
- ・青森県太平洋沿岸、茨城県、千葉県九十九里・外房(以上15:14発表)
- ・伊豆諸島、北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸西部(以上15:30発表)
- ・青森県日本海沿岸、千葉県内房、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、和歌山県、徳島県(以上16:08発表)
- ・高知県(以上22:53発表)
  - 以後段階的に津波警報・津波注意報に移行
  - 3月13日17時58分、全ての津波注意報が解除

##### 津波高について

東日本大震災において、気象庁の津波観測地点では、施設が津波により被害を受けるなどにより、津波の観測が欠測となり、実際の津波の最大値が得られていない地点があった。

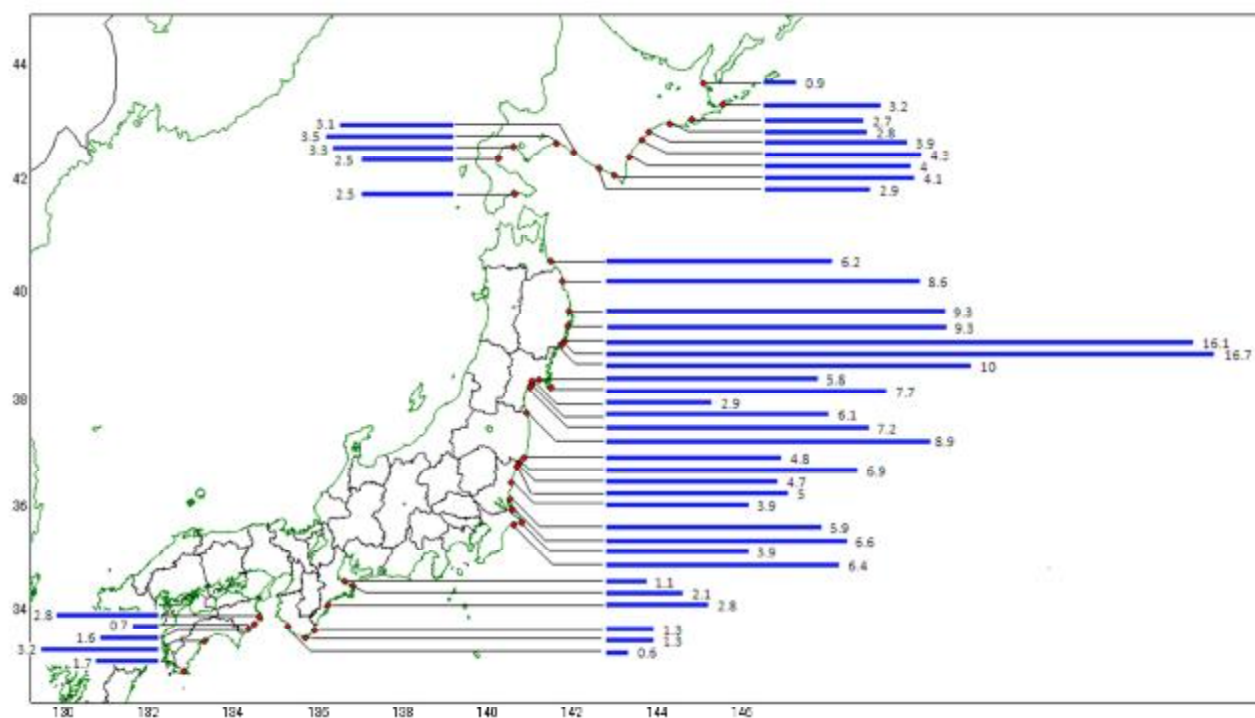
気象庁では3月28日から4月2日までに、これらの津波観測点付近において津波の痕跡等から津波の高さの調査を行った。

推定した津波の高さは以下のとおりである。

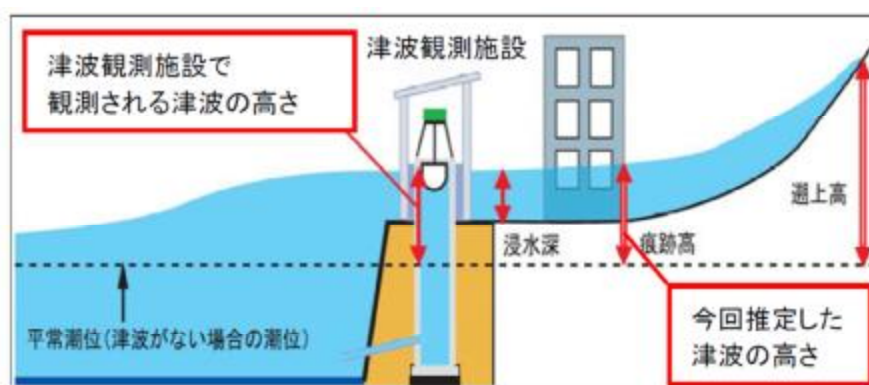
| 観測点名     | 痕跡等から推定した津波の高さ | 津波計等による<br>津波の最大の高さ<br>(津波情報で発表された速報値、又は、後日回収した記録の分析結果) |
|----------|----------------|---------------------------------------------------------|
| 八戸(青森県)  | 6.2m           | 2.7m以上                                                  |
| 久慈港(岩手県) | 8.6m           | —                                                       |
| 宮古(岩手県)  | 7.3m           | 8.5m以上※                                                 |
| 釜石(岩手県)  | 9.3m           | 4.1m以上※                                                 |

|            |       |         |
|------------|-------|---------|
| 大船渡(岩手県)   | 11.8m | 8.0m以上※ |
| 石巻市鮎川(宮城県) | 7.7m  | 7.6m以上※ |
| 仙台港(宮城県)   | 7.2m  | —       |
| 相馬(福島県)    | 8.9m  | 7.3m以上  |

※観測施設が大きな被害を受けており、その影響により適切に津波の高さを観測できていない可能性がある。



主な地点における津波の痕跡から推定した津波の高さ（数字は津波の高さを示す（m））



津波観測施設における津波の高さと痕跡高の関係

(以上 平成23年4月5日 気象庁報道提供資料及び平成23年3月地震・火山月報より)

また、平成24年2月6・7日に東京大学と福島県のチームが、東京電力福島第一原発から半径20キロ圏内の警戒区域で津波の痕跡調査を行い、最大で福島県富岡町で21.1mの津波跡を測定している。(以上 平成24年2月9日付け朝日新聞より)

津波の遡上高としては、東京大地震研究所の調査の結果、

- ・宮古市田老小堀内：37.9m
- ・宮古市田老和野：35.2m
- ・宮古市田老青野滝：34.8m
- ・宮古市松月：31.4m
- ・宮古市真崎：30.8m

の計5カ所で30mを超えた。

明治三陸津波では岩手県大船渡市で38.2mを記録したが、30m超は他に同県陸前高田市の32.6mだけで、昭和三陸地震(1933年)による津波は最高28.7m(大船渡市)だった。

(以上2011.4.24付け毎日新聞より) 東日本大震災では、明治三陸津波で高台へ運ばれた大きな岩として有名な「津波石」(標高25m)が残る岩手県田野畑村羅賀地区では津波石を超える27.8mに達した。また、震災による津波が押し寄せた岩手県宮古市では、陸地を駆け上った津波の高さ(遡上(そじょう)高)が40.5mに達していたことが、研究者らでつくる「東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ」の調査で判明するなど、これまでの最高値である、明治三陸津波(1896年)での同県大船渡市に残る38.2mを上回り、観測史上最大の津波であったことを裏付けた。(以上2011.7.16付け毎日新聞より)

## 2 余震の状況

余震は、岩手県沖から茨城県沖にかけて、震源域に対応する長さ約500km、幅約200kmの範囲に密集して発生しているほか、震源域に近い海溝軸の東側、福島県及び茨城県の陸域の浅い場所も含め広い範囲で発生。

平成24年9月4日16時00分までに発生した余震は、最大震度6強が2回、最大震度6弱が2回、最大震度5強が12回、最大震度5弱が37回、最大震度4が199回となっている。

(以上H24.9.28付け消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第146報)」より抜粋)

## 第2節 被害の概要 (平成24年9月11日現在)

### 1 人的被害

| 死者(人)  | 行方不明(人) | 負傷者(人) |
|--------|---------|--------|
| 18,131 | 2,829   | 6,194  |

### 2 住家被害

| 全壊(棟)   | 半壊(棟)   | 一部破損(棟) | 床上浸水(棟) | 床下浸水(棟) |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 129,391 | 265,096 | 743,298 | 20,580  | 15,629  |

(以上H24.9.28付け消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第146報)」より抜粋)

### 第3節 府内の震度

(地名は、気象台、地方公共団体または独立行政法人防災科学技術研究所の震度観測点)

震度 3 : 大阪都島区都島本通, 大阪福島区福島, 大阪此花区春日出北, 大阪西区九条南  
 大阪港区築港, 大阪大正区泉尾, 大阪天王寺区上本町, 大阪浪速区元町  
 大阪西淀川区千舟, 大阪東淀川区柴島, 大阪東淀川区北江口  
 大阪東成区東中本, 大阪生野区舍利寺, 大阪旭区大宮, 大阪城東区放出西  
 大阪阿倍野区松崎町, 大阪住吉区遠里小野, 大阪東住吉区杭全  
 大阪西成区岸里, 大阪淀川区木川東, 大阪鶴見区横堤, 大阪住之江区御崎  
 大阪平野区平野南, 大阪北区茶屋町, 大阪中央区大手前, 大阪中央区大阪府庁  
 大阪国際空港, 豊中市曾根南町, 豊中市役所, 高槻市桃園町, 守口市京阪本通  
 枚方市大垣内, 八尾市本町, 寝屋川市役所, 大東市新町, 箕面市栗生外院  
 門真市中町, 摂津市三島, 東大阪市荒本北, 四條畷市中野, 交野市私部  
 岸和田市岸城町, 岸和田市役所, 泉大津市東雲町, 松原市阿保, 藤井寺市岡  
 忠岡町忠岡東, 大阪堺市中区深井清水町, 大阪堺市堺区山本町  
 大阪堺市堺区大浜南町, 大阪堺市堺区市役所, 大阪堺市西区鳳東町  
 大阪堺市北区新金岡町

震度 2 : 池田市城南, 吹田市内本町, 高槻市立第2中学校, 茨木市東中条町

震度 1 : 豊能町余野, 能勢町今西, 能勢町役場, 河内長野市清見台, 大阪岬町深日  
 河南町白木

※津波予報区大阪府に対して3月11日15時30分 津波注意報が発表され、18時48分 大阪天保山において最大波高62cmの津波が観測された。

その後、3月12日20時20分津波注意報は解除された。

(以上大阪管区気象台より)

## 第2章 大阪府災害等支援対策本部

## 第1節 災害等支援体制

## 1 本部事務局の体制

本府は、東日本大震災の発生直後から、被災県（震度6弱以上を観測）を支援するため、支援組織を設置し、被災者に対する食料・物資等の緊急を要する支援や時間経過とともに必要となる人的・物的支援を迅速・円滑に実施していくための災害等支援体制を構築した。

〔本部事務局等の体制〕

| 年 月 日                | 概 要                                                                                                                                | 備 考                                                                                                   |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H23.3.11（金）<br>15:00 | <b>【大阪府災害等支援対策室設置】</b><br>・震度6弱以上を観測した県を支援するため、東北地方の被害情報等を収集<br>≪事務局体制≫<br>危機管理室職員 15名<br>（※3/11～ 危機管理室：24時間体制）<br>関係部局職員 65名 計80名 | ・3/11 14:46<br>宮城県北部 震度7<br>・3/11 15:14<br>全国に大津波・津波の警報発表                                             |
| 15:30                | <b>【大阪府防災・危機管理警戒班設置】</b><br>・大阪府沿岸に津波注意報が発表されたため、府内の被害情報等を収集<br>≪運用体制≫<br>危機管理室職員 8～10名                                            | ・3/11 15:30<br>大阪府沿岸に津波注意報発表                                                                          |
| H23.3.12（土）<br>20:20 | <b>【大阪府防災・危機管理警戒班解除】</b><br>・府内に大きな被害がなく体制解除<br>東北地方への支援を中心とする体制を強化                                                                | ・3/12 20:20<br>大阪府沿岸の津波注意報解除                                                                          |
| H23.3.13（日）<br>16:00 | <b>『関西広域連合委員会開催』</b><br>・被災地への支援等<br>・カウンターパート方式により、大阪府・和歌山県は岩手県を中心に支援することを決定                                                      | 場所：<br>兵庫県災害対策センター                                                                                    |
| H23.3.14（月）<br>9:30  | <b>【大阪府災害等支援対策本部設置】</b><br>・被災地の要請に合った人的・物的支援の継続的な実施<br>≪事務局体制≫<br>危機管理室職員 17名<br>関係部局職員 127名 計144名                                | <br><災害等支援対策本部会議> |

|             |                                                                                           |                                                       |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 17:00       | ・現地連絡員（府職員：5名、和歌山県職員：1名）が岩手県庁に到着                                                          | ・3/14 10:25<br>府警へりにより八尾空港出発                          |
| H23.3.22（火） | ≪事務局体制≫を再編増強<br>・事務局の班構成を再編し、職員数を増強<br>危機管理室職員 17名 ⇒ 35名<br>※内兼務職員 10名は、定期人事異動の前倒しによる人員増強 | ・総合調整班、被災地支援班、被災者受入班、報道班に再編<br>※別途、被災者相談窓口にも危機管理室職員配置 |
| H23.4.1（金）  | ≪事務局体制≫の変更<br>・事務局職員数を変更<br>危機管理室職員 35名 ⇒ 34名<br>※内兼務職員 8名は、定期人事異動後も危機管理室兼務職員として勤務        |                                                       |
|             | ≪関西広域連合岩手県現地事務所（盛岡市）≫開設<br>・岩手県と大阪府・和歌山県との円滑な連絡体制の確立                                      | ・大阪府職員 5名<br>・和歌山県職員 2名<br>計 7名                       |
| H23.4.14（木） | ≪事務局体制≫の変更<br>・事務局職員数を変更<br>危機管理室職員 34名 ⇒ 19名                                             | ・事務局 24時間体制を改め、9:00～22:00の間の配備体制に変更                   |
| H23.4.22（金） | ≪事務局体制≫の変更<br>・平日、土日祝の昼間の体制は継続<br>・平日、土日祝の夜間の体制を解除                                        | ・夜間体制解除                                               |
| H23.4.29（金） | ≪事務局体制≫の変更<br>・平日の体制は継続<br>・土日祝の体制を解除                                                     | ・土日祝の体制解除                                             |
| H23.5.9（月）  | ≪関西広域連合岩手県現地事務所（遠野市）≫開設<br>・盛岡市と被害の大きかった沿岸部との中間に位置する遠野市に開設                                | ・盛岡 4名、遠野 3名で当面对応                                     |
| H23.5.16（月） | ≪事務局体制≫の変更<br>・事務局職員数を変更<br>危機管理室職員 19名 ⇒ 4名                                              | ・事務局要員 4名を危機管理室各グループから輪番制で職員配置                        |
| H23.6.1（水）  | ≪事務局体制≫の変更<br>・非常勤嘱託員 1名を専従で配置<br>以後、2名増員し、3名を専従で配置                                       | ・個別案件に対し、危機管理室担当グループが対応                               |
| H23.11.1（火） | ≪関西広域連合岩手県現地事務所（釜石市）≫開設                                                                   | ・遠野事務所の機能を移転                                          |

|                                             |                                  |                                 |
|---------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
|                                             | ・被災地により近い釜石市の県合同庁舎内に<br>釜石事務所を開設 |                                 |
| H24.4.2（月）                                  | ≪事務局体制≫を解除<br>・専従職員の配置を解除        | ・個別案件に対し、危機管理<br>室担当グループが対<br>応 |
| ※平成24年4月2日以降、事務局体制は解除。<br>支援活動については、継続して実施。 |                                  |                                 |

## 2 人事・財政上の特別措置

### （1）職員による被災地支援のための環境整備

「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る災害応急対策等のために出張する職員の旅費の特例に関する条例」の制定。

東日本大震災に係る災害応急対策、災害復旧その他に関連する業務に従事するために出張する府職員に対して、現地での食費や交通手段が利用できない場合の交通費を支給できるよう、同条例を平成23年3月30日に知事専決により制定、同日施行し、同年3月11日より適用することとした（平成24年3月31日廃止）。

これは、通常、災害応急対策等に従事する職員については、派遣先の地方公共団体から災害対策基本法に規定する災害派遣手当を支給するところであるが、派遣先団体において派遣協定の締結等ができない状況に鑑み、府から災害派遣手当に相当する額を災害対策旅費として支給することとしたもの。

### （2）危機管理室等の体制強化

知事部局において、府の被災地支援の中核機能を担う危機管理室や被災者受け入れなどの支援体制の強化を行った。

#### ① 危機管理室

平成23年3月22日付けで、同年4月1日に危機管理室に転入予定の職員10名を兼務発令により先行配置（課長級1名、課長補佐級5名、主査級4名）。これに加え、平成24年3月28日付けで、転入予定の職員4名を兼務発令により先行配置（主査級4名）を行った。

また、平成23年4月1日付けで、危機管理室から転出予定の職員8名を、2週間程度兼務発令により継続配置（課長級1人、課長補佐級3人、主査級4人）を行った。

#### ② 福祉部地域福祉推進室地域福祉課

平成23年4月1日付けで、被災者支援対策（基金）担当（課長補佐級）1名の配置を行った。

#### ③ 住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課

平成23年4月1日付けで、被災者支援対策（住宅）担当（主査級）1名の配置を行った。

### (3) 支援費の予算措置

#### ① 予備費の充当

被災地に派遣する救助部隊の活動経費や被災地への支援物資の購入経費等、緊急に対応する必要がある経費について、予備費を充当した。

#### ② 平成22年度一般会計補正予算

平成23年3月11日に発生した東日本大震災等による大規模災害の発生を受け、府として、被災地への職員派遣、救援物資の送付等の人的・物的支援とともに、府域での受け入れ支援を併せて実施し、最大限の支援に努めた。

その一環として、被災した住民等が大阪府内へ避難されたときに、その世帯に対し見舞金を支給するための予算を確保するため、補正を行った。(平成23年3月25日専決)

#### ③ 平成23年度一般会計補正予算

平成22年度補正予算(平成23年3月25日専決)に引き続き、切れ目のない支援を行うため、被災地への職員派遣、救援物資の送付といった人的・物的支援に加え、府域での受け入れ支援を実施するとともに、被災した住民等が大阪府内に避難されたときに、その世帯に対し、見舞金を支給するための予算を確保するため、補正を行った。【予算資料については「参考資料」を参照】

## 第2節 支援本部会議の開催

被災県からの情報による支援活動を迅速・円滑に行うため、庁内各部局が一丸となって対応するための「大阪府災害等支援対策本部(本部長：知事)」をはじめ、大阪府の支援対策組織を設置した。

### 1 災害等支援対策本部会議

平成23年3月14日(月)に、知事をトップとし、副知事、危機管理監、各部局長による「大阪府災害等支援対策本部」を設置し、被災者に対する食料・物資等の緊急を要する支援や時間経過とともに必要となる人的・物的支援のあり方を検討し、決定した。

(会議構成員)

知事、3副知事、危機管理監、政策企画部長、報道長、危機管理室長、総務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計局長、教育長

[大阪府災害等支援対策本部会議の開催経過]

| 回数  | 年月日                        | 主な議題・決定事項等                                                                                                                              | 備考 |
|-----|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 第1回 | H23.3.14(月)<br>※臨時部長会議後に設置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府の支援状況等について</li> <li>・府民からの善意(義援金・ボランティア等)の申し出について</li> <li>・被災地の要請に合った支援の継続的な実施について</li> </ul> |    |

|                                                          |              |                                                                                                                                                             |              |
|----------------------------------------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 第2回                                                      | H23.3.22 (火) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地連絡員（第1陣）からの報告</li> <li>・ 最新の現地情報、支援状況について</li> <li>・ 被災者の受入について</li> <li>・ 府の支援の基本的スキーム（案）について</li> </ul>        | 現地連絡員が出席     |
| 第3回                                                      | H23.4.1 (金)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地市町村派遣職員（第1陣）からの報告</li> <li>・ 関西広域連合の動きについて</li> <li>・ 大阪府の支援状況について</li> </ul>                                    | 現地市町村派遣職員が出席 |
| 第4回                                                      | H23.4.22 (金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新の現地情報、支援状況について</li> <li>・ 今後の対応について<br/>(市町村間の支援にカウンターパート方式を導入、新たに遠野市に現地事務所を設置、府独自のボランティア派遣スキームの構築など)</li> </ul> |              |
| ※平成24年4月1日より、「災害等支援対策本部」から「災害等支援対策室」に体制を移行し、支援活動を継続して実施。 |              |                                                                                                                                                             |              |

## 2 副知事会議

平成23年3月15日（火）に、被災地に対する人的・物的な支援活動を迅速・円滑に実施するため、副知事をトップとし、関係部・課長をメンバーとする「災害支援調整副知事会議」を設置し、情報共有と具体的な支援内容を検討・決定した。

（会議構成員）

3 副知事、危機管理監、危機管理室長、危機管理課長、消防防災課長、保安対策課長、政策企画部長、報道長、政策企画部次長、企画室長、企画室課長、総務部長、総務部次長、財政課長、人事課長、市町村課長、府政情報室長、福祉総務課長、健康医療総務課長、商工労働総務課長、都市整備総務課長、環境農林水産総務課長、住宅まちづくり総務課長、教育総務企画課長

〔災害支援調整副知事会議の開催経過〕

| 回数  | 年月日          | 主な議題・決定事項等                                                                                                                                        | 備考 |
|-----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 第1回 | H23.3.15 (火) | ・ 被災地の要請に合った具体的な人的・物的支援について                                                                                                                       |    |
| 第2回 | H23.3.16 (水) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地連絡員（第1陣）からの報告</li> <li>・ 市長会、町村長会への依頼</li> </ul>                                                       |    |
| 第3回 | H23.3.17 (木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者向け住宅相談コールセンター開設</li> <li>・ 東北3県（宮城・岩手・福島）に見舞金を贈呈（1県：200万円）</li> <li>・ 庁内情報共有のためにメーリングリスト作成</li> </ul> |    |

|                                                                                                 |             |                                                                                                                                                                  |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 第4回                                                                                             | H23.3.18(金) | <ul style="list-style-type: none"><li>・一時遠隔避難所</li><li>・府営住宅への入居募集</li></ul>                                                                                     |  |
| 第5回                                                                                             | H23.3.21(月) | <ul style="list-style-type: none"><li>・最新の現地情報</li><li>・避難者受入について</li><li>・全国知事会からの支援要請について</li><li>・府の支援の基本的スキーム(案)について</li><li>・生活支援制度と基金条例創設(案)について</li></ul> |  |
| 第6回                                                                                             | H23.3.22(火) | <ul style="list-style-type: none"><li>・最新の現地情報、支援の進捗状況について</li><li>・本部事務局の体制強化について</li><li>・府営住宅の受付開始、受付状況について</li></ul>                                         |  |
| 第7回                                                                                             | H23.3.23(水) | <ul style="list-style-type: none"><li>・最新の現地情報、支援の進捗状況について</li><li>・短期ホームステイの受入について</li><li>・避難者への生活支援物資の提供について</li></ul>                                        |  |
| 第8回                                                                                             | H23.3.24(木) | <ul style="list-style-type: none"><li>・最新の現地情報、支援の進捗状況について</li><li>・府からの情報提供の充実について</li></ul>                                                                    |  |
| 第9回                                                                                             | H23.3.25(金) | <ul style="list-style-type: none"><li>・最新の現地情報、支援の進捗状況について</li><li>・大阪府受入避難者支援基金制度</li></ul>                                                                     |  |
| 第10回                                                                                            | H23.3.28(月) | <ul style="list-style-type: none"><li>・4/1 関西広域連合岩手県現地事務所開設</li><li>・受入避難者支援基金、ホームステイについてプレスリリース</li></ul>                                                       |  |
| ※平成23年3月28日で、定例会議は終了。<br>以後、必要に応じ随時開催することとした。<br>なお、今後は関係課長会議を設置し、情報共有のうえ対応等について協議・検討を行うこととなった。 |             |                                                                                                                                                                  |  |
| 第11回                                                                                            | H23.4.8(金)  | <ul style="list-style-type: none"><li>・最新の現地情報、支援の進捗状況について</li><li>・現地調査について(調査団長:危機管理監)</li></ul>                                                               |  |
| 第12回                                                                                            | H23.4.28(木) | <ul style="list-style-type: none"><li>・5月から新たに遠野市に現地事務所を設置</li><li>・危機管理室が庁内のトータルマネジメント機能を担う</li></ul>                                                           |  |

### 3 関係課長会議

副知事会議の決定事項を踏まえ、被災地に対する人的・物的な支援活動を継続的に実施するため、実務者である関係課長等をメンバーとする「災害支援調整関係課長会議」を平成23年4月1日（金）に設置、毎週2回（火・金）定期的に開催し、最新の現地情報、支援の進捗状況等を情報共有し、今後の対応等を協議・検討した。

（会議構成員）

危機管理課長、消防防災課長、保安対策課長、政策企画総務課長、財政課長、府民文化総務課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、都市整備総務課長、住宅まちづくり総務課長、教育総務企画課長

（オブザーバー参加）市長会・町村長会事務局

〔災害支援調整関係課長会議の開催経過〕

| 回数                                                 | 年月日         | 主な議題・決定事項等                                                                          | 備 考 |
|----------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 第 1 回                                              | H23.4. 1（金） | ・ 現状に関するの情報共有<br>・ 今後の支援についての課題抽出                                                   |     |
| 第 2 回                                              | H23.4. 5（火） | ・ 現状に関するの情報共有                                                                       |     |
| 第 3 回                                              | H23.4.12（火） | ・ 津波からの復興に向けた基本方針<br>・ 原子力発電所等に関する緊急申し入れ等<br>・ 現地調査団の派遣と市町村カウンターパート方式<br>・ 一時避難所の状況 |     |
| 第 4 回                                              | H23.4.15（金） | ・ 大阪府災害等支援対策本部会議の開催について<br>・ 大阪府に避難された方へのご案内<br>・ 報道資料提供の更新時期について                   |     |
| 第 5 回                                              | H23.4.19（火） | ・ 東日本大震災に係る国への「制度提案」について<br>・ 大阪府に避難された方へのご案内                                       |     |
| 第 6 回                                              | H23.4.22（金） | ・ 最新の現地情報、今後の対応について                                                                 |     |
| 第 7 回                                              | H23.5.13（金） | ・ 現地事務所（遠野市）の活動状況について<br>・ 岩手県への人的支援（中長期職員派遣）について                                   |     |
| 第 8 回                                              | H23.6. 3（金） | ・ 災害対策調査特別委員会について<br>・ 市町村の中長期人的支援について<br>・ 現地派遣職員の健康管理について                         |     |
| ※平成 23 年 6 月 3 日で、定例会議は終了。<br>以後、必要に応じ随時開催することとした。 |             |                                                                                     |     |

### 第3章 関西広域連合の支援

#### 第1節 関西広域連合委員会の開催

##### 1 関西広域連合委員メンバー

関西広域連合における構成団体の長が委員

構成団体 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、  
京都市、大阪市、堺市、神戸市

(福井県、三重県、奈良県の3県は連携団体)

※大阪市及び堺市は平成24年4月23日から参加

※京都市及び神戸市は平成24年8月14日から参加

##### 2 委員会の開催状況（被災地支援関連）

| 開催年月日       | 議題・報告事項（被災地支援関連）                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成23年3月13日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる関西広域連合からの緊急声明</li> </ul>                                                                                                                                                               |
| 平成23年3月29日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>東北地方太平洋沖地震被害状況、現地情報等</li> <li>関西広域連合の取り組み</li> <li>東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる関西広域連合からの緊急声明（第二次）</li> <li>東北地方太平洋沖地震に関する緊急提案</li> <li>東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる被災地域の産業活動支援に関するメッセージ</li> <li>関西経済・観光の維持振興について</li> </ul> |
| 平成23年4月28日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災に関する緊急提案（第2次）</li> <li>関西広域連合の東日本大震災に対する支援活動の概要</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 平成23年5月26日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地企業 国際流出防止の協力取組概要について</li> <li>被災農業者に対する支援策の検討について</li> <li>関西広域連合の東日本大震災に対する支援活動概要</li> </ul>                                                                                                         |
| 平成23年6月25日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災農業者に対する支援策について<br/>農業支援チラシ<br/>農業者支援策1<br/>農業者支援策2</li> </ul>                                                                                                                                          |
| 平成23年7月28日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>関西広域連合の東日本大震災に対する支援活動等について</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
| 平成23年9月24日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>関西広域連合の東日本大震災に対する支援活動等について</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
| 平成23年10月27日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>関西広域連合の東日本大震災に対する支援活動等について</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
| 平成23年12月10日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入について</li> </ul>                                                                                                                                                                       |

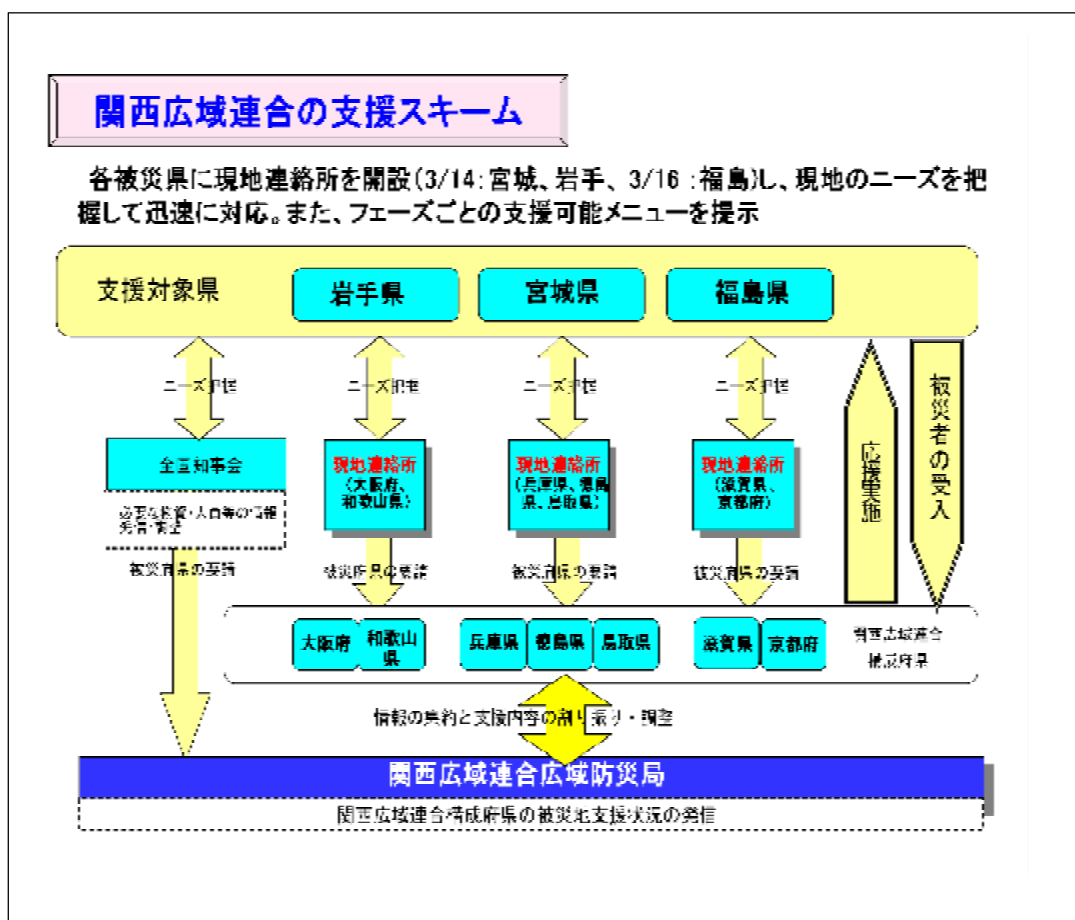
|                  |                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 24 年 1 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災災害廃棄物処理について</li> <li>・ 津波被害による岩手県・宮城県の災害廃棄物の受け入れについて</li> <li>・ 東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する専門家会議の設置について(案) (京都府)</li> <li>・ 大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針</li> </ul> |
| 平成 24 年 3 月 25 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災災害廃棄物の広域処理について</li> <li>・ 東日本大震災災害廃棄物の広域処理への今後の対応について(案)</li> </ul>                                                                                               |
| 平成 24 年 4 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災災害廃棄物の広域処理について</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 平成 24 年 7 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害廃棄物広域処理について(1)</li> <li>・ 災害廃棄物広域処理について(2)</li> <li>・ 災害廃棄物広域処理について(3)</li> </ul>                                                                                     |
| 平成 24 年 8 月 23 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災災害廃棄物の広域処理について</li> </ul>                                                                                                                                         |

## 第2節 関西広域連合の支援スキーム

関西広域連合では、平成 23 年 3 月 13 日に開催した関西広域連合委員会において発表した「東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる関西広域連合からの緊急声明」及び 3 月 29 日に開催した同委員会で発表した「東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる関西広域連合からの緊急声明（第二次）」に基づき、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）被災地への支援に取り組んできた。



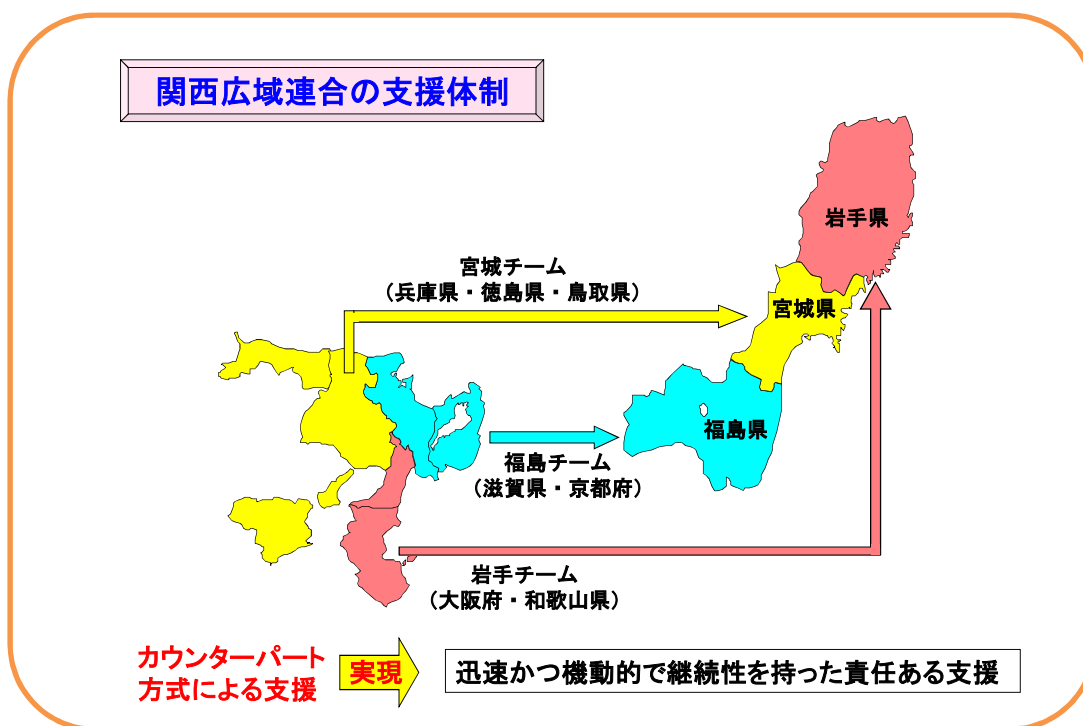
<関西広域連合委員会>



## 1 カウンターパート方式による支援

被災地支援をはじめ、支援物資等の提供、応援要員の派遣など被災地への支援について、迅速かつ的確に行うため、構成府県と協働して特に被害の大きな福島県、岩手県、宮城県に対し、カウンターパート方式による支援の枠組みを構築し、効果的な支援に努めてきた。

| 被災県 | 応援府県        |
|-----|-------------|
| 岩手県 | 大阪府、和歌山県    |
| 宮城県 | 兵庫県、徳島県、鳥取県 |
| 福島県 | 滋賀県、京都府     |



## 2 現地連絡所（事務所）の設置・充実

カウンターパートの各府県は、各被災県に現地連絡所（事務所）を開設し、被災地のニーズを的確に把握し情報を集約することにより、構成府県での効果的な支援に努めてきた。

### （1）関西広域連合現地連絡所（事務所）

| 被災県 | 設置場所       | 設置時期          | 備考                  |
|-----|------------|---------------|---------------------|
| 岩手県 | 岩手県庁内      | 3月14日(月)17:00 | 4/1 移転、現地事務所として機能強化 |
|     | 遠野市役所内     | 5月9日(木)       | 沿岸部に近い位置に追加開設       |
|     | 県合同庁舎内(釜石) | 11月1日(火)      | より沿岸部に開設し遠野業務を移転    |
| 宮城県 | 宮城県庁内      | 3月14日(月)10:30 |                     |
| 福島県 | 会津若松合同庁舎内  | 3月16日(水) 9:30 |                     |
|     | 福島県庁内      | 3月16日(水)13:00 |                     |

※宮城県現地連絡事務所については、3月23日(水)から兵庫県・鳥取県・徳島県の県・市町村職員等で構成する3市町支援本部（気仙沼市・石巻市・南三陸町）として設置。宮城県庁内の現地連絡所は10月から非常駐。

※福島県現地連絡所については、福島県庁内・会津若松合同庁舎内の2カ所体制を維持してきたが、6月25日をもって福島県庁に連絡所を統合。

## (2) 業務内容

- ① 関西広域連合の構成府県が行う支援の現地での受け入れの確認、各被災県と受け入れ拠点から被災地への物資の輸送調整等の実施
- ② 現地の被災状況と交通情報の収集及び報告
- ③ 各被災県の被災ニーズを把握及び報告
- ④ 阪神・淡路大震災の経験を生かし、応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例伝達、今後、発生する対応業務についての情報提供・対応支援

## 3 支援内容（平成 24 年 11 月 2 日現在）

### (1) 物資の送付

アルファ化米（約 26 万食）、飲料水（約 46 万本）、毛布（約 6 万 4 千枚）、簡易トイレ（約 2 万 1 千基）など

### (2) 職員の派遣

累計 86,100 人日

派遣職員数合計 132 人

※警察、消防、DMAT、市町村職員を除く。

### (3) 避難者の受入れ

4,745 人（公営住宅等）

## 第3節 関西広域連合からの提言等

被災地・被災者の実状に応じた支援が行われるよう、国、関係省庁等に対する提案・要望を行った。

### 1 関西広域連合からの提言等

| 提案等名                          | 提出先                          | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東日本大震災に関する緊急提案<br>(H23.4.4)   | 内閣官房長官<br>総務大臣<br>等関係 15 大臣等 | <p>阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、被災地、被災者の実状に応じたきめ細やかな支援が行われるよう、全 76 項目を緊急提言（項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者・被災地の復旧・復興に向けた提言</li> <li>・ 住宅、産業復興、インフラ整備に係る緊急 3 ヶ年計画の策定</li> <li>・ 地域主体の復興推進のしくみづくり</li> <li>・ 復興基金の早期創設 等</li> <li>・ 福島原発事故への対応</li> <li>・ 津波対策の総合的な推進</li> </ul> |
| 農畜産物等の安全確保策等について<br>(H23.4.4) | 内閣官房長官<br>総務大臣<br>等関係 15 大臣等 | <p>東京電力福島第一原子力発電所事故による一部の農畜産物の出荷制限について、判断基準が必ずしも明確でない等による買い控</p>                                                                                                                                                                                                                          |

|                                     |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     |                                                  | え、諸外国の過剰反応が生じていることに対し、7項目を緊急提言<br>(項目)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかな食品衛生法上の基準値の設定</li> <li>・ 食品や農畜産物の計画的検査と結果公表</li> <li>・ 出荷制限に係る判断基準の明確化</li> <li>・ 風評被害の防止 等</li> </ul>                                                                                         |
| 原子力発電等に関する緊急申し入れ<br>(H23.4.8)       | 関西電力、中国電力、四国電力<br>※井戸連合長、嘉田知事、山田知事等から関電八木社長に申し入れ | 東京電力福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を受け、関西における立地地域への影響等を考え、住民が信頼できる原子力災害対策や中長期的な自然エネルギーの供給について、7項目を申し入れ<br>(項目)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子炉冷却のための電源対策など冷却手段の確保対策</li> <li>・ モニタリングポストの設置等監視体制強化</li> <li>・ 地域防災計画の見直し検討にあたっての積極的な情報提供</li> <li>・ 自然エネルギー導入への積極的な取組</li> </ul> |
| 復興を支えるための観光推進に関する緊急要望<br>(H23.4.19) | 観光庁長官<br>※山田知事から溝畑長官に手交                          | インバウンド観光、国内観光が自粛ムードの中で、「当面の観光に関する取組について」(観光庁長官通知)を受け、より積極的な取組を求め、3項目を要望<br>(項目)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内各地での観光キャンペーンの積極的な展開</li> <li>・ 海外での積極的なプロモーション(海外メディアのファムトリップ等)</li> <li>・ 訪日外国人旅行者の安心感のための正確でわかりやすい情報発信</li> </ul>                                     |
| 東日本大震災に関する緊急提案(第2次)<br>(H23.4.28)   | 内閣官房長官<br>総務大臣<br>等関係17大臣等                       | 4月4日の第1次提案後の状況を踏まえ、引き続き必要と考えられる措置について提案<br>(項目)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者・被災地の復旧・復興に向けた提言</li> <li>・ 福島原発事故への対応</li> <li>・ 津波対策の総合的な推進</li> </ul>                                                                                                               |

|                                     |                     |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言<br>(H23.5.17) | 内閣官房長官<br>等関係 5 大臣等 | <p>関東と関西の双眼化を図り、首都中枢機能のバックアップを行う仕組みの一刻も早い構築にむけた提言<br/>(項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会、各府省の事業継続計画（BCP）策定とその推進</li> <li>・ バックアップ構造の構築の法律等への明記</li> <li>・ 民間企業等のバックアップ構造の構築等</li> <li>・ 国土の双眼構造の構築</li> <li>・ 首都バックアップの平時の備え</li> </ul> |
|-------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 関西広域連合が受けた提言

| 提言名                               | 提言元                                                                              | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東日本大震災からの日本再生への緊急提言<br>(H23.4.20) | <p>京都、大阪、神戸<br/>3 商工会議所<br/>※<br/>立石会頭（京都）、<br/>大橋会頭（神戸）<br/>等が井戸連合長に<br/>提出</p> | <p>東日本大震災を受け、日本全体が危機に陥る中、関東圏と関西圏による国土の双眼構造の構築をはじめ、日本再生のため、4 項目を緊急提言<br/>(項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都機能の双眼化に向けた受け皿となる機能充実</li> <li>・ 関西での非常時における危機管理体制の構築や原子力発電の安全性の確保</li> <li>・ 食品や工業製品に対する風評被害への対応、インバウンド観光の推進</li> <li>・ 関西が日本経済の下支えを行う関西から元気を発信</li> </ul> |

## 第4章 被災地への支援

### 第1節 府職員派遣等による現地支援

#### 1 岩手県現地連絡所（事務所）の開設

地震発生直後から、大阪府では災害等支援対策室（14日に災害等支援対策本部へ改組）を立ち上げ支援に取り組んできた。また、被災地の被害情報を的確にとらえ、真に必要な支援を行うため、震災直後の3月13日（日）、カウンターパート方式の支援決定と同時に岩手県庁への連絡員の派遣を決定した。

3月14日（月）府警察本部航空隊の協力を得て、第1陣として和歌山県職員1名を含む6名が午前10時過ぎ八尾空港を離陸、午後5時岩手県庁へ到着した。関西広域連合現地連絡員として県庁政策地域部政策推進室内にスペースを借り、現地が求める支援の内容を大阪府・和歌山県へ情報提供、連絡調整を行うなどの確な支援活動ができるように努めた。

#### 2 現地連絡員の体制と役割（平成23年3月末まで）

現地連絡員は被災地が必要としている支援情報を大阪府と和歌山県に連絡し具体的な支援活動につなげるとともに、関西で準備できる人的・物的な支援内容を県庁に提案し、県の希望を確認する等提案型の支援も積極的に行ってきた。

ただ、第1陣は震災後間もない状況であり、当時の交通事情や燃料の確保状況等から県庁（盛岡市）での調整業務が中心となっていた。第2陣、第3陣では被害の多かった沿岸部への調査を行い、被害の現状や避難所の状況を確認し、府への情報提供・支援調整等を行った。

また、岩手県の物資集積場（アピオ）にも支援要員を派遣し、避難所への輸送等の円滑化を支援した。

#### 【3月中の体制】

| 派遣状況           | 関西広域連合現地連絡員 |      |
|----------------|-------------|------|
|                | 大阪府         | 和歌山県 |
| 第1陣（3/14～3/19） | 5名          | 1名   |
| 第2陣（3/19～3/26） | 4名          | 2名   |
| 第3陣（3/26～4/2）  | 4名          | 2名   |

#### 3 物資集積場（アピオ）支援要員の派遣

当時のテレビニュースなどで、全国から支援物資が届いたが、沿岸部の避難所等への物資配送の仕分け・積み込作業などを行う県職員が不足していること、県庁内の業務との掛け持ちで職員の疲弊がみられたことなどから、一部の避難所では食料を含め物資が不足する一方、アピオでは搬送待ちの物資が大量に残るなどの報道があった。そのため本府から岩手県に対して、集積場での積み込み等の業務支援を提案し、庁内で人員の確保を図り、アピオへの支援要員を派遣し、避難所への輸送等の円滑化に協力してきた。

派遣当初は、交通手段の確保が困難であったことから、ヘリコプター（八尾空港⇒盛岡東警察署）や府公用車で現地に入った。

期 間 平成23年3月19日（土）～同年5月3日（火）

場 所 岩手県支援物資集積場

アピオ（岩手産業文化センター）岩手県岩手郡滝沢村滝沢字砂込 389-20

派遣数 各班（6人）を4日間から6日間交代で派遣。延 432 人日を派遣。

作業時間 9時から21時

| 班    | 出発日      | 帰阪日      | 担 当 部 局 等            |
|------|----------|----------|----------------------|
| 1 班  | H23.3.19 | H23.3.23 | 都市整備部                |
| 2 班  | H23.3.20 | H23.3.24 | 都市整備部                |
| 3 班  | H23.3.23 | H23.3.26 | 総務部、議会事務局            |
| 4 班  | H23.3.25 | H23.3.29 | 総務部                  |
| 5 班  | H23.3.28 | H23.4. 1 | 政策企画部、会計局、監査委員事務局    |
| 6 班  | H23.3.31 | H23.4. 5 | 教育委員会事務局             |
| 7 班  | H23.4. 4 | H23.4. 9 | 福祉部                  |
| 8 班  | H23.4. 8 | H23.4.13 | 商工労働部                |
| 9 班  | H23.4.12 | H23.4.17 | 環境農林水産部              |
| 10 班 | H23.4.16 | H23.4.21 | 府民文化部、議会事務局、教育委員会事務局 |
| 11 班 | H23.4.20 | H23.4.25 | 総務部、人事委員会            |
| 12 班 | H23.4.24 | H23.4.29 | 商工労働部                |
| 13 班 | H23.4.28 | H23.5. 3 | 総務部                  |



<アピオのアリーナ>



<アリーナ内部の支援物資集積の様子 及びトラックへの積み込み>



#### 4 現地連絡所（事務所）の充実

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日、県庁近くに新たに「関西広域連合岩手県現地事務所」を開設し、事務所の機能強化を図り、岩手県と大阪府・和歌山県との円滑な連絡体制を確立し、支援対策の充実に努めた。

現地事務所には、大阪府から府所長、次長を含め 5 名、和歌山県から県所長を含め 2 名の計 7 名を配置した。府では所長、次長の派遣期間を 1 年間として支援を行うこととした。



<現地事務所内>

な情報を把握し、府へ情報提供を行い支援につなげた。

また、府が実施したボランティア派遣に係る現地ニーズの調査・現地調整の支援や幹部視察者への現状説明等を行った。

岩手県内には、府内の市長会・町村長会から派遣された市町村職員が被災市町村業務を支援しており、これら職員が不安なく支援業務に従事できるようサポート体制の確保にも努めた。

被災市町村への職員派遣について、大阪府と和歌山県の役割分担としては、大阪府は専ら、大槌町と宮古市、大船渡市を担当し、和歌山県は山田町を担当することとなった。

盛岡事務所からさらに沿岸部への支援活動を充実させるため、被災地の状況を確認しながら遠野市、釜石市と現地事務所を開設するための調整を行った。

岩手県の各現地事務所は平成 23 年度末まで県内の支援拠点として活用してきた。



<関西広域連合岩手県現地事務所位置図>

現地では、岩手県庁との連絡や支援に係る情報交換はもとより、被害が大きい沿岸部の市町村や避難所を連日訪問して、府が実施している避難者への支援内容の情報提供、現地で困っていること、不足物資など支援が必要

#### (2) 遠野現地事務所（及び釜石事務所）

岩手県は北海道に次いで面積が広く、県庁のある盛岡市から被害の大きかった沿岸部まで約 100 キロメートルの距離がある。このため、毎日沿岸部の被災地を訪問するようになると、この移動による時間的ロスが大きな負担となること。また、県庁との連携が重要であることに変わりなく、沿岸部では宿舎や事務所の確保が困難な状況であったことなどから、盛岡市と沿岸部の中間に位置し、津波の被害を受けなかった遠野市に現地事務所を設置することとし、遠野市役所や遠野まごころネットなどの NPO 法人などと連携しながら沿岸部を中心にした支援活動を行った。

その後、平成 23 年 11 月には、より被災地に近い釜石市の県合同庁舎内に釜石事務所を開設し、遠野事務所の機能を移転した。

## 5 現地対策要員の派遣等

被災地からの人的派遣要請に応えるため、以下のとおり各部局から医療・福祉関係職員や土木・建築関係職員等多くの職員を現地へ派遣してきた。

また、職員派遣等の支援を行うための予算措置や人的措置を行った。

府職員等の現地派遣の概要については下表のとおりであり、各部局の職員派遣等による支援内容は次項に記載している。

なお、現地連絡員及び物資集積所支援要員については記述済のため下表では省略している。

(職員の現地派遣の概要)

(「延べ人数(人日)」は平成25年3月4日現在の集計)

| 部局    | 項目            | 期間                        | 延べ人数<br>(人日) | 備考                        |
|-------|---------------|---------------------------|--------------|---------------------------|
| 福祉部   | 子どもの心のケア      | 平成23年4月18日～<br>平成23年4月22日 | 20           | 避難所の巡回や子どもの心のケア、在宅訪問等     |
|       | 岩手県福祉業務支援     | 平成23年8月1日～<br>平成25年3月派遣中  | 1,164        | 被災孤児対応等                   |
| 健康医療部 | 健康対策等連絡調整     | 平成23年3月19日～<br>平成23年3月31日 | 17           | 健康対策等現地連絡員                |
|       | 健康対策健康相談等     | 平成23年3月15日～<br>平成23年3月25日 | 66           | 避難所での巡回健康相談や家庭訪問等         |
|       | 健康相談等         | 平成23年3月24日～<br>平成23年7月2日  | 850          | 避難所での巡回健康相談や家庭訪問等         |
|       | 放射線スクリーニング・相談 | 平成23年3月19日～<br>平成23年9月1日  | 303          | 福島県の避難所における放射線スクリーニング及び相談 |
|       | 医療救護活動(病院機構)  | 平成23年3月23日～<br>平成23年5月19日 | 534          | 避難所での医療救護活動               |
|       | こころのケア        | 平成23年3月23日～<br>平成23年7月5日  | 750          | 被災者に対するこころのケア             |
|       | CT検診          | 平成23年3月30日～<br>平成23年4月2日  | 20           | 被災地でのCT検査                 |
|       | DMAT要員等搬送     | 平成23年3月13日～<br>平成23年3月16日 | 28           | DMAT隊員送迎及び物資搬送            |
|       | 健康医療業務支援      | 平成23年8月1日～<br>平成24年1月31日  | 177          | 岩手県医療推進課において医療体制の整備業務     |

|                  |                  |                            |         |                                 |
|------------------|------------------|----------------------------|---------|---------------------------------|
| 環境<br>農林<br>水産部  | 災害復旧業務           | 平成23年10月1日～<br>平成24年3月31日  | 183     | 道路、河川、海岸及び港湾の災害復旧業務             |
|                  | 農業用施設等<br>災害復旧業務 | 平成23年7月19日～<br>平成25年3月派遣中  | 420     | 農地・農業用施設の災害復旧業務                 |
|                  | 自然公園施設<br>災害復旧業務 | 平成23年12月12日～<br>平成25年3月派遣中 | 369     | 自然公園施設の災害復旧業務                   |
|                  | 廃棄物計画策<br>定支援    | 平成23年7月25日～<br>平成23年9月30日  | 96      | 災害廃棄物の処理に向けた各市<br>町村詳細計画策定の支援   |
| 都市<br>整備部        | 公共土木施設<br>災害復旧業務 | 平成23年6月1日～<br>平成25年3月派遣中   | 10,304  | 道路、河川、海岸及び港湾の災害復旧業務             |
|                  | 下水道業務支<br>援      | 平成23年3月25日～<br>平成23年4月6日   | 48      | 下水管路の調査                         |
| 住宅<br>まち<br>づくり部 | 応急仮設住宅<br>建設     | 平成23年3月17日～<br>平成23年7月31日  | 411     | 応急仮設住宅の建設応援                     |
|                  | 災害対策住宅<br>への入居斡旋 | 平成23年3月23日～<br>平成23年4月30日  | 107     | 災害対策住宅（公営・民間）への<br>入居斡旋に関する業務応援 |
|                  | 宅地危険度判<br>定      | 平成23年4月18日～<br>平成23年4月23日  | 54      | 被災地の宅地危険度の判定                    |
|                  | 災害公営住宅<br>整備業務   | 平成23年8月1日～<br>平成25年3月派遣中   | 2,328   | 災害公営住宅の整備に係る設<br>計・発注、工事監理等業務   |
| 事務局<br>委員会<br>教育 | 埋蔵文化財発<br>掘調査    | 平成24年4月1日～<br>平成25年3月派遣中   | 338     | 災害復旧に係る埋蔵文化財発掘<br>調査            |
| (当時)<br>水道部      | 給水支援             | 平成23年3月12日～<br>平成23年3月22日  | 176     | 給水活動の実施（水道部（当時））                |
| 大阪府<br>警察        | 広域緊急援助<br>隊      | 平成23年3月11日～<br>平成23年8月30日  | 8,359   | 救出救助・捜索活動・検視・交通<br>規制・整理誘導等     |
|                  | 特別派遣部隊           | 平成23年3月12日～<br>平成25年3月7日   | 123,229 | 救出救助・捜索活動、警戒・警ら、<br>相談・防犯指導等    |
| 消防               | 緊急消防援助<br>隊      | 平成23年3月12日～<br>平成23年4月24日  | 7,225   | 消火、救助、救急活動等                     |

\* 派遣期間については、期間中の人数変更や派遣していない期間がある場合でも初日と最終日を記載している。

## 6 各部局から現地対策要員の派遣及び人事・財政上の措置

各部局における職員の派遣調整や派遣等の概要は次のとおりである。

### (1) 総務部

全庁から職員を派遣するため、派遣や人選に関する調整を行った。

#### (ア) 派遣者の調整

人事室では、危機管理室を通じて寄せられる被災県からの要請に応じて、各部局とともに、派遣者の人選等を行った。発災当初3ヶ月間は、短期間に交代で府の職員を派遣することが多かったが、被災地が、救助・復旧から、復興に重点が移っていくにつれて、全国知事会等を通じ、長期間の派遣に切り替わっていった。

#### (イ) 派遣者の健康管理

人事室では、職員を派遣する際の所属長による健康チェックリストを作成するとともに、被災地に派遣される職員にはメンタルヘルス面の注意事項を作成し周知した。また、長期派遣者には、派遣前に健康診断を行うとともに、一時帰阪時や派遣後にも産業医による面談を行うなど、健康状態の確認を行った。

また、現地対策要員の派遣に関する支援を含め、必要な予算を確保するため、平成22年度の補正予算及び予備費の活用、平成23年度予算の補正による対応を行った。

#### ① 平成22年度 補正予算（一部） 31,151千円 【参考資料2 参照】

（経 過） 平成23年3月25日 知事専決

（主な内容） 府内への避難者に対する見舞金の支給 20,000千円

#### ② 平成22年度 予備費 267,567千円

（経 過） 平成23年3月15日ほか 総務部長決裁

（主な内容） 被災地に派遣する救助部隊に係る活動経費

141,269千円

被災地への支援物資購入・搬送等 93,797千円

避難生活中の被災者を受け入れるために必要な生活用品の購入

26,501千円

岩手県、宮城県、福島県への災害見舞金 6,000千円

#### ③ 平成23年度 3号補正予算（一部） 2,443,386千円 【参考資料2 参照】

（経 過） 平成23年3月30日 知事専決

（主な内容） 現地対策本部（岩手県）の体制整備、人的支援

451,591千円

被災地への支援物資の購入、搬送等 88,000千円

府内への避難者のための住まいの確保 888,802千円

府内への避難者に対する見舞金の支給 480,000千円

放射性物質検査機器の購入 35,007千円

#### ④ 平成23年度 4号補正予算（一部） 5,825,130円 【参考資料2 参照】

|        |                           |              |
|--------|---------------------------|--------------|
| (経 過)  | 平成 23 年 10 月 22 日         | 9 月議会議決      |
| (主な内容) | 東日本大震災による被災者への災害弔慰金の支給    |              |
|        |                           | 11,250 千円    |
|        | 災害用備蓄物資の購入                | 100,300 千円   |
|        | 被災者生活再建支援基金に対する府負担金       | 5,567,679 千円 |
|        | 高校生修学等支援基金の積み立て           | 41,565 千円    |
|        | 被災生徒等受入に対する私立学校授業料等減免事業補助 | 24,882 千円    |
|        | 被災児童生徒等に対する就学等の援助         | 16,683 千円    |
|        | 緊急スクールカウンセラーの配置           | 9,996 千円     |
|        | 東日本大震災被災県への警察部隊派遣         | 52,775 千円    |

⑤ 平成 24 年度 当初予算（一部） 4,988,787 千円

|        |                         |              |
|--------|-------------------------|--------------|
| (経 過)  | 平成 24 年 3 月 23 日        | 2 月議会議決      |
| (主な内容) | 現地対策本部等活動経費等            |              |
|        |                         | 27,552 千円    |
|        | 雇用促進住宅への避難者の受入れ         | 6,045 千円     |
|        | 被災幼児に対する保育料の減免          | 130 千円       |
|        | 岩手県の災害廃棄物処理             | 4,911,299 千円 |
|        | 被災児童生徒への就学支援            | 11,423 千円    |
|        | 被災幼児への就園支援              | 7,456 千円     |
|        | 被災生徒等受入に対する私立学校授業料等減免補助 | 24,882 千円    |

## (2) 福祉部

### □ 派遣の概要

派遣期間：平成 23 年 8 月 1 日～（継続中）

※平成 23 年度・・・2 ケ月毎に述べ 8 ケ月、延べ 4 名派遣

平成 24 年度・・・1 年間 2 名派遣（派遣中）

派遣者：社会福祉職（児童福祉司）、心理職（児童心理司）

派遣先：岩手県一関児童相談所（被災児童の調査、巡回相談等）

### □ 活動報告

#### ① 派遣期間中の主な業務

まず里親希望調査、制度改正により親族里親から養育里親への変更に該当するケースの対応、里親委託後のフォロー、震災孤児宅への訪問、震災孤児に対する支援制度の周知を行った。（※震災孤児とは、震災により父母を亡くした児童、震災遺児とは震災により父または母を亡くした児童を指す。）震災孤児に関連する里親の調査と登録は平成 23 年度で完了し、平成 24 年度からは里親委託後のフォロー、震災孤児宅への訪問、支援制度の周

知を行った。加えて、平成 24 年度は気仙地域の保育所・幼稚園・放課後児童クラブの訪問、管轄内の教育委員会の訪問、関係機関との会議への参加を行った。

#### (ア) 震災孤児・里親支援業務（平成 23～24 年度）

##### ○里親希望者の調査から登録までの流れ

震災孤児の多くが親族と生活している現状も踏まえ、厚生労働省は、身近な親族との安定した生活を継続するために親族里親制度を積極的に活用する方針を示した。

また、震災孤児と親族が一緒に生活を開始した時期まで遡及して里親委託費を支払えるのは、平成 23 年 8 月 31 日までに受託された里親が対象であり、里親希望者の調査から登録までの基本的な手順は、下記①～⑤により行うことが求められた。

- ①里親希望者身元調査書受理
- ②里親調査票作成
- ③里親調査書（申出書）作成
- ④里親登録決定
- ⑤その後、里親登録決定通知書の手交及び里親手当などの説明を行なう。

##### ○制度改正により親族里親から養育里親への変更に該当するケースの対応

前述の通り、厚生労働省は震災孤児について親族里親等の制度を積極的に活用する方針を示していたが、更なる制度活用の促進と経済的支援を手厚くして震災孤児の生活支援の充実を図るため、これまで「親族里親」であった扶養義務のないおじ・おばを「養育里親」として認定し里親手当を支給できるよう、平成 23 年 9 月 1 日児童福祉法が改正された。この法改正に基づき、下記の対応が必要となった。

- ①制度の周知
- ②親族里親から養育里親への変更の手続き
- ③以後、前述の里親希望調査①～⑤と同様

##### ○里親委託後のフォロー

定期的な家庭訪問による養育状況の把握・支援、利用可能な支援制度の案内をはじめ、今回の震災を機に親族里親・養育里親になった里親を対象とした研修や交流会を、里親会が主催しており、その手伝いも行った。

震災孤児に対する支援制度として、弔慰金・年金制度（被災児童等への給付）、里親制度（被災児童の養育者への給付）、未成年後見人制度（被災児童の財産管理等）、奨学金・一時金制度（被災児童への給付・貸与）等がある。なお、里親に認定された家庭だけでなく、児童相談所の訪問に拒否がない管内の全震災孤児宅への訪問も定期的の実施し、養育状況の確認と支援制度の案内を行った。

##### ○里親委託に至っていないケース

震災孤児を養育する全家庭が里親制度を活用するわけではない。里親委託に至らなかった理由として、金銭的な支援の必要がなく、里親制度利用の希望がない。調査に抵抗がある。孤児を引き取ることを当然と考えているため、里親制度を利用することに抵抗があり、行政機関に頼りたくない。家庭状況が不安定で、長期的に養育するか迷っている。子どもと養育者の折り合いが合わない。養育里親の場合、研修を受けることが面倒、

仕事の調整がつかない、などがある。

里親委託に至らなかったケースについては、自宅や職場を訪問し支援制度の案内や近況の確認を行う、電話での様子伺い、学校訪問して児童と面接、児童相談所の訪問に拒否的な家庭は郵送で支援制度の案内をする等の方法でアプローチ、対応した。

#### (イ) 気仙地域の保育所・幼稚園・学童保育訪問、管轄地域の教育委員会訪問

(平成 24 年度)

就学未満の子どもが所属している機関を訪問し、震災孤児や遺児が在籍していれば、その子どもたちの様子を聞き取った。また震災後にトラウマ反応や専門の相談機関につながったほうがよい子どもがいないかなどを早く把握できるように、巡回相談を行うとともに、職員に対して子どもの気になる行動や大人の関わり方を心理教育的に伝えた。管内の教育委員会、放課後児童クラブについて、子どもや家族がどのような状況なのか把握するために巡回相談を行った。

#### (ウ) 気仙子どもの心のケアセンター連絡会議、気仙地域の要保護児童対策協議会個別ケース検討会議への参加 (平成 24 年度)

大船渡市に設置されている子どもの心のケアセンターの連絡会議への出席をはじめ、気仙地域の要保護児童対策協議会個別ケース検討会議では、地域の子どものに関する機関（市町村児童福祉主管課、児童相談所、市町村教育委員会、県教育事務所、支援センター大洋、その他関係機関）が集まり、ひとりの子どもやその家族に複数の関係機関が関わっている場合について、どのような支援を行っているかをお互いが理解し、支援の方向性を話し合う機会となっている。

### ② その他の業務

主な業務の他、巡回相談、一時保護中児童への対応、施設との連絡協議会への参加、家庭訪問の同伴やケース会議の出席等地域担当児童福祉司の補助、各種研修参加・里親会への出席、被災児童の支援団体・機関連携交流会への出席、心理判定業務などを行った。

### ③ 子どもに関する支援機関について

被災児童の支援・ケアは児童相談所だけでなく、各関係機関との連携・協力が必須であり、児童相談所と関わりの深い主な機関を紹介する。

#### (ア) 保育所・学校関係

震災以後、現地は混乱が続き、市役所も壊滅的な被害を受けており、被災児童の状況把握は極めて困難をきたした。震災直後は、児童相談所職員が各避難所を回り、被災児童の基本情報、所在把握に努めた。子どもの状況把握は継続的に行われ、震災直後だけでなく、その後の生活状況の把握に際しても、保育所や学校関係者からの得られる情報は非常に有効であった。

また、親を失った子どもたちの心理的ダメージの強さは想像以上であり、その子どもたちと日常生活をともに送るなかで自然なかたちで支援とケアができる重要な役割を果た

している。

#### (イ) 市の児童福祉主管課

震災遺児は各市・岩手県振興局・(児童相談所)、震災孤児は児童相談所というように、被災児童の状況把握について役割分担している。

また、一関児童相談所が震災孤児の状況把握をする際に、現地の情報に通じている市の児童福祉主管課の協力を得たり、震災孤児家庭と直接コンタクトをとる際に普段から馴染みのある市の担当者に仲介や同行してもらうことで、円滑な対応が可能になるなど、震災孤児家庭と一関児童相談所をつなぐ重要な懸け橋となった。

#### (ウ) 児童家庭支援センター

岩手県唯一の児童家庭支援センターとして「児童家庭支援センター 大洋」が設置されている。

一関児童相談所は沿岸地域から遠方に位置するため、相談の受理、継続した相談や状況把握に難しさがある。そのため震災前から、大船渡市にある児童家庭支援センター大洋と連携しながら沿岸地域へのケース対応を行っており、こころのケアセンターの窓口も担い、震災前後を通じて、児童相談所の役割を補完する非常に重要な機関である。

#### (エ) こころのケアセンター

震災被害による子どもたちの心のケアを目的として、岩手県内に3カ所、うち1カ所が、(ウ)の児童家庭支援センター大洋に設置された。

児童家庭支援センター大洋に設置されたセンターには、東京の病院から児童精神科医と心理士が毎週金曜日～日曜日にかけてペアで派遣され、児童の診察及びカウンセリング、保護者や関係機関の職員からの相談対応、子どものこころのケアに関する研修実施、その他関係機関との連携に関すること等の活動にあたっている。

このセンターの活動は震災の影響で不安定になっている児童だけでなく、もともと発達上の課題を抱えていたと思われる児童、家族関係の調整が必要と思われるケース等、本来支援・ケアが望まれる児童に関わるきっかけにもなっており、今後も継続した支援を期待したいところである。

### ※ 参考

#### <一関児童相談所の概要>

設立：県内3カ所目の児童相談所として昭和55年4月1日設立

管轄：奥州市、一関市、陸前高田市、大船渡市、金ヶ崎町、平泉町、住田町の3市4町

管内面積：3,383 km<sup>2</sup>（大阪府の面積の約1.78倍）

### （3）健康医療部

東日本大震災で被災した方々への医療支援等を行うため、震災翌日の平成23年3月12日からDMAT（災害派遣医療チーム）による医療救護活動やドクターヘリでの重篤患者の施設間搬送を行うとともに、国及び岩手県からの要請に基づき、府立病院機構や健康医療部を中心に、医師、看護師、保健師、社会福祉士、放射線技師などの医療スタッフを派遣し、医療救護やこころのケア、健康相談などを行った。

#### ① DMAT（災害派遣医療チーム）活動 延べ20隊

（平成23年3月12日～3月22日）

震災翌日の平成23年3月12日から、茨城県、福島県、宮城県、岩手県などにおいて、医師、看護師等による病院支援、域内搬送、現場活動、広域医療搬送等の医療救護活動を行った。

#### ② ドクターヘリ活動 延べ20人日 （平成23年3月12日～3月14日）

震災翌日の平成23年3月12日から、福島県、山形県などにおいて、被災した重篤患者の施設間搬送を行った。

#### ③ 公衆衛生チーム

【医師、保健師、管理栄養士、事務等】延べ916人日

（平成23年3月15日～7月2日）

当初、厚生労働省からの要請を受け、平成23年3月15日から、宮城県仙台市宮城野地区において、その後、国及び岩手県の要請を受け、3月24日からは、岩手県山田町（宮古保健所管内）において、避難所での被災者に対する健康相談や衛生指導等を行った。

#### ④ 医療救護支援チーム（府立病院機構）

【医師、看護師、薬剤師、事務等】延べ534人日

（平成23年3月23日～5月19日）

岩手県からの要請を受け、平成23年3月23日から岩手県大槌町において、避難所での被災者に対する医療救護活動を行った。

#### ⑤ こころのケアチーム

【医師、看護師、ケースワーカー、心理職員等】延べ750人日

（平成23年3月23日～7月5日）

厚生労働省による調整及び岩手県からの要請を受け、平成23年3月23日から岩手県山田町（宮古保健所管内）において、避難所等での被災者に対するこころのケア活動を行った。

#### ⑥ 診療放射線技師チーム

【診療放射線技師等】延べ303人日

（平成23年3月19日～4月28日、8月22日～9月1日）

厚生労働省からの要請を受け、平成23年3月19日から福島県において、原発事故避難住民に対する除染、放射線スクリーニング及び健康相談等を行った。

## ⑦ C T 検診車の派遣

【医師、放射線技師、C T 検診車 1 台】延べ 20 人日

(平成 23 年 3 月 30 日～4 月 2 日)

岩手県からの要請を受け、大阪がん予防検診センターの C T 検診車 1 台を岩手県陸前高田市内の被災地に派遣し、医師、放射線技師による診断業務を行った。

大変残念なことです。震災後間もなく、がれきが広範囲に山積みになっている厳しい環境の中、支援業務にあたっていた職員が派遣期間中にお亡くなりになりました。心からご冥福をお祈りいたします。

## ⑧ 岩手県保健福祉部医療推進課への派遣

【事務職】1 人

(平成 23 年 8 月 1 日～平成 24 年 1 月 31 日)

岩手県からの要請を受け、仮設診療所の設置計画の取りまとめや診療所設置に係る物品発注等の仮設診療所の設置に伴う業務。また、民間医療機関の被災状況、復旧所要見込み額の調査、国への要望、補助申請の取りまとめ等、民間医療機関の復旧支援業務。

さらに、海外、国内からの医療関係の支援受入調整等の業務など、岩手県の医療体制の整備を行うため、庁内公募した事務職 1 名を岩手県保健福祉部医療推進課へ派遣し、被災地の復旧支援を行った。

## (4) 環境農林水産部

## □ 自然公園施設

## ①自然公園被害の概要（岩手県）

東日本大震災津波のため、岩手県では「陸中海岸国立公園（11,232 ヘクタール）」の広い範囲に渡って、野営場（キャンプ場）、園地及び自然遊歩道等の自然公園施設が全半壊や流出等の被害を受けた。自然公園施設は、県の重要な地域資源であり、震災後利用者が大きく落ち込んでいることから、早急に復旧することが望まれている。また、「陸中海岸国立公園」は、「種差海岸階上岳県立自然公園（青森県）」を新たに区域編入し、復興のシンボルとなる「三陸復興国立公園（仮称）」として新規指定（平成 25 年 5 月）される予定である。

## 被害総括表

| 項 目        | 件 数<br>(ヶ所) | 被害額<br>(単位：百万円) |
|------------|-------------|-----------------|
| 国（環境省）設置施設 | 3           | 241             |
| 県設置施設      | 16          | 1,008           |
| 市町村設置施設    | 7           | 675             |
| 計          | 26          | 1,897           |

## ②支援業務の概要（岩手県）

### 平成 23 年度派遣体制

派遣期間：平成 23 年 12 月 9 日～平成 24 年 1 月 31 日まで（約 2 ヶ月間）

業務内容：災害査定設計書の作成指導等の支援

岩手県においては、環境省補助事業で市町村が事業主体となる「災害廃棄物撤去事業」査定設計書の作成指導を支援することとなり、環境農林水産部から技術職員（林学）1 名を派遣した。

被災した木造自然公園施設は、地上部の大部分が流出し補修が不可能な状態であり、復旧を進めるためには残存しているコンクリート等を取り壊し、災害廃棄物（がれき）として仮置き場まで運搬する作業が必要となっていた。

「災害廃棄物撤去事業」では、必要最低限の作業しか認められないことから、現地調査を実施のうえ、査定設計書（仮設工事、取り壊し積み込み作業、がれきの運搬作業）の作成を指導した。査定後に配当された予算により、施設撤去運搬工事が実施された。



<被災したトイレ（宮古市田老地区）>



<被災した休憩所兼シャワー室（山田町船越）>

### 平成 24 年度派遣体制

派遣期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日まで（1 年間）

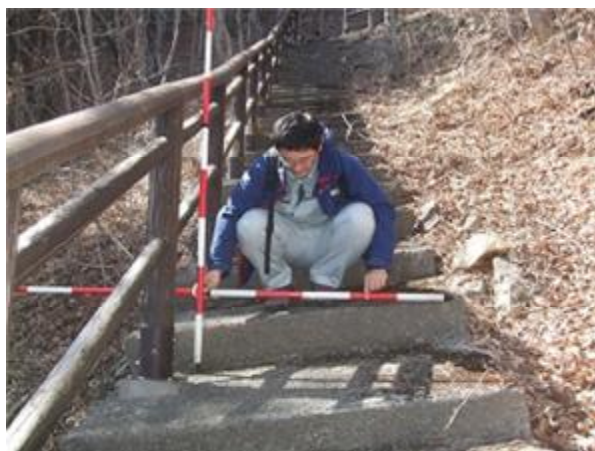
業務内容：自然公園施設整備・財産管理

岩手県では、震災に伴う業務増加により技術職員が不足したため、自然公園施設整備業務の支援要員として技術職員（林学）1 名を派遣した。

岩手県内の自然公園は計 11 箇所、総面積は 71,915 ヘクタールあり、優れた自然の風景地である「八幡平」や「北山崎」は、岩手県有数の観光地である。具体的な支援業務は、老朽化した自然公園施設（登山道等）の調査・設計・工事監理業務、及び事業に伴う財産管理業務であり、県内全域で行った。

また、被災した自然公園施設は国立公園であるため、災害復旧工事は原則として環境省が行うこととなっているが、キャンプ場再整備工事（大船渡市）、歩道復旧工事（田野畑村）、沿岸遊歩道再整備工事（久慈市～宮古市）については、環境省の施工委任を

受けた県発注によることとされ、環境農林水産部では、これらの被災状況の調査や復旧工事の設計業務等を支援した。



<現地調査（田野畑村北山崎）>



<被災状況調査（三陸沿岸の遊歩道）>



<自然公園園路整備工事完成後（八幡平）>



<工事資材の運搬用ヘリコプター（八幡平）>

### ③農地・農業施設被害

#### ○ 岩手県

岩手県における大震災・津波による農地・農業施設の被害は、甚大な被害を受けた沿岸部のみでなく、内陸部においても多くの災害が発生した。県では、市町村からの要請を受け、沿岸部の8市町村において県自らが事業主体となり「県営災害復旧事業」を実施するとともに、内陸部では市町村を事業主体とした「災害復旧事業」の実施にあたり、県は査定設計書の作成指導等を支援することとなった。

このような状況のなか、岩手県において早期の復旧に向けた災害査定業務や、県営災害復旧事業等への対応が必要となることから、環境農林水産部では、農地やため池の改修業務等に従事する技術職員（農業工学職）を派遣した（平成23年度：4名、平成24年度2名）。

平成 23 年 11 月 25 日時点(単位:百万円)

| 工 種      | 内陸部                   |       | 沿岸部                  |        | 合計                     |        |
|----------|-----------------------|-------|----------------------|--------|------------------------|--------|
|          | 数量                    | 被害額   | 数量                   | 被害額    | 数量                     | 被害額    |
| 農 地      | 2,930 箇所<br>(1,221ha) | 1,755 | 10,391 箇所<br>(725ha) | 21,431 | 13,321 箇所<br>(1,946ha) | 23,186 |
| 農業用施設    | 1,768 箇所              | 2,143 | 1,889 箇所             | 4,375  | 3,657 箇所               | 6,518  |
| 農業集落排水施設 | 38 箇所                 | 583   | 3 箇所                 | 432    | 41 箇所                  | 1,015  |
| 農地海岸保全施設 | —                     | —     | 10 箇所                | 33,200 | 10 箇所                  | 33,200 |
| 計        | 4,736 箇所              | 4,481 | 12,293 箇所            | 59,438 | 17,029 箇所              | 63,919 |

※内陸部では、H20 年岩手・宮城内陸地震に比べ、被害箇所数が約 6 倍(4,736 箇所/801 箇所=5.9 倍)



## ○ 福島県

福島県においては、大震災・津波災害に伴う農地・農業用施設の災害復旧に対応するため、当初、県中地域（郡山市他 11 市町村）での県営災害復旧事業に係る査定設計書の作成を行い、さらに、団体営災害復旧事業にかかる設計審査及び査定立会、相双地域（南相馬市）での団体営災害復旧事業に係る現地調査、査定設計書の作成等に必要な要員の派遣（平成 23 年 7 月から同年 9 月）を国を通じて行った。近畿では、福島県のカウンターパートである滋賀県・京都府が職員を派遣した。県は同年 8 月、相双地域の相馬市ほか 2 町での災害査定業務、県相双農林事務所での査定・発注支援のための要員の追加要請を行った。（短期派遣：1 ヶ月交替 平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月まで延べ 84 名、長期派遣：平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月まで 19 名）

環境農林水産部では、農林水産省からの要請に応え、当初、平成 24 年 3 月の 1 ヶ月間 2 名の派遣を行うこととしていたものの、平成 23 年 8 月の台風 12 号による災害が、和歌山県・奈良県において発生し派遣が困難となったが、再要請を受け平成 23 年 11 月に技術職（農業工学職）4 名を派遣した。



## 福島県平成 23 年度災害査定結果

平成 24 年 3 月 1 日時点(単位:百万円)

| 区 分     | 箇所数   | 金 額    |
|---------|-------|--------|
| 農 地     | 570   | 42,412 |
| た め 池   | 261   | 9,257  |
| 頭 首 工   | 30    | 606    |
| 水 路     | 550   | 7,973  |
| 道 路     | 311   | 1,520  |
| 橋 梁     | 7     | 45     |
| 揚 水 機   | 79    | 12,301 |
| 堤 防     | 4     | 1,731  |
| 海岸保全施設  | 13    | 6,821  |
| 生 活 関 連 | 117   | 7,474  |
| 除 塩     | 87    | 388    |
| 合 計     | 2,029 | 90,528 |

※国直轄災害含む

## ④災害査定

## ○ 岩手県

岩手県では、平成 23 年 6 月 20 日から 24 年 3 月 2 日までの期間に 1 クール 2～3 週間の単位で国及び 30 道府県から延べ 148 名の技術職員の派遣があり、災害査定業務に対応した。

このうち環境農林水産部では、内陸部の一関市が事業主体となる災害復旧事業の査定設計書の作成と、その指導業務に携わるため、同市へ平成 23 年 7 月 19 日～同月 29 日、同年 8 月 1 日～同月 12 日の 2 クール、各 2 名、延べ 4 名の技術職員を派遣した。

一関市では、国営農地総合開発事業地区をはじめとする農地やため池などでの地割れ、パイプラインの損壊、農業集落排水施設等の被災があった。



具体的な支援内容は、岩手県担当者 1 名と派遣者 2 名がチームとなり、査定設計書の作成指導として、要件確認のうえ、査定設計書の積算書、図面、添付書類等の内容確認を行った。また、査定の支援として、査定設計書に添付する関係書類の作成や現地での計測補助などの後方支援を実施した。さらに、一関市の年内復旧へ向けた平成 23 年 9 月発注の意向に応えるため、査定設計書の実施設計書へ

の組み替え作業にも取り組んだ。2 クール間で 49 件の査定設計の確認を行い、25 件の実施設計書の組み替えを行った。

その後、一関市では平成 23 年 11 月 4 日までに、岩手県全体では同年 12 月 22 日までにすべての査定（1,074 件）を終了し、査定率（申請額に対する査定決定額の割合）は、約 93%であった。

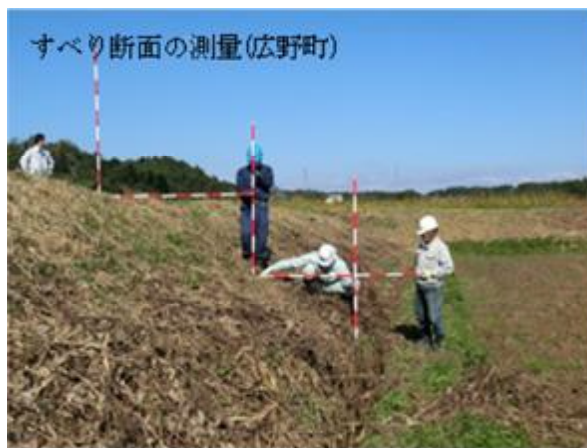
#### ○ 福島県

環境農林水産部では、平成 23 年 10 月 31 日から同年 11 月 16 日、同月 15 日から同年 12 月 1 日までの間にそれぞれ各 2 名、延べ 4 名の技術職員を派遣し、双葉郡広野町において町職員とチームを組み団体営の農地・農業施設災害復旧事業の査定業務等に従事した。

同町は、福島第一原発より 20～30 k m 区域であり、平成 23 年 9 月まで緊急時避難準備区に指定されており、町役場もその機能を福島県いわき市に移設していた。このため、いわき市の広野町湯本支所において業務を執り行うこととなったが、現地調査等に必要な公用車がなく、派遣先から公用車の持ち込み要望があったため、環境農林水産部において福島県内で民間のレンタカーを借り上げ現地調査等に使用した。

支援業務は、先発隊である長野県からの引継ぎを受け、現地調査、測量作業、査定設計書等の作成を行い、埼玉県へ引継ぎを行った。

なお、平成 24 年 2 月 28 日には、県相双農林事務所管内における警戒区域、計画的避難区域を除く災害査定を終了し、その査定額は 870 地区で 718 億円強となった。



### ⑤復旧工事

岩手県では、沿岸部において本格化する復旧工事で県自らが実施する農地・農業用施設、農地海岸保全施設の「災害復旧事業」や「併せ行うほ場整備等」において、県職員の体制を整えるとともに、不足する要員確保のために、平成24年4月から通年換算で技術職15名、事務職（用地買収・換地業務）3名の計18名の派遣職員を10道府県から受け入れ事業実施している。

このうち環境農林水産部では、6ヶ月交代で各1名（通年換算1名、延べ人数2名）を派遣し、沿岸広域振興局大船渡農林振興センター（管内：陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、住田町）において、陸前高田市域での県営農地災害復旧事業に従事している。

具体的には、同市気仙町内で平成23年度発注済の工事において、地権者同意、現地説明会の開催、復旧工事の現場監督、災害査定の計画変更などに従事しており、環境農林水産部の派遣職員が担当した工事としては、「23 災農地災害復旧事業 37-91（気仙 1-91）ほか4工事」（工期：平成24年2月27日～平成25年3月20日、請負代金額：210,063,945円）と「23 災農地災害復旧事業 37-101（気仙 2-101）ほか21工事」（工期：平成24年3月5日～平成25年3月20日、請負代金額：199,500,000円）である。また、その主な内容としては、農地復旧工（がれきの混在する表土の入れ替えと畦畔の立直し）を中心に、それに関係する施設の用排水路・農道・ため池などの復旧工事を行うものである。



岩手県農林水産部では、県内各所で復旧の状況と支援への感謝を表すポスターを県内各所に掲示し、大阪府へのメッセージも掲載された。また、同ポスターは、東北地方の復興支援の一環として設けられた東北6県に対する大阪市営地下鉄駅構内広告スペースの「行政広報」を活用し、平成24年5月下旬～同年8月下旬の間、下表の駅構内10箇所で掲示された。



| 路線名   | 掲示した駅      |
|-------|------------|
| 御堂筋線  | 梅田 淀屋橋 なんば |
| 谷 町 線 | 東梅田 天王寺    |
| 四つ橋線  | 西梅田        |
| 中 央 線 | 本町 堺筋本町    |
| 千日前線  | なんば        |
| 堺 筋 線 | 日本橋        |

## (5) 都市整備部

### 1) 海岸（水門含む）

#### 【支援教務の内容】

(平成 23 年度)・・・大船渡土木センター

災害査定 15 次査定（9 月 26 日～30 日）から 23 次査定（12 月 8 日、9 日）

海岸施設の復旧の考え方

- ・最大クラスの津波に対しては住民避難を柱とした総合的防災対策で対応する。（今回の津波に対応できる施設とはしない。）
- ・概ね百数十年程度で発生する津波に対しては、防潮堤等のハード整備で確実に守る。（但し、背後地に集落・幹線道路がある場合に限る。）

対象：高田海岸等 5 海岸

- ・被災前の計画高さで復旧する。（石浜海岸）
- ・被災（沈下）後の高さで復旧する。（田の浜海岸）

海岸施設災害（国土交通省所管）査定結果一覧表

| 箇所名         | 査定額（千円）    | 備考                     |
|-------------|------------|------------------------|
| 523 号 高田海岸  | 21,265,992 | L=2,047m、2 線堤、高さ 12.5m |
| 519 号 越喜来海岸 | 7,058,492  | L= 947.5m、高さ 11.5m     |
| 540 号 下甫嶺海岸 | 3,571,810  | L= 396m、高さ 11.5m       |
| 554 号 石浜海岸  | 144,010    | L= 160m、高さ 6.3m        |
| 555 号 田の浜海岸 | 116,575    | L= 165m、高さ 3.1m        |
| 591 号 高田海岸  | 3,848,209  | L=1,904m、1 線堤、高さ 3.5m  |
| 592 号 勝木田海岸 | 2,492,076  | L= 637.3m、高さ 12.5m     |
| 593 号 大野海岸  | 1,823,447  | L= 644.3m、高さ 12.8m     |
| 606 号 越喜来海岸 | 284,925    | L= 133.3m、離岸堤、人口リーフ    |
| 計 9 件       | 40,605,536 |                        |

### 2) 復旧工事

- ・海岸（水門含む）土質調査、詳細設計実施、ほとんどの査定結果が協議設計につき H23 年度は本復旧工事未着手。

(平成 23 年度)・・・宮古土木センター

宮古土木センターは、和歌山県と長野県が復旧支援にあたっていたが、9 月に発生した台風 12 号による災害復旧に従事するため、和歌山県職員が 9 月末をもって自県に引上げることになり、その後任として大阪府 3 名＜海岸担当＞、兵庫県 2 名＜港湾担当＞が派遣された。

10 月から 12 月は、海岸復旧の災害査定申請に向けての、現地調査、図面数量作成するコンサルタントとの調整及び設計積算作業に従事し、19 次査定から 25 次査定までに 7 件の災害査定を申請した。

## ◆災害査定 19次査定（10月31日～11月2日）から25次査定（12月22日、23日）

海岸施設災害（国土交通省所管）査定結果一覧表

| 箇所名     | 査定額（千円）    | 備考                 |
|---------|------------|--------------------|
| 金浜地区海岸  | 2,338,308  | L=1,226.8m、高さ10.4m |
| 里地先海岸   | 809,924    | L= 302.0m、高さ14.1m  |
| 高浜地区海岸  | 1,971,380  | L= 976.1m、高さ10.4m  |
| 船越南地区海岸 | 2,080,325  | L= 424.2m、高さ12.8m  |
| 神林地先海岸  | 1,818,686  | L= 721.9m、高さ10.4m  |
| 田代川水門   | 5,358,257  | 水門1基、防潮堤高さ14.7m    |
| 閉伊川水門   | 16,564,790 | 水門1基、防潮堤高さ10.4m    |
| 計 7件    | 30,941,670 | （査定率99.91%）        |

1月から3月は、査定額30億円以上の保留案件の解除申請手続きの資料作成、その他、急傾斜、河川災害復旧の実施設計発注の作業に従事した。

河川、海岸施設災害（国土交通省所管）の実施設計一覧表

| 箇所名            | 実施設計額（千円）   | 備考            |
|----------------|-------------|---------------|
| 青砂里 急傾斜災害復旧    | 2,006,550   | 落石防護柵         |
| 青砂里(2) 急傾斜災害復旧 | 8,944,950   | 落石防護柵         |
| 和村 急傾斜災害復旧     | 3,211,950   | 落石防護柵         |
| 摂待川 河川災害復旧     | 133,441,350 | 矢板護岸          |
| 金浜海岸 海岸災害復旧    | 20,092,950  | 盛土工           |
| 津軽石川 河川災害復旧    | 33,325,950  | 連節ブロック張、かごマット |
| 閉伊川 河川災害復旧     | 157,843,350 | 水門測量、調査、設計    |
| 関口川 河川災害復旧     | 28,695,450  | 柳沢水門設備        |
| 閉伊川 河川災害復旧     | 4,980,150   | 陸閘設備          |
| 計 7件           | 364,303,650 |               |

また、3.11大震災津波から1年が経過するのを前に、平成24年3月8日 『金浜海岸』の災害復旧工事着工式の調整準備に従事した。

『金浜海岸』は、大阪府の担当箇所です。最初に災害査定申請を行った海岸であり、早期の復旧復興に向けて職員一丸となって取り組んでいる中、県内初の海岸災害復旧工事に着手できたこと、加えて、着工式に携われたことはまたとない経験となった。

## ◆県内初の海岸災害復旧工事に着手『金浜海岸』



&lt;着工式：鉄入れ&gt;



&lt;現場着手：合図&gt;

## (平成 24 年度) ・ ・ ・ ・ 大船渡土木センター

平成 24 年度においては、昨年度に引き続き既発注の災害復旧工事（石浜地区海岸、田の浜地区海岸）の進捗に努めると共に、詳細設計と並行して関係機関（国・県・市・漁協等）との協議・調整を進め、地元説明会を開催し、未発注箇所の工事発注の準備を行った。

また、国交省所管岩手県管理の建設海岸の中で甚大な被害となった陸前高田市の高田地区海岸・大野地区海岸・勝木田地区海岸、大船渡市の越喜来地区海岸・下甬嶺地先海岸については、査定実施時において、現場条件（背後地の土地利用計画等）未確定及び詳細な測量・地質調査等が不可能なことから協議設計（実施保留）となったため、発注準備と併せて解除申請を行った。

工事発注までの業務の進め方としては、詳細設計を進め、地元説明会を開催した。工事発注事務と用地取得事務を同時並行するために、事前に地権者から「起工承諾」を頂くことで、通常の公共事業の場合に比べて工事発注までの期間を短縮した。なお、起工承諾の必要な箇所については、地権者から合意を得ている。

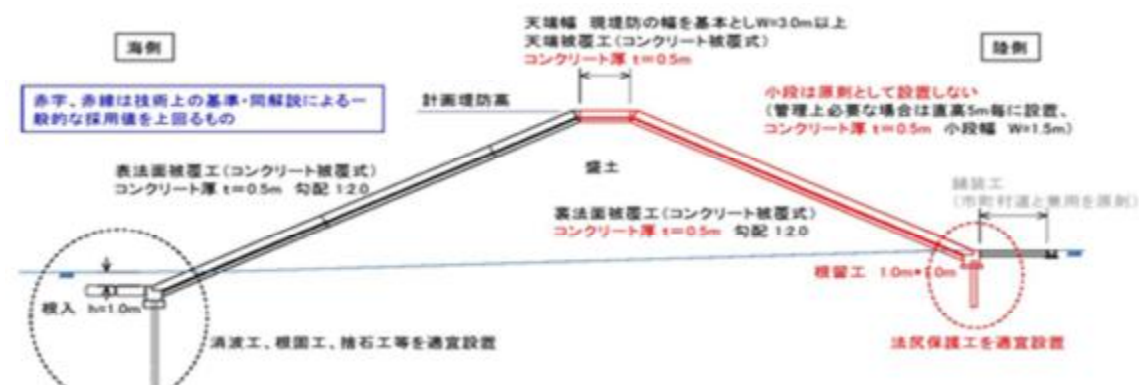
平成 24 年度の工事発注件数については、全 7 海岸のうち地元調整や用地補償及び鉄道関係等の隣接協議中の箇所を除いた 5 海岸の工事発注が完了した。その中でも、平成 25 年 3 月契約の高田地区海岸、越喜来地区海岸、下甬嶺地先海岸災害復旧工事は、河川復旧チーム担当の気仙川水門土木工事と共に県内最初の大規模災害復旧工事（WTO 案件（19 億円以上））となった。

## &lt;海岸災害復旧事業の工事発注状況&gt;

発注箇所：5 海岸                      36,290,013 千円（発注率 89.3%）

※：発注率は査定金額ベース（H25.3 末時点）

標準断面イメージ(傾斜堤)



・ 海岸保全施設の復旧状況 (田の浜地区海岸・高田地区海岸)

【被災直後】



【復旧後】



復旧！



復旧！

災害復旧工事の進捗状況としては、昨年度工事発注した田の浜地区海岸の復旧が H25.1 に完成した。また、H24.9 には、高田地区海岸において仮設工事を先行的に発注し、現場着手した。また、本体工事は大型発注案件となったことから、少しでも早く地域住民に「見える」復旧を実施するため、当該工事については、地元メディアや新聞等で取上げて頂き、三陸沿岸の復旧が始まったことを地域に発信した。



＜着工式：鉄入れ＞



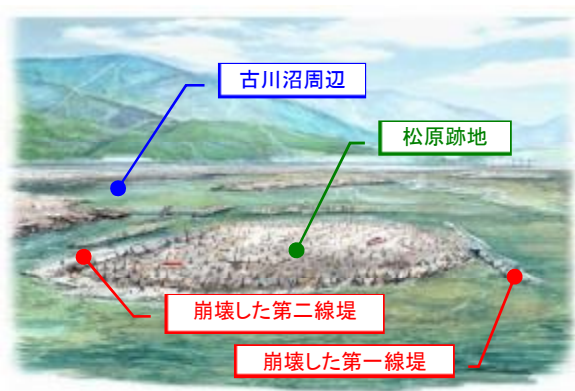
＜現場着手：合図＞

## ・今後の課題と復旧イメージ

### ① 景観配慮

H23.11に発足した「河川・海岸構造物の復旧等における環境・景観検討委員会」(大学教授等、建築設計事務所、(独)土木研究所で構成)では、H23年度に、「傾斜堤+砂浜」「水門」「直立堤」といったモデルケース毎に議論し、「基本的な考え方(案)」をとりまとめ、H24年度は、環境調査結果を元にした環境への配慮(高田地区海岸・気仙川河口部周辺をモデルケース)及び具体的な方策について継続的に議論されるなど、これにより、災害復旧事業の進捗を止めることなく、可能な範囲でまちづくり計画や環境・景観、利用の観点とのマッチングがとれた整備の検討が進められている。

#### ＜復旧 STEP とイメージパース図＞

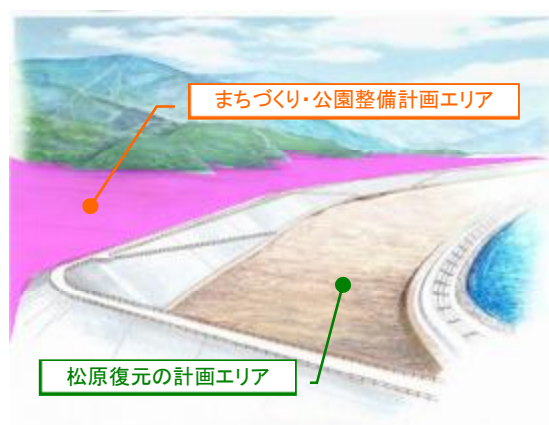


#### 【STEP.1】

- ・市町村による災害復旧事業により、各地に再生処理プラントが設けられ、マツ林の漂流物や被災瓦礫の撤去及び収集、分別、再利用の実施
- ・また、「多重防御」の観点からまちのゾーン区分を機能別に整理し、主要な道路・鉄道の法線を軸にまちづくりをゼロベースでの見直し

#### 【STEP.2】

- ・県の災害復旧事業により、地域によっては地盤改良等による液状化対策を実施し、健全な基盤面を整備すると伴に海岸保全施設(防潮堤・水門等)の復旧
- ・また、まちづくり計画及び環境・景観保護の観点等を踏まえ海岸保全施設の法線の決定



## 【STEP.3】

- ・海岸保全施設の復旧・松原の復元と併せ、背後地の公園整備やまちの再生の推進
- ・具体的には、各地域の環境・景観特性を踏まえた公園施設の整備、主要な道路から海岸線へのアクセス(避難路)及び避難施設、防災施設、高台移転地の盛土造成などの実施



## 【職員の派遣状況】

(平成 23 年度)

## ○大船渡土木センター

H23.6.1～H24.3.31 土木職職員 5 名、 H23.6.1～H23.9.30 電気職職員 1 名、  
 H23.6.1～H23.9.30 土木職職員 1 名、 H23.10.1～H23.12.31 電気職職員 1 名、  
 H23.10.1～H24.3.31 土木職職員 1 名、 H24.1.1～H24.3.31 電気職職員 1 名、

## ○宮古土木センター

H23.10.1～H24.3.31 土木職職員 1 名、 H23.10.1～H23.12.31 土木職職員 2 名、  
 H24.1.1～H24.3.31 土木職職員 1 名

(平成 24 年度)

## ○大船渡土木センター

H24.4.1～H25.3.31 土木職職員 3 名

## ②港湾

## 【支援業務の内容】

(平成 23 年度)

平成 23 年度においては、赴任当初から大船渡土木センター管理の被災した全港湾及び海岸施設を踏査し、被災箇所の発見に努めた。

また、被災箇所の査定設計書の作成を行い、港湾チームにおいては、国による 2 次から 9 次にわたる長期の査定の結果、合計 60 箇所、20,477,726 千円が採択された。

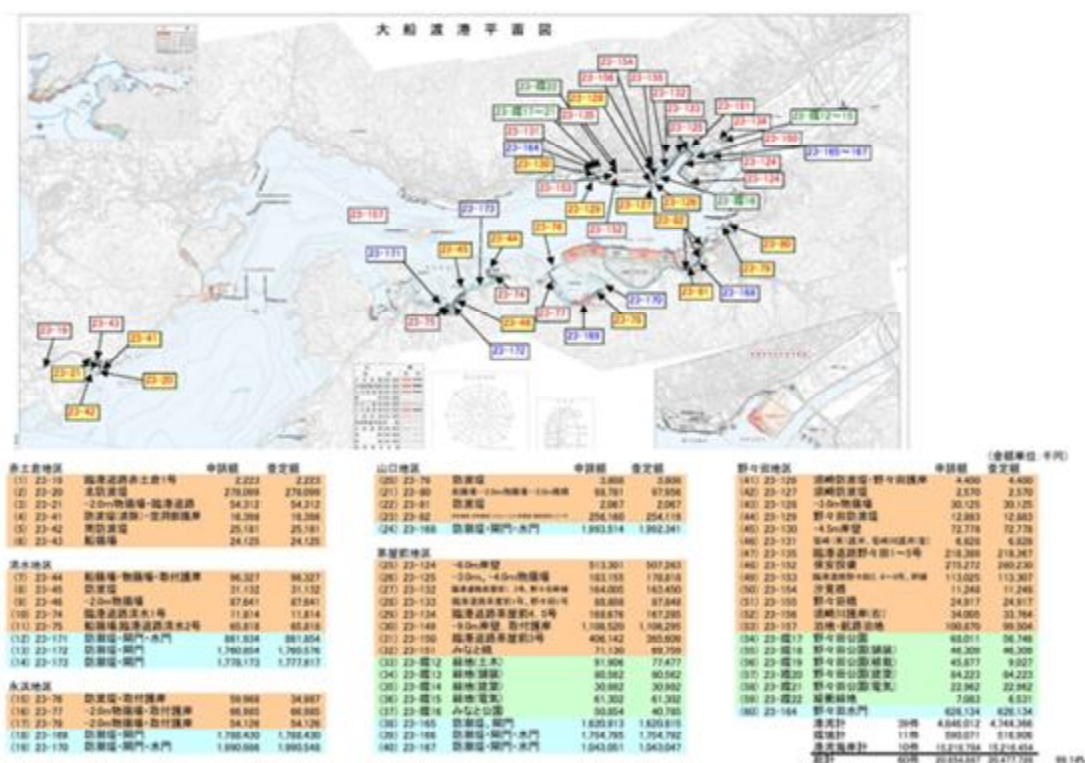
査定作業と平行して、災害復旧工事の設計積算を行った。

## ・災害復旧事業

採択箇所：6 地区 20,477,726 千円（査定率 99.1%）

発注箇所：5 地区（港湾） 894,309 千円（発注率 4.4%）

※：発注率は採択金額ベース（H24.3 末時点）



## (平成 24 年度)

平成 24 年度の港湾海岸復旧チームの業務内容については、(1)平成 23 年度末に発注した港湾災害復旧工事の施工管理、(2)海岸防潮堤（災害復旧事業）の設計、積算、工事発注、(3)海岸防潮堤（復興交付金事業）の設計、(4)事業の合意形成を図るための地元説明会等が主なものである。

(1)の港湾災害の施工管理については、全ての工事箇所が標準断面による暫定発注であったため、平行して測量、土質調査、実施設計を進めながらの現場施工ではあったものの、5 地区中、4 地区が平成 24 年度中に完成の見込みとなっている。

(2)の海岸防潮堤（災害復旧事業）については、年度当初から測量、土質調査、詳細設計を発注し、「設計条件の整理」、「防潮堤の構造の検討」、「景観への配慮」等を行うなど、急ピッチでコンサルワークを進め、大船渡港海岸では初となる茶屋前地区の海岸防潮堤工事が今年度末の契約見込みとなっている。

(3)の海岸防潮堤（復興交付金事業）については、想定津波高さが高くなったことから、これまで防潮堤整備の必要のなかった地区においても、新たに防潮堤を計画するものである。年度当初には、測量、土質調査、概略設計及び詳細設計を発注し、災害復旧事業同様にコンサルワークを進め、11 月中旬には新たな防潮堤のルート方針を決定した。

(4)の事業の合意形成を図るための地元説明会については、地区公民館長や区長と調整を図りながら、大船渡市主催の災害危険区域の設定に係る地区説明会や県主催による防潮堤事業説明会など、多数の説明会を実施し、防潮堤整備事業の合意形成に努めた。

### ○災害復旧事業（港湾）

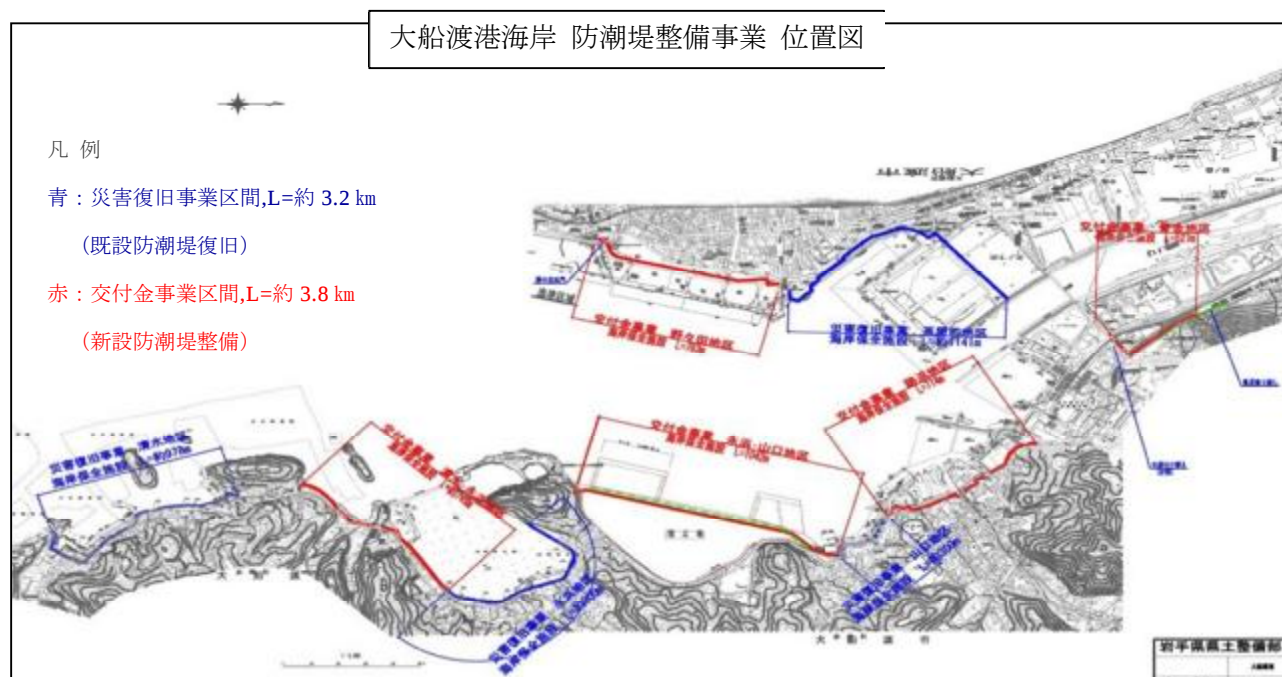
- ・ H23 年度末発注の施工管理 5 地区（赤土倉、野々田、山口、永浜、清水）

○災害復旧事業（海岸）

- ・測量、土質調査、詳細設計の発注 5 地区（野々田、茶屋前、山口、永浜、清水）
- ・工事発注：茶屋前地区（海岸、港湾合冊発注）

○復興交付金事業（海岸）

- ・測量、土質調査、概略設計、詳細設計の発注 5 地区（野々田、普金、跡浜、永浜・山口、清水・永浜）



<現 況>



<復旧イメージ>



＜復旧イメージ（スケッチ）＞

前項写真（左）は被災後の現況。これに対し写真（右）が、計画中の防潮堤の復旧イメージである。大船渡港海岸では直立の防潮堤（本体上部は「逆T式」、基礎は「鋼管杭」）を採用する予定である。防潮堤が高く、圧迫感が非常に強くなるため、まちづくりとの調和、景観への配慮について検討している。（左スケッチ）

### 【職員の派遣状況】

（平成 23 年度）

|                   |            |                    |            |
|-------------------|------------|--------------------|------------|
| H23.6.1～H23.10.31 | 土木職職員 1 名、 | H23.11.1～H24.3.31  | 土木職職員 1 名、 |
| H23.6.1～H23.8.31  | 土木職職員 2 名、 | H23.9.1～H.23.11.30 | 土木職職員 2 名、 |
| H23.12.1～H24.2.29 | 土木職職員 1 名、 | H24.3.1～H24.3.31   | 土木職職員 1 名、 |
| H23.12.1～H24.1.31 | 土木職職員 1 名、 | H24.2.1～H24.3.31   | 土木職職員 1 名  |

（平成 24 年度）

H24.4.1～H25.3.31 土木職職員 3 名

### ③河川

#### 【支援教務の内容】

（平成 23 年度）

平成 23 年度においては、赴任当初から県職員と一緒に、大船渡土木センター管内の河川および急傾斜施設について、津波または地震で被災した箇所の現地踏査を行い、被災状況の把握等に努めた。特に、河川については、津波が遡上した全範囲（16 河川、約 23km）にわたって現地踏査を実施した。

その後、査定設計書の作成、机上・現地査定など災害査定に関する業務を行い、9 月初旬に実施された第 13 次査定をはじめに、8 回にわたる査定の結果、48 箇所（約 290 億円）が採択された。

また、災害査定業務と平行して、災害復旧工事にかかる業務を行った。これらの工事は、地震による被災施設、ならびに防潮水門方式の河川管理施設や、津波シミュレーションにより堤防の嵩上げが必要のない上流部の河川管理施設の復旧にかかる工事を中心に行ったものである。

なお、須崎川は大船渡市の中心市街地を貫流する河川であり、復興まちづくり事業計画との整合を早期に図る必要が生じたため、概略設計業務の発注を行った。

## ○災害復旧事業

採択箇所：13 河川 35 箇所 28,807,706 千円（査定率 93.1%）

急傾斜地等 9 箇所 75,259 千円（査定率 97.1%）

工事発注：6 河川 14 箇所 463,867 千円（発注率 40% ※）

急傾斜地等 4 箇所 4,808 千円（発注率 44% ※）

※：発注率は採択箇所ベース

## ○復興交付金事業

河川概略設計の発注 1 河川（須崎川）



＜二級河川気仙川の場地区＞  
（国道 45 号上流右岸）



＜二級河川長部川湊地区＞  
（湊橋下流右岸）



## (平成 24 年度)

平成 24 年度においては、昨年度に引き続き災害復旧工事の進捗に努めた。年度末の発注率は、66%（採択箇所数ベース）となり、現場条件等（背後地の土地利用計画の未確定、入札の不調等）により工事着手が出来ない箇所を除いた全箇所の発注を行った。その中でも、平成 25 年 3 月契約の気仙川水門土木工事は、海岸復旧チーム担当の高田海岸災害復旧工事とともに県内最初の大型災害復旧工事発注となった。

また、災害復旧工事と平行し、河川改修事業を管内 3 河川で開始した。本事業は、交付金（復興枠）を財源とし、被災した河川を元の構造物に復旧をするのではなく、災害復旧工事に加え、河川拡幅も併せて行うものである。今年度については、管内 3 河川の概略設計（うち 1 河川は昨年度からの継続）、河川整備基本方針・河川整備計画の策定、2 河川で詳細設計を実施するなど、河川改修事業の計画策定段階から業務を担当した。

## ○災害復旧事業

工事発注：7 河川      11 箇所(14 工事)      9,199,569 千円（発注率 66%※）

工事竣工：9 河川      17 箇所(18 工事)

急傾斜地等    2 箇所(2 工事)

※：発注率は採択箇所ベース

## ○復興交付金事業

河川概略設計の発注    2 河川（後の入川、長部川）

河川詳細設計の発注    2 河川（長部川、須崎川）

河川計画の策定          3 河川（後の入川、長部川、須崎川）



<被災写真>



<災害復旧工事完了後>



<気仙川水門（パース）>



<須崎川計画図（交付金事業）>

## 【職員の派遣状況】

(平成 23 年度)

H23.6.1～H24.3.30 土木職職員 3 名

(平成 24 年度)

H24.4.1～H25.3.31 土木職職員 3 名

## ④道路

## 【支援業務の内容】

(平成 23 年度)

平成 23 年度においては、赴任当初から県職員と協働し、大船渡土木センター管内約 260 k m の管理道路について、3.11 の大津波により被災した箇所の現地踏査を行い、被災状況の把握等に努めた。

その後、査定設計書の作成、机上・現地査定など災害査定に関する業務に従事し、7 月下旬に実施された第 8 次査定を皮切りに、計 8 回にわたる査定の結果、67 箇所（12 億円）が採択された。67 箇所の災害査定における採択率は、98.7%（金額ベース）となり、県職員と府職員の知恵の結集や工夫により、極めて高い採択率を得ることができた。

また、被災により交通機能の寸断については、県民の生活に密接であり、人的支援や物資輸送の妨げとなることから、現地踏査と並行して、応急復旧工事を実施し、交通機能回復に努めた。加えて、災害査定業務と並行して、採択済み箇所の本復旧工事に着手するなど、スピード感ある対応が功を奏し、年度末には、他事業での復旧計画との整合、用地買収等の課題のある箇所を除き、すべての箇所の工事発注を終えることができた。

## ○災害復旧事業

|       |       |       |                         |
|-------|-------|-------|-------------------------|
| 採択箇所： | 15 路線 | 67 箇所 | 1,213,278 千円（査定率 98.7%） |
| 発注箇所： | 15 路線 | 46 箇所 | 881,278 千円（発注率 72.6%）※  |

※：発注率は採択金額ベース（H.24.3 末時点）





＜大船渡市三陸町越喜来字鬼沢【復旧工事前】＞



＜大船渡市三陸町越喜来字鬼沢【復旧工事後】＞



＜大船渡市三陸町越喜来字前田【復旧工事前】＞



＜大船渡市三陸町越喜来字前田【復旧工事後】＞



＜大船渡市赤碕町字清水【復旧工事前】＞



＜大船渡市赤碕町清水【復旧工事後】＞

## (平成 24 年度)

平成 24 年度においては、昨年度に引き続き、査定決定を受けた全 67 箇所の道路災害復旧における施工管理、工事発注、関係機関協議及び調整を実施した。

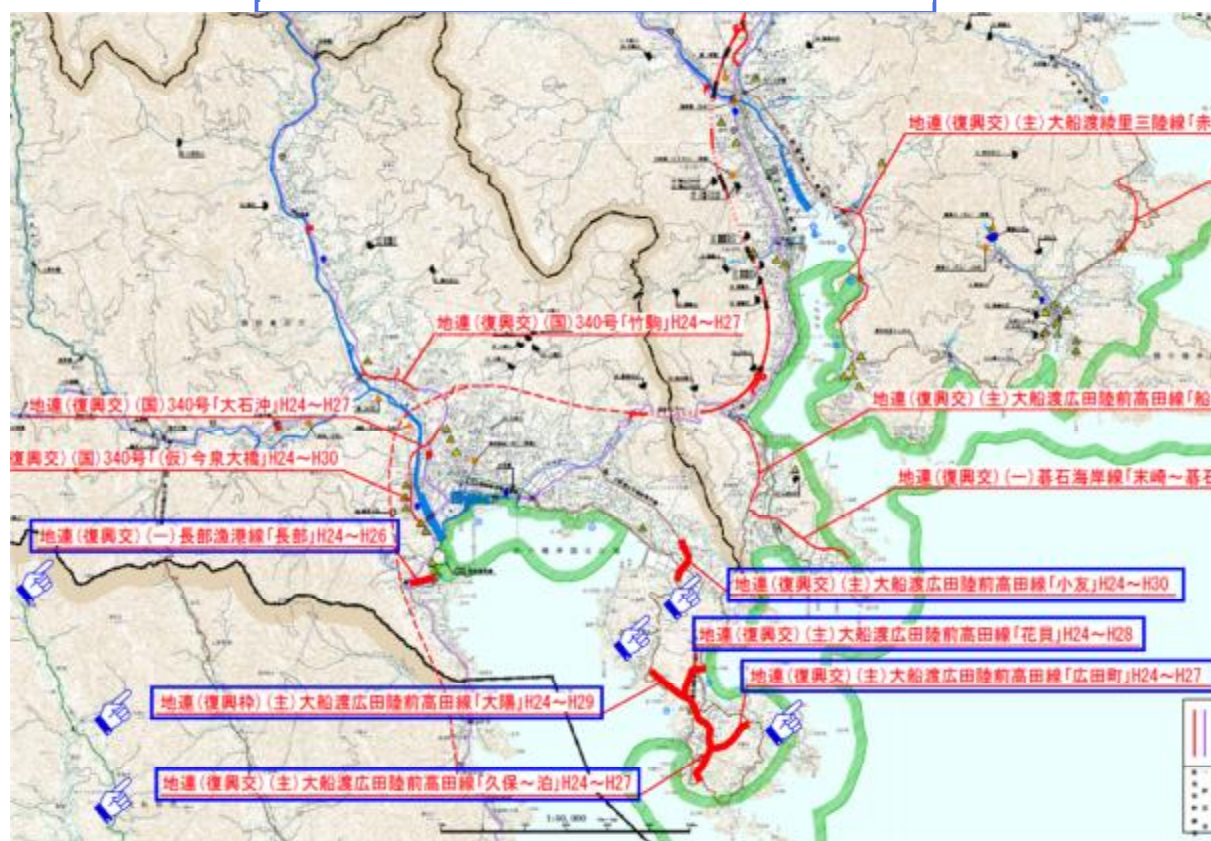
被災箇所の一部においては、沿道地権者との協議が難航、さらに復旧工事期間中に降雨の影響による更なる被災を受け、車両通行不能となるなど、新たな懸案が持ち上がったが、府職員としてのポテンシャルを最大限に発揮し、平成 24 年度内に他事業での復旧計画との整合が必要な 1 箇所を除く、全ての道路災害箇所の復旧を終えることができた。

また、年度下半期においては、3 月 11 日の大津波を機に創設された“復興交付金”を活用した新たな道路整備事業である 13 路線のうち、大津波時に道路が寸断され“陸の孤島”と化した広田半島を中心に 6 路線を府派遣職員が担当することとなった。

うち 5 路線については、大津波で避難経路が寸断された教訓を得たことにより、災害時でも道路が寸断されることなく、交通機能が確保でき、人的支援や物資輸送の緊急輸送道路としての役割を担う強靱性を持った道路整備を行うこととなっている。また、1 路線については、現地の地場産業でもある「水産加工業」を支援する道路整備を行い、経済の復興も促進し、岩手県の目指す復興計画の姿である「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」の実現に向け、平成 30 年度を目途に全線整備するものとなっている。

平成 24 年度においては、関係地区への計画説明会を経て、事業着手への合意形成や、スピード感のある課題解決を図ったことにより、復旧から復興への第一歩を進めることができた。

## 復興関連道路 ～大阪府担当 6 路線～



## 復興関連道路 ～事業スケジュール～

復興関連道路整備スケジュール

| 復興<br>路線名         | 地区名  | 延長<br>(km) | 事業工程  |      |      |        |      |     | 備考 |
|-------------------|------|------------|-------|------|------|--------|------|-----|----|
|                   |      |            | 第1期   | 第2期  | 第3期  | 第4期    | 第5期  | 第6期 |    |
| (主)大船渡広田<br>陸前高田線 | 大船   | 1.40       | 調査・設計 | 用地取得 | 用地取得 | 道路改良工事 | 舗装工事 | 供用  |    |
| (主)大船渡広田<br>陸前高田線 | 小友   | 0.20       | 調査・設計 | 用地取得 | 用地取得 | 道路改良工事 | 舗装工事 | 供用  |    |
| (主)大船渡広田<br>陸前高田線 | 広田町  | 1.20       | 調査・設計 | 用地取得 | 用地取得 | 道路改良工事 | 舗装工事 | 供用  |    |
| (主)大船渡広田<br>陸前高田線 | 久保～泊 | 0.90       | 調査・設計 | 用地取得 | 用地取得 | 道路改良工事 | 舗装工事 | 供用  |    |
| (主)大船渡広田<br>陸前高田線 | 花岡   | 1.10       | 調査・設計 | 用地取得 | 用地取得 | 道路改良工事 | 舗装工事 | 供用  |    |
| (一)霞ヶ浜港線          | 霞ヶ浜  | 0.60       | 調査・設計 | 用地取得 | 用地取得 | 道路改良工事 | 舗装工事 | 供用  |    |
| 計                 | 路線数  | 5          |       |      |      |        |      |     |    |

## ～復興関連道路 ～計画説明会の様子～



**【職員の派遣状況】**

(平成 23 年度)

H23.6.1～H24.3.30 土木職職員 3 名

(平成 24 年度)

H24.4.1～H25.3.31 土木職職員 3 名

**⑤設備チーム****【支援業務の内容】**

(平成 24 年度)

設備チームは、平成 24 年度より本格的に実施する設備関係の詳細設計業務や災害復旧工事の発注業務に対応するために機械職 1 名、電気職 1 名が派遣され、専門チームとして新たに発足した。

業務内容は、(1)水門・陸閘の災害復旧及び新規整備、(2)水門・陸閘遠隔操作システムの構築、(3)港湾保安施設の災害復旧、(4)排水施設の災害復旧である。

平成 23 年度の設備関係の災害査定においては電気職 1 名が河岸復旧チームに所属し、査定設計書を作成した。

(1)の水門・陸閘の災害復旧及び新規整備においては、水門の詳細設計に必要な設計条件の整理、地質調査・測量等を進めながら、水門土木工事については水門 7 基の概略数量での工事発注を行った。

また、設計に際しては、単に復旧するだけでなく、周辺の環境・景観に配慮が求められ、県庁主催のワーキングで議論を重ねながら設計を進めた。

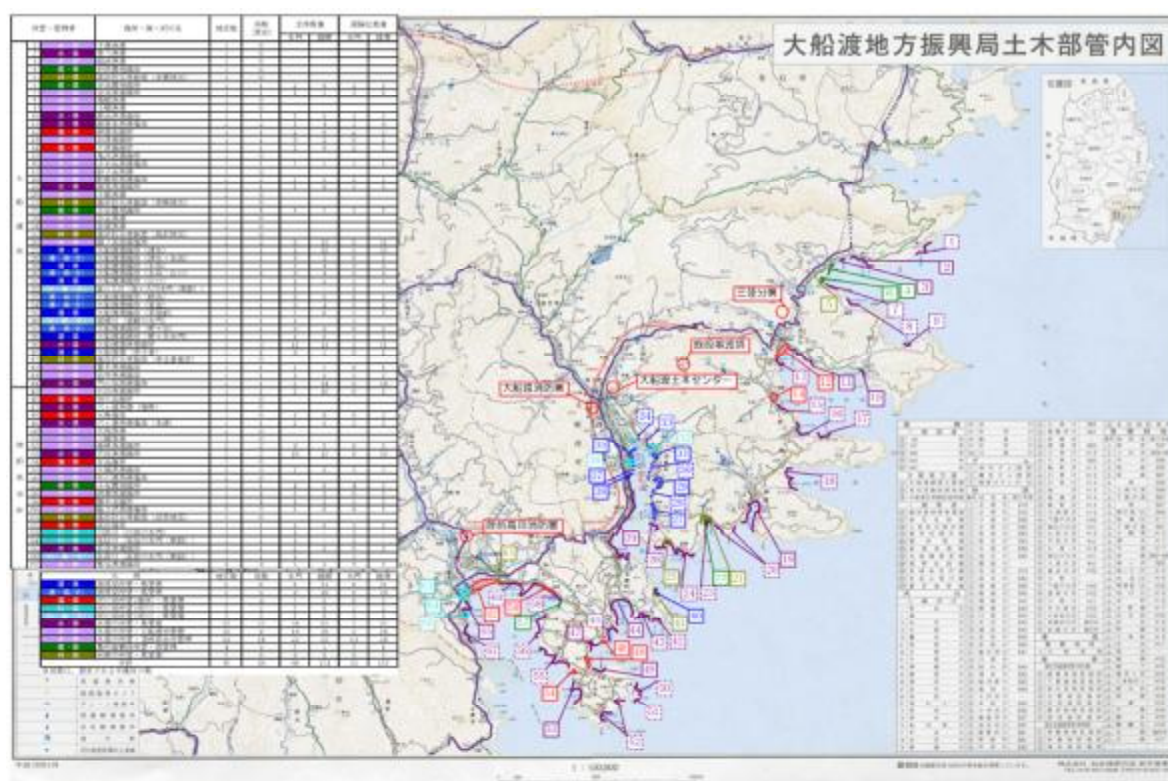
他にも、開閉操作する消防団員の負担を軽減するため、漁業関係者・地域住民の利便性を損なわないよう関係者と協議しながら統廃合の検討を行った。

陸閘については、東日本大震災津波では観音開き式の陸閘が引き波で流された為、防潮堤ルートの一部変更し、引き波に強い横引き式ゲートの採用を検討した。

(2)の水門・陸閘遠隔操作システムの構築については、水門・陸閘の現地操作のため多数の水防団員が海岸へ行き被災された経緯から、津波対策の水門・陸閘については原則、遠隔化することとしており、大船渡地方振興局管内にある水門 51 基、陸閘 153 基の遠隔操作システム基本設計を行った。また設計に関しては、管轄ごとに個別に設計を行うと仕様が異なり操作者が混乱することから、設備チームが県水産・県農林・大船渡市・陸前高田市分も含めて一括で設計を行った。

(3)の港湾施設の災害復旧については、埠頭利用者から埠頭の早期復旧要望が出たことにより、茶屋前埠頭については照明設備、野々田埠頭については照明設備及び冷凍コンテナ電源設備の応急復旧工事を発注し、荷役作業を可能にした。本復旧工事は茶屋前埠頭が平成 24 年度に発注、野々田埠頭は平成 25 年度に発注予定である。

(4)の排水施設の災害復旧については、陸前高田市から要望で、道路排水を汲み上げる町裏排水機場および神崎排水機場の排水ポンプ復旧工事を平成 24 年度に発注した。



水門・陸閘の閉鎖作業に従事した消防団員の殉職者数

| 東日本大震災における消防団員の死者・行方不明者数 |           |              |       |           |              |       |           |              |                |              |
|--------------------------|-----------|--------------|-------|-----------|--------------|-------|-----------|--------------|----------------|--------------|
| 【岩手県】                    |           |              | 【宮城県】 |           |              | 【福島県】 |           |              | (平成24年3月11日現在) |              |
| 市町村                      | 人的被害の状況   |              | 市町村   | 人的被害の状況   |              | 市町村   | 人的被害の状況   |              | 人的被害の状況        |              |
|                          | 死者<br>(人) | 行方不明者<br>(人) |       | 死者<br>(人) | 行方不明者<br>(人) |       | 死者<br>(人) | 行方不明者<br>(人) | 死者<br>(人)      | 行方不明者<br>(人) |
| 宮古市                      | 16        | 1            | 仙台市   | 5         |              | いわき市  | 2         |              | 252            | 2            |
| 大船渡市                     | 3         |              | 石巻市   | 26        | 1            | 相馬市   | 10        |              |                |              |
| 一関市                      | 1         |              | 気仙沼市  | 9         |              | 南相馬市  | 9         |              |                |              |
| 陸前高田市                    | 51        |              | 名取市   | 20        |              | 楢葉町   | 1         |              |                |              |
| 釜石市                      | 14        |              | 多賀城市  | 2         |              | 浪江町   | 4         |              |                |              |
| 大槌町                      | 16        |              | 岩沼市   | 6         |              | 新地町   | 1         |              |                |              |
| 山田町                      | 9         |              | 登米市   | 1         |              | 計     | 27        |              |                |              |
| 岩手町                      | 1         |              | 東松島市  | 8         |              |       |           |              |                |              |
| 田野畑村                     | 4         |              | 大崎市   | 2         |              |       |           |              |                |              |
| 野田村                      | 3         |              | 村田町   | 1         |              |       |           |              |                |              |
| 計                        | 118       | 1            | 亶理町   | 2         |              |       |           |              |                |              |
|                          |           |              | 山元町   | 12        |              |       |           |              |                |              |
|                          |           |              | 七ヶ浜町  | 2         |              |       |           |              |                |              |
|                          |           |              | 女川町   | 7         |              |       |           |              |                |              |
|                          |           |              | 南三陸町  | 4         |              |       |           |              |                |              |
|                          |           |              | 計     | 107       | 1            |       |           |              |                |              |

※第1回検討会資料(平成23年11月24日現在)から時点修正

出典: 東日本大震災を踏まえた大規模害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書より(消防庁)

## 【職員の派遣状況】

(平成24年度)

H24.4.1～H25.3.31 機械職職員1名、電気職職員1名

## ⑥都市計画チーム

## 【支援業務の内容】



(平成 24 年度)

主な業務は、岩手県沿岸被災地における復興まちづくりを推進するための(1)防災集団移転促進事業、(2)土地区画整理事業、(3)津波復興拠点整備事業等の支援及び調整、並びにこれらの事業をより効果的に実施するための(4)ソフト事業の立ち上げなどである。

復興まちづくりは、手法の違いはあっても、市町村が住民の意見を聞きながら進めるもので、岩手県は施行者である市町村に事業推進のためのアドバイスを行いつつ、法定手続き、国や金融機関などの関係各所との調整を進めるなど、復興まちづくりを包括的にサポートしている。

(1)防災集団移転促進事業とは、津波により浸水するなど、居住地として適切ではなくなった地域から、被災した住居を高台などへ集団的に移転する事業であり、任意の用地買収方式により進められる。岩手県内では、北の野田村から南の陸前高田市までの7つの市町村において54の事業が進められており、平成24年度内に全地区の事業計画について、事業実施の前提となる国土交通大臣の同意と復興交付金の配分があった。今後、用地買収、移転先の団地造成などを経て、早い地区で平成25年度早々に、遅い地区でも平成27年度には住宅が再建されることとなる。

防災集団移転促進事業の肝はスピードであるが、地域のコミュニティを保ちつつ、安全性も確保できる『移転先』の用地買収と被災者の方々の意向把握や調整に時間を要し、計画の策定（大臣同意）までに被災後2ヵ年を要している。さらに移転先での住宅再建の原資となる被災した『移転元』の買収に際して、境界不明、所有者不明、相続手続きの不備などにより、住宅再建には、さらに時間がかかる見込みである。

岩手県では国の地籍調査事業が進み、土地の境界や所有者が不明確な土地が少ないにもかかわらず、このような状況であるため、地籍調査が進んでいない大阪ではさらなる混乱が予想される。早期の復旧・復興を実現するためには、土地問題を避けて通ることは不可能なため、府民と行政が一体となって、調査や整理を計画的に進めていく必要があると考える。

(2)土地区画整理事業とは、良好な市街地を形成するために公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るための事業手法であり、これまでにわが国の市街地の約1/3を整備してきたと言われている。戦災復興や阪神・淡路大震災を初めとする災害復興にも、現地での再建を行うために使われてきた手法であり、岩手県内では、大船渡駅前の火災復興（県内初の公共団体施行による土地区画整理事業）や戦災復興、昭和三陸津波、チリ津波からの復興事業でも実施されてきた（沿岸部の市町村のうち、用途地域が指定されている区域の半分近くは土地区画整理事業により整備がなされている）。

現在、岩手県内では陸前高田市から野田村まで、7市町村18地区で事業が計画されており、平成24年度内に14地区で都市計画決定が行われ、11地区で事業計画決定がなされている。これら以外の地区についても、平成25年度には全て都市計画決定と事業計画決定がなされる予定である。これらの土地区画整理事業の多くは減価補償金地区であり、従前地の土地買収を進めることによって、土地評価額の均衡を図ることが必要である。

事業規模については、陸前高田市1市のみで、阪神淡路大震災の神戸・阪神間・淡路島における土地区画整理事業の総面積（約290ha）を超えており、全国の自治体から派遣職員の応援を受けているものの、技術系職員だけでなく、用地買収や移転補償交渉を行う職員等も大幅に不足していることから、効率的な事業の執行を図るためUR（都市再生機構）への委託やURからのCM方式による発注が実施されてきているところである。

復興のための土地区画整理事業を円滑に進めるため、都市計画については全てを一挙に定めるのではなく、柔軟な都市計画として、その時々に対応するため、都市計画変更を鋭意実施することとしている。例えば、釜石市では、平成24年11月30日に当初決定の都市計画を行い、平成24年12月14日から都市計画変更の縦覧を実施している。事業計画についても、施行地区内の土地利用計画の需要に合わせた変更が予定されている。

被災地は、これまでも過疎地域であり、人口流出の歴史を歩んできたと言っても過言ではない。L2対応の嵩上げ要件にもあるように、今後は定住人口を確保していくことが課題であるだけでなく、街の賑わいを創出していくための仕掛けや仕組みづくりも重要となってきた。

(3)津波復興拠点整備事業とは、東日本大震災を教訓として、一般法として制定された津波防災地域づくり法に基づき、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市施設として都市計画に定めた場合、復興交付金により補助金の充当が可能となった手法である。

これまで、一団地の都市施設については、一団地の住宅施設や一団地の官公庁施設といったものが有り、都市計画法上は同じ類型に属するものであるが、土地利用の規制については新住宅市街地開発法を援用してきているところに特徴がある。

岩手県内では、リアス式海岸という地形の特徴もあり、沿岸部の市町村が壊滅的な被害を被った。住宅だけでなく、市役所、消防署、警察署、公民館、図書館といった行政施設、さらには商業施設

や産業施設等も流出しており、現在は仮設で対応しているものの、都市機能の殆どが喪失された状態となっている。

津波復興拠点整備事業は、これらの都市機能を津波が発生しても維持できるように配置し、復興を先導し加速させるための事業手法であり、陸前高田市から宮古市まで6市町8地区で計画がなされており、平成24年度内に3地区で都市計画決定と事業認可が行われており、残る地区も平成25年度中に都市計画決定と事業認可が行われる予定である。

本事業は、都市機能を一定集積させることが目的のため、中心市街地で実施されることが多いが、土地区画整理事業と重複している地区も多く、土地区画整理事業との役割分担の整理が重要である。しかし、今回の震災を契機に制度が創設された事業であることや他の市街地整備手法と異なり、個別法を具備していないことから、日々、復興庁・国土交通省・市町村及び県とで協議調整を行いながら、制度運用を図っているところである。

特に、釜石市東部地区については、昭和三陸津波からの復興事業や戦災復興等により、一定の都市基盤施設の整備がなされていることから、地元の再建意向を十分に踏まえ、嵩上げのコントロールを行うために、嵩上げの手法として、28ha近い津波復興拠点整備事業の都市計画決定を大胆に行っているが、市及び県の発想から、都市施設として都市計画決定を行っている。これは、制度設計時の内容を超えたものであり、今後の都市計画制度の運用方法として、国土交通省や都市計画学会等からも注目されているところである。

#### (4) ソフト事業の必要性と実施

阪神・淡路大震災からの復興は、街として高いポテンシャルを持つ阪神間でのまちづくりであったが、東日本大震災からの復興は『過疎』という社会的課題へのレジスタンスのまちづくりでもある。

言い換えると、阪神淡路大震災からの復興においては、ハードさえ造れば、ある程度は復興が進むことが予見されたが、東日本大震災からの復興には、ヒトとのつながりを活かした協働をベースとしたソフト事業を立ち上げ、発信し、被災地のFANを増やすことが求められた。

一方、東北の被災地では、全国各地からさまざまな支援がなされ、先進的、献身的なNPO、ボランティアが、地域住民とともに、これまで以上に魅力的なまちにすることで、過疎に抵抗しようと奮闘を続けているが、県外では『風化』が進みつつある。

そこで、希望郷いわてを実現し、ふるさとを再生しようとする岩手県において、『県民130万人が笑顔になる』をコンセプトに、スマイル130プロジェクトを立ちあげ、沿岸の被災地のみならず、内陸を含めた県土全体のムーブメントとし、県内外にそのとりくみや魅力を発信していくことで、交流人口、定住人口を増やす企みを県土整備部からスタートさせた。

平成25年は生みの苦しみとなるが、地域、企業、NPO等との協働で乗り切ってくれると信じている。

#### 【職員の派遣状況】

(平成24年度)

H24.4.1～H25.3.31 県土整備部都市計画課へ土木職職員2名

## (6) 住宅まちづくり部

### 【平成 23 年度】

#### ① 応急仮設住宅建設業務に関する支援

岩手県における応急仮設住宅の建設を支援するため、平成 23 年 3 月 17 日から 7 月 31 日まで、短期派遣として概ね 2 週間交代で 9 班、延べ 27 名の職員（建築職、機械職、電気職）を派遣した。

特に被害が甚大であった沿岸部を回り、応急仮設住宅の建設候補地の現地調査、配置計画確認を行い、工事着手後は中間・完了検査を行うとともに、業務チェックリストの作成やデータベース化の進言など事務処理における支援を行った。

#### ② 住宅斡旋等相談業務に関する応援

岩手県が被災者向けに住宅に関する相談窓口として開設した「住まいのホットライン」の運営支援のため、平成 23 年 3 月 23 日から 4 月 30 日まで、概ね 2 週間交代で 3 班、述べ 8 名の職員（行政職）を派遣した。

応急仮設住宅や県営住宅、自宅修繕や生活再建支援その他あらゆる相談に対応が可能となるよう必要な情報の収集、資料整備を行うとともに、相談業務に従事した。

#### ③ 応急危険度判定業務に関する支援

建物については、国交省を通じた福島県からの要請により平成 23 年 3 月 14 日から 26 名（大阪府 10 名、大阪市 10 名、堺市 6 名）の職員派遣を行う予定であったが、現地での給油規制の影響から延期となった。

宅地については、国交省を通じた宮城県仙台市からの要請により 4 月 18 日から 23 日まで 15 名（大阪府 9 名、堺市 2 名、高槻市 1 名、豊中市 1 名、東大阪市 1 名、枚方市 1 名）を派遣し、仙台市青葉区、宮城野区、太白区、泉区で 274 件の判定を行った。

#### ④ 被災地運転業務に関する支援

府から被災地に派遣された医師・保健師等の医療スタッフの移動のための専任運転手として平成 23 年 4 月 24 日から 4 月 28 日まで 1 名、5 月 5 日から 5 月 10 日まで 1 名の職員を派遣した。

#### ⑤ 災害復興公営住宅整備事業に関する支援

岩手県からの要請により、災害で住居を失った被災者用の恒久的な住宅の整備・供給を支援するため、平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで 4 名の職員（建築職、電気職、機械職）を派遣した。

### 【平成 24 年度】

#### ① 災害復興公営住宅整備事業に関する支援

平成 23 年に引き続き、岩手県からの要請により、災害で住居を失った被災者用の恒久的な住宅の整備・供給を支援するため、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで 4 名の職員（建築職、電気職、機械職）を派遣した。

平成 24 年度は、災害復興公営住宅整備事業において、昨年度に設計を開始した 3 団地と今年度に設計を開始した 1 団地について建設工事を着手（図 1）し、その他 6 団地について設計に着手（図 2）した。

県建築住宅課の災害復興公営住宅の担当は、大阪府以外からの派遣職員が6名おり、あわせて10名（建築職6名、電気職2名、機械職2名）で上記の計10団地を担当わけして業務を行っている。

岩手県が整備する予定である災害復興公営住宅約3,000戸（図3）のうち、設計に着手しているのが22%の678戸である。これを年度別の目標戸数で換算すると、目標戸数はそれぞれ平成23年度750戸、平成24年度1,000戸であり、計1,750戸のうちの678戸の着手であり進捗率は39%と大幅に当初目標を下回っている。



【図1】 災害復興公営住宅整備 工事進捗状況



【図2】 災害復興公営住宅整備 設計進捗状況

| 市町村   | 全体戸数  | 市町村建設 | 県建設   | 譲渡戸数  |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 洋野町   | 4     | 4     | 0     | 0     |
| 久慈市   | 15    | 15    | 0     | 0     |
| 野田村   | 120   | 90    | 30    | 30    |
| 田野畑村  | 112   | 112   | 0     | 0     |
| 岩泉町   | 53    | 53    | 0     | 0     |
| 宮古市   | 730   | 352   | 378   | 190   |
| 山田町   | 738   | 246   | 492   | 250   |
| 大槌町   | 980   | 480   | 500   | 250   |
| 釜石市   | 1,049 | 478   | 571   | 345   |
| 大船渡市  | 800   | 240   | 560   | 280   |
| 陸前高田市 | 1,000 | 300   | 700   | 350   |
| 合計    | 5,601 | 2,370 | 3,231 | 1,695 |

【図3】 災害復興公営住宅 整備予定戸数

当初計画より遅れている原因として、災害復興公営住宅整備事業は、東日本大震災復興特別区域法で、市町村もしくは市町村と都道府県が共同で行う事業の中に位置づけられているため、また、実情としても市町村が行う区画整理事業、道路事業や集団移転事業に密接に関係して行われるため、市町村主導でどの地域に何戸必要かという情報がまとまらなければ着手が難しいということがあげられる。さらに、用地の地権者が震災で行方不明となっているため交渉が出来ない場合や、震災などの影響による土地価格の下落から価格交渉で難航するといったこともあげられる。

加えて 10 月には、大船渡市で雇用促進住宅をリフォームした災害復興公営住宅、盛中央団地が 44 戸中 6 戸の応募しかなかったということもあり、早く整備ればいいというものではない難しさがあるといえる。

しかし、工事着手前に行った住民説明会では多くの方が来場し（写真 1）、また、6 月 14 日に行われた釜石市平田地区の災害復興公営住宅の着工式（写真 2）は報道関係者も取材に訪れるなど、岩手県内でも非常に関心度の高い事業を行っている。



【写真1】災害復興公営住宅 工事説明会



【写真2】災害復興公営住宅 着工式



【図4】災害復興公営住宅 完成予想図

(7) 教育委員会事務局

## ①災害復旧に係る埋蔵文化財発掘調査

津波により被害を受けた埋蔵文化財の復興関連業務（分布調査、試掘調査及び発掘調査）に従事する専門職員の確保を図るため、岩手県教育委員会からの依頼に基づき、考古学職の職員1名を派遣した。

派遣期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

## ②被災地へのスクールカウンセラーの派遣

文部科学省が被災地の小中学校にスクールカウンセラーを派遣するため、大阪府臨床心理士会と連携・調整を図り、派遣者を推薦した。

| 派遣先          | 岩手県                 | 福島県                  |                       |
|--------------|---------------------|----------------------|-----------------------|
| 派遣期間         | 平成23年5月9日<br>～6月18日 | 平成23年5月30日<br>～6月17日 | 平成23年9月28日<br>～10月28日 |
| 派遣人数<br>(のべ) | 186人                | 30人                  | 15人                   |

(8) その他の派遣等

## ア 警察の対応

大阪府警察は、地震発生直後の平成23年3月11日から継続して、広域緊急援助隊や特別派遣部隊10,274人を被災地に派遣した。（平成25年3月7日現在）

主な任務としては、行方不明者の捜索活動、交通整理、検問・警戒活動、検視業務等であった。

## イ 消防の対応

府内の33消防本部で構成された緊急消防援助隊大阪府隊が、震災発生直後の平成23年3月11日に第1次派遣が行われ、以降同年4月24日の第18次派遣まで車両178台、1,092名が被災地において人命救助、消火及び救急活動等に従事した。

また、福島第一原子力発電所事故においては、東京消防庁の原子炉への注水冷却作業に対する支援活動を実施した。

|                          |
|--------------------------|
| 岩手日報の「声」の欄（平成23年3月26日朝刊） |
|--------------------------|

## 『遠方から来県救助隊に感動』 70代男性からの投書

大震災の翌日、街を歩いていて大変感動的な場面に遭遇しました。北上市を通り被害の甚大だった釜石、大槌方面に向かう20台ほどのパトカーです。

パトカーは赤色灯をつけて沿岸部に通じる国道107号線を東進しています。ナンバーを見ると全部大阪の和泉ナンバーです。その車はいわずもがな被災地の救助に当たる人たちが乗っている。そう直感しました。

その後、大槌町で老婦人が助けられたというニュースが目に入った。ニュースの説明では、救助に当たったのは大阪から派遣されている方々ですと。

遠距離から救助に来られた皆さまに感動し、感謝しました。

ウ 大阪府水道部（現大阪府広域水道企業団）による給水活動 延べ 33 名

第 1 陣：【3 月 12 日～16 日】宮城県栗原市 : 11 名

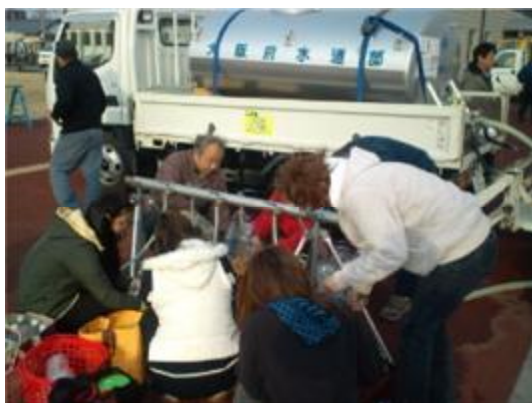
第 2 陣：【3 月 14 日～18 日】宮城県栗原市、岩手県 : 11 名

第 3 陣：【3 月 17 日～22 日】岩手県 : 11 名

（応援車両） 給水車 3 台、トラック（備蓄水搭載用）2 台

（支援物資） 災害用備蓄水（500ml） 約 7,000 本

非常用飲料給水袋 約 12,000 枚



＜給水活動の様子＞



＜給水袋で水を運ぶ様子＞

## 第 2 節 府内市町村による支援

### 1 市長会・町村長会との連携

市町村と連携し府トータルで支援できるよう、市長会及び町村長会と支援に関する調整等を行った。

#### （1）府・市長会・町村長会の意見交換会

府と市町村が一体となった被災地の支援について意見交換会を開催。

（実施日）平成 23 年 3 月 17 日（木）

（場 所）府庁本館

（出席者）大阪府市長会：倉田会長（池田市）、向井副会長（泉南市）、阪口副会長（吹田市）

大阪府町村長会：中会長（能勢町）、松本副会長（千早赤阪村）、和田副会長（忠岡町）

大阪府：橋下知事等

#### （2）市長会・町村長会正副会長会

東日本大震災の支援活動に係る大阪府市長会・町村長会正副会長会を開催。

（実施日）平成 23 年 4 月 7 日（木）

（場 所）市町村会館（府庁別館 6 階）

（出席者）大阪府市長会：倉田会長（池田市）、向井副会長（泉南市）、夏木副会長（四條畷

市)、多田副会長(富田林市)、吹田市のみ代理出席

大阪府町村長会：中会長(能勢町)、松本副会長(千早赤阪村)、和田副会長(忠岡町)

大阪府：藤岡危機管理監、吉村危機管理室長

### (3) カウンターパートによる支援

災害支援カウンターパートの申し出のために陸前高田市及び大槌町を訪問。

(実施日) 平成23年4月18日(月)～20日(水)

(訪問場所) 陸前高田市、大槌町

(訪問者) 大阪府市長会：向井副会長(泉南市)

大阪府町村長会：松本副会長(千早赤阪村)

(現地で大阪府調査団と合流)

### (4) 陸前高田市、大槌町への支援

全国市長会・町村長会の派遣スキームの中で、府市長会は陸前高田市を、町村長会は大槌町を重点的に支援することを府災害等支援対策本部会議で確認。

(実施日) 平成23年4月22日(金)

(場 所) 府庁別館 防災情報センター

(出席者) 橋下知事等

### (5) 大阪への修学旅行生歓迎会の実施

震災の影響を受け修学旅行を一旦中止した中学校・高校に対し、大阪府市長会、大阪府町村長会が大阪府と共同して修学旅行の実施を支援し、歓迎会を開催。

(実施日) 平成23年9月27日(火)

(場 所) 府庁本館 正面玄関前広場

(出席者) 岩手県陸前高田市立第一中学校：3年生85名及び教員9名 計94名

大阪府市長会：向井会長(泉南市)

大阪府町村長会：中会長(能勢町)

大阪府：橋下知事等

## 2 市町村職員派遣の趣旨・経過

岩手県陸前高田市並びに大槌町は、被災市町村のなかでも特に行政機関庁舎等も壊滅的な状況であり、行政業務を行うにあたっては、市町村職員の支援が必要不可欠であった。

こうした中、岩手県知事から大阪府知事への派遣要請があり、府知事は、この要請を受け、府市長会長並びに府町村長会長へ市町村職員の派遣依頼を行い、府内市町村からそれぞれ職員を陸前高田市並びに大槌町に派遣(短期派遣)した。

また、府岩手県現地事務所からの依頼(情報提供)により、岩手県大槌町、宮古市並びに大船渡市へ府内市町村職員を派遣(中長期派遣)した。

### 3 派遣状況（府経由分）

#### 【平成 23 年度】

○短期派遣：平成 23 年 3 月 26 日～平成 23 年 4 月 26 日

（1クール約 6 日間を 7 クール のべ 32 日間）

派遣先：岩手県 陸前高田市・大槌町

人 数：136 名（うち府職員 12 名）

内 容：避難所を中心とした支援業務

○中長期派遣：平成 23 年 5 月 6 日～平成 24 年 3 月 31 日

派遣先：岩手県 大槌町・宮古市・大船渡市

人 数：47 名

大槌町 23 名（戸籍事務 4 名・保健師 12 名・建築 3 名・土木 4 名）

宮古市 9 名（保健師）

大船渡市 15 名（一般事務 11 名・土木 4 名）

内 容：自治法派遣等による被災地職員としての自治体業務

#### 【平成 24 年度】

○短期派遣：（なし）

○中長期派遣：平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

派遣先：（岩手県：20 名）

大槌町 10 名（事務 4・建築 1・土木 5）

宮古市 10 名（土木 2・事務 8）

（福島県： 1 名）

郡山市 1 名（税務）

（宮城県： 2 名）

仙台市 1 名（事務）

気仙沼市 1 名（事務）

内 容：自治法派遣等による被災地職員としての自治体業務

### 第3節 支援物資の提供

#### 1 府の支援

平成23年3月13日の関西広域連合緊急声明を受け、カウンターパートとなった岩手県に対し、即日、アルファ化米3万食、備蓄水1万本、生理用品2万枚など府備蓄物資での支援を実施した。（輸送は、府の防災協定を準用し社団法人大阪府トラック協会に要請）



＜支援物資のトラック輸送＞

以降は、3月14日に岩手県庁内に設置された大阪府現地連絡事務所を通じて要請のあった物資を、府備蓄物資及び調達等により対応した。

301-3024-0000 大阪府災害対策本部  
 岩手県 → 岩手県 岩手県 岩手県 岩手県  
 (岩手県 支援物資)  
 (3.24) 今後必要となる支援物資  
 (1) ~~岩手県災害対策本部 岩手県災害対策本部 岩手県災害対策本部~~  
 2. 避難セット (簡易食付き) 5,000個  
 3. ボタニソープ 10,000個  
 4. 洗剤 10,000個  
 5. 味噌汁・スープ (カップ付き) 50,000食  
 (いろんな種類があってもいい、豚汁含む)  
 6. 尿処理バット 10,000個  
 7. ベビーフード 3,000食  
 8. 栄養補助食品 (カロリースイト等) 50,000食  
 9. 野菜ジュース 50,000本  
 10. 味のどんぶり飯 3,000個  
 11. やかん・鍋 1,000個  
~~岩手県災害対策本部 岩手県災害対策本部 岩手県災害対策本部~~  
~~岩手県災害対策本部 岩手県災害対策本部 岩手県災害対策本部~~

＜岩手県現地事務所から府支援対策本部あての支援物資要請書＞

また、府内企業等から、被災地への激励メッセージと共に、衣料品など多くの支援物資をロット単位で提供いただいた。

なお、個人からの物資提供の申し出もいただいたが、サイズや品目がそろわず、被災地での配分が困難であることから、個人の方には別の形での支援をお願いした。

このたびの大震災で支援した特徴的なものとして、燃料関係の物資が挙げられる。大阪府から直接支援したものとしては、3月18日に堺市の精油所よりA重油4.6klや燃料を小分けするためのポリタンクと手動ポンプ1,000セットなどを調達した。

また、輸送は全面的に社団法人大阪府トラック協会で実施したが、発災当初は帰路の燃料確保のために被災地周辺で給油可能な場所の地図を作成し配布していた。

物資の支援要請は、概ね4月初旬頃に一段落し、以降は現地の様々なニーズを調査し支援を継続した。

例えば、複数の市町村から被災者が避難所と自宅との移動用として、自転車の希望があり、府内各市町村が回収整備した放置自転車約300台を輸送した。



＜堺市の自転車提供＞（府が被災地へ輸送）

## 2 府内市町村の備蓄物資による支援（府輸送分）

府内の各市町村においても、独自で多数の救援物資を直接被災地へ送ったものも多くあったが、府と府内市町村との連携による救援物資の搬送として、被災地からのニーズに応じて市町村からの救援物資を、府内3箇所の広域防災拠点に集約し、被災地への搬送を行った。

| 日付      | 主な物品名                               | 提供市町村等               | 搬出先          | 送付先  |
|---------|-------------------------------------|----------------------|--------------|------|
| 3/19(土) | マスク・おむつ・カイロ・生理用品等                   | 大阪府<br>5市町           | 北部広域<br>防災拠点 | 岩手県  |
| 3/20(日) | 生理用品・帽子・粉ミルク等                       | 大阪府<br>一般企業<br>NPO団体 | 中部広域<br>防災拠点 | 岩手県  |
| 3/23(水) | アルファ化米・乾パン・紙おむつ・生理用品等               | 20市町村                | 中部広域<br>防災拠点 | 山形県* |
| 3/24(木) | アルファ化米・乾パン・タオル・おむつ・生理用品・マスク・日用品セット等 | 10市町                 | 南部広域<br>防災拠点 | 山形県* |
| 3/25(金) | アルファ化米・パン・タオル・生理用品・マスク・ゴミ袋・寝袋等      | 9市町                  | 北部広域<br>防災拠点 | 山形県* |

\* 山形県に輸送し、ここを中継拠点として岩手県へ提供。

## 第4節 ボランティア派遣による支援

### 1 新しい公共によるボランティア派遣制度

#### (1) 事業概要

##### ① 事業実施に至る背景

##### (ア) 被災現場と支援側のミスマッチ

発災直後は被災現場では交通網の寸断等によりボランティアの受入体制が十分整っていなかった。また、現地で必要な支援内容などの情報が不足する中、ボランティアの希望者が多く、現地での活動と自分ができる支援内容とのミスマッチが目立った。

時間の経過とともに、岩手県遠野市など被害が少なかった地域を拠点に徐々にボランティアの受入れ体制が整備されてきて、相当数のボランティアが活動するようになった。

そのような中、被災現場では心身のケアや仮設住宅での生活支援など新たなニーズを踏まえた支援、計画的な支援が望まれるようになったが、支援する側も大阪のように遠隔地では交通費、宿泊費など経費がかさむことや、支援が継続できる団体や支援内容に合ったボランティアの育成が課題となった。

##### (イ) 解消策

本府は、被災地支援に取り組むNPO法人や社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人等の民間の非営利組織の活動をバックアップするため、それらNPO等と本府による実行委員会を組織して協働方式の支援を実施することとした。

これにより、支援内容ごとのボランティアパッケージを開発したり、被災後の状況を踏まえた多様な支援メニューを開発することができ、NPO等の被災地支援意欲の実現を図ることができた。

##### ② 事業展開

##### 【目的】

NPO等参加団体による知識・経験を要する業務などの主体的な提案に基づくボランティア派遣等を行い、そこで得たノウハウをフィードバックし、NPO等による被災地ボランティア等の支援活動の一層の促進、府民の支援活動への参加意欲の向上につなげる。

##### 【事業形態】

東日本大震災以降、様々な形で被災地支援を行うNPO等と本府の協働による実行委員会形式で実施する。(各団体とのコラボレーション)

- ・防災系団体（復旧・復興支援）      ・福祉・生協団体（ボランティアノウハウ）
- ・教育系団体（人材育成）      ・企業等（社会貢献）      ・大阪府（被災地支援ノウハウ）

##### 【事業概要】

迅速性：被災地ニーズと直結した迅速な支援（被災地支援団体との業務マッチング）

多様性：専門スキルを有する多様な人材の派遣（大学生、専門学校生、一般社会人のスキルを活用）

継続性：多様な主体によるリレー・ローテーション形式（各主体でノウハウを継承し継続的な支援）

#### 【事業スキーム】

ボランティア参加希望者（府民等）の実施可能な支援活動と現地の支援ニーズをマッチングさせるため、実行委員会(※)が中心となり現地支援機関等と調整を図った上で、ニーズに合った支援メニューについて、ボランティア支援事業として実施する。

(※) (財)大阪府消防協会、(NPO)南大阪地域大学コンソーシアム、(社)大阪府専修学校各種学校連合会、(福)大阪府社会福祉協議会、大阪府生活協同組合連合会、大阪府

#### 【事業展開のイメージ】

被災地ニーズは、時間の経過等とともに支援内容やボリュームが変化するので、それに応じたボランティア支援を実施していく必要があることから、ボランティア活動者もガレキ処理を行う学生や一般の方から、看護やマッサージ、防災関係の専門スキルを持った学生、ボランティア団体、防災関係者の方まで幅広く参加者を拡大していく。

#### 【成果目標】

- 被災地ボランティア支援のパッケージ化  
(募集（業務提案）⇒事前研修⇒移動支援⇒現地支援⇒報告の一連の流れ)
- 多様なボランティア等支援メニューの開発
- 被災地ボランティアパッケージの普及

### (2) ボランティア派遣の流れ

- ① 宿舎等生活資源の確保
- ② 活動提案と現地マッチング
  - 活動団体が活動提案（・参加予定者募集）
  - 事務局が現地マッチング ⇒ 活動場所・日時等決定
- ③ 参加申込
  - 参加団体内での参加者募集・決定
  - 参加申込書提出・ボランティア保険加入等確認
- ④ 行程の調整
  - 活動場所・準備物等詳細
  - 宿舎及び周辺の生活資源
  - 移動手段（本事業ではバスのみ）
- ⑤ 活動内容のPR
  - 参加団体が活動チラシ等を作成 ⇒ 事前配付
- ⑥ 参加者配付資料・説明会
  - 参加のしおり等
  - 行程詳細ひな型
  - 実行委員会事務局説明会
- ⑦ 映像記録

- ⑧ 事務局・参加団体の準備
- ⑨ 引率（集合～解散）
- ⑩ 参加後アンケート

#### 【移動手段（本事業ではバスのみ）】

○ 大阪～岩手の長距離移動（約 1,000 キロ・約 15 時間）  
（留意した点）

- ・心身の負担軽減
  - ⇒ 複数の乗降場所・休憩等を含め、ゆとりのある行程
  - 乗車定員よりも若干余裕をもった参加者数を設定
  - 事前配付資料等で快適に過ごすグッズ等を紹介
- ・車内の有効活動
  - ⇒ 車内反省会・各種連絡等の場として活用
  - 参加者間の交流促進

### （3）参加後アンケート

#### 【参加前準備】

- 活動日当日にあわてて対応するケースもあったため、活動場所にかかる施設・設備・備品等の詳細情報が事前にわかれば準備を行いやすかった。
- 服装・用具を準備して行う作業系の活動と異なり、企画提案型活動のため、事前準備・スタッフ間の打ち合わせにかなり時間を要するため負担が大きい。

#### 【活動内容・時間】

- 長時間の移動に比して、活動時間が短い。
- 複数団体がコラボレーションした活動がもっとあってもよかった。
- 作業系活動とは異なり、事前準備等にかなり時間を要し、参加者間の連帯感も深まるなど、企画提案型活動ならではの充実感が得られた。

#### 【活動環境面】

- 長時間のバス移動は体力面で負担。
- 特に冬季のバス車内は乾燥するので、マスク・ミネラルウォーターが必須。
- 活動日に現地に到着するため、時間的・体力的にきつかった。
- 日中と夕方・夜間・朝方の気温差が大きく、健康管理が特に大切。
- 宿舎とした施設は、想像していたより、きれいであった。
- 現地の方は親切で逆に元気をいただいた。
- 個人単位では思うように活動できない中、行政や現地のコーディネートがあったため、充実した活動ができた。

#### 【今後この経験をどう生かすか】

- こういった機会があれば、さらに工夫して是非参加したい。
- 大阪でも様々な形でボランティア活動をしたい。
- 地震をはじめとした防災の大切さを伝えていきたい。

## (4) 派遣実績

[ボランティア派遣実績一覧] 第1回～第13回で、計298名が参加

| 回  | 派遣日程<br>(出発・帰阪) | 活動<br>日数 | 活動内容                                         | 参加<br>者数     | 活動団体                                         | 活動場所             | 主な<br>支援対象           |
|----|-----------------|----------|----------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------|------------------|----------------------|
| 1  | 8月8日<br>～12日    | 3        | マッサージ<br>高齢者介助<br>保育                         | 22<br>1<br>2 | 大阪ハイテクノロジー専門学校<br>大阪保健福祉専門学校<br>ECC 国際外語専門学校 | 陸前高田市<br>"<br>"  | 仮設住宅・施設<br>施設<br>施設  |
| 2  | 8月28日<br>～9月2日  | 3        | 高齢者看護<br>がれき撤去                               | 30           | 大阪府立大学                                       | 陸前高田市他           | 施設・野外                |
| 3  | 8月29日<br>～9月2日  | 3        | 巡回型栄養教室<br>児童(小学校)支援他<br>ハンドマッサージ&カフェ        | 12<br>4      | 羽衣国際大学<br>NPO ハーティ                           | 陸前高田市<br>・大船渡市   | 公民館<br>・小学校<br>・仮設住宅 |
| 4  | 9月7日<br>～13日    | 4        | 仮設団地交流サロン運営                                  | 20<br>5      | 大阪府立大学<br>大阪市立大学                             | 釜石市・大槌町<br>・大船渡市 | 仮設住宅                 |
| 5  | 9月16日<br>～19日   | 2        | 祭り準備・警備補助等                                   | 21           | 大阪いずみ市民生活協同組合                                | 遠野市              | イベント補助               |
| 6  | 11月2日<br>～6日    | 3        | イベントでの民謡&<br>ハンドマッサージ&カフェ                    | 15           | NPO ハーティ                                     | 釜石市              | イベント来場者              |
| 7  | 11月25日<br>～28日  | 2        | 児童等交流<br>(風づくり・キャンドルナイト)                     | 23<br>3      | 桃山学院大学<br>風の会風人                              | 大船渡市             | 公民館・施設               |
| 8  | 12月2日<br>～5日    | 2        | 救命救急講習等                                      | 19           | 市町村消防団・府消防協会                                 | 釜石市              | 仮設住宅                 |
| 9  | 12月2日<br>～5日    | 2        | 演芸ショー<br>(奇術・合唱・邦楽等)                         | 40           | 大阪府立大学                                       | 大船渡市             | 仮設住宅                 |
| 10 | 12月9日<br>～12日   | 2        | ミュージカル上演                                     | 13<br>7      | NPO まんぼう<br>桃山学院大学                           | 釜石市              | 施設・来場者               |
| 11 | 12月9日<br>～12日   | 2        | 音楽公演・中学生学習<br>支援<br>語りと踊り公演                  | 25<br>2      | 大阪府立大学<br>てんプロデュース                           | 陸前高田市<br>・大船渡市   | 来場者・<br>中学校・施設       |
| 12 | 12月16日<br>～19日  | 2        | 園芸セラピー(押し花<br>キーホルダーづくり)・カフェ<br>ハンドマッサージ&カフェ | 16<br>6      | 羽衣国際大学<br>NPO ハーティ                           | 大船渡市             | 仮設住宅<br>仮設住宅         |
| 13 | 2月17日<br>～20日   | 2        | ハンドマッサージ&カフェ                                 | 12           | NPO ハーティ                                     | 大船渡市             | 仮設住宅                 |
| 計  |                 | 32       |                                              | 298          | ※ 事務局スタッフ(記録担当等の人数)は除く                       |                  |                      |

(5) 主な活動状況



＜マッサージ＞

(活動人員) 大阪ハイテクノロジー専門学校 22 名  
(活動場所) 竹駒小仮設団地前ほか



＜高齢者介助＞

(活動人員) 大阪保健福祉専門学校 1 名  
(活動場所) 小規模多機能ホーム厨（くりや）



＜保 育＞

(活動人員) E C C 国際外語専門学校 2 名  
(活動場所) おやこの広場きらりんきっず



＜高齢者コミュニケーション＞

(活動人員) 大阪府立大学 12 名  
(活動場所) 介護老人保健施設松原苑



＜畑でのがれき撤去等＞

(活動人員) 大阪府立大学 18 名  
(活動場所) 陸前高田市・釜石市



＜カフェ＆ハンドマッサージ＞

(活動人員) N P O ハーティー4 名  
(活動場所) 長砂仮設団地



＜巡回型栄養教室＞  
（活動人員）羽衣国際大学 12 名  
（活動場所）米崎雷神自治会館ほか



＜凧づくり・凧あげ・キャンドルナイト＞  
（活動人員）桃山学院大学・凧の会風人 26 名  
（活動場所）上富岡地域公民館



＜消火訓練・救命救急講習会＞  
（活動人員）府内消防団等 19 名  
（活動場所）鶴住居仮設団地集会所



＜障がい者施設との交流・ミュージカル上演＞  
（活動人員）NPO まんぼう他 20 名  
（活動場所）大松学園



＜語りと踊り公演＞  
（活動人員）てんプロデュース 2 名  
（活動場所）大船渡市デサービスセンターほか



＜音楽公演・中学生学習支援＞  
（活動人員）大阪府立大学 25 名  
（活動場所）陸前高田市立横田小学校ほか



＜遠野まつりの芸術補助等＞  
 (活動人員) 大阪いずみ市民生協 21 名  
 (活動場所) 遠野市



＜各仮設団地の交流サロンを運営＞  
 (活動人員) 大阪府立大学・大阪市立大学 25 名  
 (活動場所) 釜石市ほか仮設団地

## 2 高速道路の緊急通行証・災害派遣等従事車両証明書の発行

震災発生翌日の 3 月 12 日より、災害対策基本法第 76 条第 1 項に基づく交通規制が実施され、東北道、常磐道、磐越道等の一部を緊急交通路に指定した。

これに伴い府でも応急復旧、緊急輸送等を行うために被災地へ向かう車両に対して「緊急通行車両確認標章及び証明書」を交付した。なお交通規制については 3 月 24 日に全面解除となった。

また緊急通行車両確認標章及び証明書の交付と並行して、被災地からの要請により支援物資の搬送、応急仮設住宅の建設、ボランティア活動等を行うために被災地に向かう車両について、高速道路の通行料金が免除される「災害派遣等従事車両が特許」の交付を開始した。

震災発生から約 3 ヶ月ころまでは、主に支援物資搬送・応急仮設住宅建設資材の搬送等に従事する車両に対する証明書の交付が多く見られたが、以降はボランティア活動に従事する車両に対する証明書の交付が中心となった。

なお、災害派遣等従事車両証明書の交付件数は延べ約 1,800 件（平成 25 年 2 月 28 日現在）にのぼり、現在も継続中である。（平成 25 年 3 月 31 日終了予定）



## 第5章 避難者等の受入支援

府内に避難して来られた方が少しでも安心して生活していただけるよう、府営住宅や市町営住宅、雇用促進住宅等の応急仮設住宅の提供や一時避難所での受入、その他様々な受入支援を行ってきた。

### 第1節 一時避難所の設置

#### 1 府の一時避難所

福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散が報道され、東北や関東地方で高濃度の地点が発見されてくると、西日本に避難してくる方が増加してきた。

府が地震等の災害で被災した場合の避難所設置は市町村の役割であるため、府は一時避難所を開設する準備をしていなかった。

3月18日に府庁に避難して来られたため、急遽、新別館にある武道場を一時避難所として受け入れを決定した。

以降、府内に避難してこられた方々が公営住宅等に入居するまでの間の一時的な避難所として4月8日までに、27名の方を受け入れた。

もっとも多かったのは福島県からの避難22名で、内16人は家族4組であった。

なお、全体の平均滞在期間は4.37日であった。

初めて来阪された方もおられたことから、府内の地理情報や交通関係の情報などを提供するとともに、テレビの設置やIT推進課の協力を得てノートパソコンを3台配置するなど、避難元の自治体の情報が入手しやすいよう努めた。

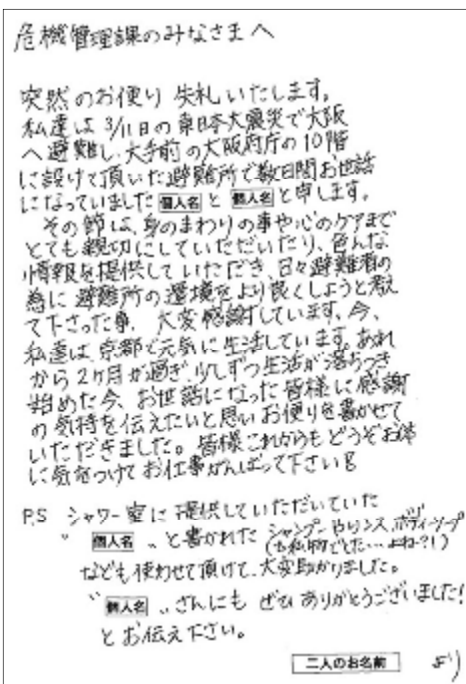
避難された方には府の災害用備蓄品である毛布や食料、日用品などの提供とともに、パーテーションを活用し、スペースを広く確保するなど、公営住宅に入居いただくまでの間、不自由な生活の中でも少しでも快適に過ごしていただけるよう努めた。

#### 《避難元県別一時避難所受入人数》

| 避難元県  | 宮城県 | 福島県 | 千葉県 | 茨城県 | 合計  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 受入れ人数 | 2人  | 22人 | 1人  | 2人  | 27人 |

#### 2 市町村の一時避難所

避難者の受入にあたっては、個々に来られる避難者と被災地の避難所単位などの集団避難も想定されたことから、府の一時避難所だけでは不足する可能性があるため、4月4日市町村との情報交換会議を開催し、各市町村での一時避難所の設置候補施設の選定を市町村へ要請した。



＜府の一時避難所を利用された方からの手紙(H23.5)>

市町村の一時避難所は、合計 28 施設で約 3400 人分を設置(設置準備)することができた。

しかし、府営住宅の事前改修により当日の入居を可能としたことや、社会貢献の一つとして(株)阪急阪神ホテルズ(新阪急ホテル)が無料で避難者を延べ約 400 泊の受入を実施していただいたこと、また避難所単位等による集団移転の希望がなかったことなどから、避難者が一時避難所で待機することが少なく、結果として避難者を受け入れた市町村は大阪市のみであった。

## 第2節 総合相談窓口の設置

### 1 大手前庁舎、咲洲庁舎への窓口設置

大阪に避難されて来られる方は突然の避難生活であるだけでなく、被災地から遠く離れ、関西や大阪が初めての方も多く、また被災地から遠く離れていることから避難された方だけでなく、被災地からの電話相談などに対応できるよう、3月22日相談窓口を、大手前庁舎、及び府営住宅の受付(住宅まちづくり部)を行っている咲洲庁舎に設置した。

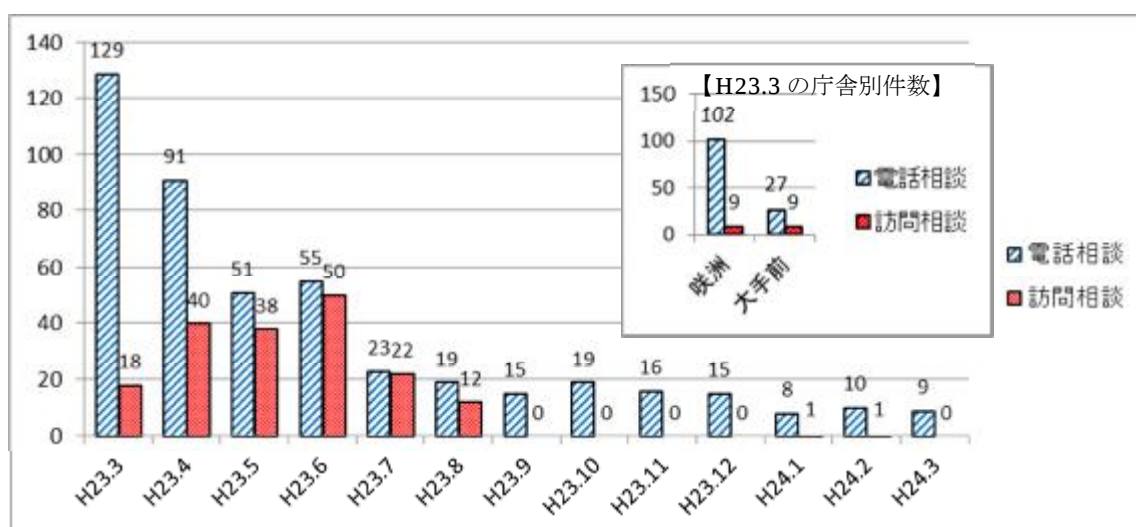
相談窓口は、できる限りワンストップで対応できるよう相談が想定される部局の職員を、それぞれの相談窓口配置し対応にあたったが、相談件数が比較的少なかったことから、状況に応じた職員の配置、相談窓口の咲洲庁舎への1本化、対応時間の短縮等を順次行った。

各部局の職員と危機管理室の職員で対応してきたが、平成23年6月1日付けで採用した非常勤特別嘱託員等3名のうち1名を相談窓口専任として配置した。

訪問相談件数が減少したことから平成23年9月からは電話相談での対応とし、府庁別館7階の防災情報センターで対応することとした。なお、現在も消防防災課で電話対応している。

(当初配置した部局：危機管理室、健康医療部、福祉部、教育委員会、住宅まちづくり部、商工労働部)

### 2 相談件数の推移



\* H23.3 は 3/22～の件数。

\* H23.4 からは相談窓口を咲洲庁舎に1本化。

### 第3節 支援情報の周知

#### 1 府ホームページを活用した情報発信

府ホームページにおける支援情報等の専用サイト「東日本大震災」にかかる被災地の支援について」は震災直後の3月14日に府政情報室が開設し、各部局等からの情報、関係機関からの支援情報を積極的に発信した。

専用サイトでは、大阪府発表の府域内震災関連事項、大阪府の支援策の紹介、被災者受け入れにかかる各種支援情報、義援金やボランティア募集の府民への呼びかけ、窓口案内、政府発表関連情報などへのリンクなどを掲載してきた。

また、外国人への情報提供が適切に行えるよう、4月11日からは6ヶ国語（日・英・中・韓・スペイン・ポルトガル）での掲載（pdf）を開始した。

#### 2 その他の広報媒体を活用した情報発信

「府政だより」、「大阪府メールマガジン」等の広報媒体において、府の取り組みや相談窓口、義援金やボランティアへの協力依頼とその方法等について紹介した。

#### 3 支援パンフレット等の作成・配布

相談窓口では、府内に避難された方に府の支援のメニューをわかりやすく説明するには、支援の概要を記載したパンフレットが必要であった。

各部局・市町村の支援メニューや申し込み先などを1冊のパンフレットにまとめ、相談窓口に来られた方や府の住宅の入居申込みに来られた方などへの配布を行い支援情報の提供を行った。

支援パンフレットは、各部局の支援内容の追加や変更に対応するため、相談窓口等にある部数を常に把握し、情報の更新を繰り返しながら約半年間発行してきた。

作成にあたっては、支援内容のみならず、府内市区町村の位置図や市交通局の許可を得て市営地下鉄の路線図、府庁（大手前・咲洲）の位置図なども掲載するなどの配慮を行った。

また、大阪への避難を検討されている方へ支援情報が提供できるよう、支援内容を1枚にまとめた簡易版を作成し、府から派遣している現地連絡員を通じて避難所への掲示を行った。

### 第4節 避難者への住宅等の提供

避難者が安心して府内で生活ができるよう、府営住宅をはじめ各種住宅の提供を行った。

また、住宅だけでなく生活費や教育、就職支援、生活物資の提供、生活支援金の支給など多様な支援を行った。

#### 1 住宅の提供

##### ◎府営住宅受入

（平成24年12月28日現在）

|     | 岩手県 |    | 宮城県 |    | 福島県 |     | その他 |    | 合計  |     |
|-----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
|     | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数  | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数  |
| 堺市  | 8   | 16 | 27  | 51 | 89  | 224 | 19  | 40 | 143 | 331 |
| 高槻市 |     |    | 1   | 1  | 4   | 15  | 3   | 7  | 8   | 23  |
| 門真市 |     |    | 1   | 2  |     |     |     |    | 1   | 2   |
| 合 計 | 8   | 16 | 29  | 54 | 93  | 239 | 22  | 47 | 152 | 356 |

**○平成 23 年 3 月 11 日（金）**

- ・府営住宅の受入可能住戸（未修繕含め約 2,000 戸、内修繕済約 450 戸）を抽出
- ・旧府営夕陽ヶ丘住宅（用途廃止済み）の集会所を一時避難施設として確保（結果的に使用実績は無し）

**○平成 23 年 3 月 15 日（火） 府営住宅被災者受入支援チーム結成**

- ・受入対象を堺市内の府営住宅とした。（堺市：被災者の生活サポート体制立上げ等）
- ・堺管理センター等へ支援物資（ふとん・コンロ・食器等）を搬送
- ・申請手続の当日又は翌日に受入住戸へ入居できるよう調整

〔被災者受入の申請手続〕

- ・使用形態：一時使用（目的外使用許可）
- ・受入期間：原則最長 1 年間（更新については柔軟に対応）
- ・使用料：無償（家賃・共益費等）
- ・罹災証明書の提示
- ・住所・本人確認ができる証明（運転免許証、保険証等）の提示
- ・被災状況や本人確認の為必ず被災者本人が来所

**○平成 23 年 3 月 18 日（金）府営住宅受入専用電話の開設****○平成 23 年 3 月 22 日（火）受入開始（受付場所：咲洲庁舎 26F 住宅経営室）**

同日の問合せ数 約 400 件、当日受入 24 世帯・57 人

**○提供住戸の設備等の見直し**

- ・耐震性の再確認及び浴槽付き住戸を提供
- ・網戸・エアコン 1 台の設置

**○平成 23 年 5 月 20 日（金）既入居被災者へ網戸の設置に関するアンケート調査を実施**

- ・アンケート結果：配布住戸 55 戸（希望する 37 戸、希望しない 5 戸、無回答 13 戸）、希望者には 1 週間以内を目処に設置

**○平成 23 年 5 月 25 日（水）既入居被災者へエアコンの設置に関するアンケート調査を実施**

- ・アンケート結果：配布住戸 59 戸（希望する 57 戸、希望しない 2 戸）、希望者には 3 週間以内を目処に設置

**○平成 24 年 2 月 7 日（月）**

- ・入居許可期間を最長 1 年間→最長 2 年間に延長
- ・堺市内から地域を拡大し 90 戸を受入住戸として対象化  
高槻市内（13 戸）、門真市・寝屋川市・羽曳野市内（5 戸）、  
和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・岬町（72 戸）

**○平成 24 年 12 月 28 日（金）新規受入終了**

- ・福島県からの住宅支援要請が平成 24 年 12 月 28 日（金）をもって終了し、その結果、全ての被災県からの支援要請が終了したことに伴い、同日付で被災者の新規受入を終了
- ・入居許可期間を最長 2 年間→最長 3 年間に延長

## ◎大阪府住宅供給公社賃貸住宅受入

(平成 24 年 12 月 20 日現在・延戸数)

|      | 岩手県 |    | 宮城県 |    | 福島県 |    | その他 |    | 合計 |    |
|------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|
|      | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数 | 戸数 | 人数 |
| 堺市   |     |    | 1   | 4  | 2   | 7  |     |    | 3  | 11 |
| 東大阪市 |     |    | 1   | 1  |     |    |     |    | 1  | 1  |
| 箕面市  |     |    |     |    |     |    | 1   | 3  | 1  | 3  |
| 八尾市  |     |    | 1   | 3  |     |    |     |    | 1  | 3  |
| 合 計  |     |    | 3   | 8  | 2   | 7  | 1   | 3  | 6  | 18 |

## ○平成 23 年 3 月 22 日（火） 受入開始（受付窓口：咲洲庁舎 住宅経営室）

## 〔受入対象者〕

- ・ 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被災者の方で、
- (1)地震により、住居の被害に遭われた方（罹災証明書の発行を受けられる方、発行を将来受けられる方）
- (2)津波により、住居の被害に遭われた方（罹災証明書の発行を受けられる方、発行を将来受けられる方を含む）
- (3)福島第一・第二原発の事故により、避難指示区域または計画的避難区域に設定された区域に住居があり避難が必要となった方

## 〔被災者受入の申請手続〕

- ・ 使用形態：一時使用
- ・ 受入期間：原則最長 1 年間（更新については柔軟に対応）
- ・ 使用料：無償（家賃・敷金・共益費・駐車場）
- ・ 罹災証明書の提示
- ・ 住所・本人確認ができる証明（運転免許証、保険証等）の提示
- ・ 被災状況や本人確認のため、必ず被災者本人が来所
- ・ 大阪府を受入窓口とし、ワンストップサービスを提供

## ○平成 23 年 7 月 1 日（金）

- ・ 希望された方に、網戸及びエアコンを設置

## ○平成 24 年 2 月 7 日（月）

- ・ 許可期間を最長 1 年間→最長 2 年間に延長
- ・ 受付窓口を住宅経営室→居住企画課（住宅供給公社所管課）に変更

## ◎雇用促進住宅受入実績

(平成24年12月20日現在・延戸数)

|       | 岩手県 |    | 宮城県 |    | 福島県 |     | その他 |    | 合計  |     |
|-------|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
|       | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数  | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数  |
| 堺市    |     |    | 1   | 1  | 10  | 21  | 3   | 7  | 14  | 29  |
| 高槻市   |     |    | 2   | 4  | 10  | 20  | 7   | 9  | 19  | 33  |
| 東大阪市  |     |    | 2   | 5  | 8   | 25  |     |    | 10  | 30  |
| 枚方市   |     |    | 2   | 5  | 5   | 15  | 5   | 13 | 12  | 33  |
| 松原市   |     |    |     |    | 5   | 15  | 4   | 9  | 9   | 24  |
| 八尾市   |     |    |     |    | 4   | 5   | 4   | 6  | 8   | 11  |
| 和泉市   |     |    |     |    | 4   | 14  | 7   | 21 | 11  | 35  |
| 茨木市   |     |    |     |    | 5   | 9   | 3   | 9  | 8   | 18  |
| 柏原市   |     |    |     |    | 2   | 3   |     |    | 2   | 3   |
| 交野市   |     |    |     |    | 3   | 14  | 2   | 5  | 5   | 19  |
| 岸和田市  |     |    |     |    | 2   | 2   | 3   | 6  | 5   | 8   |
| 忠岡町   |     |    |     |    | 2   | 3   | 1   | 3  | 3   | 6   |
| 河内長野市 |     |    |     |    |     |     | 2   | 2  | 2   | 2   |
| 合 計   |     |    | 7   | 15 | 60  | 146 | 41  | 90 | 108 | 251 |

## ○平成23年3月28日（火）受入開始（受付窓口：咲洲庁舎 居住企画課）

## 〔受入対象者〕

## (1) 東日本大震災による被災者の方

災害救助法に基づく指定区域内（東京都を除く）に同法の適用日以前に居住していた方で、当該災害の影響で住宅の倒壊等により居住できなくなった方（罹災証明書の発行を受けられる方、発行を将来受けられる方を含む）

## (2) 福島第一原子力発電所周辺に居住されていた方

福島第一原発の事故により、避難（自主避難を含む）される方（平成23年6月13日から福島県に居住されていた方に限る）

## 〔被災者受入の申請手続〕

・受入期間：原則6ヶ月間。

ただし、希望される方は6ヵ月毎に更新し、最長平成26年3月末日まで更新可能

・使用料：無償（家賃・敷金・共益費・駐車場）

※共益費については、平成24年4月から無償化

・上記「(1) 東日本大震災による被災者の方」については、罹災証明書の提示

・住所・本人確認ができる証明（運転免許証、保険証等）の提示

・被災状況や本人確認のため、必ず被災者本人が来所

- ・大阪府を受入窓口とし、ワンストップサービスを提供

#### ○平成 23 年 6 月 13 日（月）

- ・受入対象者を縮小：上記「（2）福島第一原子力発電所周辺に居住されていた方」については、福島県に居住されていた方に限る。

#### ○平成 23 年 6 月 22 日（水）

- ・既入居被災者へ網戸及びエアコンの設置について通知（順次設置）

#### ○平成 24 年 4 月 17 日（火）

- ・受入期間の変更：最長 3 年（平成 26 年 3 月末日）まで更新可能

#### ○平成 24 年 11 月 6 日（火）

- ・新規入居の受付を平成 24 年 12 月 28 日で終了することを決定

#### ○平成 24 年 12 月 28 日（金）

- ・新規入居の受付を終了

#### ◎無償提供民間住宅受入

（平成 24 年 12 月 20 日現在・延戸数）

|       | 岩手県 |    | 宮城県 |    | 福島県 |    | その他 |    | 合計 |    |
|-------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|
|       | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数 | 戸数  | 人数 | 戸数 | 人数 |
| 豊中市   |     |    |     |    | 2   | 6  | 1   | 2  | 3  | 8  |
| 堺市    | 1   | 3  |     |    | 2   | 7  | 2   | 7  | 5  | 17 |
| 大阪狭山市 |     |    |     |    | 1   | 3  |     |    | 1  | 3  |
| 松原市   |     |    |     |    | 1   | 4  | 1   | 1  | 2  | 5  |
| 寝屋川市  |     |    |     |    |     |    | 2   | 5  | 2  | 5  |
| 河内長野市 |     |    |     |    | 1   | 3  |     |    | 1  | 3  |
| 東大阪市  |     |    |     |    | 1   | 3  | 1   | 3  | 2  | 6  |
| 高槻市   |     |    |     |    |     |    | 2   | 9  | 2  | 9  |
| 交野市   |     |    |     |    | 1   | 2  |     |    | 1  | 2  |
| 貝塚市   |     |    |     |    | 1   | 7  |     |    | 1  | 7  |
| 守口市   |     |    |     |    | 1   | 1  |     |    | 1  | 1  |
| 大東市   |     |    | 1   | 2  |     |    |     |    | 1  | 2  |
| 合 計   | 1   | 3  | 1   | 2  | 11  | 36 | 9   | 27 | 22 | 68 |

#### ○平成 23 年 4 月 11 日（月）受付開始（受付窓口：咲洲庁舎 居住企画課）

（無償提供民間住宅の登録件数）

- ・28 市 2 町 114 件 238 戸（平成 23 年 4 月 7 日現在）

（支援内容）

- ・被災者と住宅提供者のマッチング
- ・双方のリスク回避のため使用貸借契約書案の提示
- ・公的住宅では満たせない条件（戸建住宅やペット飼育希望者等）での受入

(使用期間)

- ・ 提供者が指定する期間

(家賃及び敷金)

- ・ 無料

(入居手続きまでの流れ)

- ①被災状況、家族人数、連絡先などを確認
- ②被災者の条件に見合う住宅の提供者に連絡し、必要書類を確認
- ③被災者に必要書類と提供者との面会日時・場所を伝達
- ④府の提示した使用貸借契約書案を参考に双方で契約を締結

○平成 24 年 12 月 28 日（金）

- ・ 新規入居の受付を終了

## 2 府営住宅等入居者への当面の生活物資の提供

府営住宅等に入居した避難者がすぐに生活できるように生活物資（電灯、寝具、鍋、フライパン、食器等、約 400 世帯分）を府が購入し提供した。（夏前にはエアコンを設置）

その後 4 月末より日本赤十字社が海外からの義援金を原資にした生活家電（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器、電気ポット、電子レンジの 6 点セット）が無償提供された。（対象：岩手県・宮城県・福島県・茨城県 各避難元県に直接申し込み）

本府では、受入避難者支援見舞金給付事業を実施していたことから、その見舞金で必要な家電を揃えている方もおられた。

また、堺市では独自に避難者向けに家電（リース物品）を貸与していたが、日赤から個人に提供された時点で貸与品の返却が行われた。

### 3 府受入避難者支援見舞金給付事業

東日本大震災等で被災し、府内へ避難してきた世帯（平成23年3月12日以降に発生した長野県北部地震、及び福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民退避指示により避難してきた世帯を含む）に対して、当座の生活費に充当していただくため、見舞金（1世帯10万円、単身者世帯5万円）の給付を平成23年3月29日から同年8月31日まで大阪府社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）に委託し、実施した。

また、見舞金の財源には、府民と一体となった受入被災者の支援を推進するため、「大阪府東北地方太平洋沖地震等府内避難者支援基金」を平成23年3月25日に創設し、寄附を募った。

#### （1）見舞金の支給件数、金額

|       | 件数    | 金 額          |
|-------|-------|--------------|
| 世 帯   | 645 件 | 64,500,000 円 |
| 単 身 者 | 351 件 | 17,550,000 円 |
| 合 計   | 996 件 | 82,050,000 円 |

#### （2）寄附の件数、金額（平成23年3月25日～同年8月31日）

|     |               |
|-----|---------------|
| 件 数 | 1,624 件       |
| 金 額 | 193,940,589 円 |

＊この寄付は、基金条例を改正し平成23年9月1日から本章5節の修学旅行受入支援に引き継いで活用させていただきました。

### 4 生活支援金貸付金

#### （1）制度の概要

##### ① 東日本大震災等に伴う生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付の実施

東日本大震災等で被災し、府内に避難して来た世帯（平成23年3月12日以降に発生した長野県北部の地震、及び福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民の退避指示により避難して来た世帯を含む）に対して、当座の生活費に必要な資金を支援するため、国（厚生労働省社会・援護局長）の通知に基づく特例措置として、緊急小口資金（貸付限度額：原則10万円以内、世帯員の中に死亡者がいる場合等は20万円以内）の貸付を、平成23年3月29日から平成24年3月30日まで、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）で実施した。

##### ② 東日本大震災等に伴う生活福祉資金（生活復興支援資金）の特例貸付の実施

東日本大震災等で被災し、府内に避難して来た低所得世帯（平成23年3月12日以降に発生した長野県北部の地震、及び福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民の退避指示により避難して来た世帯、並びに被災により低所得となった世帯を含む）に対して、生活の復興のために一時的に必要な資金を支援するため、国（厚生労働省社会・援護局長）の通知に基づく特例措置として、生活復興支援資金（貸付限度額：最大で200万円以内）の貸付を、平成23年8月1日から社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）で実施している。

(参考) 東日本大震災等に伴う生活福祉資金の特例貸付の概要

|         | 緊急小口資金                                                                     | 生活復興支援資金                                      |                           |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------|
|         |                                                                            | 一時生活支援費                                       | 生活再建費                     |
| 主 な 内 容 | 当座の生活費                                                                     | 生活の復興の際に必要な<br>となる当面の生活費                      | 住居の移転費、家具什器等<br>の購入に必要な費用 |
| 実 施 期 間 | 平成 23 年 3 月 29 日から<br>平成 24 年 3 月 30 日まで                                   | 平成 23 年 8 月 1 日から実施中                          |                           |
| 対 象 世 帯 | 被災し、府内に避難した世帯<br>(所得制限なし)                                                  | 被災し、府内に避難した低所得世帯(※)<br>(被災により低所得者世帯となった場合を含む) |                           |
| 貸付限度額   | 10 万円以内<br>但し、特別な場合(4人以上<br>世帯若しくは世帯員に死亡<br>者、重傷者又は要介護者等<br>がいるとき) 20 万円以内 | 月額 20 万円以内<br>(単身世帯は 15 万円以<br>内)             | 80 万円以内                   |
| 貸 付 期 間 |                                                                            | 6 か月以内                                        |                           |
| 据 置 期 間 | 1 年以内                                                                      | 貸付期間終了後 1 年以内                                 | 貸付の日から 1 年以内              |
| 償 還 期 限 | 2 年以内                                                                      | 10 年以内                                        |                           |
| 貸 付 利 子 | 無利子                                                                        | 無利子(連帯保証人有りの場合)<br>年利 1.5%(連帯保証人無しの場合)        |                           |
| 連帯保証人   | 不要                                                                         | 原則 1 名必要(※65 歳以上の世帯は必ず必要)                     |                           |

※ 生計中心者が原則 20 歳以上 65 歳未満であること。但し、連帯保証人が付く場合は生活再建費のみ対象

## (2) 貸付決定の件数及び金額

### ① 東日本大震災等に伴う生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付

|           | 平成 22 年度 | 平成 23 年度   | 計          |
|-----------|----------|------------|------------|
| 貸付決定件数(件) | 1        | 116        | 117        |
| 貸付決定金額(円) | 100,000  | 15,150,000 | 15,250,000 |

### ② 東日本大震災等に伴う生活復興支援資金の特例貸付

|           | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  | 計         |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 貸付決定件数(件) | 5         | 3         | 8         |
| 貸付決定金額(円) | 3,450,000 | 3,000,000 | 6,450,000 |

※平成 24 年度は、平成 24 年 11 月 30 日までの実績

## 5 ホームステイの受入

### (1) 制度の概要

東日本大震災で被災された小中高校生等が安定した学校生活を送ることができるよう、府内のボランティア家庭の協力により、平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月まで被災児童をホームステイとして受入れた。

## (2) 利用件数等

①ホームステイ受入ボランティアの登録件数：753件（受入可能人数：1,115人）

②被災児童の受入実績：2名

・福島県の児童1名（受入期間：平成23年6月28日から平成24年3月16日）

・福島県の児童1名（受入期間：平成23年12月4日から同年12月23日）

## 6 教育支援（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校）

被災により在籍校等へ通えなくなった生徒等に対して次の支援を行った。

## (1) 公立学校

①生徒等の受入数（文部科学省調査：指定都市含む）

| 区 分  | 平成24年5月1日現在 | 平成23年5月1日現在 |
|------|-------------|-------------|
| 幼稚園  | 16人         | 32人         |
| 小学校  | 210人        | 180人        |
| 中学校  | 72人         | 52人         |
| 高等学校 | 28人         | 20人         |
| 支援学校 | 一人          | 1人          |
| 合 計  | 326人        | 285人        |

②高等学校の後期入学者選抜における支援

被災により学力検査等を受検できなかった受検者を対象として、中学校から提出された調査書を資料として合否判定を実施し、入学した。

実績 2人

③高等学校生徒の新・転入学に係る入学検定料及び入学料の免除

実績 入学検定料 30人、

入 学 料 29人（1名辞退）

④スクールカウンセラーの配置

被災した児童生徒及び保護者の心のケア等を行うとともに、受け入れた学校の教職員への助言等、被災した児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう教育相談体制を整備するため、支援を必要とする学校へスクールカウンセラーを配置した。

実績 18校（小学校16、中学校2）

⑤被災した幼児に対する就園支援

被災により就園困難となった幼児の保護者に対し、幼稚園就園奨励事業を行った市に対して補助金を交付した。

実績 10市

⑥被災した児童、生徒に対する就学援助

被災により就学困難となった児童又は生徒の保護者に対し、必要な就学援助（学用品等）を行った市に対して補助金を交付した。

実績 21市

## (2) 私立学校等

## ①生徒等の受入数

| 区 分       | 平成 24 年 5 月 1 日現在 | 平成 23 年 5 月 1 日現在 |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 幼稚園       | 39 人              | 27 人              |
| 小学校       | 一人                | 一人                |
| 中学校       | 3 人               | 一人                |
| 高等学校      | 7 人               | 2 人               |
| 専修学校・各種学校 | 15 人              | 25 人              |
| 合 計       | 64 人              | 54 人              |

## ②授業料支援補助金の認定手続きの弾力的対応

実績 4 校 5 人

## ③公益財団法人大阪府育英会の奨学金の特例的な対応による緊急貸付

実績 1 人

## ④幼稚園への入園料・保育料等支援、私立小中学校・高等学校・中等教育学校・専修学校・各種学校への入学料・授業料等支援（家計支持者が被災し失職等となった場合）

実績 幼稚園入園者への入園料支援 2 園 3 人

中学校・高等学校入学者への入学料・授業料等支援 5 校 6 人

専修学校入学者への入学料・授業料等支援 1 校 1 人

## 7 就職支援

## (1) 概要

## ①JOBプラザOSAKA

府の就職支援機関において、被災者からの相談に対応。

JOBプラザOSAKAでは、被災者を雇い入りたい府内企業からの求人を受け付け、マッチングを実施。

## ②緊急雇用基金を活用した被災者向け雇用事業

震災被災者JOBフェニックス事業（重点分野雇用創出事業）

被災者を人材派遣会社等で雇用し、希望や適正に応じた企業で給与付き実習訓練を実施(職種転換・スキルアップ)。

## (2) 紹介職数・就職実績

## ①JOBプラザOSAKA（平成 25 年 1 月末時点）

相談件数：延べ 331 件 うち求職相談：44 人

就職決定者：延べ 22 人（19 人） 求人件数：108 件（947 人分）

## ②緊急雇用基金を活用した被災者向け雇用事業

- ・震災被災者JOBフェニックス事業（重点分野雇用創出事業）（平成25年1月末時点）相談人数：98人（登録者のみ）、新規雇用者数：67人
- ・その他、緊急雇用基金の被災者優先枠による新規雇用：6人

## 8 旅券

震災で旅券を紛失又は焼失された被災者の方に対する「震災特例旅券」の発給手数料免除  
（実績：被災者の方 1人）

## 9 その他の受入支援

本府ではその他にも避難されてきた方々に対して様々な支援を行ってきた。

### （1）女性に対する暴力に関する相談窓口の周知

本府に避難されてきた女性の方々の様々な不安や悩みをはじめ、暴力に関する相談窓口を周知した。

### （2）避難者を支援するイベントの開催・招待

#### ①大阪マラソン

（ア）被災地からの「第1回大阪マラソン」参加者に対し、参加料を免除。682人分。

（岩手県、宮城県、福島県など、災害救助法に適用された市町村にお住まいの方）

（イ）「第1回大阪マラソン」、「第2回大阪マラソン」で災害復興のチャリティを実施。

＜寄付額＞ 2,861,793円（第1回大阪マラソン）

10,581,774円（第2回大阪マラソン）

（ウ）大阪マラソンEXPO2011、大阪マラソンEXPO2012のブース提供。

東北三県（岩手県・宮城県・福島県）の災害復興ブースの出展料を免除。

（エ）かまいし仙人峠マラソン参加者を大阪マラソンへ招待

第2回かまいし仙人峠マラソン参加者の中から「第2回大阪マラソン」の参加料を抽選で1名免除

（参 考）

・第1回大阪マラソン：H23.10.30(日)

・大阪マラソンEXPO2011：H23.10.28(金)、29(土)／インテックス大阪

・第2回大阪マラソン：H24.11.25(日)

・大阪マラソンEXPO2012：H24.11.23(金・祝)、24(土)／インテックス大阪

#### ②天神祭・水都大阪プロジェクト2011及び2012（八軒家浜での船渡御観覧）

天神祭の本宮（ほんみや）の7月25日に八軒家浜を会場として約100隻の船渡御が行き交う様を観覧することで大阪の文化に触れてもらうイベントへ東日本大震災で被災され関西に避難されている方及びそのご家族を招待。

H23年度 約100名

H24年度 約30名

## 10 全国避難者情報システムの運用

被災地から多くの住民が全国に避難しており、被災地の県・市町村では区域外に避難した方に対する各種通知や情報提供を行う上で、避難者の所在地等の情報把握が課題となった。

このため、総務省では標記システムを構築し全国で運用、本府では平成23年4月下旬から登録を開始した。

避難されている方にご自身の情報を避難先の市町村を通じて登録していただき府を通じ避難前の県や市町村に情報提供してきた。

なお、平成25年3月1日現在1,940人が登録されており、内訳は下記のとおりである。

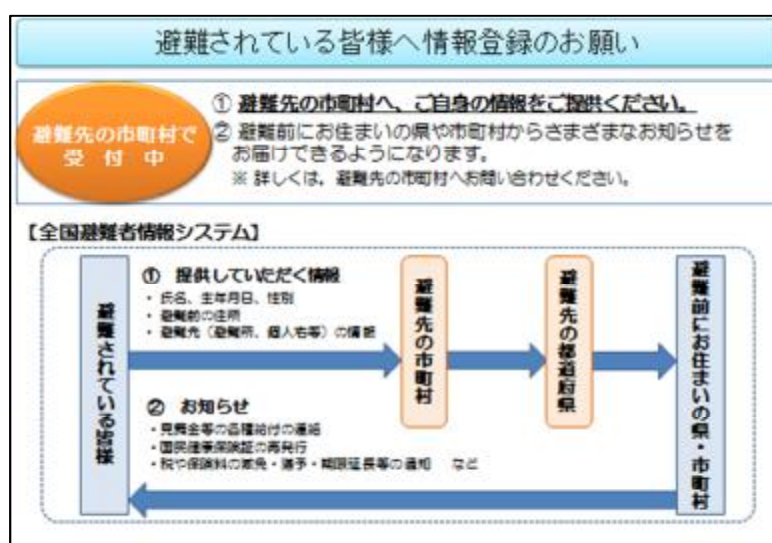
(全国避難者情報システムの登録概要)

(H25.3.1現在)

| 避難者の出身県（多い順 5県） | 福島県   | 宮城県 | 茨城県 | 千葉県 | 岩手県 |
|-----------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 登録者数（人）         | 1,044 | 441 | 155 | 138 | 62  |

| 受入市町村（多い順 5市） | 堺市  | 大阪市 | 箕面市 | 吹田市 | 枚方市 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 登録者数（人）       | 424 | 379 | 142 | 129 | 118 |

\*本システムは一度登録すると除算するシステムがないため、被災地にもどられた方など府外へ転居された方も積算された人数となっている。



## 第5節 修学旅行受入支援

## 1 大阪府東日本大震災等被災者支援基金の活用

東日本大震災等の影響を受け修学旅行を中止した岩手県、宮城県及び福島県の中学校・高校が大阪府内に一泊以上宿泊する修学旅行を実施する場合、大阪府東日本大震災等被災者支援基金を活用し、その費用の全額又は一部を支援することとした。

この基金は当初、被災地から府内に避難されてこられた方々に対し、当座の生活費に充当していただくための支援見舞金を給付する大阪府東北地方太平洋沖地震等府内避難者支援基金として、府民をはじめ多くの個人、企業等から寄付をいただいた。

知事が被災地の陸前高田市を視察した際、陸前高田第1中学校の修学旅行が震災の影響で中止になったことを聞き、また、陸前高田市を対口支援先とする大阪府市長会、町村長会からも修学旅行支援への協力要請があった。これらを踏まえ、大阪府避難者支援基金に寄付していただいた方のご厚志を生かしながら、被災者のニーズの変化に合わせるため、7月19日開催の府議会で基金条例を改正し、見舞金に限定していた使途を修学旅行支援にも活用できるように拡大した。

① 支援内容： 生徒1人当たり10万円以内

② 支援の実績： 21校、121,821千円

(参考) ・支援見舞金の実績： 996件、82,050千円

・寄附の実績： 1,854件、206,907,022円

・基金残高： 3,121,590円（運用益・利息含む）は日本赤十字社の義援金へ寄附



県立山田高等学校の  
生徒代表あいさつ



陸前高田第一中学校の皆様



南相馬市立第三中学校の皆様



大船渡市立第一中学校の皆様



県立釜石高等学校定時制の皆様  
から頂いた「感謝の旗」

## 2 修学旅行生の受入実績

| 県 別 |     |     | 学 校 名             | 生徒数   | 日 程               | 支 援 内 容                          |      |
|-----|-----|-----|-------------------|-------|-------------------|----------------------------------|------|
|     |     | 福島県 | いわき市立植田東中学校       | 128   | 9/1(木)～9/3(土)     |                                  | 部分支援 |
|     |     | 福島県 | いわき市立中央台北中学校      | 191   | 9/6(火)～9/8(木)     |                                  | 部分支援 |
|     |     | 福島県 | いわき市立内郷第一中学校      | 149   | 9/6(火)～9/8(木)     |                                  | 部分支援 |
|     |     | 福島県 | いわき市立勿来第二中学校      | 41    | 9/6(火)～9/8(木)     |                                  | 部分支援 |
|     | 岩手県 |     | 陸前高田市立第一中学校       | 85    | 9/26(月)～9/28(水)   | 全額支援<br>(府市長会・<br>町村長会<br>と共同支援) |      |
|     |     | 福島県 | いわき市立平第三中学校       | 238   | 9/27(火)～9/29(木)   |                                  | 部分支援 |
|     |     | 福島県 | いわき市立中央台南中学校      | 199   | 9/27(火)～9/29(木)   |                                  | 部分支援 |
|     |     | 福島県 | いわき市立草野中学校        | 94    | 9/27(火)～9/29(木)   |                                  | 部分支援 |
|     |     | 福島県 | いわき市立藤間中学校        | 46    | 10/5(水)～10/7(金)   |                                  | 部分支援 |
|     |     | 福島県 | 南相馬市立原町第三中学校      | 50    | 10/18(火)～10/20(木) | 全額支援                             |      |
|     |     | 福島県 | いわき市立内郷第三中学校      | 19    | 10/19(水)～10/21(金) |                                  | 部分支援 |
| 宮城県 |     |     | 宮城県立女川高等学校        | 50    | 10/19(水)～10/22(土) |                                  | 部分支援 |
| 宮城県 |     |     | 東北生活文化大学高等学校      | 175   | 11/22(火)～11/25(金) |                                  | 部分支援 |
| 宮城県 |     |     | 宮城県立本吉響高等学校       | 108   | 11/28(月)～12/1(木)  |                                  | 部分支援 |
| 宮城県 |     |     | 明成高等学校            | 19    | 11/29(火)～12/2(金)  |                                  | 部分支援 |
| 宮城県 |     |     | 宮城県立気仙沼高等学校       | 272   | 12/6(火)～12/10(土)  | 全額支援                             |      |
|     | 岩手県 |     | 岩手県立釜石高等学校        | 21    | 12/6(火)～12/9(金)   | 全額支援                             |      |
|     | 岩手県 |     | 岩手県立山田高等学校        | 71    | 12/6(火)～12/10(土)  | 全額支援                             |      |
| 宮城県 |     |     | 石巻市立女子商業高等学校      | 93    | 12/13(火)～12/16(金) | 全額支援                             |      |
|     | 岩手県 |     | 大船渡市立第一中学校        | 126   | 2/8(水)～2/10(金)    | 全額支援                             |      |
| 宮城県 |     |     | 気仙沼女子高等学校         | 54    | 3/12(月)～3/16(金)   | 全額支援                             |      |
| 7校  | 4校  | 10校 | 中学校 12校<br>高 校 9校 | 2,229 |                   | 8校                               | 13校  |

## 第6節 その他の支援

府内の企業や団体等においても、府内の避難者に対し、様々な支援活動が実施されている。被災者への支援活動は、行政と企業やNPOなど各種の団体等が得意分野で様々な支援活動を実施していただいております、本府ではこうした取り組みを市町村の協力のもとに避難者に対して情報を提供するなどの支援を行ってきた。

### 1 避難者への各種相談による支援活動

大阪に避難して様々な問題で不安を抱く被災者に対して、それぞれ専門の団体が無料相談等を実施していただいた。

相談の分野は法律問題や労働問題、こころの問題、税の問題など様々な分野で12の団体が継続的な相談活動や単発の相談会の実施など様々な活動を行っていただいた。現在も電話相談を受け付けていただいている団体も多い。

### 2 避難者を支援するイベントの開催・招待

本府での避難生活が安が少しでも和らげられ楽しい時間を過ごしていただけるよう、演劇や花火大会、キャンプへの招待など、避難して来られた方々を対象に様々な企業団体が様々なイベントを実施し招待していただいた。

その他、電気料金などの公共料金の支払い猶予や被災者向けの支援制度についても情報提供を行ってきた。

【相談支援・イベント・制度紹介件数一覧】

(平成25年2月28日現在)

| 項 目    | H23.4<br>～H23.9 | H23.10<br>～H24.3 | H24.4<br>～H25.2 | 合 計 | 備 考                   |
|--------|-----------------|------------------|-----------------|-----|-----------------------|
| 相談支援   | 10              | 3                | 2               | 15  | 無料相談窓口の設置や相談会等による支援等  |
| 支援イベント | 17              | 12               | 6               | 35  | 避難して来られた方への支援イベントの招待等 |
| 制度紹介   | 10              | 3                | 0               | 13  | 被災者向けの支援制度の情報提供等      |

## 第7節 避難者アンケートの実施

東日本大震災により大阪府に避難されている被災者の方々の現状等を把握し、今後、避難者のニーズに沿った支援を行うため、本府へ避難された方で全国避難者情報システムに登録された方（世帯）を対象にアンケート調査を実施した。

### <実施方法>

対象の世帯主に調査票を発送し、返信用封筒で回収

### <実施期間>

平成23年10月15日(土)～10月25日(火)

### <回答数>

216件（回答率：34.1%＝216件／634件）

### <概要>

大阪へ避難している方の多くは福島県からで、現在、大阪市、堺市の政令市に半数近くが住んでおられます。30から40歳代の比較的若い世代が乳幼児や小学生とともに避難されている世帯が多い。家族の中には今も被災地で仕事をしていたり、自宅を守るなど被災地に残っている方（主に30から40歳代の男性や65歳以上の高齢者）もおられます。

被災地から避難した理由は「放射能の影響が少ない地域で生活するため」が4割強で最も多く、避難先として本府を選んだ理由は「家族・親族がいるから」「原発や放射能の不安が少ないと思ったから」「知人・友人がいるから」の順で多くなっています。

生活情報については、大阪での情報にはある程度満足しているが、地元の情報が十分行き届いていない傾向にあります。具体的には大阪の「子どもが楽しめるイベントや弁護士会等による賠償相談窓口」の情報が役に立っており、「イベント、原発補償、就業関係」についての情報が望まれています。一方、地元の情報は「原発関係や生活環境、復興状況」が役に立っており、「放射能除染の進捗状況、地元の人や家屋の状況、就労や住宅」などの情報が望まれています。

主たる家計維持者で大阪へ避難されている方は、全体の34%が就労しており、正社員は世帯主が、派遣・パート等は配偶者が中心となっています。全体の半数弱が仕事を探しており、そのほとんどが大阪での就労を希望し、世帯主は正社員を、配偶者は短時間勤務を希望する方が多い傾向にあります。

避難者へのサービス・支援策は、認知度、利用度、満足度のいずれをとっても「見舞金の給付」「全国避難者情報システム」「弁護士会による相談」が上位を占めており、期待する支援は「住宅」「原発賠償制度」「生活資金」の順で多くなっており、具体的には住宅関係では「入居期間の延長や家賃補助」、原発賠償制度では「補償金の請求方法や自主避難者への補償」、生活資金では「被災地と大阪との二重生活による生活費のさらなる支援」などを求められています。

今後は、「このまま大阪に住む」方も多い一方で、「原発事故の収束により決める」方や、「今は見通しがたたない」方も少なからずおられます。

\*アンケートの結果まとめ及び調査票は参考資料6に記載。

---

## 第8節 福島第一原子力発電所事故の風評被害等への対応

### 1 食の安全の確保

#### (1) 食品関係

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、食品の放射性物質汚染に対する府民の不安が高まったことから、公衆衛生研究所、食肉衛生検査所及び保健所に放射性物質検査機器を導入するなど検査の強化を図り食の安全確保に努めた。

#### (2) 水関係

公衆衛生研究所で実施している環境放射能水準調査において、文部科学省からのモニタリング強化の指示を受け、震災直後から平成23年12月まで以下の項目について毎日調査を実施し、健康影響に問題ないレベルであることを確認した。

##### ① 定時降下物および上水（蛇口水）の核種分析

人工放射性核種の検出なし

##### ② モニタリングポストによる空間放射線量率の連続測定

事故前と同水準で推移

### 2 周辺より放射線量が高い個所への対応

府内で放射線量が高いところが見つかった場合、一義的には市町村の対応となるが、市町村で対応できない場合に、府が支援する体制を構築した。なお、測定方法や結果評価などについては、健康医療部（放射線技師）の協力を得て市町村を支援することとした。

（『「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い個所への対応方針」平成23年10月21日内閣府、文部科学省、環境省』参照（添付省略））

## 第6章 災害廃棄物の受入

### 第1節 災害廃棄物の発生

東日本大震災によって、岩手県では約525万トンもの災害廃棄物等が発生した。これは、同県内で通常発生する一般廃棄物の約12年分に相当する量であった。

このため、岩手県は、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を推進するための国・県内市町村等との連絡調整を行う「岩手県災害廃棄物処理対策協議会」を設置し、同年3月29日に第一回会議を開催した。この会議で環境省は、県域を超えた処理の調整等を行う方針を明らかにした。

同年4月8日には、環境省が、全国の自治体（被災県と沖縄県を除く。）に対し、被災地の災害廃棄物の受入れなど、広域処理体制の構築への協力を求める文書を発出した。

本府は以上の動向を踏まえ、府内で受け入れ可能な災害廃棄物量の調査を進めつつ、同月26日には、受入れを進めるために必要な法律やガイドラインの整備、広域処理のための主体的な調整の実施など、国のとるべき対応を取りまとめ、提案を行った。

また、同年6月7日から8日には、府職員2名を派遣し、岩手県宮古市や山田町の仮置場における災害廃棄物の搬入・堆積状況の確認、性状調査などを行うとともに、同月27日から28日には、岩手県と廃棄物資源循環学会が実施した岩手県野田村の災害廃棄物の焼却試験に係る調査を視察した。

さらに、同年7月25日から9月30日にかけて、府職員2名を派遣し、岩手県災害廃棄物処理詳細計画の策定やその早期推進の支援に取り組んだ。



＜宮古市出崎埠頭（H23.6）＞



＜野田村仮置場での放射線量測定の様子（H23.6）＞

### 第2節 岩手県における災害廃棄物の処理と広域処理の必要性

#### 1 岩手県内での処理

平成23年8月30日、岩手県は災害廃棄物処理詳細計画を策定した。同計画に基づき、平成26年3月末までの災害廃棄物処理の完了を目途として、県内処理（既存施設での焼却、仮設焼却炉の設置・運用、セメント焼成炉等の民間施設の活用やリサイクルの実施など）を可能な限り進めることとした。

### 【参考】岩手県災害廃棄物処理詳細計画に基づく県内処理について

#### ○災害廃棄物の処理方法

被災現場での解体・撤去で発した災害廃棄物を一次仮置場に集積。「柱材・角材」、「可燃系混合物」、「コンクリートがら」等おおまかに選別。その後、二次仮置場で、「可燃系混合物」や「不燃系混合物」等をさらに細かく選別。復興資材等に利用可能なものはできる限り再生利用し、それ以外は一般廃棄物の焼却施設や最終処分場などで処分する。



出典：岩手県災害廃棄物処理詳細計画（平成24年度改訂版）

#### ○仮設焼却炉の設置

県内の処理可能な量をはるかに上回る災害廃棄物が発生していることから、処理施設の不足を補い、災害廃棄物を適正に処理するため、宮古市に1箇所、釜石市に1箇所、仮設焼却炉を設置した。宮古市の仮設焼却炉は、宮古清掃センターの敷地内に設置し、平成24年3月から1日95トンの処理能力で災害廃棄物を焼却している。釜石市の仮設焼却炉は、廃止した清掃工場を、災害廃棄物処理施設として平成24年2月から稼動させたもので、熔融処理を実施している。



<宮古市の仮設焼却炉>

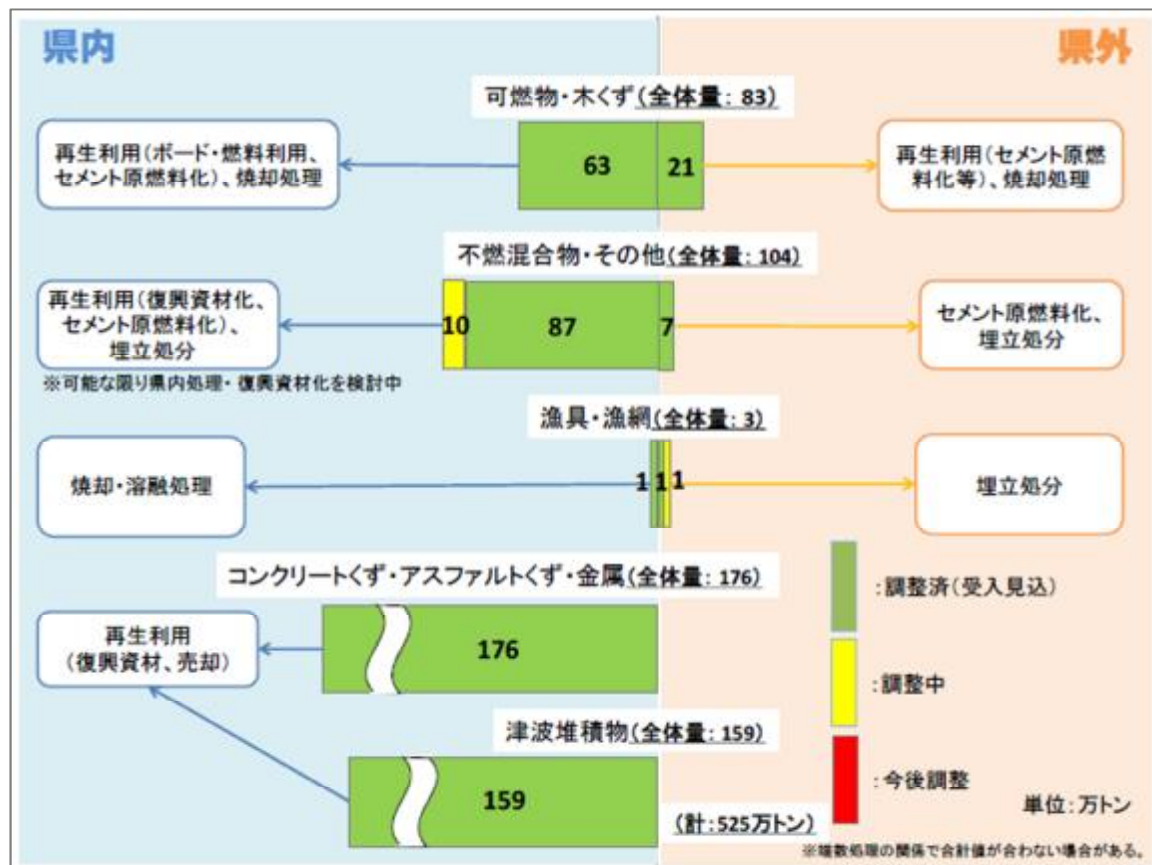


<釜石市の仮設焼却炉>

## 2 岩手県から広域処理の要請

岩手県内の処理施設のみでは、計画目標である平成 26 年 3 月末までの完了が困難であるため、岩手県は県外の地方自治体に対して広域処理を要請することとなった。

### <災害廃棄物処理フロー（平成 25 年 1 月）>



出典：東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表（平成 25 年 1 月 25 日改定・環境省）

## 3 国・岩手県議会からの要請

平成 24 年 3 月には、内閣総理大臣及び環境大臣から全国地方自治体に対し、災害廃棄物の広域処理を推進するための協力要請が行われ、府に対しては同月 30 日付けで広域処理への協力要請があった。また、同年 5 月 17 日には岩手県議会から府議会及び府に対する協力要請があった。



<岩手県議会議員団の協力要請（H24.5.17）>

### 第3節 広域処理への協力に向けて

#### 1 広域処理に係る府の処理指針の策定

被災地では、膨大な災害廃棄物の処理が早期復旧・復興のための大きな課題となっており、早期の広域処理への協力が求められていた。このため、府として災害廃棄物の広域処理の一端を担うことは被災地の早期復旧・復興に不可欠と考え、積極的に協力していくこととした。一方で、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散が確認されたことから、府民に災害廃棄物の受入れに対する不安が広がっていた。

このため、府は災害廃棄物を受入れるにあたって、放射線による人体や環境への影響に関する考え方を検討すべく、平成23年9月に「大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議（以下、「検討会議」という。）」を設置。同月26日から同年12月14日にわたって6回の会議を開催し、放射線の専門家から放射線による人体や環境への影響に関する考え方などについて専門的・科学的見地からの意見をいただいた。また、検討結果をもとに同年12月27日に「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針（以下、「処理指針」という。）」をとりまとめ、公表した。その後、平成24年1月18日には府として市町村等への説明会を開催し、処理指針の内容を説明するとともに府内の市町村等に災害廃棄物の広域処理への協力を求めた。



＜大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議(H23.12)＞

#### 【参考】検討会議の開催経緯

- ・ 第一回（平成23年9月26日（月曜日）午前10時から・咲洲庁舎）  
放射線の影響に関する考え方について（論点の整理）、府民の声 など
- ・ 第二回（平成23年10月24日（月曜日）午後1時から・咲洲庁舎）  
処理の各工程での放射性物質濃度や線量率についての考え方、府民意見 など
- ・ 第三回（平成23年11月4日（金曜日）午前10時から・咲洲庁舎）  
岩手県の災害廃棄物の現状、府の実態に合わせた直接埋立処分シナリオにおける被ばく線量の試算、府民意見 など
- ・ 第四回（平成23年11月24日（木曜日）午後3時から・咲洲庁舎）  
岩手県の災害廃棄物の現状、府の実態に合わせた直接埋立処分シナリオにおける被ばく線量の試算、府民意見 など
- ・ 第五回（平成23年12月7日（水曜日）午前10時から・咲洲庁舎）

※傍聴者による会議進行を妨げる発言等があったため、座長の判断で中断となった。  
東日本大震災の災害廃棄物処理の指針（骨子案）、府の実態に合わせた被ばく線量の試算、処理の各工程での考え方、測定についての考え方、府民意見などを予定していた。

・第六回（平成23年12月14日（水曜日）午前10時から・咲洲庁舎）

東日本大震災の災害廃棄物処理の指針（骨子案）、府の実態に合わせた被ばく線量の試算、処理の各工程での考え方、測定についての考え方、府民意見 など

・第七回（平成24年6月10日（日曜日）午前9時30分から・咲洲庁舎）

北港処分地（夢洲1区）における災害廃棄物の焼却によって生じる焼却灰の埋立処分にかかる個別評価、北港処分地における埋立処分方法の論点、府民意見 など

【参考】「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」の概要

（平成23年12月27日策定、平成24年6月18日改定）

○目的：府民の健康に影響がないことを前提に、被災地の災害廃棄物処理を支援

○指針の基本的事項

- ・指針の対象は、府域で災害廃棄物の処理を行う全ての者
- ・本格処理前に、試験処理を行い、各工程での放射能等の安全性を確認

○処理の対象とする災害廃棄物

- ・処理対象は、可燃廃棄物（不燃廃棄物や津波堆積物は対象外）

○放射性物質について

- ・対象は放射性セシウム（セシウム134とセシウム137）
- ・周辺住民や作業者が受ける放射線の線量限度は年間1mSv
- ・受入廃棄物の濃度の目安は100Bq/kg
- ・焼却灰の濃度の目安は2,000Bq/kg（国の基準は8,000Bq/kg以下）

○処理・処分の方法等

- ・被災地から府域へは密閉式コンテナで運搬
- ・バグフィルターが設けられている施設等で焼却処理
- ・焼却灰は管理型最終処分場で埋立処分
- ・各工程において、放射性物質濃度や放射線量を測定
- ・処理状況や測定結果については速やかに公表

○北港処分地における埋立処分方法について

- ・焼却灰は陸域化部に埋立
- ・埋立処分の最下部に土壌層とゼオライト層（20cm程度）敷設

## 2 本府での受入に向けて

府が平成23年12月27日に策定した処理指針では、大阪市北港処分地のような水面における埋立処分地の場合の処分方法について、「国から具体的な処理基準の見解が示された段階で検討する。」としていた。この具体的な処理基準について、国は、平成24年6月5日に、「大阪市北港処分地（夢洲1区）における災害廃棄物の焼却によって生じる焼却灰の埋立処

分にかかる個別評価」を大阪市に対して示した。これを受けて、府は同月 10 日に第七回検討会議を開催し、国の個別評価の妥当性を確認した上で大阪市北港処分地での埋立方法に関する考え方の意見聴取を行い、同月 18 日に大阪市北港処分地における埋立方法等を明記するなどの処理指針の改定を行った。

その後、6 月 20 日に大阪市が災害廃棄物の受入を正式に表明し、同月 26 日に開催された府市統合本部において「府市連携して、災害廃棄物を受け入れ、大阪市環境局舞洲工場で焼却、大阪市環境局北港処分地で埋め立てを行うこと。」を確認した。

以上のことを踏まえ、災害廃棄物の受入れに向け大阪市とともに 6 月 27 日、同年 7 月 2 日、同月 4 日の 3 回にわたり、舞洲工場や北港処分地がある此花区内での地元住民説明会を、また、同年 8 月 6 日及び 9 日に舞洲・夢洲地区の地元企業説明会を実施した。

同年 8 月 3 日には、岩手県、大阪市、府の 3 者で、「平成 25 年度末までに、岩手県の本くず等可燃物（放射性セシウム濃度が 100Bq/kg 以下のものに限る。）最大 3 万 6 千トンを受入れ、大阪市環境局舞洲工場で焼却し、その焼却灰を大阪市環境局北港処分地で埋立てすること」などについて、基本合意を取り交わした。この場で、岩手県の達増知事は「大阪府と大阪市が岩手県と基本合意を締結していただける運びになったことは大変心強く思います。1 日も早い復旧・復興に取り組んでいる被災地の住民の方々にとって本当に大きな支援、そして心の支えとなります。発災以来、大阪府民のみなさん、大阪市民のみなさんに、本当に多くのご支援を頂いていますが、今日の基本合意の締結により、さらに岩手県との交流・連携が深まるよう期待をしています。」と述べられた。



＜岩手県知事、大阪市長、府知事による基本合意の署名（H24.8.3・府庁本館）＞

8 月 7 日、被災地における災害廃棄物の処理状況を踏まえ、環境省がとりまとめた「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」において、府・大阪市が受入れる災害廃棄物は岩手県宮古地区（宮古市、岩泉町、田野畑村）のものと決まった。また、府・大阪市が受入れる宮古地区の可燃物 3 万 6 千トン分を含めて、既に広域処理の受入を表明している自治体と調整することで、岩手県の災害廃棄物は目標期間内での処理の目処が立つという状況が示された。

## 第4節 本格受入に向けて

### 1 試験処理の実施

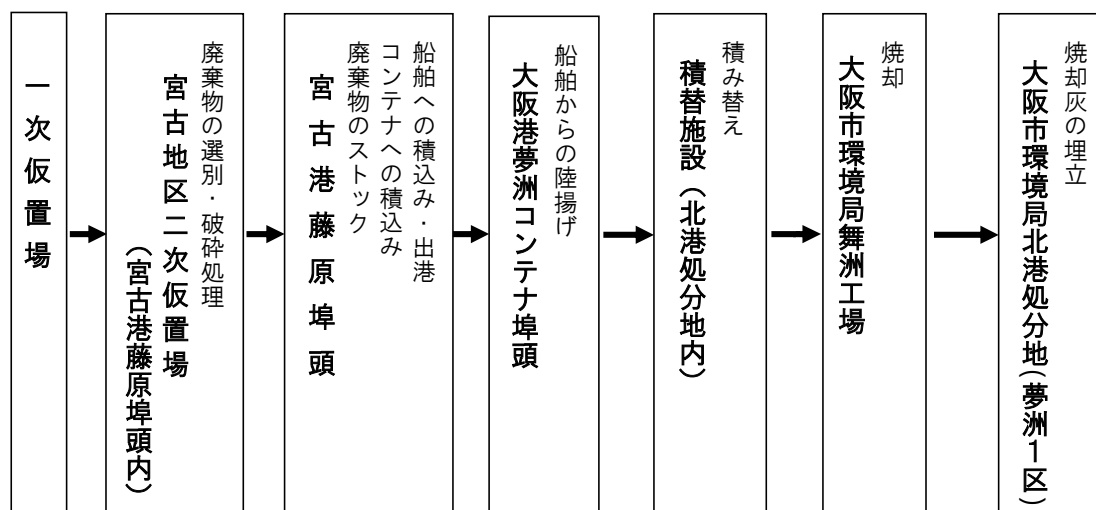
大阪市と連携した岩手県の災害廃棄物の受入れを進めていくにあたり、平成 24 年 8 月 30 日に、大阪市とともに地元住民説明会を実施した。本説明会には、橋下大阪市長・松井府知事が

出席し、大阪市環境局舞洲工場で焼却し、焼却灰を大阪市環境局北港処分地で埋め立てることや各処理工程で安全性確認を実施することなどを説明するとともに、被災地の皆さんの思いに応えるべく、被災地支援として災害廃棄物を受け入れていくことについての理解と協力を求めた。

その後、府内での処理工程のうち、府内港湾施設と積替施設については、陸上輸送での交通安全や環境負荷の低減という観点から処理を一体的に、円滑に行うため大阪市環境局舞洲工場や大阪市環境局北港処分地の近隣地域にある港湾施設や用地を活用することとし、同年10月7日に地元住民説明会で説明した。

府・大阪市が受け入れる災害廃棄物の広域処理の流れについては、上記の方針のもと、岩手県宮古港藤原埠頭から搬出し、大阪港夢洲コンテナ埠頭で陸揚げし、北港処分地内の積替施設で積み替え、大阪市環境局舞洲工場で焼却し、その焼却灰を大阪市環境局北港処分地で埋め立てるという処理工程となった。

#### <広域処理の流れ>



府は処理指針において、災害廃棄物の本格的な処理を行う前に安全性を確認するための試験処理を行うこととしており、その事前調査等のため同月29日から同年11月19日までの間岩手県宮古市に府職員2名を派遣し、受入れる災害廃棄物の性状確認、現地での測定や搬出の立会い、地元関係機関との調整などの業務を行った。

同年10月31日に、岩手県宮古市にて受け入れる災害廃棄物の空間放射線量測定や放射性セシウム濃度等用試料のサンプリングを行い、測定を行った結果、安全に処理できるものであることを確認した。

同年11月13日に試験処理に関する地元住民説明会を大阪市とともに実施し、受入れる災害廃棄物の放射性セシウム濃度等の調査結果や試験処理における各工程での安全性確認などを説明した。また、同月15日には舞洲・夢洲地区の地元企業説明会を実施した。

試験処理では、宮古地区の災害廃棄物約115トンを受け入れ、以下のとおり実施した。

- ・11月14日・15日：岩手県藤原埠頭で災害廃棄物を密閉式コンテナに積み込み
- ・同月17日：岩手県宮古港藤原埠頭を出港（コンテナ10基）
- ・同月22日：大阪港夢洲コンテナ埠頭で陸揚げ

・ 同月 24 日・26 日：積替施設で積み替え

・ 同月 29 日・30 日：大阪市環境局舞洲工場で焼却

（焼却炉 2 炉のうち 1 炉は大阪市の通常ごみに岩手県の災害廃棄物を概ね 20%混合して焼却、残り 1 炉では大阪市の通常ごみのみを焼却）

・ 12 月 5 日：大阪市環境局北港処分地で焼却灰を埋立て

この間、府・大阪市の連携で、受入廃棄物や焼却灰などの放射性セシウム濃度、各処理工程での空間放射線量等の測定を行い、その結果、すべての項目において、処理指針に定める基準を十分に満たすものであり、安全に処理できるものであることを確認した。また、これらの結果はすべて速やかに府ホームページで公表した。



＜受入れた災害廃棄物＞



＜コンテナへの積み込み（H24.11.14・15）＞



＜船舶への積み込み・出港（H24.11.17）＞



＜船舶からの陸揚げ（H24.11.22）＞



＜試験焼却（H24.11.29・30）＞



＜焼却灰の埋立て（H24.12.5）＞

## 【参考】試験処理の主な測定結果

## ●放射性セシウム濃度

○受入れる災害廃棄物は 8Bq/kg であり、受入基準（100Bq/kg 以下）を十分に下回っていた。

○焼却灰（飛灰）は、大阪市の通常ごみのみを焼却したもの（1号炉）と同程度であり、かつ、焼却灰等の埋立基準（2,000Bq/kg 以下）を十分に下回っていた。

| 測定対象        | 測定結果                                                                | 基準               |
|-------------|---------------------------------------------------------------------|------------------|
| 災害廃棄物       | 8Bq/kg（加重平均値）<br>※木質（95%）：不検出、プラスチック（4%）：7Bq/kg<br>繊維（1%）：10 Bq/kg  | 100 Bq/kg<br>以下  |
| 焼却灰<br>（飛灰） | 1号炉：37 Bq/kg（大阪市の通常ごみのみ）<br>2号炉：38 Bq/kg<br>（大阪市の通常ごみに災害廃棄物を 20%混焼） | 2,000Bq/kg<br>以下 |

※舞洲工場の排ガス・排水・排水汚泥・焼却灰（主灰）、北港処分地の排水（原水・放流水）・排水汚泥については、全て検出されなかった。

## ●空間放射線量

○受入れる災害廃棄物の測定結果は、バックグラウンド（災害廃棄物から相当程度離れた地点）と同程度であった。

| 測定対象  | 測定結果                 | 基準                               |
|-------|----------------------|----------------------------------|
| 災害廃棄物 | 0.05～0.07 $\mu$ Sv/h | バックグラウンド（0.06 $\mu$ Sv/h）の 3 倍未満 |

○災害廃棄物の受入前と受入後の測定結果は、大阪港夢洲コンテナ埠頭、積替施設、舞洲工場、北港処分地での各処理工程ともほとんど変化がなかった。

## ●大気中のアスベストの測定

○岩手県の二次仮置場において、府が受入れる災害廃棄物の破砕・選別処理をしている際に、風下側 2 地点で大気中のアスベストの測定を行った結果、総繊維数は基準（10 本/L 以下）を十分に満たしていた。

○府内積替施設で、積替作業時に大気中のアスベストの測定を行った結果、事業場内・敷地境界の総繊維数は、基準（10 本/L 以下）を十分に満たしていた。

| 測定場所                       | 測定結果（総繊維数）                                         | 基準           |
|----------------------------|----------------------------------------------------|--------------|
| 岩手県：2 次仮置場<br>【選別・破砕処理作業時】 | 地点①：0.23 本/L<br>地点②：0.28 本/L                       | 10 本/L<br>以下 |
| 大阪府：積替施設<br>【積み替え作業時】      | 【事業場内】1.8 本/L（アスベスト繊維は不検出）<br>【敷地境界】0.056～0.11 本/L |              |

※総繊維数とは、長さ 5 マイクロメートル以上、幅 3 マイクロメートル未満で、かつ長さ と幅の比が 3 対 1 以上の繊維状物質を計数したもので、ロックウールやグラスウールなど、アスベスト以外の繊維も含んでいる。また、総繊維数が 1 本/L を超えたため、電子顕微鏡により、アスベスト繊維数の再確認を行ったが、その結果、アスベストは不検出であった。

## 2 本格処理の実施

府は、平成 24 年 12 月 23 日に「大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会」を開催した。この審議会において、試験処理結果の確認を行い、本格処理における安全性の確認方法についての審議を行った。その結果、試験処理において処理指針の基準をすべての項目において下回っており、安全に処理できたことが確認され、府の示した安全性確認方法についても妥当であるとの見解が得られた。これを受けて、同月 26 日の府戦略本部会議において、本格処理に移行することを確認した。また、同月 27 日の大阪市の戦略会議において、地元住民説明会を実施した後に、2 月から本格焼却を開始することが決定された。

本格処理の開始にあたり、平成 25 年 1 月 8 日から岩手県宮古市に府職員 2 名を派遣した。宮古地区二次仮置場で選別・破碎処理が行われた災害廃棄物は、宮古港藤原埠頭にある大阪府専用ストックヤードにて保管されている。そこで、この現地派遣職員 2 名が、受入れる災害廃棄物の性状確認、空間放射線量の測定の立会いや、業務を円滑に進めるため地元関係機関との調整などの業務を行った。

同月 16 日に、試験処理結果と本格処理の実施についての地元住民説明会を、同月 18 日には舞洲・夢洲地区の地元企業説明会を大阪市とともに実施し、同月 23 日に岩手県宮古市から災害廃棄物の搬出を開始した。



＜大阪府専用ストックヤード＞



＜現地派遣職員による災害廃棄物の空間放射線量測定＞



＜コンテナの空間放射線量測定＞



＜宮古港からの出港（H25.1.23）＞

同月 29 日には、松井知事が積替施設で災害廃棄物の空間放射線量を測定し、災害廃棄物の受入れの安全性を確認した。松井知事は、「放射線量は自然界レベルであり、災害廃棄物は安全なもの。風評被害が出ないよう、府民の健康に影響はないことをはっきり申し上げ、その上で被災地の皆さんに少しでも早く明るい未来が訪れるように貢献していきたい。」と述べた。同席された岩手県の千葉副知事は「大阪府民の皆様、大阪市民の皆様のご理解を得て、本日の日を迎えましたことに大変深く感謝しております。全国からのご支援を得て、一步一步復興を進めていきたい。」と述べられた。



<写真（左）岩手県千葉副知事、（右）松井府知事>



<松井府知事による空間放射線量測定>

<災害廃棄物受け入れの安全性をアピール（H25.1.29・積替施設（北港処分地内）>

同年 2 月 1 日から、大阪市環境局舞洲工場で災害廃棄物の本格焼却を開始し、同月 4 日から、大阪市環境局北港処分地での焼却灰の埋立てを開始した。

本格処理では、舞洲工場で 1 日 100 トン程度焼却し、平成 26 年 3 月末までに最大 3 万 6 千トンの災害廃棄物を処理する予定である。

また、災害廃棄物の受入れが完了するまで、岩手県宮古市に府職員 2 名が常駐し、宮古地区藤原埠頭で受入廃棄物の性状・種類の確認や現地関係者との調整などを行う。

### 3 これまでの経過

#### ○大阪府

- ・ H23. 4.26 災害廃棄物処理の国のコーディネートや法的な特例措置に関して国へ要望
- ・ H23. 5.27 5 月議会（維新代表）橋下知事答弁  
⇒被災地のニーズや全国の動きを見据えて、受入の対応を検討。放射性物質については、国の考え方を踏まえ、人体や周辺環境に影響を及ぼさないよう対応
- ・ H23.6.7～6.8、6.27～6.28 現地調査（岩手県）に職員 2 名を派遣（仮置場や焼却試験調査）
- ・ H23.7.25～9.30 災害廃棄物処理計画策定支援等のため、職員 2 名を岩手県に派遣
- ・ H23. 9.26 災害廃棄物の処理指針に係る検討会議設置  
6 回開催（H23.9/26、10/24、11/ 4、11/24、12/7、12/14）
- ・ H23.12.16 広域処理に係る課題等について、環境省に対して府市共同要望を実施
- ・ H23.12.27 「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を策定

- ・ H24. 1.18 府内市町村及び一部事務組合に対して協力要請と指針の説明会を実施
- ・ H24.2.20～22 松井知事、現地(岩手県)視察
- ・ H24. 3.23 府議会で24年度予算成立(災害廃棄物広域処理対策事業 約49億円)
- ・ H24. 3.30 災害廃棄物の広域処理について協力要請(総理・環境大臣名)
- ・ H24.4、5月 府市合同による岩手県沿岸市町村の現地視察
- ・ H24. 5.17 岩手県議会から府議会及び府に広域処理に関する協力要請
- ・ H24. 6.10 第7回災害廃棄物の処理指針に係る検討会議開催  
⇒個別評価を踏まえ、北港処分地における埋立処分に対する考え方を検討
- ・ H24. 6.18 「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針」を改定
- ・ H24. 6.26 府市統合本部で報告  
(大阪市環境局舞洲工場で焼却、大阪市環境局北港処分地で埋立)
- ・ H24. 6.27～7. 4 地元住民説明会(此花区内の大阪市立中学校。橋下大阪市長出席)
- ・ H24. 6.29 府戦略本部会議で今後の進め方の方針決定
- ・ H24. 7.31 松井知事が大阪府漁業協同組合連合会と意見交換
- ・ H24. 8. 3 岩手県・大阪府・大阪市の3者で基本合意
- ・ H24. 8. 6・9 地元企業説明会
- ・ H24. 8. 7 災害廃棄物の広域処理について協力要請(環境大臣名)  
⇒大阪府に対して、宮古地区(宮古市、岩泉町、田野畑村)36,000トンの処理を要請
- ・ H24. 8. 8 府内市町村及び一部事務組合に対して国の処理工程表を通知するとともに、  
大阪市以外での可燃物の受入れがない旨を周知
- ・ H24. 8.30 地元住民説明会(大阪市中央公会堂。松井知事、橋下大阪市長出席)
- ・ H24.10. 7 府内港湾施設・積替施設に関する地元住民説明会(此花区民ホール)
- ・ H24.10.31 岩手県宮古市にて、受入れ廃棄物の空間放射線量測定や放射性セシウム濃度等用試料のサンプリングを実施
- ・ H24.11.13 試験処理説明会(此花区民ホール)
- ・ H24.11.14・15 岩手県での密閉式コンテナ(計10個)への積込み
- ・ H24.11.15 試験処理に関する地元企業説明会
- ・ H24.11.17 岩手県宮古港藤原埠頭を出港
- ・ H24.11.22 大阪港夢洲コンテナ埠頭に入港、積替施設(北港処分地内)への搬入
- ・ H24.11.26 積替施設から大阪市環境局舞洲工場に搬入(搬送トラックのべ15台)
- ・ H24.11.29・30 大阪市環境局舞洲工場で試験焼却(2炉のうち1炉に受入廃棄物約115トンを実  
大阪市の通常ごみに約20%混合して焼却)
- ・ H24.12. 5 大阪市環境局北港処分地で埋立処分
- ・ H24.12.23 大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会(試験処理結果の確認、本格処理に  
おける安全確認方法の審議)
- ・ H24.12.26 府戦略本部会議(本格処理への移行の確認)  
※H24.12.27 大阪市戦略会議(本格処理への移行の確認)
- ・ H25. 1.16 試験処理結果及び本格処理説明会(此花区民ホール)

- ・ H25. 1.23 本格処理開始（岩手県宮古港からの搬出を開始）
- ・ H25. 1.25 災害廃棄物の広域処理について協力要請（環境大臣名）  
⇒大阪府に対して、引き続き、広域処理の着実な実施について協力要請
- ・ H25. 1.29 松井知事が災害廃棄物の空間放射線量を測定し、受け入れの安全性をアピール（積替施設（北港処分地内）。松井知事、岩手県千葉副知事出席）
- ・ H25. 2. 1 大阪市環境局舞洲工場での本格焼却を開始

### ○被災地（岩手県）

- ・ H23.3.11 東日本大震災が発生。災害廃棄物 3 県合計で、約 2,247 万トンの廃棄物が発生
- ・ H23.6.20 岩手県災害廃棄物処理実行計画を策定
- ・ H23.8.30 岩手県災害廃棄物処理詳細計画を策定
- ・ H24.1.24 宮古市、山田町の二次仮置場の破砕・選別ライン稼働
- ・ H24.2.20 廃止した釜石市清掃工場を災害廃棄物処理用の仮設焼却炉として稼働
- ・ H24.3. 9 宮古地区仮設焼却炉を稼働
- ・ H24.5.21 岩手県が災害廃棄物処理詳細計画を改訂（災害廃棄物推計量を見直し 525 万トン・うち広域処理 120 万トン）
- ・ H24.8. 3 岩手県・大阪府・大阪市の 3 者で基本合意

### ○環境省

- ・ H23.4. 8 自治体に広域処理の支援を要請し、市町村清掃工場等での受入可能量を調査した結果、42 都道府県の 572 市町村等で受入れ可能と回答（府域は 25 市町村等で、計 33 万トン／年受入可能）
- ・ H23.5.16 「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を策定
- ・ H23.8.11 「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」を通知（10/11、11/18、1/11 に改訂版を通知）
- ・ H23.10. 7 再度、自治体に広域処理の支援の要請と受入調査を実施し、11 都道府県 54 市町村が災害廃棄物を既に受入れ中、又は検討中と回答。（府域は、府の処理指針の策定後、検討するとの回答が 25 市町村等）
- ・ H24.3.16, 23, 30 災害廃棄物の広域処理について協力要請（総理・環境大臣名）
- ・ H24.4.17 東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等告示
- ・ H24.5.21 岩手県及び宮城県の災害廃棄物の推計量の見直しを受け、「災害廃棄物推計量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について」を公表
- ・ H24.6. 5 大阪市北港処分地（夢洲 1 区）における個別評価結果を報告
- ・ H24.6. 8 省内に風評被害に関する窓口を設置
- ・ H24.6.29 「災害廃棄物の広域処理の調整状況について」を通知
- ・ H24.8. 7 「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を策定し、これに基づく協力要請を実施
- ・ H25.1.25 「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を改定し、これに基づく協力要請を実施

## 第7章 東日本大震災への支援活動を活かして

## 第1節 今後の新たな支援対策への反映

東日本大震災ではカウンターパートとして、主に岩手県を支援してきた。今回の府の支援について、良かった点や検討すべき点などについて、現地で支援活動をした職員の意見も含め整理した。解決や対応が容易でない項目や時間を要する項目もあり、現時点では問題提起のみで対応策が検討できていない項目があるが、検討等を進めてく材料としたい。

今後、もし新たな災害で再度府が支援する立場に立った時、少しでも改善できる点は改善し、より被災された方々に寄り添った支援を実現していきたい。

| 項目               | 良かった点・検討すべき点                                                                                                                     | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カウンターパート方式       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関西広域連合によるカウンターパート方式は効率的な支援であり、有効であった。</li> <li>・一方、全国知事会等全国的には別途調整する場面があった。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が大規模で全国レベルの支援が必要となるような災害の場合、全国知事会などが主体となって、全国レベルのカウンターパート方式を決めるなどの対応が必要ではないか。</li> </ul>                                                                                                                                |
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県のカウンターパートとなった和歌山県との役割分担が少し不明確な点があった。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然と役割分担ができてきたものもあるが、事前に分担を明確にしておくことで、より円滑な支援につながることも考えられる。</li> </ul>                                                                                                                                                     |
| 府災害等支援対策本部の体制や活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災直後から支援本部（支援室）を立ち上げ班体制を敷いて、班長を決め役割分担を明確にした。</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当業務に専念でき支援業務を円滑に進められた。</li> <li>・ホワイトボードなどを利用し、他班と十分な情報共有を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                 |
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一方、全庁挙げて支援業務に取り組むため、「大阪府災害等支援対策本部」を迅速に設置したが、支援業務に係る全庁の役割分担を明確に決めていなかった部分もあった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府地域防災計画」「大阪府災害等応急対策実施要領」の考え方(役割分担)を基本に、「支援計画」や「支援対策要領」等を業務項目別に担当部局を決めるなど、検討する。<br/>例えば、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者の受入を担当する部局</li> <li>・避難者の生活支援担当部局</li> <li>・被災者相談を担当する部局 など。</li> </ul> </li> </ul> |

|      |                                                                                   |                                                                                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | ・広域防災拠点からの物資搬送に係る人員は全庁的な確保が不可欠で、人事担当部局が各部局に要請し円滑に確保した。                            | ・一定期間経過後は企業との防災協定により対応可能であるが、発生初期は全庁からの確保が必要である。                                                                                |
|      | ・副知事会議を設置し、各部局長出席のもと支援等の内容について判断した。                                               | ・方針決定が早く、被災地の状況に応じ臨機応変な支援が可能であった。<br>・また、I T推進課の協力による咲洲庁舎とのT V会議等出席者の利便性にも配慮した。                                                 |
|      | ・今回の被災地支援については、国の省庁等から直接関係部局に要請や指示があった事項等があり、府全体の支援内容の把握が難しかった。                   | ・情報を集約して各部局が入力し、情報共有できるチームサイト等の検討が必要である。                                                                                        |
| 人的支援 | ・物資集積場支援要員を3月19日から派遣したが、被災地の県職員の疲弊を防ぎ、復旧復興対策等の業務に専念できるようにするには、もっと早期に派遣を検討してもよかった。 | ・物資搬送について民間事業者との協定等を結んでいる自治体も多いが、先遣隊からの情報を基に早い段階から派遣を検討する。<br>・今回は派遣の班毎に人事課を窓口し、主に部局単位で人選した。<br>・部局単位で人選することで全庁的に対応することが可能となった。 |
|      | ・現地対策要員の派遣についても、人事担当部局が中心となり、必要に応じて関係部局と調整したため、円滑な派遣が可能であった。                      | ・職員派遣には派遣する職員の確保と派遣元の所属との調整が必要である。                                                                                              |
| 物的支援 | ・関西広域連合と全国知事会からの支援要請が混在してわかりにくかった。被災地からの支援要請と重複している可能性もあり確認を要した。                  | ・支援要請窓口は、関西広域連合に一本化するなど、混乱しない運用が必要。                                                                                             |
|      | ・発災後、時間が経過すると被災地からのニーズも変わっていき、防災協定締結先から調達を考えたが、思うように調達できないものもあった。                 | ・関西広域連合での共同備蓄について、積極的に検討していく。                                                                                                   |
|      | ・市町村の支援可能物資を事前に確認していたため、被災地の要請に円滑に答えることができた。                                      | ・多くの市町村からの協力があつた。                                                                                                               |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集積地に届く支援物資の中には、1つの箱の中に複数の種類の衣類などの物資やいろいろなサイズが混在しており、配布が困難なものがあつた。</li> <li>・箱の表示が不十分で中身がわかりにくかったり、箱が重すぎて扱いが困難な物があつた。</li> </ul>                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の支援物資が届く集積所での仕分けや扱いやすさを考慮して物資提供を行う。</li> <li>・府が備蓄している段階からわかりやすい表示を行う。</li> </ul>                                                                                                           |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本通運とJR貨物が共同実施していた、企業からの義援物資輸送支援事業を使って、府内市町村からの物資を送付出来たため、コストがかからなかった。</li> </ul>                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時には、こういった民間の取組もあることから、常に情報収集に努め、連携できる事業は積極的に活用していく。</li> </ul>                                                                                                                              |
| 受入支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府庁内に一時避難所を開設したが、府内の災害に対する避難所設置は市町村であり十分な対応ができなかった点もあつた。</li> <li>・一時避難所の利用ルールを定めて掲示した。</li> <li>・避難者が公営住宅等に入居できるまでの間、新阪急ホテル10室、ホテル阪神10室を無償で提供（5月9日～7月8日。食事なし（ホテル内のレストランの食事を優待料金で提供））していただいた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府が一時避難所を開設することは現実的ではなく、府が被災した場合と同様、避難所の設置は市町村に要請する。</li> <li>・また、避難者同士が気持ちよく生活できるようルール決め周知することが必要。</li> <li>・公的住宅等で受け入れ可能になるまでの一時的対応として、必要に応じて、ホテル等で受け入れていただくようホテル協会等と協定を検討していく。</li> </ul> |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットを連れた避難者の住宅への入居調整等がスムーズに進まなかったところがある。</li> </ul>                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者にとっては“家族”とも言えるペットであるが災害時の扱いについては苦慮することも多い。</li> <li>・関係部局と連携して検討していく。</li> <li>・今回は事例がなかったが、各種のアレルギーや動物が嫌いな方も想定される。</li> </ul>                                                             |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府の支援内容について、ホームページを利用した積極的な情報提供が有効であった。</li> </ul>                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット環境の充実、スマートフォンの普及等ホームページ等での情報提供は有効であった。</li> <li>・避難所や被災地でもインターネットは早期に利用できるようになっていた。</li> </ul>                                                                                         |

|     |                                                                                                                    |                                                                                                                         |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の設置については、関係部局の協力のもとに設置できた。</li> <li>・また、相談件数の変化に臨機応変に対応できた。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難して来られる方、相談される方の状況に応じた対応が必要である。</li> <li>・相談を主として担当する部局を決めることも検討する。</li> </ul> |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路の緊急通行証、従事車両証明書の発行は府でのみ発行していたが、利用者の利便性を考えると、市町村での発行も可能ではないか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式や発行に基準やルールを周知徹底して各市町村で発行できるようになれば、利用者の利便性が向上する。</li> </ul>                    |

## 第2節 府が支援を受ける場合に講ずべき対策

今回の支援を通じて、府が被災し、全国から支援を受ける立場に立った場合、どういった点に注意すれば円滑に支援を受けられるか、支援していただく都道府県や関係各機関の活動がスムーズに進むのかといった受援体制について下記のとおり概要をまとめた。

| 項目             | 内 容 等                                                                                                                                                             | 備 考                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応急仮設住宅等の確保について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に応急仮設住宅候補地を選定しておかないと早期着工が困難となる。</li> <li>・また、岩手県では、結果として多くの学校のグラウンドに応急仮設住宅を建設することとなった。</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅部局と共同で大阪府及び市町村の応急仮設住宅候補地調査を実施し、データベースとして管理を進める。</li> <li>・また、公営住宅及び民間賃貸住宅の活用についても検討を進めていく。</li> </ul>                                                      |
|                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅であっても、ただ“家”があるだけでは「生活」にはならない。住戸確保が最優先されるところであるが、集会場の確保やバリアフリーへの配慮等、そこで暮らす方のコミュニティーに配慮が必要。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要数を確保しながらより良い住宅の確保等を検討しておく必要がある。</li> </ul> <p>&lt;遠野市内の仮設住宅の例&gt;</p>  |
| 物資の確保・配分等について  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本府では、3ヶ所の広域防災拠点等で義援物資、調達物資等の受入・仕分けを実施することとしているが、大規模災害に係る物資の量や広域防災拠点が被災して使えなくなった場合等を想定し、さらに複数の物資拠点を確保しておく必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・物流管理が容易な民間倉庫協会等と防災協定を締結する。</li> <li>・被災地に近いところで確保することが効率的である。</li> <li>・岩手県のアピオは沿岸部から100km程度の距離があった。</li> </ul>                                              |
|                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災時には、物資の集積所には物資があるのに避難所に届けられな</li> </ul>                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大口配送、小口配送など役割分担を行い、各避難所への小口の配送は宅配業者に協力</li> </ul>                                                                                                            |

|           |                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>い時期もあった。(道路の損壊、積雪、燃料不足もあった)</p> <p>・飲料水などの重量物や大量の配送に備え、小型のフォークリフトやパレット付きで備蓄するなどが必要。</p> <p>・市町村・避難所が希望する支援物資を集積場から円滑に届けられるよう、市町村等が利用する「支援依頼表（注文書）」を決めておくことが有効。</p> | <p>を求めるなどの対応を行う。</p> <p>・宅配事業者の協力を求めるため、防災協定を締結する。</p> <p>・支援要請の円滑化のための事前調整が必要。</p> <p>・支援依頼書（注文書）様式については、関西広域連合とも連携して検討していく。</p>                                                  |
|           | <p>・発災後時間が経過すると被災者のニーズも変わっていく。東日本大震災時には、防災協定締結先からの調達を考えたが、調達できない物資もあった。</p>                                                                                           | <p>・関西広域連合での共同備蓄について、検討していく。</p>                                                                                                                                                   |
|           | <p>・府内市町村からの支援物資を取りまとめて送ったが、中には1箱の中に複数の品種が入っているものや古着などもあり被災地での利用・配分が困難なものもあった。</p>                                                                                    | <p>・受入先の利用等を考慮し、支援物資の受入は、ロット単位に箱詰めされた新品のみであることを積極的にPRする。</p>                                                                                                                       |
|           | <p>・応急仮設住宅へ入居した者に対しては、義援金支給のめどが立った段階で、救援物資を提供しない方針を表明した（陸前高田市が先鞭）。</p>                                                                                                | <p>・行政が被災者の全生活を支援することは無理であり、被災者の自立を促進するためにも、個別事情等に対応する余地を残しつつ、一定の生活水準が確保される見通しが立った段階で、物的支援から公助の質を変更していく必要がある。</p>                                                                  |
|           | <p>・災害時の府民向け情報提供手段については、報道発表、HP、府及び市町村広報、コミュニティー放送など様々なツールを活用する。</p>                                                                                                  | <p>・従来の報道発表、HP、各広報紙に加え、避難者が比較的容易に情報収集できるTVで最新の生活情報等を提供できる仕組みについて、放送事業者等と検討を進める。</p> <p>・また、インターネットについても、同様の仕組みについて検討を進めていく。</p> <p>・府ホームページ等を活用し、府外へ避難された方向けの情報提供手段の確保を検討しておく。</p> |
| 情報提供等について |                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                    |

|               |                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                     |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、災害時に府民からの電話相談に対応する部局が明確でない。</li> </ul>                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内各部局の役割分担のもと、発災時に直ちに緊急相談を一元的に受ける電話相談窓口の設置を検討する。</li> </ul>                                                                                                 |
| ボランティアの受入について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動におけるニーズの把握とマッチングについて、事前に検討しておかなければ、緊急時に善意を生かしきれない。</li> <li>・災害ボランティアの方が発災直後から来られることを想定し、早期に受入体制を整えなければ、ボランティアの受入自体が混乱する。</li> <li>・その結果、ボランティア活動による支援を求める府民の要望に応えられない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府社会福祉協議会等と災害時のボランティアの活動について協議を進め、災害対策本部事務局内に社協と共同で実施する「ボランティア調整班」を設置するとともに、「ボランティア活動要領」の作成を検討する。</li> <li>・市町村単位でのボランティアの受入体制についても検討を進める必要がある。</li> </ul> |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部から支援していただくボランティアを長期にわたって確保し、それを適切にコーディネートしていくことが必要。</li> </ul>                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後期間がたてば、ボランティアで活動していただける方が減少してくる。被災地が希望するボランティアを確保し、適切にマッチングできる体制が必要である。</li> </ul>                                                                       |
| その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体安置場では一定期間、身元が判明しないことも想定されることから、避難所とは別施設の遺体安置所の確保が必要である。</li> <li>・また、仮埋葬も想定され用地確保が必要である。</li> </ul>                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と連携して検討する。</li> </ul>                                                                                                                                    |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他府県から支援要員を受け入れた場合の宿泊施設の確保が必要</li> <li>・今回の支援では職員を派遣する場合の宿舍確保について現地連絡員等が苦労した。</li> <li>・東日本大震災で、岩手県へ派遣した職員の健康管理等が必要と感じた</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な応援を受け入れた場合、来阪いただいた他府県職員の住宅確保や健康管理への配慮等について、事前に検討を進めていく必要がある。</li> </ul>                                                                                 |
|               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物が大量に発生することから、広域処理を要請する可能性がある。</li> </ul>                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物を集積する時から、可燃物、不燃物等に分類して進めていくことが必要である。</li> </ul>                                                                                                        |

## 第8章 これまでの支援活動を通して

## 1 危機管理室

|      |                                         |     |      |
|------|-----------------------------------------|-----|------|
| 所 属  | 保安対策課                                   |     |      |
| 職 種  | 技術職                                     | 氏 名 | 羽口 剛 |
| 従事期間 | 平成 23 年 3 月 14 日から平成 23 年 3 月 19 日まで    |     |      |
| 派遣場所 | 関西広域連合岩手県現地事務所（岩手県庁内）                   |     |      |
| 従事業務 | 現地情報の収集・府支援対策本部との連絡調整<br>岩手県現地事務所立ち上げ準備 |     |      |

## ◎現地派遣の決定

関西広域連合のカウンターパートによる支援がより被災地のニーズに合ったものとなるよう現地の情報や支援要請を府支援対策本部に伝えるとともに、今後の支援体制の基盤を構築することを目的に、府職員 5 名、和歌山県職員 1 名で構成する関西広域連合現地連絡員第一陣のメンバーとして現地入りすることとなった。

現地の正確な情報がなく、テレビ報道による被災地の状況を見て派遣への不安があったが、関西広域連合の代表として、被災地支援のため自分のできることは何か自ら考えて行動しなければならないと決心した。

交通手段が確保できないことから、3 月 14 日午前 10 時、府警航空隊のヘリコプターにより岩手県に向かった。被災者への思いと責任の重さからか、搭乗者全員が無口で言葉もあまり交わさないまま県庁前にある岩手県警盛岡東警察署の屋上ヘリポートに着陸した。

午後 5 時、県政策地域部執務室の会議スペースを借りて現地事務所を開設し、午前 7 時 30 分から午後 10 時の間を基本に対応することとした。

県庁周辺では被災の爪痕を感じることはなかったものの、一部店舗の営業時間短縮やガソリン等の燃料が不足している状況であった。

被害の大きい陸前高田市などの沿岸部には、道路閉鎖や燃料不足で行くことが出来ず、府支援本部との連絡調整にあたることとなった。

## ◎現地での業務

到着直後は、府から送られてくる支援物資の情報を県の物資担当に伝え、現地で不足している物資の情報を府支援対策本部に伝えた。その後、府が支援可能な物資などの支援メニューを提示して支援ニーズを確認してから配送行いう提案型の支援へと変更し、より被災地のニーズに沿った支援を目指して活動した。

また、県に確認した不足物資の調達を府支援対策本部に要請するとともに、県の集積場では、支援物資の仕分け・配送の人員が不足し、せっかく全国から届いた支援物資が集積場で滞留し、一部の避難所では物資不足が起きている状況が見受けられたことから、府から県に提案し、集積場への職員派遣を行った。被災住民は、寒さなど厳しい環境の中で、家族の安否や余震などの不安を抱きながら避難所で生活しており、少しでも役に立てるよう努めた。

第一陣のもう一つの大きな役割は、4月以降も継続的に支援を行うための基盤づくりであった。

私は現地事務所となる物件や後続する職員の宿泊所の手配を担当した。現地の土地勘も手がかりもない為、電話帳やインターネット等での物件情報の検索、不動産業者への物件情報の提供依頼、賃料の交渉、物件確認等を行った。

同時に事務所内の装備品（OA機器、電話等）の選定、現地対策員用宿舍の調度品の調達にも八方手を尽くした。車での移動が出来ない為、吹雪の中を朝から一日歩きまわる日もあった。



＜開設直後の現地連絡所＞



＜達増岩手県知事の訪問＞

### ◎今回の支援を経験して

現地滞在中、街を歩いていると県民の方から感謝の言葉をたくさんいただき、励みになった。私が現地に滞在した期間では種々の状況から沿岸部で支援活動をすることはできなかったが、常に被災者に寄り添う気持ちを持ちつつ、継続的に復興支援を行うことが必要だと感じた。

また、今回、県庁の受援等の現場の対応、支援する府の支援業務の経験を踏まえ、他府県において大規模災害発生時には、府としてどのような体制、どのような支援が必要なのか。さらには府が支援を受ける立場になった時を想定して、どのような対策を講じておくべきかをあらかじめ検討しておく必要があると感じた。

| 所 属  | 消防防災課                               |     |       |
|------|-------------------------------------|-----|-------|
| 職 種  | 事務職                                 | 氏 名 | 山本 正博 |
| 従事期間 | 平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 4 月 22 日まで |     |       |
| 派遣場所 | 関西広域連合岩手県現地事務所                      |     |       |
| 従事業務 | 現地情報収集・府支援対策本部との連絡調整                |     |       |

### ◎発災直後

私は平成 23 年 3 月 11 日の地震発生直後、直ちに設置された大阪府災害等支援対策室の一員として、防災情報センターにて情報収集に当たっていました。

発災からの数時間は、テレビ報道による被害情報でも、地震の規模に比較して死傷者が少なかったため、安堵していたのですが、時間の経過とともに被害情報が詳細になり、現

地の報道や消防のヘリコプターからの映像がテレビに映し出されるなか、死傷者数も発表毎に数百人単位で増え続け、「〇〇地区の海岸に数百人の遺体が打ち上げられている。」との情報や、「列車が数本津波に流され、行方不明になっている。」など、加えて翌朝までの間、震度5前後の強い余震が数え切れないほど発生し、これは大変なことが起きていると、胸が苦しくなる思いでした。

### ◎盛岡事務所

盛岡事務所では、4月1日から3週間勤務し、事務所の庶務を担当していました。

また、岩手県庁の関係各課から避難所に必要な物資等の情報を収集し、大阪府災害等支援対策本部に照会し、必要な物資をトラックで搬送してもらうとともに、逆に大阪から支援可能な物資の提案を県庁各課に行うなど、現地ニーズとのマッチングに従事しました。

発災後、約3週間経過しているとは言え、内陸部である盛岡市では、建物被害もさしたることはなく、コンビニが品薄なこと以外、被災地であることを忘れてしまうほどでした。

大阪府の防災服を着ていると、県庁内や事務所と県庁との徒歩移動中に「大阪から？ご苦労様です。」とよく声をかけられました。その時は一番の笑顔と「はい！お手伝いさせてもらってます！がんばります！」と応え、大阪の好感度アップに、多少なりとも寄与したのではと思っています。

### ◎被災現場を見て

盛岡市内から沿岸部へは、車で2時間30分ほどかかり、岩手県の大きさを何度となく実感させられましたが、初めて陸前高田市に入ったとき、川沿いを走行していたところ、急に景色が変わり、道路の両側には瓦礫が積み上げられ、河原には流されたであろう車や住宅の一部などが散乱していました。

また市内の住宅地では、住宅の土台コンクリート基礎部分だけが悲しく残っている光景に、それまでそこに幸せに暮らしていた人々のことを思わずにはいられず、なんとか復興のお手伝いをしたいという気持ちが強くなりました。

### ◎想定外をなくすためにできること

任期中に強い余震があり、盛岡市内でも半日にわたり停電になり、エレベーターは動かず、信号機も点灯せず、水も出ない、携帯もつながらない真っ暗な夜を経験したのですが、電気が止まっただけで、日常生活に多大な影響のあることを再認識しました。これを教訓に電気だけでなく、ガスや水道が止まった時、どのような影響が出るか、その対処方法など色々電車の中で考えるようになりました。

| 所 属  | 消防防災課（和泉市消防本部から派遣）                                     |     |       |
|------|--------------------------------------------------------|-----|-------|
| 職 種  | 事務職                                                    | 氏 名 | 藤原 啓司 |
| 従事期間 | 平成23年10月16日から平成23年10月29日まで<br>平成24年3月22日から平成24年3月31日まで |     |       |
| 派遣場所 | 関西広域連合岩手県現地事務所及び現地支援本部釜石事務所                            |     |       |
| 従事業務 | 現地情報収集・府支援対策本部との連絡調整                                   |     |       |

ここが、本当に街並みが有った所なのか、その光景は緊急消防援助隊の救急部隊として釜

石市の市街地に入った私達の目を奪った。橋の欄干に巻きついた車体、瓦礫化となった家屋、基礎だけが残存している市街地、3・4階部分まで津波が押し寄せた痕跡、ただ単に自然の猛威に啞然とし、この状況下で私達に何が出来るのか、全身が脱力感に包まれた。

現地での活動は、生存者の救出であり活動地域は、大槌町と鶴住居地区であった。被災現場の情報も錯綜し無線機も繋がりにくく手探り状態での検索が始まった。倒壊した家屋や津波で押し流された車体を検索していく度に、隊員の表情が落ち込んでいく。そんな失意の中で吉報が無線を通じて入った。92時間ぶりの生存者発見である。その連絡で落ち込んでいた士気も上がり、「今できることに最善を尽くす」との思いで、その後の活動を行い20日に帰阪したが、帰阪後も心の片隅で我々の活動が本当に役立ったのか自問自答の日々が続いた。

4月から大阪府庁に派遣と決まっている中で、派遣当初から大阪府災害等支援対策本部の一員としてカウンターパートである岩手県の支援業務に就いた。大阪府、関西広域連合として避難者受け入れ支援や被災者生活再建支援等、復興復旧の枠組みを構築されていくのを肌で感じながら10月下旬から岩手県盛岡市にある関西広域連合岩手県現地事務所でニーズの集約活動の派遣の機会を与えて頂きニーズの集約活動の合間に緊急消防援助隊として活動した大槌町や鶴住居地区を視察しに訪れたが、殆ど変わっていない状況を目のあたりにして落胆した。あれから半年が経過しているのに、復興の難しさを改めて痛感した瞬間であった。

現地で活動しているボランティアの会合に偶然にも参加する機会があり、現地でボランティア活動を継続的に維持する難しさやコーディネート機能を有するボランティアセンターのあり方等を教えて頂いた。行政では、手の届かない被災者のコミュニティづくりを中心に精力的に係っている姿に対し敬意を払わずにはいられなかった。応急仮設住宅では、各支援団体が慰問し孤立しがちな被災者の心を和ませ、勇気づけたのは確かであるが、行事を調整する応急仮設住宅内の役員は、苦勞したと思慮する。ただ、応急仮設住宅の建設場所について用地確保が難しく色々な問題も理解できるが、仮設住宅であっても店舗や集会施設等がなく殺風景で住宅のみが並んでいる画一的な応急仮設住宅を見ていると、被災され慣れない境遇で生活を行うにはコミュニティを形成することが難しいと思った。

そんな中で、遠野市の仮設住宅を訪問した時、コミュニティに配慮した仮設住宅を視察することが出来た。商店が隣接に点在し仮設住宅敷地内には公園やケアハウスに居住者が集まる空間やバリアフリー化により高齢者や障害者に配慮した環境が整っていた。入居者の評判もよくケアハウス等では支援者と和やかなムードが漂いコミュニティの構築がされている印象を持った。

災害を軽減するには自助・共助・公助の連携が不可欠であり、特に個々の防災意識の向上を行うことが防災の基本と考えます。防災に携わる一職員としてあらゆる災害を教訓とし、常日頃から想定にとらわれず危機事象時の対応のあるべき姿を考え、備えていきたいと思慮します。

## 2 府民文化部

|      |                                                                                                                                                                                               |     |       |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | パスポートセンター 阿倍野分室<br>(派遣時の所属：府民文化部 人権室 企画・調整G)                                                                                                                                                  |     |       |
| 職 種  | 事務職                                                                                                                                                                                           | 氏 名 | 河内 秀登 |
| 従事期間 | 平成 23 年 3 月 29 日から平成 23 年 4 月 3 日まで                                                                                                                                                           |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県 陸前高田市                                                                                                                                                                                     |     |       |
| 従事業務 | 救援物資の受入と必要物資の運搬作業<br>・横田小学校では、自衛隊等が各避難所からの要望のあった衣類、履物、毛布等を体育館に保管している物資の中から取り出して自衛隊等に渡す作業<br>・横田中学校では、全国各地から送られてきた支援物資をトラックから体育館に運び入れて衣類等に分別して保管する作業<br>・横田小学校で衣類等の物資が少なくなれば横田中学校から運び出して保管する作業 |     |       |

## ◎被災地での現状

3 月 29 日午後に府庁別館に集合したとき、私のほかに 10 名（市町村からの職員）の派遣先が陸前高田市であることがわかりました。それまでは、岩手県のどこに派遣されるのか知らされていませんでした。

夕方 5 時に府庁を出発し、翌 30 日午前 11 時ころに陸前高田市に到着。このあたりの風景は、すでにテレビで報道されていたように津波で海岸の平地部はコンクリートの建物以外は破壊されて更地のようにになっており、大きな水たまりがあちこちにできている状況でした。

また、道路を確保するために、道路の脇には破壊された木造家屋の廃材や家庭用品がうず高く積みまわっていました。

## ◎被災地での支援

私たち 11 名は、宿泊場所となる横田基幹集落センター（以下、「横田センター」）で第一次派遣グループとの交代式と引継式を午後 1 時から行いました。

第一次派遣グループが帰阪するため地元の人に別れの挨拶をした際、中学生の数人が涙を流していました。

第一次グループは、続々と送られてくる支援物資の収集整理に地元の人たちが混乱しているときに並々ならぬ苦労と努力を傾けられたことで地元の人と暖かい交流と絆を築かれたことと思います。

このことがあったために、私たちも地元の人々から好意的に受け入れられたように思います。

この横田センターは海岸から約 10 km 離れた高台にあり、電気、水道、ガスも震災の影響がなく使用が可能となっていました。

支援物資の受入拠点の一つである横田小学校では下着、作業着、子供服、防寒着、古着

などが体育館に置いてありましたが、避難所からの希望のものが少なかったように思います。特に、下着類については、S・Lなどのサイズがあるのですが、避難者の希望を叶えられないケースもありました。また、作業着についても、希望するウエストサイズがないこともありました。

陸前高田市の市役所に交代のあいさつに行きましたが、海岸部であったため市役所建物は津波で破壊されており、仮設のプレハブで業務を行っていました。職員の人数が少なく、住民からの罹災証明書や死亡届などの対応に苦慮していました。

30日の夜は、地元の町内会女性部の方から味噌汁とおにぎりの差し入れをいただきました。非常食を用意してきた私たちは感激いたしました。

4月1日からは総務省から3名が派遣されて合同で作業にあたりました。海外からの支援物資があったのですが、英語で記載されているため内容や取扱いが不明で、扱いに苦慮しました。

4月2日午後には、第三次派遣グループと引き継ぎいで帰阪しました。

派遣されてから1年以上経過し、また職場も異動したので、当時の資料も散在しているため、記憶に残っていることを頼りに書きました。

|      |                                             |     |       |
|------|---------------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 私学・大学課                                      |     |       |
| 職 種  | 事務職                                         | 氏 名 | 北之間 秀 |
| 従事期間 | 平成23年3月29日から平成23年4月3日まで                     |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県上閉伊郡大槌町                                  |     |       |
| 従事業務 | 町業務の支援（救援物資（食糧）の管理、避難所との連絡調整、遺体安置所の管理等）及び調整 |     |       |

#### ◎派遣が決まって

僕自身は府に奉職して約20年になりますが、これまでに、今回の東日本大震災を含めると3つの震災の状況を肌で体感することになりました。

1つ目は、阪神大震災ではプライベートで、2つ目は中越地震では新潟県小千谷市へ府の心のケアチームとして、そして今回の岩手県大槌町へ被災地の支援です。

これまでに目にしていた2つの被災地の光景は、阪神大震災では、都市部で起こった地震で、主に大型構造物・建物が崩壊し、併せて大規模な火災により焼け焦げた街の光景が広がっており、また中越地震は内陸部・山間部の地震であり、主に山間部の土砂崩れや地盤の歪みによる平衡感覚を失ったかと思うような傾いた町の光景が広がっていました。

しかし、今回派遣された東日本大震災の状況はそのどちらとも異なる光景でした。

#### ◎派遣先の状況

東日本大震災は沿岸部で起こった地震で、地震による倒壊は一部にあるもののそれほど建物などには被害が少なく、被害の殆どが津波によるもので、津波が到達したと思われるラインを境に、海側は町全体が跡形もなく消え、崩壊した建物と瓦礫の山が、山側は地震や津波など何もなかったかのように元の姿がある、そんな衝撃的な光景でした。

被害を受けた街は、瓦礫と土砂、一部火災により焼け焦げた建物と一面茶色一色でした。

町にバスで到着した時には、車中から見える光景を見て、派遣された職員が言葉を失い、しばらく沈黙が続いていたのを記憶しています。

大槌町は地震による津波により、町の面積の 52%が浸水（岩手県内最大の浸水率）し、平地部分にあった町の中心部が全て被害に遭い、町役場庁舎を始め、駅や県立大槌病院などの重要な施設が壊滅的な状況となっていました。

僕が災害派遣で岩手県大槌町に訪れたのは、震災の約 20 日後の 3 月 30 日から 4 月 2 日までの 4 日間（第 3 陣）でしたが、主要道路の瓦礫の撤去がされ町内を車で移動できる状況まで回復していたものの、電気・ガス・水道等のライフラインは復旧の目処も立たず、辛うじて一部地域で携帯電話が繋がるといった状況で、また、町全域で粉塵が舞いマスクが手放せない環境でした。

### ◎支援業務の内容

当時、町の行政機能は、庁舎が被害に遭い住基ネットも使えず住民台帳等も消失しており、また町長をはじめ職員も多く亡くなっておられることもあり、町役場の機能が完全にマヒしていました。

派遣職員は大阪府内市町村職員 10 名に岩手県内の各市町村職員 10 名、リーダー役の府職員（自分）の計 21 名で支援チームを編成し、食糧物資の管理・遺体収容所の運営・避難所との連絡調整・埋火葬受付や町民への給油業務などの、町の業務を支援することでした。

チームでは町の業務を積極的に引き受けることで、多忙を極め疲弊している町職員をできる限り休息させることが長期的に重要と考え、最大のミッションとして取り組むこととし、町の意向を最大限踏まえながら、業務調整や支援方法の提案などを行いながら進めていきました。

業務内容は日々刻々と変化していくもので、また自らの経験や感覚などを頼りに進めていくことが多く、また時間も朝 8 時から始まり、ミーティングなどを含めると夜 9 時過ぎまで続くなど非常に大変なものでした。

### ◎支援中の生活

幸い派遣期間中、岩手県から宿泊場所として提供していただいた県の釜石庁舎のライフラインは復旧していたため、比較的普段に近い状況ではあるものの、期間中風呂には入れず、食事はアルファ化米とカップラーメン、栄養補助食品のみの生活でした。

派遣期間中は余震も数多くあり、防災無線からの放送が聞こえたときには、テレビで見た津波の光景が頭をよぎり、経験したことのない恐怖も感じることも度々ありました。

また、業務で訪れた遺体安置所となった体育館では、100 ほどの棺がところ狭しと並べられ、遺体の腐敗からくると思われる凄まじい臭いが充満していました。

一緒に調整役をしていた大槌町出身の岩手県職員の方は、遺体安置を巡回する際、行方不明となっていた父親の安否を確認されていましたし、我が子の身元確認をされた親御さんの悲鳴・号泣を目の当たりにするなど、精神的にもかなり辛いものでした。

### ◎今回の被災地支援を体験して

自身が東日本大震災の災害派遣に参加して感じたことは数えきれないくらいありましたが、特に感じたことは次のことでした。

・訪れた大槌町は役場が津波等で被災したことで、施設だけでなく多くの職員を失い、行政機能・住民サービス等が大きく混乱していました。住民の支援となる重要拠点となる施設は災害の影響を受けないようにしなければ、災害時の対応もさることながら、復興にも時間がかかることになります。

・また支援にあたる職員も町民と同様被災者であり、一般の被災された町民と同様に十分な支援が長期にわたって必要です。特に大槌町は、町が殆ど消失し一から作り上げる必要があります。町のインフラ・施設の整備も重要ですが、何よりもバラバラになった、町・地区のコミュニティーの再構築や、また町の産業振興なども並行して進め、町民の生活基盤を整え雇用も確保していくことが必要で、長期的に取り組んでいかなければいけません。町の方の話では、震災以降、激務や町民との調整などで現在でも精神的な病気で休職を余儀なくされている方が多数いらっしゃることも聞きます。職員が十分に働けるよう他の自治体職員(OB)やカウンセラーなどの長期の派遣など、環境整備のためが必要です。

・災害時の支援には、町や県、ボランティアセンターなどの受け入れ態勢がない状況での人的支援や、配慮のない物的支援はかえって混乱を招き、被災地側の負担が増大するため慎むべきであると感じました。

実際、県などの受け入れ態勢がないまま、自治体単独で支援に入られたところがありましたが、かえって混乱を招き、十分な活動ができていませんでした。また支援物資も(1)使用済みの古着や、(2)一個が重い又は大きすぎるあるいは不成型な梱包物、(3)歯ブラシと食料と衣服など多種のものが一緒の梱包物などは、(1)殆ど使用されない(2)運搬できない又は保管しづらい(3)分別作業が必要となる。など負担になっていました。

・震災後間もない時期での大変辛い支援業務ではありましたが、業務を終えて感じたことは「もっと長く被災地支援に携わりたかった」「また行って何か支援がしたい」という強い思いでした。これは被災地の状況を体で感じた災害派遣に参加した府職員・市町村職員全員共通ではないかと思います。できる限り多くの職員の方にこうした経験をさせていただき何か感じ取っていただければと思います。危険を伴う・日頃の業務があるなどの理由で、職員の派遣志願も少ないと聞き、非常に残念に思いました。

環境の整備も必要かと思いますが、多くの職員の方が志願していただけるようになればいいなと思います。

## ◎最後に

今回、自身の東日本大震災における災害派遣においてご支援やご協力、励まし等をいただきました、大阪府の関係の皆様はじめ、大槌町の住民の方々や大槌町の職員の皆様、一緒に支援に携わった岩手県及び県内各市町の皆様、高槻市・富田林市・河内長野市・太子町・河南町・千早赤阪村の皆様にご感謝いたします。

|      |                                             |     |       |
|------|---------------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 生涯スポーツ振興課                                   |     |       |
| 職 種  | 事務職                                         | 氏 名 | 辻野 一郎 |
| 従事期間 | 平成 23 年 4 月 16 日から平成 23 年 4 月 21 日まで（移動日含む） |     |       |
| 派遣場所 | 岩手産業文化センター アピオ（岩手郡滝沢村）                      |     |       |
| 従事業務 | 救援物資の提供等                                    |     |       |

### ◎盛岡に到着して

私は、岩手県集積場要員派遣 10 班の一員として、4 月 17 日に盛岡に到着した。秋田空港からバスで雫石峠を越えて岩手に入った。そこに積雪が見られるが、地下街や盛岡駅の構内が節電のため薄暗いだけで、地震の痕跡を示すものは全く見当たらない。宿舎の方に聞くと、盛岡市内では揺れもさほどではなく目立った被害もなかったとのこと。繰り返し報道されていた沿岸部の津波被災地の様子をこの盛岡の平穏な様子から想像することは難しいくらいであった。

また、この時期には宿舎も確保していただき 100km 以上離れた沿岸部の避難所の生活を思うと申し訳ないような気持ちになった。



さらに、早い時期に支援に入り、何も基盤がないところから支援体制をととのえていただいた職員の苦労が偲ばれた。班員の中でも作業はきついながらも整った環境の中で支援活動に携われることについて、感謝の声が絶えることはなかった。

### ◎物資集積場（岩手県産業文化センターアピオ）

物資集積場となっていたのは、広大な敷地に大きな多目的展示場・ホールが 2 棟建つアピオである。体育館のようなフロアに 11t トラックが直接出入りし、物資を降ろしては積み込んでいく。積み下ろし作業のため、フォークリフトが数台走り回っている。そして、2 階の観覧席から会議室、ロビー、屋外のテントまであらゆる場所に膨大な救援物資がうずたかく積まれている。

この中から、避難所のニーズが記載されたマニフェストを頼りに、必要な物資を選び出す（ピッキング）のだが、大規模な避難所では必要な量が半端ではない。カップ麺も飲料も「24 ケース」など、フォークリフトに積むときのパレット単位の量になる。



これを避難所ごとに適当な場所に集め、フォークリフトでトラックに積み込んでいく。

### ◎物資のピッキングをやってみて

我々が活動したのは、避難所生活が成り立ち長期化し始めた時期だったようで、既に非常食のニーズはなく、缶詰、調理食品など、温めて食べられる食品が大量に出て行った。

加えてカップ麺からレトルト食品、生野菜、へと次第にニーズが動いていく。それは、避難所から届く必要な救援物資のリストを見ても読み取れる、より日常的で当たり前の生活を取り戻そうとする心の叫びのように思えた。命からがら避難した当初は、水や糊口を凌ぐ非常食が必要であったろう。しかし、子どもの学用品、玩具などニーズが比較的

早い時点からあったようだ。

学生服、生鮮食料品、嗜好品、お菓子など嗜好品などもリストにあがって来る。しかし、避難者が求めるものがないことも多い。生活の再建、それに伴うニーズ変化が速く、調達が間に合わないようだ。行政の出来ることの限界を感じつつ、今有るものの中から近いものを選んでいく。

一時的に入荷した鮮魚。また入ると期待してであろう、くり返しリストに載ってくる。でも、先週はあったけど今はない。ツナ缶に置き換えようと思いつき、「これで我慢してや」と独り言をつぶやきながらカートに載せる。

詳しいサイズと性別、学年を記した「学生服」数着、と言うマニフェストが届いたことがある。スニーカーや長靴でない外出用の子どもの靴。

仮設住宅の入居が近付いて来ると、「使い切りでない瀬戸物の食器」ここでは当たり前の生活が失われている。そして少しずつ取り戻そうとしている。

そうした貴重な物資は、広い物資集積所ではあるが、なかなか探してもないものはない。が、決して贅沢でもない品物を渴望する人々の想いが伝わって来ると探さずには居られない。半分涙目になりながら、一つでも何処かに入荷していないか、少しでも代わりになるようなものに近い品物がないか、必死になって探してしまう。寒いのも、埃っぽいのも、疲れも忘れて探し回る。我と我が身を忘れるとは、このことだろうかと思った。

小規模な避難所は世話役の人がワゴン車などで物資を受け取りに来られる。われわれもできるだけ早く物資をピックアップし、車に詰め込むのを手伝う。沿岸部まで100km以上一般道を走るため、一日に一往復しかできないのだと言う。物資を待つ人々のためにも早く帰らないといけないようで、本当に慌ただしく出発される。選り出した物資ではあるが、シートの下やら助手席やら隙間という隙間に詰め込んでも積めないものが出てくるので、とことん隙間なく詰め込むのを手伝うのだが、これも少しでも多く少しでも早く、との気持ちで何かに憑かれたように夢中になってしまう。

そうこうして数日間の作業はあっという間に過ぎた。正直言って、もっと早い時期に行くことになっていたらもっと大変であったろう。また津波被災地での活動であったらどうだったろうか。そう自問してみると、本当に厳しい条件のもとでは、役割をきちんと出来たであろうかあまり自信が持てない。が、物資集積場での今回の活動では、たまたま年長であった私が班長を務めさせていただき、全員事故や体調不良もなく常に良好な状態でチカラを発揮できたことは幸いだったと思う。

## ◎帰阪して

私は、津波に襲われた地域にも地震の被害があったところにも行っていない。物資と言う媒体とマニフェストの短いことばを通じて被災地の様子を遠巻きに垣間見たに過ぎない。

それでも、被災地・避難所の窮状と被災された方々の懸命な姿勢に間接的に触れることが出来た気がする。裏方で、恵まれた環境の中ではあるが、自分にできることを思い切り一所懸命にやれたと思う。しかし、帰ってから何かもっと出来ることをやりたいと思い、見てきたことや感じたこと、現地の様子を職場やボランティア仲間に伝えたり、クレジットカードなどで貯まるポイントを義捐金に寄せたりするようになった。

そして、福島県の原子力発電所の事故で周辺の人が避難せざるを得ない中、取り残された動物を保護する活動があることを知った。

多くの動物たちの中から1頭の犬を紹介してもらい里親となり、今も大阪で仲良く暮らしている。

大きな災害に見舞われたとき、誰かを助けるというのは本当に大変なことだと思う。が、関西広域連合や大阪府の一員として、大量の物資を送り出したように、組織の中で体系的な救援活動に参画し、それも仕事として送り出していただけたことは得難い経験になった。

一方で、個人の努力でできるちょっとした支援の方法もたくさんあることに気づかされ、救援活動の上で、また、帰阪してから実践できたことをうれしく思う。

仕事でも私生活でもこの経験を活かし、弱いもの小さいもの、自分以外のもののことを考え、いつでも出来ることを実践できるよう心がけていきたいと思うし、防災訓練や職員の派遣が求められることがあれば、積極的に参加したいとの気持ちでいっぱいである。

|      |                                                                |     |      |
|------|----------------------------------------------------------------|-----|------|
| 所 属  | 都市魅力創造局国際交流・観光課（大阪府国際交流財団派遣）<br>（派遣時所属：府民文化部府民文化総務課総務グループ）     |     |      |
| 職 種  | 事務職                                                            | 氏 名 | 辻 幸宏 |
| 従事期間 | ① 平成23年4月21日から平成23年5月6日まで<br>② 平成23年8月25日から平成23年9月9日まで         |     |      |
| 派遣場所 | 関西広域連合岩手県現地事務所（盛岡事務所）                                          |     |      |
| 従事業務 | 現地事務所の庶務、府職員の派遣協定に係る岩手県との調整、市町村職員の派遣に係る調整、遠野事務所、釜石事務所の設置に係る調整等 |     |      |

#### ◎被災地の状況等

##### （１）派遣１回目（平成23年4月21日～5月6日）

- ・被災後1月が経過。盛岡市内は被災の形跡はないが、食料品やたばこなどの物資が不足していた。
- ・期間中、余震は数回あったが、大きなものはなかった。
- ・庶務担当だったため、県庁など盛岡市内での活動が大半であったが、事務所から出るとたくさんの県民の方々にお礼や激励のお声掛けをいただき（府の防災服を着ていたため）、業務遂行の励みとなった。



- ・自衛隊の空上視察があり、参加させていただいた。

遠野宿営地で自衛隊の方から様々な説明を受けたが、発災後数時間で宿営地を設置し活動を始めたとのことで、自衛隊の機動力、組織力等改めてその凄さを実感した。



- ・期間中に県庁近くの裁判所の石割桜が満開となり、観光客でにぎわっていた。明るい話題で、県民の方々も元気を取り戻しているようであった。
- ・遠野市での調整があり、併せて被災地（沿岸部）の視察を行った。岩手県はとにかく面積が広く、事務所と被災地の間の移動は一日仕事である。



- ・遠野市役所自体も大きな被害を受けていたが、デパート（スーパー？）で間借りし、沿岸部への支援の中心となり活躍されていた。
- ・被災地の現状としては、とりあえず交通機能を回復させるため、瓦礫を道の横に除け、車が通れるようにしていた。
- ・また、自衛隊員が被災者の捜索をしている場面もあった。
- ・被災地では自衛隊、警察、消防関係の車両が多く、フル回転しているようであった。
- ・津波を被った部分とそうでない部分がはっきりとわかった。あきらかに色が違った。



- ・また、物資集積場であるアピオへ状況視察、職員への激励に行った。非常に広大な施設であったが、とにかく寒く、広く、重労働であったため、配置された府、市職員のご苦労は計り知れない。



- ・担当業務では、現地事務所における物品調達において、県出納局に見積もり合わせを県分にあわせて行ってもらった。大変お手数をおかけしたが、毎回快く手続きいただきありがたかった。
- ・府と県との派遣協定では、県土整備部と協議を重ねたが、協定内容そのものよりも、派遣職員の宿舍確保の調整が大変であった。沿岸部の被災地近くの宿舍（旅館、ホテル、ワンルームマンション、アパート等）は報道関係者、日赤等から派遣された医師・看護師等により長期間予約されており、入り込む余地がなかった。被災地支援、受入時の支援者用の宿の確保は重要課題となる。
- ・派遣期間後半で遠野市に現地事務所を設置することが決定。事務所設置に向けての

- 体制や備品の確保等の調整を急遽行ったが、公用車の手配を終えて後任に引き継ぐ。
- ・16日間の派遣期間を終えて現地事務所を出る際に、職員全員でエレベーターまで見送っていただく。所長から「次回も是非」との言葉をいただき、機会があれば（立候補者がいない場合）必ず再度来ようと決意。
- ・帰路では、偶然にも天皇皇后両陛下が視察から帰られる時間帯と重なり、空港は厳戒態勢に。飛行機の待合で缶詰め状態になるも、両陛下に間近で拝謁。



- ・大阪空港では休日にもかかわらず、ゲート前で上司が出迎えに来てくれていた。涙が出そうなくらい感激し、1回目の派遣は終了。

## （2）派遣2回目（平成23年8月25日～9月9日）

- ・被災後、約半年が経過。盛岡市は前回と比べ自衛隊の行き来も少なくなり、通常の街の営みとなっていた。
- ・現地事務所での業務は前回と同じであったが、前回と違い業務の進め方が一定マニュアル化、ルール化されており、スムーズな業務遂行ができた。
- ・被災地では、避難所⇒仮設住宅へ。物資搬入等はほぼなくなっていた。
- ・瓦礫撤去は進んでおり、雑草がはえていたため、表現は悪いが、前回に比べると見た目には、かなりましになった感じであった。しかし、瓦礫は仮置き場に山積みされているだけで、根本的な解決にはなっていなかった。
- ・2回目は、沿岸部へ赴く機会が増えた。府派遣職員の宿舎確保、市町村派遣職員の派遣調整（宿、職場等）、土木業務担当職員の手伝い（表札貼り付けなど）など被災者や被災地市町村職員など多くの方々とお話ができた。府として何ができるのか、被災者が何を求めているのか。県民性なのか多くは求められない。技術的な支援は技術職の方々がやっているが、事務屋としては中々明確なミッションが見つけれなかった。ただただ、技術者の派遣に係る事務手続きについて、間接的ではあるがお役にたてばと頑張ることとした。



- ・また、幹部職員が自費で視察・激励に来られ、事務所の用務に同行された。その際、被災地のニーズと大阪府における支援等について様々な話し合いが行われた。



- ・派遣期間中に、和歌山県紀伊半島で甚大な大水害が発生。現地事務所を共同で運営しており、また、県への土木職員の派遣も連携しながらしていたことから、派遣調整や宿舎ローテの変更など想定外のことが起こったが、連絡を密にして対応できた。
- ・今後の課題として、冬期対策についての検討を始める。これまで盛岡市と沿岸部を車で行き来していたが、冬場は積雪、凍結等で今までのような移動手段では対応できない可能性が高い。このため、電車での移動手段の可否、公用車の冬季対応、釜石市での現地事務所の設置などの検討がなされた。この際も、釜石市での宿舎の確保が最大の難関となる。
- ・このころは、すっかり災害対策も安定化してきており、県庁も土日は休むようになっていた。これにあわせ、現地事務所でも土日は交代で休むことになった。ローテ表を作成し、どちらか1日は休めるようにした。
- ・休みを活用して、所属部局の業務に関連深い世界遺産登録がなされた平泉に視察に行った。
- ・平泉は地震の影響も少なく、観光客で盛り上がっていた。世界遺産登録という明るい話題がまた一つ増え、被災者の心の支えにも一躍かっているように思えた。



- ・2回目の派遣も、あっという間に16日間の期間が終了。まだまだやりたいことはあったが、本来業務もあるため、大阪府での個人的な支援を胸に秘め、帰阪の途につく。
- ・1回目同様に事務所職員に送られ、空港行きのバスに乗り込む。
- ・大阪空港では、またもや上司がわざわざ出迎えに来てくれていた。本当にこのような上司のもとにいたからこそ、2回も職場を空けて被災地支援に携われたと思う。感謝。

#### ◎個人的な考察

- ・阪神・淡路大震災での経験を活かしたような、活かせなかったような複雑な感想。
- ・まずもって、支援する体制整備について、どのセクションがどう調整するのか、事前の準備が不十分であったように思う。結果的に人事課が対応することとなるが、各部では人選等の調整で困難を極めた例も聞いた。
- ・また、国（各省庁）、広域連合、国の外郭団体など様々な機関から支援要請があり、

府としての対応も混乱していたように思う。国レベルで窓口の一本化を図っていたのであれば、もっと迅速に効率的な対応が可能であったと思う。

- ・県庁との連絡調整を行うことを主眼に盛岡市に現地事務所を設置したと思うが、初期は物資支援等が中心であり、その対応が正解と考えるが、一定期間の後（支援の方向性及び体制整備が整った後）は、主に被災現場での業務が中心となることから、現場近くに全移転することが効果的と思う。
- ・今回は、和歌山県と共同設置の事務所であったが、府・県の支援内容の違いから、事務所内での指示命令系統はどうしても別々になる。このあたりをうまく転がす手立てについて検証しておくことが必要と感じる。

### 3 福祉部

|      |                                     |     |        |
|------|-------------------------------------|-----|--------|
| 所 属  | 大阪府岸和田子ども家庭センター 生活福祉課               |     |        |
| 職 種  | ケースワーカー                             | 氏 名 | 村田 あすか |
| 従事期間 | 平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで |     |        |
| 派遣場所 | 岩手県 保健福祉部 地域福祉課 指導生担当               |     |        |
| 従事業務 | 生活保護関係業務                            |     |        |

#### ～生活保護行政から被災者支援を考える～

##### ◎はじめに

平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の 3 か月間、東日本大震災津波による被災県への災害支援のため派遣され、岩手県保健福祉部地域福祉課に所属しました。担当部署は指導生担当といい、県内の生活保護全般に関する業務を行っています。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災津波及びその後の余震による岩手県内の被災者のうち、平成 24 年 3 月 15 日現在で、死者は 4,671 名、行方不明者は 1,245 名と報告されています。さらに、被災により生活基盤を失った方々は数知れません。

国民の最低生活を保障する生活保護制度は、災害と切っても切れない関係にあります。

震災により、岩手県的生活保護行政にどのような影響があったのか、どのような対応をしたのか、派遣期間中に私が携わった業務を中心に紹介します。

##### ◎震災による生活保護

##### (1) 震災を原因とした保護申請

ここでは、岩手県から厚生労働省に報告した、すでに公表されているデータを用います。

以下の表は、東日本大震災津波で被災し、岩手県内で保護相談、申請のあった件数及び新規開始した世帯数の推移です。

ここでの「被災者」とは、本人（世帯主）の申告によるものとされています。「開始」世帯とは、震災前は保護を受給していなかったが、震災の影響により新規に保護を開始した世帯をいいます。「うち被災地」とは、岩手県内で保護相談等をした人が、被災したとき、どこに居住していたかを示しています。

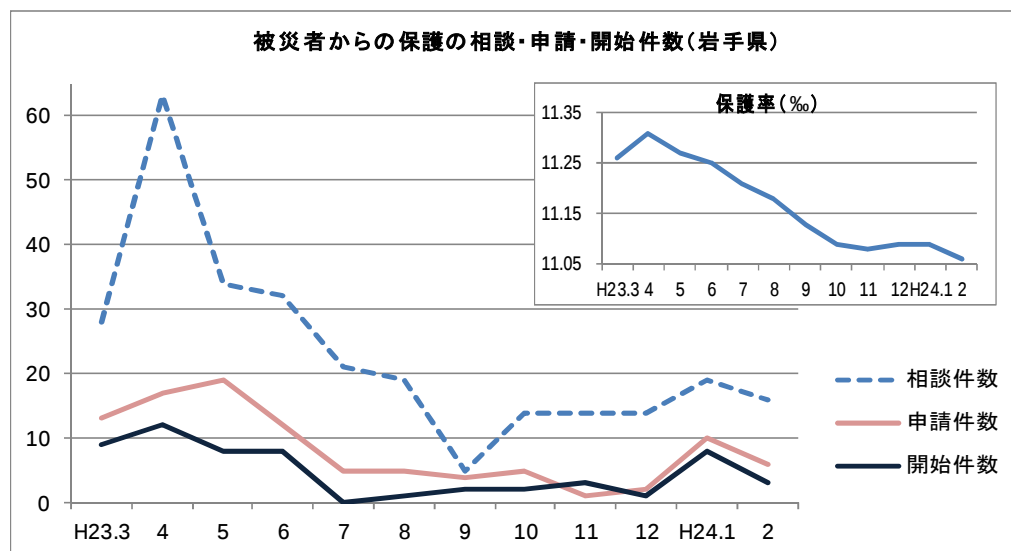
## ① 東日本大震災に伴う被災者からの保護の相談、申請、開始件数（岩手県）

|       | 相談件数 | 申請件数 | 開始件数 | うち被災地 |     |     |     |     |     |
|-------|------|------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
|       |      |      |      | 青森県   | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 | 茨城県 | その他 |
| H23.3 | 28   | 13   | 9    | 0     | 6   | 3   | 0   | 0   | 0   |
| 4     | 63   | 17   | 12   | 0     | 9   | 3   | 0   | 0   | 0   |
| 5     | 34   | 19   | 8    | 0     | 7   | 1   | 0   | 0   | 0   |
| 6     | 32   | 12   | 8    | 0     | 7   | 1   | 0   | 0   | 0   |
| 7     | 21   | 5    | 0    | 0     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 8     | 19   | 5    | 1    | 1     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 9     | 5    | 4    | 2    | 0     | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 10    | 14   | 5    | 2    | 0     | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   |
| 11    | 14   | 1    | 3    | 0     | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 12    | 14   | 2    | 1    | 0     | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| H24.1 | 19   | 10   | 8    | 0     | 7   | 0   | 1   | 0   | 0   |
| 2     | 16   | 6    | 3    | 0     | 3   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 合計    | 279  | 99   | 57   | 1     | 46  | 9   | 1   | 0   | 0   |

東日本大震災に伴う被災者からの保護の相談等の状況把握について  
厚生労働省報道資料(H24.2.24)

## ①の表をグラフにしてみます。

右上に重ねているグラフは岩手県の保護率の推移です。



多くの方は、震災により生活保護申請は急激に増加するだろう、と考えるのではないのでしょうか。しかし、グラフから分かるように、岩手県では、4月にかけて保護申請件数と保護率が一度増加しかけたものの、6月以降は減少しました。つまり、震災後、生活保護の新規申請及び保護率の急増はみられなかったことが分かります。

震災後の被災地では、食糧、日用品といった物資の支援がありました。

仮設住宅への入居が始まると、住宅には家電セット等が支給されました。

そのような状況下、第一次義援金の申請受付が始まり、6月頃には各世帯に給付され始めました。以降、断続的に第二次義援金や生活再建支援金が給付されています。

震災による失業者には、雇用保険の失業手当が支給され給付期間も延長されました。

このような状況により、ひとまず被災者の生活は保たれ、保護申請件数は増えず、小康状態を保っていたと言えます。

また、被災地を後にして親族や知人宅に避難する被災者も多くみられました。

## （２）震災後の被保護者への対応

被保護者の中にも、扶養義務者宅への転居や別世帯だった家族と仮設住宅で同居する又は近隣に住むといった世帯状況の変化がありました。扶養義務は、「保護に優先して行われるもの」と定められている生活保護ですが、実際の被保護者は家族と疎遠であるケースが多くみられます。しかし、震災後の岩手県では、一度は離れて生活していた家族が、震災を契機に再びともに暮らし始めるケースが多くみられたのです。

このように、新規の保護相談だけでなく、保護受給者への対応も震災後たいへんな業務でした。福祉事務所では、被害の大きかった地域へ足を運んで被保護者の住居を確認し、避難所を回って被保護者の姿や名前を探しました。死亡者の確認、助かった被保護者の状況把握、そして住宅や人的被害がなかった被保護者への対応や毎月の保護費の支給業務ももちろんありました。

市部の福祉事務所では、義援金の受付業務を兼務している事務所もありました。その他、生活保護ケースワーカーは普段から多方面の制度についての知識を蓄積しているため、災害時には事務分担によらない数多くの業務を任されたという事務所もありました。

新規申請は急増せずとも、職員の負担は相当のものだったことがうかがえます。

## （３）今後見込まれる保護動向

震災による影響は、住まいや物資の問題だけではありません。雇用先を失い、求職活動を重ねても働く場所が見つからない人が多数います。元々、沿岸部では製造業や水産加工業が盛んでしたが、今回の震災で多くが失われてしまいました。震災前のように復旧するにはまだまだ時間がかかると言われています。沿岸部を離れ、内陸部や県外へ移動し仕事を探す人も増えています。

雇用保険の失業手当の給付期間は、被災地特例により 3 か月間延長されていましたが、その延長給付も早い方であれば平成 24 年 1 月に期間満了しています。

手当による収入がなくなっても仕事が見つからない状況が続けば、いずれは生活費が底をつき生活に困窮することになります。働く能力を持っている人が、その能力を生かすことができず生活保護の申請に至るという事態に陥ることになります。

岩手県では、震災後に有効求人倍率が一旦落ち込みましたが、5 月頃から上昇し始めました。しかしパートや期間限定の求人が多く、求職者のニーズとかみ合わない状況が見られています。

雇用情勢の改善がなければ、今後、生活保護申請は増えていくことが予測されます。

## （４）義援金等の収入と生活保護

被災者には被災状況に応じて、義援金、生活再建支援金、見舞金、弔慰金等（以下、義援金等という。）が給付されます。一例ですが、単身世帯で住居が全壊と判定された場合は、第一次義援金 50 万円、第二次義援金 94.7 万円、生活再建支援金 75 万円が支給されています。（その他市町村により追加支給があります）

生活保護受給中にこうした義援金等の収入があった場合の取扱いについては、被災 3 県を中心に大きな課題となりました。

震災後、厚生労働省から、義援金等についての生活保護の取扱いが示されています。

（「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）」平成23年6月28日社援保発 0502 第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）被保護者が義援金等の収入を得たときの取扱いは、

- ① 被保護者の自立更生のためにあてられる額を収入として認定しないこととし、その超える額を収入として認定すること（厚生労働事務次官通知第8-3-(3)-オ）
  - ② 被保護者が自立更生計画を作成するにあたっては、保護の実施機関は被災者の被災状況や意向を十分に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意すること
  - ③ 自立更生費用は、包括的に一定額を自立更生計画に計上して差支えないこと。この場合、使途について確認する必要はないこと
  - ④ 自立更生にあてられる費用であれば、実施機関が必要と認めた場合は、預託することなく、自立更生計画に計上して差支えないこと
- と示されています。

上記は、阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震でも同様の取扱いがされました。

#### （5）岩手県の義援金等の収入に関する生活保護上の取扱いについて

前記（4）で示した通り、義援金等の収入のうち自立更生にあてられるものは収入として認定せず、超える額は収入認定するという取扱いがされています。

岩手県では、自立更生として認められるものの判断を保護の実施機関に委ねていますが、「被災者の被災状況や意向を十分に配慮し、自立更生に向けた適切な自立更生計画を策定する」など、運用にあたって適正な実施に配慮し、「日常生活用品の購入費用など短期的なニーズだけでなく、仮設住宅退去後の生活など被災者である被保護者の長期的な生活設計や生活基盤の確保にも十分配慮するとともに、ケース診断会議に諮るなど組織的な検討を行う」よう、各実施機関へ通知を出しています。

自立更生として考えられる内容は、生活用品・家具・家電、教育や生業、住宅や転居関連、弔意のための費用等があげられます。被保護世帯の状況により、それぞれの必要なものや金額は様々です。身の回りで使うもの以外に必要なものがないという世帯は、その費用を控除しても結果的に数十万円以上の義援金等が手元に残る場合が多く、残った金額で6か月以上最低生活が維持できると判断されると、生活保護は廃止とならざるを得ない状況となります。

そのように廃止となったケースの取扱いが適正なものであったかどうかをチェックするため、岩手県では各実施機関からあげられた義援金等の収入により保護停廃止したケースの記録を全件点検しています。廃止に至る経緯に無理な取扱いがされていないか、被保護者の理解を得られているか、組織的な判断がされているか、廃止後生活に困窮した場合は再申請が可能であることを説明しているか、等を確認しています。また、現場のケースワーカーがより具体的に援助できるよう、「義援金を収入認定したことにより生活保護を停止・廃止になった事例」及び、疑義照会であがった幾つかの検討事項をもとに取扱いの留意点についてまとめたものを県から各実施機関へ通知し、参考にしてもらっています。

自立更生費用を控除し超える額は収入認定するという取扱いに、理解を得られない

こともあります。岩手県では、義援金等は被災者の心身の苦痛を慰謝するものにとどまらず、災害によって失われた生活基盤の回復という生活保護の考え方に近い意味合いが含まれていることを前提に、ひとりひとりにその取扱いを理解してもらうことに重きを置きました。

そのため、できるだけ被保護者の状況に配慮した取扱いが認められました。たとえば、墓や仏壇といった精神的な苦痛を軽減するものや、今後の自立につながるような資格・免許の取得のための費用も認められています。

また、将来の自立更生の目的のために義援金等を保管しておくことができるよう、岩手県社会福祉協議会の協力を得て、被保護者のための預託制度も策定しました。これは権利擁護事業の内容とは異なり、定期的に入出金はせず、自立更生計画で決めた目的のための一定額を将来使うときまで保管しておくよう、被保護者と社会福祉協議会で契約を結ぶものです。この預託制度の策定は、私が担当した業務のひとつです。

今後も、義援金は断続的に追加支給される見込みです。義援金等についての取扱いを、被保護者に対し丁寧に説明し理解を得るための対応がこれからも求められています。

### ◎自治体の職員に求められる役割

基本的なことですが、「丁寧に説明する」、「理解を得る」といった業務姿勢は災害時には特に大切です。

被災者はそれぞれが苦痛を抱えて、以前とは全く異なる環境の中での生活を余儀なくされています。今後の生活がどうなるのかという不安により、自治体に求めるものも当然大きくなります。丁寧に対応してもらうことで被災者の不安は少なからず軽減され、自治体への信頼感につながるのです。

しかし、それを受け止める側の被災自治体も、職員の疲労は積み重なります。職員もまた被災者です。自治体から自治体への災害派遣は、そこで働き続ける職員に対する支援でもあります。

生活保護ケースワーカーとして現場経験しかなかった私は、慣れない本庁業務に関して指導生担当部署のみなさんの手を度々煩わせてしまったのが現実です。しかし、県として通知を出す、制度を策定するといった重要な業務を任せていただき、さらにケースワーカーとしての現場の意見も聞いていただきました。職員の皆様のご厚意により、学ぶ機会もたくさん与えていただきました。災害対応というどの自治体も無関係ではられない取組みに関し、岩手県で実際に見て、学んだことは大きかったと思います。とくに、日ごろから地震、津波、洪水や大雪といった多くの自然災害の恐れを抱え、常に意識している岩手県民の防災意識の高さを実感しました。近く、東南海・南海地震が発生するおそれがあると言われている大阪府でも、同様の防災意識を根付かせる必要があると強く感じました。

### ◎おわりに

これからも復興への道のりが続くにもかかわらず、派遣期間が終了してしまうことになりました。

約1,000km以上も離れている岩手県と大阪府ですが、私が岩手県で8か月間暮らして思うことは、この震災が決して遠い地域で起こった話ではないということです。同じ日本の

身近なところで今、失ったものを土台にして、皆が未来のまちづくりに取組んでいます。その取組みはこの先何年も続いていくもので、決して他の地域でも風化してはならないことです。そのことを大阪へ戻って伝えていきたいと思っています。

みなさんには、ボランティアや派遣といった目的による訪問だけでなく、たとえば観光という形でも、岩手県の豊かな自然、広大な土地を見て、そこで生活している人々と実際に触れ合ってもらい、何かを感じてもらいたいと思います。そのことが、地域の活性化にもつながり、日本全体で被災地の復興を考えるきっかけにもなるのではないのでしょうか。

最後に、8 か月という限りある期間でしたが、私を地域福祉課の一員として迎えてくださった岩手県地域福祉課の皆様に心から感謝しています。重要な業務を任せてくださり、学ぶ機会も多数提供してくださった総括課長をはじめ、担当課長、指導生保担当の皆様に、深く感謝申し上げます。

|      |                                                                                       |     |       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 岸和田子ども家庭センター（宮城県東部児童相談所派遣時）<br>危機管理室危機管理課（現在）                                         |     |       |
| 職 種  | 児童心理司                                                                                 | 氏 名 | 川口 敦子 |
| 従事期間 | （１）平成 23 年 4 月 18 日から平成 24 年 4 月 22 日<br>（２）平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで（1 年間） |     |       |
| 派遣場所 | （１）宮城県東部児童相談所<br>（２）岩手県一関児童相談所                                                        |     |       |
| 従事業務 | 東日本大震災における児童相談所での子どもの支援                                                               |     |       |

#### ◎はじめに

東日本大震災により親を亡くした児童は、震災孤児 241 人（岩手県 94 名、宮城県 126 名、福島県 21 名）、震災遺児 1372 人（岩手県 481 名、宮城県 749 名、福島県 142 名）が確認されている（平成 24 年 3 月 28 日内閣府調べ）。

児童相談所は、児童福祉法に基づき都道府県等に設置されている子ども及び家庭に対する相談機関である。被災した各県の児童相談所では、被災した直後から現在まで震災孤児・遺児の把握・支援にあたっている。

東日本大震災後の子どもへの支援については、親を亡くした子どもへの支援とともに被災した子ども達への心のケアが挙げられる。

ここでは、私が派遣された宮城県東部児童相談所での業務、岩手県一関児童相談所での業務と岩手県における被災した子どもへの支援について述べる。

#### ◎宮城県東部児童相談所での支援

##### （１）宮城県東部児童相談所への大阪府職員派遣状況について

平成 23 年 4 月 18 日～22 日までの 5 日間、大阪府子ども家庭センターから 3 名（児童福祉司 1 名、児童心理司 2 名）と子ども室家庭支援課の行政職 1 名の合計 4 名が派遣された。

宮城県東部児童相談所は石巻市に設置されており、管轄内には津波で大きな被害のあった石巻市、女川町、東松島市を含んでいる。また気仙沼市、南三陸町は宮城県東

部児童相談所気仙沼支所の管轄である。

宮城県東部児童相談所では、4月当初に他府県から派遣された複数のチームで避難所をまわり孤児や遺児の調査を行っていた。私たちが派遣された時期に依頼された業務は、管轄地域の保育所を訪問することであった。その目的は、孤児や遺児が在籍しているかどうかを調査し、在籍していれば保育所の職員から子どもや保護者の状況を聴取することと、震災後1か月たった状況のなかで、保育所の職員に対して自然災害後によくみられる子どもの気になる行動や大人の関わり方を心理教育的に伝えることであった。

なお、宮城県東部児童相談所のあった合同庁舎は、津波のため浸水し使えない状況になっていた。私たちが派遣される前日に石巻専修大学に仮事務所が設置されたばかりであった。

## (2) 宮城県東部児童相談所における保育所巡回相談の業務について

同時期に大阪府と他の都道府県を合わせて4都道府県のチームが派遣されていた。各都道府県で4チームに分かれ、それぞれ管轄内の保育所を訪問した。私たち大阪府チームは、石巻市内の保育所を1日1か所ずつ3つの保育所を訪問した。派遣期間の5日間のうち移動や引継ぎの関係上、実質的には3日間が活動できた期間であった。訪問した3か所は石巻市でも内陸にある1か所、沿岸の地域の2か所を訪問した。私たちが訪問した時期は、ちょうど保育所が再開した時期と重なっていて、保育所の職員の方たちは久しぶりに集まった子どもたちの様子をみながら、子どもへの関わり方や保育の内容を考えている時期であった。

訪問の内容について、午前中は園庭や教室の外から子どもたちの様子を観察し、午後の子どもたちが昼寝をする時間に、保育士や職員の方たちとカンファレンスを行った。

子どもたちの様子をみていると、予想していたより落ち着いていて集団行動もできているようであったが、保育所は再開されたばかりでやや緊張している様子もみられた。自由遊びの場面では津波ごっこのような遊びがみられたが、保育所の職員に対して、子どもは言葉で表現することが難しい分遊びで表現していること、遊びは繰り返されるかもしれないが、子どもたちを見守り遊びのなかで表現される子どもの気持ちに寄り添うことが子どもたちの回復につながることを伝えた。親を亡くした子どもたちの状況や、気になる子どもがいる場合はその様子を職員から聞き取り、必要な場合は助言をし、内容を東部児童相談所へ伝えた。訪問全体をとおして、援助者である職員の方たちも被災し心身ともに疲弊しているようであったため援助者に対するサポートが不可欠だと強く感じた。どの保育所でも、今回の巡回相談が身近に専門機関に相談できる機会として貴重であり、できれば今後も年に2～3回と継続して行ってほしいとの要望があった。保育所からそのような要望がでていることを引き継ぎの際に東部児童相談所に報告した。

## ◎岩手県一関児童相談所での支援

### (1) 岩手県一関児童相談所への大阪府職員の派遣状況について

大阪府子ども家庭センターから一関児童相談所への職員の派遣について、平成 23

年8月～平成24年3月31日まで児童福祉司1名（2か月ごとに職員が交代し延べ4名）、平成24年4月1日～平成25年3月31日まで児童福祉司1名、児童心理司1名（どちらも通年）が派遣されている。

## （2）岩手県の被災した子どもへの支援の枠組みについて

岩手県での県行政からの被災児童に対する支援の枠組みとしては、教育からのアプローチと福祉からのアプローチがある。

教育からのアプローチとしては、岩手県教育委員会では震災直後から「いわてこころのサポートプログラム」を立ち上げている。臨床心理士を中心としたチームが中心となり、「心理教育のプログラムや、研修会の実施、コンサルテーションなどを行ってきた」（三浦, 2012）。また、スクールカウンセラーを被害の大きい沿岸地域の中学校・小学校に増員して派遣している。

福祉からのアプローチとしては、震災孤児・遺児の支援と、専門的な相談機関の設置が挙げられる。岩手県の児童相談所では、震災直後から避難所を回り、震災孤児や遺児の実態把握から始まり、親族・養育里親の認定と継続的な里親支援、また各種の制度やサービスの情報提供などの生活支援を行っている。震災遺児に対しては沿岸の広域振興局が主体となり相談支援している。

専門的な相談機関の設置では、児童精神科医師等に相談できる子どものこころのケアセンターを沿岸3か所（宮古市、釜石市、大船渡市）に設置し、相談を希望した人が相談できる体制を整えている。

## （3）派遣されている岩手県一関児童相談所の概要について

岩手県には3つの児童相談所がある。県北の内陸地域を管轄する岩手県福祉総合センター、県北の沿岸地域を管轄する宮古児童相談所、県南を管轄する一関児童相談所である。一関児童相談所は、県南の内陸から沿岸地域まで管轄している。津波で大きな被害にあった地域である陸前高田市、大船渡市を含んでおり、管轄地域内の孤児や遺児らの発災当時の住居地はこの地域に集中している。また児童相談所のある一関市から津波の大きな被害にあっている気仙地域までは約60～80kmの距離がある。気仙地域には、平成13年から児童家庭支援センター大洋（児童家庭支援センターとは平成9年の児童福祉法改正で制度化された相談機関であり、その多くは児童福祉施設に附置されている）が大船渡市に開設されている。地域に密着した子どもや家庭に関する相談を児童家庭支援センター大洋が担っている。

## （4）岩手県一関児童相談所における東日本大震災関連業務について

岩手県の震災孤児の多くは、祖父母やおじやおばなどの親族に引き取られて生活している。児童相談所では、震災後から平成23年秋までに孤児の養育者となった親族を親族里親、養育里親に認定した。孤児の親族のなかには、養育者の考え等から養育者が里親の申請をしない家庭が複数みられた。

平成23年度の派遣職員は、初期には里親認定の業務を行い、認定の業務が終わった後は、里親家庭や子どもの所属する学校を定期的に訪問し、養育や子どもの状況の聞き取り、必要に応じて相談を行った。

私が派遣された平成24年4月からは震災に関連する業務として①震災孤児とその家

庭に対する調査・相談支援とともに、②気仙地域の保育所と学童保育、管轄区域の教育委員会を訪問することや、③被害の大きい沿岸の市町村における関係機関（児童相談所、市町村の児童福祉主管課、市教育委員会等）が集まる要保護児童対策個別ケース検討会議の場に参加することが加えられた。

①の震災孤児の相談支援について、一関児童相談所内で里親認定された孤児の家庭の支援は、沿岸の児童養護施設が開設した里親支援機関に委託することになった。児童相談所では、里親支援機関が訪問した状況を間接的に把握することになっている。里親の申請していない家庭については、児童相談所が継続して訪問している。

②の保育所と学童保育の訪問について、私が訪問した大船渡市（旧三陸町を除く）と住田町の状況について報告したい。訪問の形式は、児童相談所職員が各機関を訪問して職員の方から子どもの様子について話を聞く形にした。1つの場所につき30分～1時間ほど話を聞いた。

大船渡市と住田町の保育所、幼稚園、学童保育の合計約20か所を訪問した。これまで4～7月に一巡し、8～12月にかけて2巡目の訪問を行った。どの場所に訪問にいつても、まず話されるのは“普段どおりの安心できる生活”を心に留めて子どもに関わっているということだった。職員の方からは、平成23年度は津波ごっこが集団の遊びのなかでみられたり、身体化がみられ落ち着かない子どもがいたりしたが、平成24年度になって震災に関連して気になる子どもは特にはいないと言われることが多かった。地域の保健センターや児童家庭支援センターから話を聞くと、そうした地域の機関が保育所を訪問しても、児童相談所が訪問した時と同様の内容を話されることが多いようであった。そのなかで2巡目になると、震災に関すること以外での子どもの発達や家族の養育に関する相談を聞くことが増えた。これはそうした相談ごとが増えたわけではなく、私たちが繰り返し訪問し顔を合わせることで、訪問先の職員の方が相談しやすくなったからだと思われる。今後、1～3月にかけて3巡目の訪問を行う予定である。

③の要保護児童対策個別ケース検討会議について、ひとりの子どもやその家族に複数の関係機関が関わっている場合がある。そのときに、どのような支援を行っているかをお互いが理解し、支援の方向性を話し合う場となっている。

なお、一関児童相談所に、家族や学校から子どものトラウマ反応に関する相談が直接来ることは少なかった。これらは一関児童相談所が気仙地域から距離的に離れていること、地域の小中学校で教師やスクールカウンセラーが対応していることや、気仙地域に児童家庭支援センター大洋が設置されていること、大船渡市で開設されている子どものこころのケアセンターに相談していることが理由として考えられる。一方で、児童相談所の大きな役割のひとつとして、要保護児童の保護や支援が挙げられる。親を亡くした子どもを養育する家庭のなかでは、子どもは親を、子どもを引き取った親族は自らの肉親を亡くしている。「人が亡くなったときは嘆き悲しみ、亡くなった人を心の中に生かしていく喪の作業が大切になる」（富永、高橋、2009）といわれている。その過程のなかで個人や家族だけで抱えきれない時、誰かに相談したいと考える場合があるかもしれない。また、親を亡くした子どもたちが自立するまでには十数年あり、今後、高齢な里親の健康の問題や、里親と子どもの関係性や葛藤など問題が顕在化してくる可能性がある。

また、奨学金・支援物資・支援活動に関する情報提供を継続して行う必要がある。これらのことから今、児童相談所が里親家庭や里親にはなっていないが孤児を養育している家庭に関わりを継続しているのは、もし何か相談したいことがあった時に気軽に相談してもらえる関係を作っておくためといえる。

また、岩手県内外の津波で被災した地域から内陸地方へ転入してきている家庭は多い。加えて内陸地方の子どもたちも 3 月 11 日に大きな震災を体験し、震災直後約 1 か月間はライフラインが止まるような非日常的な生活や度重なる余震を経験している。内陸地方の専門的な相談機関のひとつとして児童相談所の役割がある。

### ◎おわりに

親を亡くした子どもの支援、またその子どもを養育する親族の支援について、生活支援、心のケアの両方において、前述した点から中・長期的なケアが必要であると考えられる。

震災後の支援について、要保護児童の把握のために避難所や地域へ調査することや、保育所等への巡回相談のように依頼がなくても直接出向き、必要な情報（心理教育や里親制度の周知など）を提供するとともに、問題があれば早期に把握し解決に向かう仕組みが必要と思われる。そのなかで、当事者（援助者を含む）が必要としているニーズを把握し、ニーズに合致した支援活動を行っていくことが望ましい。

また、子どもの心のケアには、まず被災した全ての子どもを対象に被災を体験したあとの心の反応やストレス対処を心理教育していくことから、それでも症状やトラウマ反応が重くなり個別の相談が必要な場合までが含まれる。今後、児童相談所は中・長期的には、教育や医療機関と連携しながら、そのようなトラウマ反応が生じた子ども相談機関の役割も担っていくのではないだろうか。

子どもに関わる機関は児童相談所、市町村の児童福祉主管課、学校と複数の関係機関、多様な職種にわたる。そのような関係機関がつながっておくことで、子どもや家族が相談したいときに必要な場所につながっていくネットワークを整えておくことが大切である。

最後に、宮城県東部児童相談所の皆様、そして岩手県一関児童相談所の職員の皆様に感謝します。宮城県東部児童相談所の皆様には震災後 1 ヶ月というまだ混乱の続いているなかで、多数の派遣職員を受け入れるとともに業務の説明や引継ぎをしていただいたこと、1 年間受け入れてくださった一関児童相談所の皆様には、私が雪のある地方での生活に不慣れなことからいつも気遣ってもらい、生活のことで色々なアドバイスをいただいたこと、他にもたくさんありますが本当に感謝しています。

東日本大震災の犠牲者のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災した地域の復興と、被災された方々が安心した生活を送れるようお祈り申し上げます。

### 文献

杉村省吾、本多修、富永良喜、高橋哲（2009）トラウマと PTSD の心理援助 金剛出版

三浦光子（2012）東日本大震災における支援の体験 臨床心理学第 12 巻第 2 号;171-174

## 4 健康医療部

|      |                                                   |     |              |
|------|---------------------------------------------------|-----|--------------|
| 所 属  | 岸和田保健所（派遣当時：泉佐野保健所）                               |     |              |
| 職 種  | 医 師                                               | 氏 名 | 中野 玲羅（旧姓：佐藤） |
| 従事期間 | 平成 23 年 5 月 8 日から平成 23 年 5 月 12 日まで（5 日間）         |     |              |
| 派遣場所 | 岩手県宮古保健所（宮古市）および岩手県山田町                            |     |              |
| 従事業務 | 避難所における健康相談、環境衛生チェック<br>家庭訪問（要フォローケース、在宅生活者の状況把握） |     |              |

## ◎被災地到着時の現状

発災から 2 か月が経過していたこともあり、派遣中の宿泊先や避難所、役所などの主要な機関のライフラインはかなり復旧していた。しかしながら、道路脇にはガレキが積み上がり、津波で打ち上げられた船や破壊された車、家々は未だそのまま残り、停電のため機能しない信号機が各所にあった。ガレキの広がる光景は、何度見ても慣れることはできず、毎朝、ここは被災地なのだと痛感していた。



支援活動を行った山田町は、津波の後に大規模な火災に襲われたため、一面が焼野原のようになっており、焦げたような匂いが常に漂っていた。高台にあったため被害を免れた山田町の庁舎の、こいのぼりと遅咲きの桜が印象的であった。



## ◎支援について

避難所では、要介護者や病人はすでに施設や病院に移り、ADL（日常生活動作）が自立している人〔介護を要しない人〕がほとんどであった。すでに発災から 2 か月が経過していることもあり、ある種の達観をしているような人が多く、全体としてかなり落ち着いた印象であった。医療支援が不足していた初期においては、避難所である小学校の保健室に医師が常駐し処方や診療を行っていたようだが、私が支援に入った当時は既に地域の病院による巡回診療が定期的に入っており、また一般医薬品も十分量配備されているような状況であった。そのため、医師というよりは保健師のサポートとしての活動となり、医療相談などを中心に行った。

被災者の支援に対する受け入れは非常に良好で、短期派遣のため入れ替わり立ち替わり現れる支援者に対しても、いつも感謝の言葉を述べて頂いていた。避難所という厳しい現状への不満や苦情を訴えることもせず、ただただ耐え抜いている芯の強さと、あの震災を経験した上で、なお支援者を気遣うことのできる優しさは、まさに東北人の気質とでも言うべきものではないかと感じた。

しかしながら、その我慢強さ、訴えの少なさは逆に心配でもあり、メンタルケアの重要性を強く認識することにもなった。

また、日中は避難所の男性や若者はガレキの片づけや就職活動に出ているため、残っている高齢者や中高年の女性に対してのみの健康相談になってしまい、日中の巡回相談だけでは把握の出来ない層が存在することが課題であると思われた。

支援による診療から地域の医療機関へ保健医療体制が移行しつつある時期であり、巡回診療の縮小が予想され、その後は避難者自身による自主管理が求められると思われた。

そのためには代表者が避難者の状況を把握し、必要時に町役場の担当者に相談できる体制を整えることが望ましく、それには避難者が体調不良の際には代表者に報告できるような意識づけが必要であると考えた。以上をふまえ、前任の狭間医師と相談・検討し、チームの保健師からの助言を受け、受診の目安の張り紙を作成した。項目が多岐にわたると注意が分散し、印象に残りにくいことも考慮し、重症感染症・ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎のみに絞り、警告することとした。

#### 【受診のめやす】

- ・ 38 度以上の発熱
- ・ 下痢
- ・ 嘔吐

いずれかの症状があれば、必ず管理者に報告してください。

また、各避難所では各機関からの指導や週 1 回の保健所チームの支援による環境衛生チェックもあつてか、トイレ・風呂などは比較的清潔に保たれていた。しかしながら、前述のように、避難者自身による自主管理へと移行が求められるため、受診の目安と同様に狭間医師・保健師と検討の上、非専門職でも簡易に使用できるチェックシートを作成した。利便化をはかるため、項目は 3～5 項目に絞り、チェックは 1 日 1 回とした。

これらは、山田町へ提案・提出したところ、感染症チームで使用を検討するとのことであった。宮古市にも提案したところ、使用を検討したいとの要望があり、提出した。

#### トイレ清掃チェック表

チェックしたら、欄にチェックまたはサインを。

|                 | 5/<br>(日) | 5/<br>(月) | 5/<br>(火) | 5/<br>(水) | 5/<br>(木) | 5/<br>(金) | 5/<br>(土) |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 換気をする           |           |           |           |           |           |           |           |
| トイレの消毒を行う (※)   |           |           |           |           |           |           |           |
| トイレ清掃・汚物処理      |           |           |           |           |           |           |           |
| ハンドソープ・アルコールの設置 |           |           |           |           |           |           |           |
| ペーパータオルの設置      |           |           |           |           |           |           |           |

手洗いのトイレペーパーは、直接原には置かないようにしましょう。

※ハイターキャップ 4 粒 (約 20cc) をバケツの水 1 杯 (約 5L) で薄めた消毒薬に浸す。  
ドアノブ → 手すり → 水洗いペーパー → タンク → フタ → 便座 → 便器の外側 → 床  
の順で置く。

次頁 大田町東区野保診療所 佐藤  
大田町健康づくり課 保健

避難所の巡回とともに、要フォローケース、在宅生活者の家庭訪問（ローラー作戦）を行った。道路は、かろうじてガレキはかき分けられているものの本来の道がなくなっていたり、目印となる建物が全壊しているために、訪問先の住宅までたどり着くのに苦労したこともあった。在宅生活者は、家が残っていることに負い目を感じているために、物資や食料の配給を受け取りに行きにくいこ

とや、在宅であるために情報が入りづらく、孤立してしまいがちであることなど、避難所とはまた別の問題を抱えていることが分かった。そのため、派遣保健師による訪問は非常に意義があるものであると思われた。

#### お風呂清掃チェック表

チェックしたら、欄にチェックまたはサインを。

|           | 5/<br>(日) | 5/<br>(月) | 5/<br>(火) | 5/<br>(水) | 5/<br>(木) | 5/<br>(金) | 5/<br>(土) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 換気をする     |           |           |           |           |           |           |           |
| カビのチェック   |           |           |           |           |           |           |           |
| 湯船などの清掃   |           |           |           |           |           |           |           |
| 足ふきマットの交換 |           |           |           |           |           |           |           |

湯船にお風呂に入った人は、湯船のお湯を抜いて、換気しましょう。

文責：大阪府豊能保健福祉センター 佐藤  
大阪府豊能づくり課 保岡



#### ◎最後に

東日本大震災では、医療チームのみならず、数多くの保健チームが日本各地から支援に入り、派遣保健師の重要性が改めて認識されることとなった。しかしながら、派遣公衆衛生医師に関しては、明確な位置づけがされておらず、診療や医療相談など、状況に応じて臨機応変な対応が求められることとなった。保健チームにおける医師のあり方は、今後の課題であると思われる。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |       |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 泉佐野保健所                                                                                                                                                                                                                                                                 |     |       |
| 職 種  | 保健師                                                                                                                                                                                                                                                                    | 氏 名 | 山本 祐子 |
| 従事期間 | 派遣支援<br>平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 3 月 31 日まで (21 日間)                                                                                                                                                                                                                   |     |       |
|      | 現地派遣 (現地活動)<br>平成 23 年 6 月 26 日から平成 23 年 7 月 2 日まで ( 7 日間 )                                                                                                                                                                                                            |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県宮古保健所(山田町)                                                                                                                                                                                                                                                          |     |       |
| 従事業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初は厚生労働省保健指導室からの派遣要請で平成 23 年 3 月 15 日より宮城県仙台市に救援に入り 3 班派遣。その後関西広域連合関連から岩手県宮古保健所に派遣先を変更。同年 3 月 24 日から年 7 月 2 日まで 28 班派遣。</li> <li>・医師・看護師・栄養士・運転手等による公衆衛生チームとして 岩手県宮古保健所管内の山田町を担当し、避難所や仮設住宅にて生活している住民への巡回健康相談を中心に活動。</li> </ul> |     |       |

### ◎被災地到着時の現状

最初に足を踏み入れたときは、瓦礫の撤去を急ピッチで行っている様子は見えたものの、被害の大きさを表す傷はいたるところにあり、言葉を失った。派遣時期が初夏を迎える時期であり、気温の上昇とともに蚊やハエなどの害虫が飛び交い町全体に異臭が漂っていた。

避難所から仮設住宅への移行時期であり、一時は人であふれかえっていた避難所は閑散としているが、取り残された人のフォローが課題となっていた。

### ◎被災地支援の経験から学んだこと

#### (1) 派遣する立場から

平成 23 年 3 月 11 日、その時は本庁保健所グループに在籍し、保健師の派遣調整をする立場にあった。奇しくも平成 17 年に起きた新潟中越地震の際も同グループに所属し、その時は先遣隊として現地に足を踏み入れた経験がある。その時の経験を活かし、今回も既存の資料を活用し、応用できた経緯はある。

しかし、今回は津波という自然災害により、東北の保健師も命を落としてしまうようなあまりにも多くの犠牲を伴うほどの甚大な災害であった。当然、行政の機能がストップしていることや日常にはほど遠い環境下での救援活動であることが予測され、派遣する保健師には毎回のオリエンテーションで留意事項を伝えた。

新潟中越地震の際の保健師活動では、保健師はともすると我を忘れて必死になるあまり、現地の職員に様々な解決策を求めてしまうことがあり、現地職員が疲弊してしまうような状況があったとの報告もある。

今回の派遣にあたっては、オリエンテーションの際に必ず現地職員も被災者であることへの気遣いや、保健師活動については自己完結ができるよう努めてほしいことを伝えた。

また派遣にあたっては、保健所グループの職員のみならず、地域保健感染症課、健康医療部、他部局職員の全面的な応援など、実に多くの方々の大きな支えがあったからこそ、現地でも保健師活動に従事できたことを申し添えたい。派遣当初はまだ寒さ厳しい降雪時

期であり、派遣職員自らが運転しながら活動を行うという状況下であったが、専属運転手も派遣チームに入ったことから安心して活動できた。また、派遣された保健師の穴を埋めるべく、留守を守った保健師たちがいたからこそ、無事に支援活動ができたのであり感謝している。

## (2) 派遣されてみて

### ① 被災保健所が機能するには・・・

岩手県宮古保健所には顔見知りの保健師がいた。彼女の話によると保健所自体が津波により2階の事務所まで水に浸かり、職員の参集も3日から1週間近くかかったとのことであった。

災害直後の混沌とした時期から3ヵ月を経過したところであるが、職員のほとんどが不眠・不休の状態で業務を続けており、精神の不調を訴えているとのこと。

また、日常業務にやっと手が届きだったが、全国から派遣されてきた保健師チームの対応に追われている状況にあった。

「派遣が入るのはありがたいが、今では避難所にいる人も人疲れしている。職員も休むことができず、みんな疲れきっている。」・・・のちに聞く宮古保健所長の報告からは被災直後の大変な時期こそ多くの人間を投入し、被災した保健所機能を代わりに果たせるような仕組みづくり、時期に応じた派遣体制のあり方を検討する必要があることを示唆されていた。

また、保健所と市町村の関係も常日頃から顔の見える関係を作っておかないと、いざという時にお互い助け合えないとも話されていた。

「連携・協力」という言葉はたやすく使用されがちだが、普段から助け合っている関係かどうか・・・有事のときに明るみに出るのだということを学んだ。

### ②被災した方たちに近づける保健師の力

避難所や仮設住宅では、保健師のネーミングが入ったジャンパーを見て、住民の方から「保健師さん、血压測って。」とよく声をかけられた。

血压を測りながら、その方の気持ちに寄り添うことを心がけていた。

他の職種の方から、「保健師さんがずっと被災された方に近づき、血压測定をしながら何気ない会話からその方々の悩みや不安を聞き出す力はすごい。」と言われたことがある。

これは全国の保健師共通であり、避難所や仮設住宅だけでなく、地域に残された家庭を訪問し、救援物資が届いていないことや孤立した高齢者の健康の状況などを調べ、課題解決に向けて活動への展開していくスキルを持っている。いわば日々の保健師活動と同様であり、現地に出かけ、目で見て、耳で聞いて、肌で感じたことの中から、問題や課題であると認識したものを抽出・集約し、解決に向けて動いているのである。

新聞・テレビでは、活動スタイルがわかりやすい「医療・看護チーム」の方が注目されやすくよく取り上げられていた。かたや保健師活動は目立ちこそしないが、孤立している人、声を出しにくい人などにアプローチし、こころのケアチーム・医療チームにつないでいける力、調整力は全国どの保健師も持っていると感じている。

ただ、被災した方たちには本当にどれだけ役に立ったのだろうか、今も思いは残る。一度に多くのものが失われた中、時間だけが経過し、やっと仮設住宅に入居できた老夫婦の方が語られたことが記憶にある。

「目の前で家が流されていった。息子夫婦も孫もみんな波に飲み込まれていった。被災直後は夢など見る事がなかったが、やっと落ち着いてきたところで、息子たちが夢に出てくるようになった。夢でも会いたい。目が醒めたらいつも泣いている。」

部屋の片隅に飾られた息子さんとお孫さんの写真を見るのはしのびなかった。

もうすぐ大震災から2年。東北ではまだまだ復興にはほど遠いと聞く。東南海・南海地震も近いうちに起こるとされる中、今回経験させていただいたことを学びとして、保健師活動に貢献できればと思う。

## ◎支援における当時の課題

### (1) 支援体制

新潟中越地震のときも被災県から「短期よりも長期派遣を望む」という声はあがっていた。被災自治体は機能していないことを前提にいかに迅速に自治体機能を復旧していくか、派遣に応じる自治体もイメージしておくことが必要であると感じた。

### (2) 情報伝達機能

被災した自治体がコントロール機能を持てないために、情報を集約できず課題が放置されたままという事態もあった。

また、派遣された各チームが課題ととらえ、対策に転じていくために次のチームへの確実な引き継ぎが十分になされていなかった。

1日の引継日を設けてはいたが、現地までが遠距離であり、交通の便によっては、十分な引継時間を持てなかったことも影響している。

## ◎今後、同様の支援を行う際の改善点や気づいた点

### (1) 長期派遣への体制整備

市町村によっては、「長期派遣できるほど暇ではない。」と切り捨てられたところもあるように聞く。本府においても長期派遣体制を検討していた時期もあった。

今も東北では保健師を募集しており、人員が不足している現状にある。困っているときはお互い様の精神でいきたいところではあるが、いくら個人で意思があっても、首長レベルの理解がないと動けない。

各首長の理解があつてこそ、長期派遣体制も実現可能となるのではないかな。

### (2) 派遣保健師の登録

災害支援経験のある保健師、派遣希望保健師の人材の事前登録を行い、有事の際には迅速に派遣できる体制が望ましいと思う。

### (3) 公衆衛生のDMAT版

岩手県宮古保健所長が語っておられたように、被災直後から数日間保健所や市町村はその機能を果たしえない。その際、DMATのように全国から多くの公衆衛生に携わる人材を投入し、保健所機能をすぐに立ち上げることができれば、全体調整、情報収集などの機能を発揮できると思う。

|      |                                                                                                                                                 |     |       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 八尾保健所（派遣当時：地域保健感染症課）                                                                                                                            |     |       |
| 職 種  | 診療放射線技師                                                                                                                                         | 氏 名 | 松元 清美 |
| 従事期間 | （派遣支援）<br>平成 23 年 3 月 19 日から平成 23 年 4 月 28 日まで<br>平成 23 年 8 月 22 日から平成 23 年 9 月 1 日まで                                                           |     |       |
|      | （現地派遣）<br>平成 23 年 4 月 15 日から平成 23 年 4 月 20 日まで（6 日間）<br>平成 23 年 4 月 27 日から平成 23 年 4 月 28 日まで（2 日間）<br>平成 23 年 8 月 26 日から平成 23 年 9 月 1 日まで（7 日間） |     |       |
| 派遣場所 | 福島県災害対策本部                                                                                                                                       |     |       |
| 従業務  | ・避難住民における放射線スクリーニング及び被ばく相談<br>・避難区域内一時立入者に対する放射線スクリーニング                                                                                         |     |       |

### ◎被災地到着時の現状

初回派遣時は被災後約一月を過ぎての現地入りであったため、食事やガソリン等で不自由することはなかった。

8 月派遣時に太平洋沿岸まで行く機会があったが、津波の被害がそのまま残された状況であった。

### ◎被災地支援の経験から学んだこと

#### （１）派遣調整に係る各部局及び職種間の連携の重要性

大阪市、堺市の協力を得、放射線技師を約 4 1 日間連続して派遣することができた。

また被災地の活動拠点の確保や、派遣に伴う交通手段の確保には事務職員の尽力が必要不可欠であった。

運転手については、健康医療部内に広く協力を求め、かつ庁舎管理課の協力も得られ運転と測定とを分業することができた。

#### （２）活動拠点等確保のための現地調整役の必要性

現地からの情報の乏しさから見切り出発せざるを得なかったこと、また現地入りすれば支援活動に従事するため、長期にわたる支援のためには拠点を構える必要があった。

そのため初発隊は事務職員を同行し、現地情報の収集や拠点の調整などを担当することで、測定業務に専念できた。

#### （３）放射線（放射能）に関する不安解消の難しさ

大阪府内にも原子力関連施設があるため、普段より放射線測定やその影響等についての研修は重ねてきたものの、長引く放射線の影響の中での住民の訴えに対し、不安解消に至ったかどうか自信が持てない。この経験を生かし研修等で、放射線の知識の無い方にも納得していただけるだけの十分な知識と説得力を研鑽することが必要と考える。

#### （４）目の前の自宅に帰ることができない避難住民に対する心のケアの必要性

放射線は目に見えるものではなく測定器によってのみ、その存在を知ることができる。地震後数時間で避難命令が出され、多くの方が着の身着のまま避難してこられ、着替え

はおろか生活必需品もない避難所生活を強いられ、家に取りに行きたいという思いや訴えなどを多く耳にした。

我々にはこうしたことに耳を傾けることくらいしかできなかったものの、放射線による身体への影響に対する不安解消はもちろんだが、こういった思いや訴えに対する心のケアの必要性を感じた。

#### (5) 派遣職員の健康管理の必要性

我々が支援に従事した活動場所は、福島第一原子力発電所から 20 k m 以上離れたところであり、また滞在期間も最長で 5 日間（移動日を除く）であったことから、放射線による身体的影響を考慮する必要はないと思うが、放射線作業従事者に対する特別健康診断が必要と考える。

### ◎支援における当時の課題

#### (1) 被災地災害対策本部や厚生労働省との連絡調整

広域にわたる震災であったため、調整に当たる厚生労働省とのタイムリーな連絡調整が出来ない等の問題があった。

また災害対策本部への連絡も電話回線が混雑し、ファックスでのやり取りとなったため、14 日から派遣準備を進めたものの初発隊の派遣は 19 日となった。

#### (2) 派遣調整に係る被災地情報の少なさ

どの災害でもそうであろうが、報道による情報が頼りであり、派遣調整には少なくとも災害対策本部等の情報が必要である。

#### (3) 派遣職員との連絡体制

課内の危機管理用携帯電話の台数に余裕がなかったため、これを使うことが出来ず、定期的な連絡等には個人の携帯電話を使用せざるを得なかった。

#### (4) 初回派遣時の物資の運搬

ガソリン供給不足より現地での調達は難しいとの情報から、燃費の良いハイブリッド車を使用したが高台が狭く積載量が少ないため、測定器材を積み込むと支援物資や食料等を積む余裕がなかった。

また支援物資や活動物資の追加支援が出来なかったことから、これ等を運ぶ別働隊の編成も必要かと考える。

#### (5) 府と被災地対策本部の測定器材の仕様の違い

府危機管理室所有の放射線測定器材を借用して支援したが、現地災害対策本部設置の測定器材と仕様が異なったため、換算係数を用いて測定値を再計算する手間が生じた。

また、府所有の測定器は定期検査は実施しているものの、現地で使用する際、ケーブルの接続不良が見つかった。

#### (6) 公共交通機関の遮断により、派遣に時間を要した

初発隊および二番隊は公用車での派遣であったが、道路が遮断されていたために新潟周りで福島に入った。

また東北新幹線の開通後においても、現地に入るまで半日以上を要するため、移動日を設けることになった。

## ◎今後、同様の支援を行う際の改善点や気づいた点

### (1) 危機管理に即対応できる連絡通信機材の確保

少なくとも調整役である厚生労働省とタイムリーに連絡調整できるような連絡通信体制が必要と考える。また、他の派遣者との連絡器材や後方支援拠点確保、人の配置も必要と考える。

### (2) 放射線に関する専門的な研修や測定訓練等の充実と継続

大阪府内にも原子力関連施設があることから、今後も各関係機関との研修や訓練等を継続することが必要と考える。

### (3) 放射線測定器材の日常点検と機種の一

府所有器材の更新時には、一般的に普及している器材にすべき。また、器材の点検には測定値の誤差確認（校正定数の算出）だけではなく、ケーブル接続部等のチェックも必要と考える。

### (4) 派遣職員の健康管理

今回の派遣では、派遣前に健康状態に関する問診などが実施されていなかった。幸い派遣中に体調を崩す者はいなかったが、派遣前には健康に関する問診等を実施する必要がある。



|      |                                                                                              |     |       |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | こころの健康総合センター                                                                                 |     |       |
| 職 種  | ケースワーカー                                                                                      | 氏 名 | 一柳 茂明 |
| 従事期間 | ① 平成 23 年 3 月 23 日から平成 23 年 3 月 28 日まで（6 日間）<br>② 平成 23 年 5 月 18 日から平成 23 年 5 月 25 日まで（8 日間） |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県下閉伊郡山田町                                                                                   |     |       |
| 従事業務 | 避難所等での被災者に対するこころのケア活動                                                                        |     |       |

#### ◎被災地到着時の現状

1 回目は、こころのケアチームの第 1 班として、レンタカーに医薬品など現地での活動に必要な物資を積んで被災地に赴いた。内陸部の道路状況は復旧していたが、海辺では船がひっくり返るなどしており、夜間も自衛隊による撤去作業及び道路整備が続いていた。

また、避難所では、建物の崩壊により生活自体ができなくなった家族と、ライフラインだけが途絶えて建物は無事という家族が同じ避難所で生活しているという状況であった。

2 回目は、がれきの撤去が進むとともに仮設住宅の建設も始まっており、避難所も昼間は自宅の片づけや仕事に出かけるなどして、人がまばらな状況であった。

#### ◎被災地支援の経験から学んだこと

甚大な被害を受けた被災地の状況に、どこの医療チームも積極的に何かをしなければという強い使命感の中で活動を行っていた。こころのケアチームも同様で、被災者の思いよりも支援者の思いが主となって支援が展開されることがないようにはやる気持ちをコントロールできる司令塔が必要であると感じた。

また、支援者の宿泊施設について、初めは支援場所から車で 2 時間かかる盛岡市内、4 月以降は車で 30 分の宮古市内に確保できたことで、職員の気持ちの切り替えができた。

被災地支援においては、被災者へのこころのケアはもちろんのこと、支援者のこころのケアを意識した体制づくりも重要であると感じた。

#### ◎支援における当時の課題

被災地では、同じ支援者による継続した支援が求められていたが、人員に余裕のない日常業務を抱えての支援では、一人 1 週間が限度であった。

また、支援の継続性を確保するため、チーム交代時に現地での引き継ぎのための日を設けていたが、現地までの移動手段が制度上の制約により飛行機から新幹線に変更となったことで移動に時間がかかり、現地での引継ぎ時間が十分に取れなくなったことが課題としてあげられる。あわせて、支援開始前の長時間移動が支援者に負担を強いる結果となった。

さらに、大阪府のチームであることがわかりやすく表示された府共通のユニフォームの支給がなく、支援開始後にこころのケアチームとして独自にベストを作ったが、報告書作成等に必要パソコンやプリンターを準備することができなかつたりなど、ハード面での準備に不十分な点があった。

#### ◎今後、同様の支援を行う際の改善点や気づいた点

このような災害はいつ起こるかわからず、いつでも被災地への支援が可能なように、定期的にこころのケアについて研修を実施することも含めて、職員派遣のための体制づくりが必要である。

また、被災地の様々な分野で活動するチームとして、大阪府共通のユニフォームの支給や、パソコン・プリンター等の準備など、ハード面での体制整備も重要である。



<山田町の状況>



<JR陸中山田駅>



<医療支援チームミーティング>



<仮設住宅訪問>

|      |                                                                                                                                                                                |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所 属  | 大阪府保健所・健康づくり課                                                                                                                                                                  |
| 職 種  | 管理栄養士（保健所（府、高槻市、東大阪市）及び健康づくり課）10名                                                                                                                                              |
| 従事期間 | 平成23年5月1日から平成23年6月3日まで（34日間）                                                                                                                                                   |
| 派遣場所 | 岩手県                                                                                                                                                                            |
| 従事業務 | <p>岩手県宮古保健所管理栄養士業務の支援として、管内山田町栄養管理サポートチーム業務支援を実施</p> <p>【活動内容】</p> <p>岩手県宮古保健所栄養士とともに、避難所での食事内容について栄養面でサポートを行う。</p> <p>食物アレルギーをお持ちの方や、嚥下障害のある方など、個別の食事管理が必要な方に対する、食事支援を行う。</p> |

#### ◎被災地到着時の現状

被災地の保健所も町も行政としての栄養業務の支援体制が整わない中で休みなしで働いており、疲労が蓄積していた。もっと支援の行政栄養士が継続的に必要な状況。

#### ◎被災地支援の経験から学んだこと

災害等発生時の地域住民の食確保について、都道府県、保健所、市町村の役割を明確に

し、平常時より連携し、特に初動段階で発生時即対応できるシステムの構築が不可欠。

保健所管内の特定給食施設に対し、施設内危機管理マニュアル整備、安定的な給食提供に向けた備蓄の確保、地域住民も含めた「助け合い」を視野に入れ、施設間連携、地域との連携等のシステム構築への支援が必要。

行政栄養士としての豊富な経験と迅速な対応で支援ができる人材の確保。

#### ◎支援における当時の課題

- (1) 在庫管理ができていないため配送品が過剰傾向。
- (2) 給与栄養量が国の参照量を満たしているか確認できていない。
- (3) 在庫食品を見て炊事担当者が何とかその日その日を献立作成している状況。長期間続けられるかわからない。炊事担当者の肉体的精神的疲労が蓄積。

#### ◎前記の課題に対し取り組んだこと

- (1) 配送食品等の在庫管理と在庫食品を活用した自炊が避難所の自力でできるようにする。
- (2) 提供食の栄養量を把握し、過不足の確認をする。

#### ◎今後、同様の支援を行う際の改善点や気づいた点

- (1) 自治体管理栄養士による支援活動の依頼に対応できるよう、支援者（管理栄養士）として資質を高める研修や訓練を重ねることが必要。
- (2) 行政栄養士としての豊富な経験と迅速な対応で支援ができる人材の育成。

|      |                                                         |     |         |
|------|---------------------------------------------------------|-----|---------|
| 所 属  | 大阪自動車税事務所（派遣当時：総務部法務課）<br>※ 派遣先の業務に着目して、健康医療部の中に掲載しています |     |         |
| 職 種  | 一般行政                                                    | 氏 名 | 爲 實 一 之 |
| 従事期間 | 平成 23 年 8 月 1 日から平成 23 年 10 月 31 日まで （92 日間）            |     |         |
| 派遣場所 | 岩手県保健福祉部医療推進課                                           |     |         |
| 従事業務 | 医療体制の整備業務（詳細については本文記載）                                  |     |         |

#### ◎はじめに

平成 23 年 3 月 11 日、大阪府枚岡警察署 1 階ロビーにあるテレビは、大津波が交差点付近で渋滞している車列の最後尾の車から次々と飲み込んでいく映像を流していた。それを見た私は、「早よ、車から降りて、急いで高いところに逃げてくれ。」と思わず叫んだ。

あれから約 5 か月後の 8 月 4 日、私は東日本大震災・津波によって多くの命が奪われ、全ての建物が破壊尽くされた陸前高田市の消防本部のあった場所に立ち、此处に町があったことを想像することすらできない光景を、ただ茫然と眺めていた。

#### ◎私の任務

平成 23 年 8 月 1 日から 10 月末まで、岩手県派遣職員となった。岩手県では保健福祉部医療推進課地域医療推進担当に配属が決まった。私に与えられた任務は二つあって、一つは仮設診療所の設置に係る医療機器等の物品検収、もう一つは国の補助事業である「医療施設等災害復旧費補助金」の査定立会であった。

まず、物品検収である。岩手県は、沿岸市町村に設置された仮設診療所の開設者に対して、申請に基づき診療に必要な機器を現物支給していた。私は、申請内容通りの機器が納

品されているかを確認するため、陸前高田をはじめ沿岸各地の仮設診療所を県職員とペアで回った。県庁から陸前高田までの距離は約120 kmあり、車で移動すると片道2時間30分かかる。運転手は付かず、私と県職員の2人で交代しながら、MT仕様の公用車を運転した。朝8時に県庁を出発し、検収を終えて帰庁、それから復命書や次の物品検収のための書類整理をすると、帰宅するときには時計の針が夜11時を回ることもしばしばあった。また、往復に係る移動時間がもったいないとの理由から現地で一泊し、物品検収を行うこともあった。

次に、査定立会である。厚生労働省が所管する「医療施設等災害復旧費補助金」は、自然災害によって大きな被害を受けた医療施設の復旧にかかる工事費用等を、申請者である医療施設開設者に対して補助するというものである。私の仕事は、国と申請者の査定スケジュール調整及び査定会場や公用車の確保など査定の事前準備を行うこと、自ら公用車を運転し国の査定官等を被災医療施設、査定会場、宿泊先に案内すること、そして、査定の結果報告書の作成などであった。なかでも、慣れない土地で現地案内をすることは、体力的にも精神的にもかなり厳しいものがあった。なぜなら、1週間単位で行われる査定は現地に泊まり込んで行われるため、案内者である私にとって、あらかじめ査定準備の段階で申請医療施設や査定会場付近の道路事情をすべて頭に入れておく必要があったからだ。市販の地図を頼りに任務を遂行することは不可能だった。現地へ行ってみれば分かることだが、地図にない復旧のために作られた仮設の道路や、地図にはあるが寸断されていて通れない道路がいくつもあり、目印となる建物もすべて津波に流されてしまっていて跡形もない。結局何度も現地へ足を運んで自ら地図を作成しなければならず、この作業に多くの時間と神経を使った。派遣期間中、公用車で岩手県内を走った総距離は2000 kmを超えていたと思う。

## ◎おわりに

あの3か月間で、どれだけ復旧支援に貢献できたのか、よくわからない。しかしながら、被災地の復旧支援に全力で取り組むことができ、公務員としてとても充実した日々を過ごせたと思う。岩手県医療推進課の仲間からの私への感謝の言葉、私を送り出してくれた法務課職員の温かい励ましの言葉は、一生忘れることはない。

### ○「医療施設等災害復旧費補助金」の現地査定立会及び仮設診療所物品検収

- 8. 4 高田仮設診療所（陸前高田市）
- 8.19 山田町山田地区仮設診療所（山田町）
- 8.19 山田町船越地区仮設診療所（山田町）
- 8.19 釜石市仮設診療所（釜石市）
- 8.22 釜石市仮設診療所（釜石市）
- 8.22 陸前高田市広田地区仮設診療所（陸前高田市）
- 8.25 大船渡市仮設診療所（大船渡市）
- 8.25 陸前高田市小友地区仮設歯科診療所（陸前高田市）
- 8.25 陸前高田市高田地区仮設歯科診療所（陸前高田市）
- 8.25 陸前高田市矢作地区仮設歯科診療所（陸前高田市）
- 8.26 大槌町仮設診療所（大槌町）
- 8.26 宮古市田老地区仮設歯科診療所（宮古市）
- 8.26 大槌町仮設歯科診療所（大槌町）
- 8.29 県立中央病院（盛岡市）
- 8.30 県立宮古病院（宮古市）

- 8.31 県立遠野病院（遠野市）
- 9. 1 県立磐井病院（一関市）
- 9. 8 宮古市田老地区仮設歯科診療所（宮古市）
- 9. 9 高田市仮設診療所（陸前高田市）
- 9.27 盛岡市民病院（盛岡市）
- 9.28 岩手医大病院（盛岡市）
- 9.28 花巻温泉病院（花巻市）
- 9.29 遠山病院（盛岡市）
- 9.29 県立一関高等看護学院（一関市）
- 10. 3 工藤医院（花巻市）
- 10. 4 県立江刺病院（奥州市）
- 10. 5 金子整形外科医院（花巻市）
- 10. 6 さいき整形外科医院（花巻市）
- 10.11 奥州病院（奥州市）
- 10.12 奥州市総合水沢病院（奥州市）

## 5 環境農林水産部

|      |                                     |     |       |
|------|-------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 農政室 整備課 計画指導グループ                    |     |       |
| 職 種  | 農業工学職                               | 氏 名 | 上田 輝雄 |
| 従事期間 | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県 大船渡農林振興センター                     |     |       |
| 従事業務 | 農地災害復旧工事にかかる全般                      |     |       |

### ◎職場について

平成 24 年 4 月から同年 9 月の間、岩手県の出先機関の一つである大船渡農林振興センターで業務に従事していました。

### ◎業務内容

農地災害復旧工事にかかる全般。陸前高田市気仙町において、2 地区の農地災害復旧工事を担当していました。主な業務の内容としては

- ・地元調整（立会の段取りや現地説明など）
- ・工事現場監督
- ・災害査定の計画変更
- ・その他

であり、工事内容としては農地（田や畑）の復旧を中心として、関係する施設（用排水路・農道・ため池など）の復旧も行うものです。

### ◎現地説明会

工事に着手するためには、地権者から復旧事業の同意書をいただく必要があります。

同意率の上昇のために、各担当が現地に地元地権者を集め、工事の内容等を説明する地元説明会を行いました。範囲が広大で地権者も多数いるため、復旧チームでは夏の間、毎日のように説明会を開いていました。

### ◎農地復旧現状と課題

同意を得られた地区から順次工事を施工し、私の担当工事では 9 月末現在で、約 3ha の

農地が復旧しました。担当工区全体としてはこの工事で 15ha ほどの農地を復旧する予定となっています。写真は担当した農地復旧の工事状況です。一方、復旧したにもかかわらず、作付けが行われない農地もあります。原因としては、

- ・農機具の流失
- ・仮設住宅暮らしのため、農業ができない
- ・高齢化や家族が亡くなったため、耕作する人がいない

などの理由が考えられます。

復旧した農地を耕作放棄地化させないためにも、ハード事業だけでなく、農家を支援するソフト事業での支援も必要だと感じました。



#### ◎最後に

現地の方々は仮設住宅暮らしが多く、厳しい生活を余儀なくされているところですが、説明会に参加いただいた際には皆さん明るく対応して頂いたおかげで、業務を前向きに進めることができました。東北が復興するまで長い時間を要すると思いますが、ここ大阪から見守っていきたいと思います。

| 所 属  | 危機管理室（環境農林水産部）                          |     |       |
|------|-----------------------------------------|-----|-------|
| 職 種  | 林学職                                     | 氏 名 | 桃木 康行 |
| 従事期間 | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで（予定） |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県 環境生活部 自然保護課                         |     |       |
| 従事業務 | 自然公園の整備（現地調査・設計・工事現場管理等）                |     |       |

岩手県は四国 4 県と同程度の面積を持ち、沿岸・内陸問わず豊かな自然があります。

私が配属された環境生活部自然保護課には、大阪府 1 名、栃木県 1 名の計 2 名が派遣され、津波被害のあった沿岸部から内陸部まで県全域の自然公園の施設整備や管理を行っています。

東日本大震災では、日本を代表するリアス式海岸がある陸中海岸国立公園が津波により甚大な被害を受けました。また内陸部では、被災県への観光自粛モードの影響もあり観光客が減少し、沿岸内陸を問わず、地元の観光経済は大きな打撃を受けています。そのため、県と関係機関が協力し、自然公園施設を整備することにより、1 日でも早い観光産業の復興を目指し支援しています。



＜栗駒山（一関市）：登山道整備業務＞  
木歩道の整備中です。

担当業務は施設整備であり、自然公園の現地調査を行い、設計し、工事現場管理（工事は地元業者さんに行ってもらいます。）することです。しかしながら、限られた人数の職員で県全域の自然公園を管轄しているため、工事だけでなく県の財産管理や土地貸付契約などの業務も行っています。



＜八幡平（八幡平市）：園路整備業務＞  
工事現場の安全パトロールをしています

4月に赴任するまでは想像していませんでしたが、山の上での工事も行いました。百名山の一つであり紅葉が美しい「八幡平」の園路の整備工事など、岩手有数の観光地の整備もしています。また、1月以降は、沿岸施設の再整備業務に取り掛かることとなり、沿岸部（大船渡市）にある碁石海岸園地（キャンプ場・展望台）の再整備工事の積算・発注業務を行っています。「碁石海岸」はすばらしい海岸景勝地で「国の名勝・天然記念物」に指定されており、大船渡市の観光のメインスポットです。施設整備を行うことで観光客が増え、地元雇用の受け皿としての観光復興につながり、地域復興に貢献するものと思っています。

大阪と岩手は距離が離れているため、大阪府民にとって岩手県は馴染みの薄い土地であるかと思います。また、震災の被害が大きかった場所であるため、岩手に対して暗いイメージを持っている方がいるかもしれません。しかし、実際は一步ずつ復興に向けて進んでいます。最近、被災地を訪れる復興応援ツアーが人気を集めています。現地を見て、特産物を食べ、地元の人とふれあい、震災の教訓を学ぶ。これらのことが、復興支援につながります。少しでも多くの方に、岩手を訪れていただきたいと思います。



＜碁石海岸（大船渡市）：キャンプ場再整備業務＞  
観光船で、岩穴をくぐることができます。  
「名勝・天然記念物」「日本の渚・百選」



＜三陸沿岸長距離遊歩道：被災調査業務＞  
沿岸は、ツキノワグマの生息地です。いたるところに破壊された標識が数多くあります。

|      |                                      |     |       |
|------|--------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 農政室 整備課                              |     |       |
| 職 種  | 農業工学                                 | 氏 名 | 大利 元樹 |
| 従事期間 | 平成 23 年 7 月 19 日から平成 23 年 7 月 29 日まで |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県 一関市                              |     |       |
| 従事業務 | 災害査定の支援<br>査定設計書の確認・修正               |     |       |

◎はじめに

平成 23 年 3 月 11 日のあの時、私は自身が担当する現場で立会を行っていました。地元

の方と話しこんでいたために、その時は全く何も感じることなく事務所に戻ったところ、異様な雰囲気の中、職員が皆テレビの映像に釘付けになっていました。そこには、今まで見たことのない大津波の猛威が荒れ狂っていました。建物や車がまるで特撮映像のように、次々に濁流に飲まれていく様に、私もただ呆然と画面を見つめるしかありませんでした。

阪神・淡路大震災を受けて、多少は大災害への心構えが出来ているつもりになっていましたが、今回の三陸沖の大地震がもたらした大津波は、まさに想像を絶する自然の猛威でした。もしそこに自分がいたら、何が出来たでしょうか？岩手県からの応援要請には、そんな思いを抱きながら手を上げさせていただきました。

### ◎岩手県一関市における復旧支援

岩手県では、内陸部に位置する一関市にて復旧支援業務に従事しました。平成 23 年 7 月 19 日から約 1 ヶ月、農業工学職の職員が延べ 4 人派遣されました。

東日本大震災では、津波による被害がクローズアップされていましたが、内陸部においても、地震動によって農地や農業用施設に大きな被害が発生していました。特に一関市で



写真1 ため池堤体のクラック



写真2 農地造成圃場の被災状況

は、農地・農業用施設の被害が 2,485 箇所、約 25 億円であり、岩手県全体が約 17,000 箇所ですから、県全体から見てもかなり大きなウェイトを占めていました。

初日に被災現場を幾つか見せて頂きましたが、地震による地割れや法面崩壊の傷跡は生々しいものがありました。それよりも印象深かったのは、被災農地にあっても仮畦畔を設けるなどして、可能な限り耕作に努められている地元農家の方々の姿でした。一刻も早く完全に復旧できるよう、我々も微力を尽くさなければならない、と感じました。



写真3 農道の法肩崩壊

私たち大阪府からの応援職員は、災害査定の後方支援を行いました。現地では、測量・建設コンサルタントによる現場調査と図面、数量調書等の作成、岩手県土地改良事業団体連合会による査定設計書の作成が進められていましたが、設計図書の確認修正と査定業務を行うべき行政職員が不足しており、確認修正は我々応援職員が担いました。

農業工学ならどこでも同じ・・・というわけにはいかず、やはり岩手県の積算統一事項の考え方などは、大阪府とずいぶん違うところもあり、勉強になりました。被災箇所が膨

大で大忙しの中、なんとか仕上げてきた設計図書ということで、若干精度に欠けるものが散見されましたので、必要な訂正を行いました。訂正を加えた査定設計書が無事査定を通ったときには、ほっとしたものです。

### ◎沿岸部における被災状況

業務の合間には、津波の被害を受けた大船渡市と陸前高田市を視察させていただきました。その猛威の傷跡は、発災から4ヶ月以上を経た当時でも、大変恐ろしいものがありました。写真4は左に小学校、右に中学校が写っておりますが、当時中学校は屋上まで津波に吞まれ、小学校の屋上に避難して助かった、との話を聞きました。津波が届くか届かないかのわずかな差が、大変な結果の差を生んだこと、自然の無慈悲さを実感しました。



写真4 陸前高田市の被災状況

### ◎おわりに

今回の災害復旧支援は、一人あたりの派遣期間が短く、大してお役に立てずに申し訳ない気がしておりますが、私個人としては大変貴重な経験をさせて頂いたと感じております。特に、沿岸部の被災地の光景は、決して忘れることは無いと思います。一関市のみならず、被災した全ての地域が力強く復興することをお祈りしております。

## 6 都市整備部

| 所 属  | 都市整備部 枚方土木事務所                                      |     |                     |
|------|----------------------------------------------------|-----|---------------------|
| 職 種  | 土木職                                                | 氏 名 | 平成23年度河川チーム<br>新宅宏章 |
| 従事期間 | 平成23年6月1日から平成24年3月31日まで                            |     |                     |
| 派遣場所 | 岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター                            |     |                     |
| 従事業務 | 東日本大震災における河川施設の災害復旧業務（調査、計画、設計、災害査定、工事積算及び施工監理の実施） |     |                     |

平成23年6月1日に、現地でいただいた『岩手県職員に併せて任命する 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター勤務を命ずる』の辞令で、私の復興支援業務がスタートしました。今振り返りますと、やはり派遣当初に現地でうけた衝撃は非常に大きかったと、あらためて感じています。

赴任前にも、津波による被災地とはいったいどんな状況だろうか、災害査定業務についても20年以上前に携わったことがあるだけ、若い人たちの足を引っ張るようなことにはならないか、また生活面では、畳の上で寝泊まりできるのか、ちゃんと食事はとれるのか、衛生

面で問題はないのかなど、大きな不安がありました。でも、「まあ、いろいろ考えても仕方がない。現地に行けばなんとかなるだろう。どんなところでも住めば都だから。」と、楽観的に考えていました。

ところが、赴任直後に目の当たりにした現地の状況は、想像以上にすさまじいものでした。寸断された防潮堤や河川堤防、無残にも倒壊したコンクリート構造物、上部工が流出した下部工だけの橋梁、川の中に取り残された大量のがれきや陸上に打ち上げられた船舶、さらには地盤沈下が原因で繰り返される道路冠水などなど。「大変なところに来た。ほんとうに自分がやっていけるだろうか。まずは一日もはやく自分の生活を立ち上げるようにしないと。」と、不安がますます大きくなるだけでなく、気ばかりが焦る毎日でした。

その後、数か月が経過した夏の終わりになって、街中ではがれきの集積が進み、幹線道路沿いには仮設の店舗ができ始め、徐々に活気が感じられるようになりました。また、それまでの三人相部屋の共同生活から個室が与えられるようになり、生活の面でもようやく落ち着きが出てくるようになったと記憶しています。

今回の派遣で自分は何を学んだかを考えますと、『被災地の復旧・復興には近道がなく、時間がかかる。』に尽きると思います。今後、大阪で同様の非常時が起これば、今回の支援の経験を業務に生かしていくことが求められるわけですが、ごくごく当たり前のこととして、本来はどうあるべきかを考えながら、地道に一步ずつできることをやっていくことが大切だと、あらためて考えさせられました。

最後になりましたが、赴任中いろいろとお世話になった岩手県大船渡土木センターのみなさん、また、派遣にあたり私をこころよく送り出してくださった枚方土木のみなさんにお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

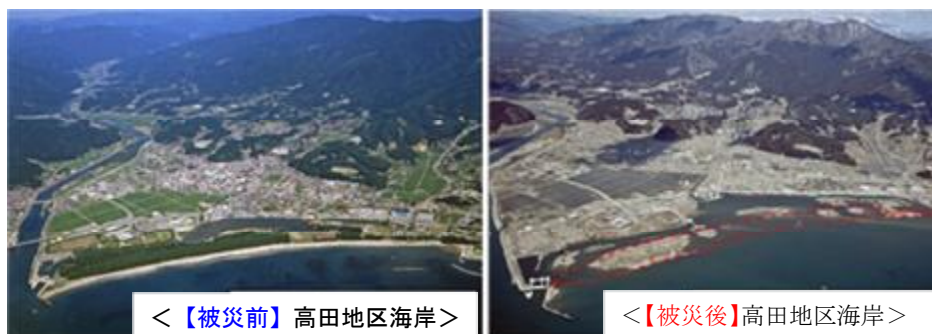
| 所 属  | 危機管理室（都市整備部）                                            |     |       |
|------|---------------------------------------------------------|-----|-------|
| 職 種  | 土木職                                                     | 氏 名 | 笹本 陽介 |
| 従事期間 | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで                     |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター                                 |     |       |
| 従事業務 | 東日本大震災に係る海岸災害復旧事業の調査、計画、設計及び施工監督に関すること。 ※海岸担当地区： 高田地区海岸 |     |       |

#### ◎はじめに

私が今回の岩手県の被災地支援を希望した理由は、シンプルに被災地の復旧及び復興の力になりたいという思いがあったためです。平成 19 年度に入庁し、大阪府の土木職として6年間で<sup>つちか</sup>培った設計・積算業務や現場での施工管理及び災害対応など<sup>わず</sup>僅かな経験ではありますが、自分の出来る現状のパフォーマンスは最大限発揮すること、また地震・津波対策の先進地域で得られる新たな知識や支援に関する様々な活動から自分自身も学び経験を積むことを軸に、被災地の支援に取り組む姿勢を固めました。

私が現地で引継ぎ、平成 24 年度に担当した業務は、東日本大震災に係る海岸災害復旧事業の調査・計画・設計及び施工監督に関すること、また、関係機関（国、県及び市町村等）との調整・協議に関することでした。担当する地域海岸は、陸前高田市の高田地区海

岸で、「奇跡の一本松」として話題となった名勝高田松原を有する海岸線約 2.0 kmの国立公園でした。



### ◎被災地での災害復旧支援業務を通じて

派遣当初から上半期にかけては、平成 23 年度派遣職員からの業務引継ぎや東日本大震災に対する海岸保全施設の新しい技術指針の整理、査定後の協議設計（実施保留）解除など業務が集中し、どの作業もスピードを要求されるため、進捗管理や優先順位の整理が大変でした。

しかし、岩手県における業務管理や積算システム等の取扱いについては手厚い研修制度が有り、また今年度からは岩手県の本職員も同じチームに構成されていたのでスムーズに連携が取れる体制だったと思います。地元対応や請負者との打合せ、地元設計コンサルタント等との協議については、県民性や言葉の受取り方にも違いがあり、慣れるまで多少難しいところもありましたが、これも時間と共に解消されました。今回、業務を通じて感じたことは、ただ直向にスピード感をもって仕事に取り組むことで、沿岸地域の復興の先駆けとなり、大船渡管内だけでなく他の地域でも復興が促進されるということでした。東日本大震災は未曾有の災害であるため、国・県・市等いずれも今次災害に対応した基準や制度が無く、様々な決断事項が暗中模索状態の中で、先行事例を求められました。このことは大阪府派遣職員に対する期待でもあり、熱意を持って様々なことを提案していくことが重要だと感じました。

### <大船渡土木センター>分庁舎の業務風景>





### ◎被災地での日常生活と復興の状況

派遣当初は、何も無い被災地の真ん中で生活していましたが、現在は仮設住宅が整備され、コンビニやスーパー、雑貨屋、ドラッグストア等も随時再開し、現在は日常生活に必要な物資は概ね調達できる状況です。今年度は、気仙地方の多くの地域で震災後2年ぶりの夏祭りや三陸沿岸で水揚げされた旬の鮮魚をふるまう地域復興イベント等も数多く開催され、『三陸復興』に向けた地域の団結力や震災から立ち直ろうとする強い意志が感じられました。

また、地域住民に対する『見える復興』としても、今年度は、高田地区海岸災害復旧工事に着手しました。大船渡土木センター管内の建設海岸における災害復旧工事としては、第1号となる高田地区海岸の着工式は、地元メディアや新聞等で取上げて頂きました。



### ◎おわりに

今回の被災地支援における業務全体を通じて得られたものは、『被災地』の現場感覚と自分自身が東日本大震災の災害復旧の最前線で業務に取り組んでいるという実感でした。全国各地で甚大な被害をもたらす災害が報じられても、被災地での臨場感を実感することは困難です。

また、住民の避難を軸にまちづくり計画をゼロベースで見直し、海岸保全施設の復旧と背後地の土地利用、避難・防災施設の整備等を組み合わせた「多重防御」の観点による減

災施策は、大阪府においてもハード整備と共に人命保護を最優先に考える「にげる」・「しのぐ」といったソフト施策の先進事例として還元できるものではないかと考えられます。

したがって、甚大な被害をもたらした地震・津波の現場を直接見て、被災地支援業務に取組んだ経験は、今後起こり得る津波を予測し、それに対する津波防災の在り方を検討していく上で大きな判断材料の一つになるものだと思います。

|      |                                                           |     |       |
|------|-----------------------------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 危機管理室（都市整備部）                                              |     |       |
| 職 種  | 土木職                                                       | 氏 名 | 川端 義一 |
| 従事期間 | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日（予定）まで                   |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター                                   |     |       |
| 従事業務 | 東日本大震災における道路施設の災害復旧業務（施工監理の実施）及び復興関連業務（調査、計画、設計、各種関係機関協議） |     |       |

#### ◎はじめに

私は、平成 24 年度 4 月 1 日から岩手県大船渡土木センターへ派遣されました。

平成 23 年 3 月 11 日、その時、私は当時の所属において現場で立会いをしていました。そして、事務所へ帰ってテレビから流れてくる映像を見て唖然としました。

私は、平成 7 年の阪神淡路大震災も経験しましたが、当時はまだ小学生という年齢もあり、漠然と『怖い』と感じたことしか記憶に残っていませんでした。しかし、テレビ等から流れてくる被災地の様子を見て、大阪府土木職員として自分に何かできることはないかと思い、岩手県への派遣を希望いたしました。

#### ◎現地について

4 月に初めて、岩手県へ赴任してとても驚いたことが 2 つありました。

1 つ目は、テレビを通じて現地の状況は見ていましたが、実際に現地で自分の目で見て、耳で聞き、肌で感じたものは、テレビから伝わってくるそれとは比べ物にならない衝撃でした。半壊または全壊した建物、全てが流され更地になってしまったかつての住宅街、寸断された道路、を目の当たりにして津波の恐ろしさを実感しました。

2 つ目は、自分のイメージとのギャップです。私は、現地に行くまで津波で流され本当になにもないというイメージを持っていました。しかし、津波で浸水していない地域に関しては住宅や店舗も、あまり被害を受けておらず、津波の浸水区域と浸水区域外との被害の有様を見て津波による被害が非常に大きいということを認識すると共に、自分の思っていた現地のイメージと違ったことに非常に驚きました。

#### ◎仕事について

岩手県での仕事について、岩手県では大船渡土木センターに所属し、当面は前年度から引き続き道路の災害復旧工事に携わっていました。また、所属について大船渡土木センターの維持管理業務を行う道路環境チーム、道路の新設改良を行う建設チームとある中で、道路環境チームの一員として県職員の方々と机を並べ業務を行っていました。災害復旧工事について、道路の被



<津波で被災した跨線橋>

害状況を大きく分けると地震による災害と津波による災害に分けられます。地震による災害としては、路面や法面の崩壊等が挙げられ、津波による災害としては道路自体の流出といった被害状況でした。

上半期の業務内容は、昨年度派遣メンバーが災害査定を受け、いくらか工事発注までが終わっている状態であったため、業務内容としては現場の施工管理、関係機関や地元との調整及び、未発注工事の発注が主な業務でした。そして、道路の災害については、前年度にある程度発注が出来ていたこともあり、上半期で発注業務を含め概ね目処をつけることが出来ました。

下半期を迎えるにあたって、災害復旧工事の次のステップである復興関連道路の業務に携わることとなりました。復興関連道路とは、震災や津波で道路が分断され孤立集落が発生したことから、それらを防ぐため津波浸水区域を避けた新たな道路計画であり、防災集団移転地を結ぶ地域の復興にはかせない道路で、平成30年を目処に概成させる計画です。現在、概略設計が完了し、順次地元説明会を行い詳細設計にとりかかっているところです。復興関連道路ということで、地域も早期の着工を望んでいるものの、総論では賛成、各論では反対意見もあり、地域としての合意形成をいかにして図るかということが鍵になってきます。また、今後は地域の合意形成を図るため、さらに地域に入り込んだ地元調整も必要になってくると考えられます。

### ◎最後に

被災地の方々の生活再建を初めとした三陸地域の復興には、復興関連道路事業も大きな一役を担っていることから、道路の早期供用を目指し、これからもがんばってまいりたいと思います。



<山間部での道路災害復旧工事>



<道路計画説明会の様子>

| 所 属  | 危機管理室（都市整備部）                                                                                                                                                                                                                                         |     |      |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|
| 職 種  | 土木職                                                                                                                                                                                                                                                  | 氏 名 | 川崎 浩 |
| 従事期間 | 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで                                                                                                                                                                                                                              |     |      |
| 派遣場所 | 岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター<br>復興まちづくり課 海岸復旧チーム                                                                                                                                                                                                          |     |      |
| 従事業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災に係る港湾海岸災害復旧事業の調査、計画、設計及び施工監督に関すること。</li> <li>・ 社会資本整備総合交付金事業の調査、計画、設計及び施工監督に関すること</li> <li>・ 関係機関（地元地権者、国、県及び市等）と東日本大震災に係る港湾海岸事業（海岸防潮堤等他港湾施設）の調整・協議に関すること。</li> </ul> <p>※港湾海岸担当地区（地域） 大船渡港（清水地区）</p> |     |      |

## ◎はじめに

私が今回の大阪府被災地支援を希望した理由は、平成23年3月11日に発災した「東北地方太平洋沖地震」の、あの恐ろしい津波映像の中継時に、自然と心の中で、災害復旧支援の機会があれば必ず行きたい。と思ったことに起因します。

また、それは自身が地方出身（東北とは全然逆にある佐賀県ですが、自然的風土がよく似ています）でもあるせいなのか、被災時の映像は他人事とは見えず、まるで自分の故郷が被災しているようにも見え放っておけない心境であった。というのも大きな理由です。



<県立高田高等学校付近> H24.4.23

なお、今回の執筆にあたっては、業務的なことより岩手県の人々と触れ合っただけで感じたことや派遣されたからこそ出会えた人々について語ってみたいと思います。

## ◎岩手県へ派遣されて

前年派遣職員の交代のため、被災から1年経過した岩手県へ、初めて足を踏み入れて見た光景は、とても日本とは信じられないものでした。

派遣先である岩手県大船渡市へ行くルート上に、陸前高田市を通ることになるのですが、大地震の影響が感じられない道程のなか突然見えた光景が右の写真になります。



<県立高田高等学校付近>

災害がれき等はきれいに撤去や集積されていますが、それはまるで戦争後の空襲跡を見ているような、空しくて悲しくなってくる光景でした。

派遣の意思決定にあたっては、凄惨な状況のなか行くことになるのだから、片道切符と決心しての参加希望でしたが、これは本当に生半可な気持ちでは務まらないと思ったことを覚えています。

また、この付近は高田松原の直ぐ近く沿岸南部ではもっとも栄えていた場所にあたるのですが、当時の繁栄を知る地元の方々はここを通るのが怖い（嫌だ）と言われます。

## ◎業務を通じて

大船渡土木センター復興まちづくり課へ配属になり、主に大船渡港の港湾海岸の災害復旧事業に携わることになりました。

赴任当初は、現地着手を控えた港湾災害復旧工事の地元調整を行うことになり、いきなり地元漁師さんとの会話では、言葉の8割が聴き取れなくて苦勞をしました。今でも5割程度は不明です。それでも毎度、必死にこちらは身振り手振りと努力し、最初は厳しい漁師さんの顔も次第に笑ってくれるようになり、また色んな話をしてくれるようにもなって「来年も居たらどうか?」「2、3年したら旨い牡蠣が取れるから云々」言われたときの顔は忘れそうにありません。

また、これまでの間、たくさんの地元の人々との会話を通じ感じたことがあります。



それは、あれだけの恐ろしい津波被害をもたらした海を皆、愛している、ということです。

津波は怖かったけど、海は嫌だとか怖いというのは、一度も聞いたことがないのです。

<茶屋前地区上空から大船渡湾を望む>

昔から住む大船渡の人々は、古来天然の良港であり、水産資源が豊富なこの大船渡湾を愛しておられます。

### ◎岩手県の催しについて

岩手県は地域の祭りやイベントの参加に積極的です。色々なイベント案内を頂き、たくさん参加させて頂きました。



<夜は綺麗な花火大会☆>

東北地方は、夏まつりや花火大会が盛んな感じです。また、地域全体で老若男女問わず参加し楽しむ感じでした。一度、参加したら毎年出たくなります。ほんとに楽しかった。いつもは静かな県民の方々が、この時ばかりはと、思いつき派手に騒いでいました。

岩手県の夏は予想外に暑く練習でも汗だくになりました。大船渡音頭は以外と難しかった。その後、へろへろで業務へと。

### ◎おわりに

まだまだ東北沿岸の復興は、まだまだ長い道のりとなっています。

公共施設の災害復旧や経済的支援、心の支援や応援、人それぞれができる形での協力をこれからも継続し、一緒にがんばっていきましょう。また、今回派遣して頂いた大阪府と、大変な状況のなか被災地派遣のお世話をしている、岩手県の方々に心から感謝をいたします。

たいへん貴重な経験が出来、仕事だけでなく人間的にも成長が出来たと感じております。そして、今の気持ちを大切にこの派遣で経験できたことを、今後のライフワークに活かしていきたいと思います。



<勤務終了後の練習風景>



<大船渡土木センター  
復興まちづくり課一同>

|      |                                          |     |       |
|------|------------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 危機管理室（兼 都市整備部都市整備総務課）                    |     |       |
| 職 種  | 土木職                                      | 氏 名 | 小嶋 佑典 |
| 従事期間 | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで      |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター<br>河川港湾課 河川復旧チーム |     |       |
| 従事業務 | 津波被害を受けた河川護岸の復旧工事や津波対策の水門新設工事            |     |       |

### ◎派遣先と業務の概要

岩手県南東部に位置する大船渡土木センターで河川復旧チームに配属されました。私たちのチームは大阪府からの派遣職員 3 名と、岩手県職員 2 名の計 5 名のチームで、大船渡市・陸前高田市・住田町域（この 3 市町だけで大阪府の面積の約半分！）で津波被害を受けた河川護岸の復旧工事や津波対策の水門新設工事などを担当しました。

赴任当初、担当する工事現場を視察すると、施設の壊れ方がすさまじく、津波の威力を改めて感じるとともに、少しでも早く元の機能を取り戻せるようにしないといけない、と身が引き締まる思いでした。



<津波で被災した施設>

私が担当した主な業務は災害復旧工事の現場監督や設計、そして河川改修事業の計画作成や区画整理事業を行う市役所との調整などです。1つ1つの工事の規模が大きく現場の数も多かったですが、基本的な業務の流れは大阪府と同様であったため大きな戸惑いは無く仕事を進めることができました。

業務を遂行する中で、被災地のため早く現場を完成させるように管理していくのはもちろんのことですが、せっかく多くの現場を担当することができるチャンスでもあるので、技術的な知識を少しでも多く身につけて、大阪に帰った後の仕事にも役立てられるようにすることを意識していました。

現地で仕事をしていて嬉しかったのは、大阪府と書かれたヘルメット姿で現場を歩いているときに、市民の方から「遠くから来てくれてありがとう」と感謝の声をかけられたことです。そのときは自分たちの仕事が役に立っていることを実感できて、1日でも早く復興を進められるように頑張ろうという気持ちになりました。



<津波で被災した河川護岸(左)と復旧工事の様子(右)>

### ◎大阪府と岩手県の業務の違い

積算や工事に関するシステムの使い方が大阪府と岩手県で異なったり、設計書に必要な添付書類が膨大だったり、大阪府では別の部署で行っているような入札や契約に関する手

続きの一部を岩手県では工事担当者が行っていたりと、岩手県での工事担当者の役割に慣れるのに1~2ヶ月ほど時間がかかりました。

もし積算の方法やシステムだけでも都道府県間で統一されていれば、派遣職員が即戦力として働けるし、大阪府にいながら被災地の工事の積算を組むという支援方法も可能かもしれないのに、もったいないなと感じました。今後公務員の数もおそらく減少していくだろう中で、相互に助け合えるシステムの構築は一つの課題ではないかなと思います。

### ◎現地の様子

テレビや新聞などで被災地の状況は見ていたものの、実際に現地を歩いてみると、その被害の大きさに愕然としました。元々は市街地だったと思われる場所も見渡す限り空き地になっていたり、建物の4階部分まで波が押し寄せた痕跡があったりして、津波の大きさと被害範囲の広さは想像をはるかに超えるものでした。



＜津波に流されて何も無くなってしまった市街地(左) 4階部分まで津波の跡が残る建物(右)(陸前高田市)＞

### ◎生活

派遣される前は、まだ現地はまともに生活できない状態だと思っていました。しかし、私たちが派遣された頃（被災から1年後）には日常生活は段々と取り戻されていて、暮らしに不便を感じることはありませんでした。

被災から2年ほど経った現在は、壊れた建物の取り壊しも進み、空き地になっていた土地にも少しずつ家や店舗が建設されてきており、街に活気が取り戻されてきています。しかし、中心市街地でも津波の痕跡はまだまだ消えておらず、本当の復興が始まるのはこれから、といった状態です。



＜私たち派遣職員が大変お世話になったスーパー 生活に必要なものは概ねここで揃いました＞

4月と5月はホテルを宿舎として生活していました。ホテルの部屋数の関係で、5月には同じチームの派遣職員3人が1部屋で生活していました。食事や生活を共にしていく中でチームワークが磨かれていったと思います。

6月には仮設宿舎が完成して、6畳ほどの広さの部屋を1人1部屋割り当てていただきました。防音や断熱が充分でないところもありますが、十分満足して快適に暮らすことができました。



＜仮設宿舎の外観(左)と部屋の中(右) こんな部屋で生活しています＞

## ◎地震

大阪府と比べて地震が起きる頻度は圧倒的に高かったです。震度3程度の地震は頻繁に体験しましたし、出張先の盛岡で震度5弱の地震と遭遇したこともありました。その環境の中で感じたのは、現地での津波や地震に対する意識の高さです。真夜中に津波注意報が発令されたときには、注意報が解除されるまで町内放送でずっとサイレンがなっていましたし、お祭りやイベント等のときも「もし地震があったら〇〇に逃げてください」というアナウンスがされています。そして、市民1人1人が「もし今地震が来たらどこに逃げるか」「この場所は津波で浸かる恐れが高いのかどうか」という意識を常に持っていました。近い将来大きな地震が起こる可能性が高いと言われている関西でも、同じような意識を持つ人が増えていくことが大切だと思います。

## ◎被災地支援を経験した感想

「壊れていたものが目に見えて直っていく、そのことによって感謝される。」技術の仕事に携わる人間としての原点を思い出すような、とてもやりがいがある貴重な仕事ことができました。被災地の支援として派遣されて、少しでも復興に協力できたという実感もありますし、個人的にもたくさん勉強させていただいて、とても充実した1年の派遣生活でした。

大阪に帰ってからも、またこの街を定期的に訪れて復興を見届けたいです。

## ◎最後に

被災から2年経ちましたが、まだ津波の痕跡は強く残っています。まさかこんな所まで！？と思うほど海から離れた場所にも波が押し寄せたことが今でも現地で確認できます。

おそらく被災地から遠く離れた関西では、この災害の記憶が「過去のもの」となり始めてしまう頃ではないでしょうか。まだまだ復興への道のりは始まったばかりですし、記憶を風化させないように、現地を体験した者として情報発信していかなければならないと責任を感じています

最後になりますが、一人でも多くの方にぜひ一度被災地を訪れていただきたいと思います。被災地で食事や買い物をする事で街はもっと元気になりますし、被災地で直接見たものは自分たちが住む街で将来起こるかもしれない災害への備えを考えるきっかけにもなるでしょうから。

|      |                                     |     |       |
|------|-------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 危機管理室（都市整備部）                        |     |       |
| 職 種  | 土木職                                 | 氏 名 | 山口 裕一 |
| 従事期間 | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター<br>設備チーム    |     |       |
| 従事業務 | 水門及び防潮鉄扉（陸閘）の整備事業                   |     |       |

### ◎はじめに

岩手県に派遣されて早いもので 11 ヶ月が経ちました。派遣前は、県職員のお手伝いをさせていただくという心積もりで岩手県へ向かったのですが、ありがたい事に復興事業に主体的に参加することができました。

東日本大震災が起こった時に、多くの人々が日本人として何かをしたいと考えたことと思います。そこに大阪府として、岩手県への派遣職員の募集があり、この機会に電気通信の技術系職員として大阪府で培った知識・技能を東北の復興のために提供できればと思い派遣参加を希望いたしました。

### ◎業務内容について

#### 【派遣先と業務の概要】

私は、大船渡土木センター復興まちづくり課の設備チームという部署に配属されており、津波から生命・財産を守るための防潮堤の中でも、河口につく水門や防潮堤の往来部に設置される防潮鉄扉（<sup>りゅう</sup>陸閘）の整備事業を担当しております。

今回の震災では、水門や防潮鉄扉を現地で閉鎖作業されていた水防団員（消防団員）の方が数多く亡くなりました。そのため、安全な高台から水門・防潮鉄扉を閉鎖していただくように県では考えており、遠隔操作システムの検討を現在行っております。

実際に震災当時、操作をされていた消防や水防団（消防団）の方々の意見を伺いながら、遠隔操作システムの検討を進めていくのですが、震災当時の貴重なお話を聞き身につまされます。地域を守っているという使命感を持っている方々なので、打合せの際には、厳しいお言葉も多々戴きますが、今後同じような震災があっても、誰一人亡くなられることが無いようにという思いを同じにして、命を守るための熱い議論を行っております。

地元の方からの「出来ないだろう？」と思うような要望でも、出来ない理由を考えるのではなく、出来る方法を考えていく、それが技術職として我々が期待されていることであると考え、日々の業務を行っております。

#### 【残されたデータ】

日本が経験のしたことのない揺れの中、機械がどのような挙動を示したのかという貴重なデータを今回入手することができました。このデータを解析することによって、これまでの設備のあり方を考え直すものとなっております。今回整備する施設に関しても、地震に強い機械設備にするために、このデータを有効活用します。また、大阪府で今後整備す



る設備についても反映できる貴重なデータであると考えております。こちらのデータに関して、岩手県の「復興県土づくりシンポジウム(土木技術研究等発表会)」で発表させていただきました。

## ◎生活について

### 【日々の生活】

派遣された当初はホテル住まいでしたが、現在は職員用の仮設住宅を整備していただいております。大船渡は、スーパーやコンビニ、レンタルショップや喫茶店など仮設で無い施設もどんどん建ってきており、民間レベルでの復興も進んで行っていると感じています。しかし、陸前高田に関しては町全体をかさ上げすることもあり今もまだ、だだっ広い平地のままです。

実際に地元の方は、優しい方が多くちょっとした復旧工事が完成しただけでも「ありがとう」と感謝されます。こういう言葉をかけられるとがんばろうと本当に思います。

屋台村などに飲みに行った際でも、近くに座った地元の方と仲良く飲むことができます。言葉のせいかすぐに関西人だとばれてしまいますが・・・遠いところからご苦労様と言っただけです。

また、このようなつながりも仕事につながったりします。地元の方の本音もこのような場では聞かせていただくことが出来ますし、ある屋台村の店舗の店長さんが元気象庁の方で、その方から気象庁の方を紹介していただき、津波予想のデータなどを戴くきっかけになりました。

## ◎最後に

### 【派遣を振り返って】

被災地に赴任して一番感じたことは、テレビでは見えてこない被災地住民の思いです。

いまだに余震が続いており、津波注意報も発令されます。地震があったら当事を思い出して泣いてしまう子ども達や動けなくなってしまうおばあさんもいます。早くこのような方々が安心して暮らせるようにしたいと思います。

大阪で、今後起こる災害の際に、少しでも減災出来るように、ここ被災地で培ったノウハウを大阪にフィードバックしたいと考えております。



<仮設庁舎>

## 7 住宅まちづくり部

|      |                                           |     |       |
|------|-------------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 危機管理室（住宅まちづくり部）                           |     |       |
| 職 種  | 建築                                        | 氏 名 | 石角 直大 |
| 従事期間 | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで（予定）   |     |       |
| 派遣場所 | 岩手県 県土整備部 建築住宅課                           |     |       |
| 従事業務 | 災害復興公営住宅の整備に係る設計・積算・工事監理等の業務（野田村、宮古市、山田町） |     |       |

## ◎被災地に到着して

平成 24 年 4 月 1 日、東北新幹線が盛岡駅に到着して、私の岩手県での派遣生活が始まりました。勤務地、そして居住地となる盛岡市は内陸であり、また地盤が頑強なためか今回の震災の被害をあまり受けておらず、みちのくの小京都と呼ばれるその文化的な街並みで私を迎えてくれました。

4 月 5 日、盛岡市から北上高地を車で抜けること 2 時間強、担当市町村となる山田町に到着しました。延々と続く山道、山が海まで迫ってくるリアス式海岸、レールのない線路敷き、看板のみ残っている店舗、仮設の住宅やコンビニ…。その車窓からの景色は、岩手県は県の中で一番大きいという事実と今回の震災の津波による被災状況など、知識でしか知らなかった現実を次から次へとうつしだし、私は呆然とそれらを眺めていました。

そして到着した山田町の中心部。カーナビが駅としめす箇所に駅はなく、復旧されたアスファルトの車道だけが存在していました。宅地と思われる箇所には住宅の基礎のコンクリートだけが残し、その基礎が残っているのがかえって、この場所にまちがあったことのイメージを呼び起こすため、今回の被害の大きさをより感じさせられました。

津波が浸水しなかった区域のライン上には、役場や神社がありました。私にはこのことがとても印象的で、昔から津波の危険に晒されていた地域として、災害時の本部となる役場を安全なところに設けたり、ここは神様が守ってくれるという場所が神社になったりしたのだらうなあと思いました。

## ◎従事した業務

建築職として応急仮設住宅や災害復興公営住宅の業務に従事しました。

応急仮設住宅は避難所生活の方が、自立再建するまでの、もしくは後述する災害復興公営住宅に転居するまでの一時的な住まいとなる住宅です。

仕様については、阪神・淡路大震災時に標準として定まったものがありましたが、地域性や被害状況の違いから、今回の東日本大震災については被災者の方が住みはじめてからも大幅な追加工事が必要となりました。また、供給戸数が足りなかったため、発注方式についても従来のプレハブ協会と協定を結ぶ手法に加え、地元の業者を活用して木造の仮設住宅を建てるなどという手法を導入するなどといった対応が必要となりました。今回の震災で、仕様については課題が、発注手法については可能性が新たに提示され、



今後に生かされるのではないかと思います。

災害復興公営住宅は、自立再建ができない被災者の住まいとして建設する公営住宅です。現在、集合住宅タイプは県で、戸建住宅タイプは市町村でという業務分担のもと、土地買収の必要のない公有地や土地買収がスムーズに進んだ地域で設計や工事に着手しています。

私は大阪府に入庁して6年目ですが、はじめの3年で公営住宅の設計、あとの2年で建築基準法に基づく指導に携わったため、その経験を生かして岩手県にふさわしい公営住宅ができるよう、日々業務に邁進しました。

#### ◎被災地支援を経験した感想

やはり、一番に言えることは、「行ってみなければわからない」ということだと思います。被害の状況、その被災地で生活している方の表情、故郷という感情、岩手県のうまいもん、岩手県のいいとこ、広い県土、寒い雪景色、東北訛り、などなど…。

この東日本大震災で失われたものは非常に多いと思います。しかし、その縁で知りえた非常にたくさんのことを、いろいろな人に知ってもらえたら、失われたたくさんのものを少しは埋めることができるのではないかな、と思います。

### 8 教育委員会事務局

|      |                         |     |      |
|------|-------------------------|-----|------|
| 所 属  | 教育総務企画課                 |     |      |
| 職 種  | 考古学                     | 氏 名 | 関 真一 |
| 従事期間 | 平成23年3月31日から平成23年4月5日まで |     |      |
| 派遣場所 | 岩手産業文化センター アピオ（岩手郡滝沢村）  |     |      |
| 従事業務 | 救援物資の配送支援等              |     |      |

岩手県内の各被災地へ救援物資を送る作業員が不足しており、その業務の支援に私が赴くことになったのは、震災発生後約2週間を経た頃でした。

この支援業務にかかる派遣の話が私に伝えられた時には、いまだ余震が頻発し、福島県内にある原子力発電所での事故対応や、被災者の方々の生活支援など喫緊の課題が新聞紙面で連日報じられていました。私自身、被災地がどのような状況にあるかよくわからない中、不安を感じながら「何か被災地支援の役に立てれば」との思いで、支援メンバーの一員として赴きました。

救援物資の集積場では、岩手県内の各避難所から要請された物資を揃え、それらをトラックに積み込み避難所へ送るという作業を民間の運搬業者の方々と協力して行いました。

救援物資の集積場は、米、缶詰、野菜などの食料品から、鍋、やかん、爪切り、おむつといった日用品まで、ありとあらゆるものがまるで山のように積み重なり、それらが次々と避難所の要請に応じて送り出されていきました。例えば、お米は1トン単位で送り出されていました。ここにいたってようやく私は「これが震災なんだ。」と大きな衝撃を受けるとともに、被害の甚大さを実感した次第です。

作業に携わった当初は、避難所から要請のあった物資の種類之多さとその膨大な量にただ

驚き、ひたすら山のように積まれた様々な物資の間を駆け巡りながら、物資を間違えずに揃えることに全力を費やし、心身とも疲れ果てた記憶が残っています。

ただ、この作業に従事しながら、私は一つのことに気づきました。それは要請される物資の種類が避難所毎に異なっているというものでした。例えば、ある避難所は食料品でも「大根、キャベツ、たまねぎ、調味料各種」というように食材を要請されてきました。一方、別の避難所では「調理パン、缶詰」といったように加工食品ばかりを要請されてきました。私は、この背景には前者の避難所は調理する環境が整っていることを、後者の避難所ではそのような環境にないことを示しているのではないかと考えました。

そこで私は、避難所の要請する物資からその避難所の様相を推察し、できる限りその避難所に適した物資を送るよう心がけました。例えば「フルーツ」という要請があった場合、調理できる環境が整っていると思われる避難所へは「切り分けることぐらい可能だろう」と考え「リンゴ」を、一方整っていないと思われる避難所へは、開封のみで食べることのできる「フルーツの缶詰」を送るという具合です。

果たして、これが本当にふさわしい行いであったか私にはわかりません。また、派遣された府の職員である私たちにはそれらを判断するだけの情報はありませんでした。そのような状況に一種のもどかしさや戸惑いを感じたことも事実です。

ただ、朝9時から夜9時までの作業中、常に私は「避難所の方々によりふさわしい支援物資を届けよう」という思いで一杯でしたし、この思いは当時派遣されていた府の職員やほかの方々も同じであったでしょう。被災者の方々への支援内容は時間の経過とともに変化していきますが、被災された方々を支援しようとする思いは誰一人として今でも変わることはないと思います。



＜救援物資集積場（屋内）の様子＞



＜救援物資集積場（屋内）の様子＞



＜救援物資積込みの様子＞



＜救援物資集積場（屋外）の様子＞

|      |                                         |     |       |
|------|-----------------------------------------|-----|-------|
| 所 属  | 人権教育企画課人権教育G（派遣当時：高等学校課）                |     |       |
| 職 種  | 事務職                                     | 氏 名 | 山下 克弘 |
| 従事期間 | 平成 23 年 5 月 28 日（土）から 6 月 12 日（日） 16 日間 |     |       |
| 派遣場所 | 関西広域連合岩手県現地事務所（遠野市）                     |     |       |
| 従事業務 | 現地情報（支援ニーズ等）の収集・岩手県庁との調整                |     |       |

### ◎被災地の様子

現地事務所のある盛岡市から車で1時間半の所に、市役所の一部をお借りした遠野現地事務所があります。更にそこから車で1時間～2時間の範囲に被災地があります。私の仕事は県庁との調整・遠野での情報収集と、被災地を巡り大阪府の支援メニューを避難所の方に渡してニーズを聞き取る事でした。

遠野市から車で1時間のところに釜石市があります。海岸沿いは、テレビの映像でご存じの通りの状況がそのまま残っています。しかし、映像で見た風景が360度広がっているというのは衝撃的な体験です。家や建物には赤いペンキで×印が書かれているものがあり、この印は「解体してもらって構わない」という合図だそうです。また、所々に自衛隊の方が立てた赤い旗（長辺60cm短辺40cm程）が風にたなびいています。

釜石から車で30分ほど北上すると大槌町に入ります。ここは町長を始め行政の方の多くが亡くなられ、町役場も被災しています。あちこちで自衛隊の方々が常駐して復興に当たっておられます。もちろん信号も止まっている所が多く、全国から来られた警察の方や自衛隊の方が手旗で交通整理をされています。

大槌小学校のグラウンドに仮設の町役場があり、挨拶の為に車を降りたところ、何とも言えない異臭が漂っていました。漁港ですので、魚の匂いと更に火災もあったのでその焼けた後の匂いと、…様々な匂いが混濁している状況です。高台にある避難施設では、まだまだ多くの方が避難所生活を送っておられました。ここでは、体育館に段ボールで間仕切りをして生活をされています。瓦礫の状態や町の様子は、震災直後の映像とあまり変わっていません。まだまだ復興に時間がかかる事を実感させられます。

大槌町から北部にある山田町、宮古市も訪れました。宮古市は流された家自体は少なかった様ですが、1階が浸水して使えなくなった家が立ち並び、その壁面にも赤いペンキの×印が見受けられました。3月11日当日、テレビで宮古の漁港を徐々に津波が襲う映像が何度も流れたと思います。その現場に行きましたが、被害状況はそのままでした。それでも、宮古市は被災した部分と被災していない市街地が隣接しており（湾が北向きだったので、陸前高田や大槌に比べ被害が限定された様です）、被災して倒壊した家の横を小学生が下校し、ジャージ姿の中学生が走っていましたし、途中で折れている橋のたもとのバス停で高校生がバスを待っていました。当たり前の日常ととんでもない災害の爪痕が同居していました。

陸前高田市では町自体が無くなっています。ナビも使えず（ナビでは「300m先を右です」と言いますが、200m先で道が無くなっていたり…）、地図も使えず（地図に描かれている目印となるスーパーやガソリンスタンドが無くなっています）、避難所3か所を巡るのに1時間以上かかりました。

被災地では、やっと道路の瓦礫が撤去され車が通れるようになった為に多くの重機が入っています。トラックも瓦礫を積んで多数走っています。それでも、瓦礫は無限にあります。とうてい1年や2年では片付かない量です。



＜釜石市 市街地＞



＜大槌町 仮役場前＞



＜陸前高田市 市街地＞



＜宮古市 漁港＞

### ◎避難所を訪問して

当てにならない地図とナビを頼りに、それでも道路のガレキが撤去されているので何とか道を探しながら、二日に一度のペースで避難所を回りました。見渡す限りガレキ以外何も無い町の中で、全長 20mはあろうかという中型船が崖下に転がっていたり、山手の斜面の墓地ではいくつもの墓石が崩れたままになっていたり…。それでも、ポツンと県交通の無料バスの臨時停留所が出来ていたりして、少しずつ復興している動きがあります。

山手の神社が避難所になっている所を訪れると境内の小屋に通され、代表の方（60代後半と思われる男性）がポツポツと話をしてくれました。

「こんな小さな避難所に来てくれたのは、あなた方が初めてだ。ありがとう。（大阪に避難される場合の支援メニューのチラシを見て）私ら年寄はこの土地を出ていけない。でも、若い人なら大阪に行くのもいいだろう。震災前に地元を出ていくと『親を捨てるのか』とか言われたが、震災で家も親も失くした若い者も多い。そんな者たちは、このチラシを見て大阪に行くのもいいのではないかな。明日の朝礼で皆に声をかけてみよう」

しかし、ご存じの様に東北の方はなかなか本音を語られません。愚痴も言われません。陸前高田市の中学校の避難所を訪問した時には、こちらが声をかけると、年配の女性も男性も「わざわざ大阪から、ありがとうねえ」「ありがとうございます」と感謝の言葉を述べられるばかりで、「物資は足りていますか？」と聞いても、「大丈夫です、ありがとうございます」と返答されます。

それでも、別の小さな避難所に行った時に以下の様なやり取りがありました。

私：「何か困っている事はありませんか？」

お婆さん：「ありがとうねえ、大丈夫ですよ」

私：「物資は足りていますか？」

お婆さん：「ええ、ありがとう。わざわざこんな小さな避難所まで来てくれて」

私：「これから暑くなると虫よけとか欲しいでしょ」

お婆さん：「そうだねえ、あると良いけどねえ」

私：「無ければ、用意できるように言っておきますよ」

お婆さん：「そう、ありがとうねえ」

私：「他に困っている事はないですか？」

お婆さん：「そういえば、蟻が一杯いて、避難所に入って来るのよ」

私：「わかりました、蟻に効く虫よけが無いかな、聞いてみます」

お婆さん：「ありがとうねえ」

という具合に、繰り返し話をして、具体的にこちらから声をかける事で少しずつニーズが出て来る事があるので、継続した支援が必要です。



大槌町、岩手県交通の無料バス臨時停留所



大槌町、被災した大槌中学校庭に建設中の仮校舎

### ◎ボランティアについて

派遣期間中、府のボランティア支援の件で遠野市の社会福祉協議会に相談に行きました。遠野市は、被害の酷かった陸前高田市・釜石市・大船渡市・大槌町の後方支援を担当しており、この三市一町のボランティア調整を一手に担っています。理事の方曰く、「人手は幾らでも欲しい。多ければ多いなりに仕事はあるし、少なければ少ないなりにある。今やっとな被災地に重機が入れる様になり、本格的な瓦礫の撤去が始まった。これから、その後の片づけが始まる。これは人海戦術で行くしかない。多くの労力を要する。幾らでも人が来てほしい」「炊き出しボランティアは大歓迎。ただし、メニューが固定化しがちなので、大阪からならぜひタコ焼きやお好み焼きをしてほしい」との事でした。

### ◎大阪府からの派遣職員

大阪府及び府内の市町村から複数の職員が被災地に派遣されています。和泉市から大槌町に派遣された保健師さん曰く、「1階が被災していて到底、人が住んでいないと思っていた家の近くを夜に通ると、2階の隅に明かりが見えた。びっくりして訪問すると、一人

暮らしで要支援のおばあちゃんが居た。被災前はデイクアサービスでお風呂に行っていたが、一人では避難所にも行けず、ここで何とか暮らしていたらしい」との事でした。

また、高槻市の方が大槌町教育委員会に派遣され、仮校舎の建設指導に当たられています。公共施設建設のための資料も全て津波に奪われたので、この方は基礎資料となる専門書を購入するために、車で2時間かけて内陸部の大型書店を探されました。何とか1冊だけ購入できたので、その専門書を元に単価計算をしながら現在、山手の畑地を造成し仮校舎を建設する指導をされています。

同じく、町民課に派遣された豊中市の方は、戸籍業務につかれています。戸籍も住民票も多くが流されたため、町民の方の申告を元に一から住民基礎資料を作成されています。連日午後11時まで役場で仕事をされ、車で1時間かかる遠野市の宿舎に戻り、翌日は朝の6時過ぎに出て（朝は土木関係やガレキ撤去のトラック等で沿岸部は大渋滞です）8時前に役場に入り仕事をされています。それでも「やり甲斐があるので頑張ります」との事でした。

これらの方々以外にも宮古市に2名の保健師さんが、また大船渡市土木センターには大阪府の都市整備部から16名の職員が派遣されています。都市整備部の方々も来年3月末までの派遣で、被災した道路や河川・港湾の査定をするのですが、被災地周辺には宿泊施設がありません。そこで仕方なく、沿岸部から4km以上も山道を走った峠近くの宿坊（周囲にコンビニも売店もありません。携帯も圏外です）で寝泊まりされています。6月に入ってから被災地も暑くなり、作業する被災場所では埃と蠅が凄くて、マスクだけでなくゴーグルを嵌めて作業をされています。

## ◎最後に

僅か2週間余の支援参加でしたが、その中で考えた事は以下の二つです。

一点は、被災地への直接的な支援を長期的・継続的にする必要があるという事です。今回の震災の被害は広範囲に渡っており、1年2年で復興出来とは思えません。10年以上の支援が必要です。また、前述した様な地域の状況がありますので、一過性の支援ではなく出来るだけ継続した息の長い支援を、被災地と直接つながりながら行う事が必要だと感じました。

もう一点は、東北地方への間接的な支援、つまり東北各県を訪れる必要性です。盛岡の現地事務所で現地の方とお話する機会があったのですが、震災後、修学旅行生や観光客が激減しており、前年度比4割減の状況だそうです。地震や津波の被害を受けていない地域や産業も沈滞化しています。ところが、私自身、盛岡市内で生活をしましたが、若干の余震（震度1・2程度）はあるものの大阪で暮らすのと全く変わりありませんでした。一人でも多くの方が東北地方に行く事で現地の様子を知る事が出来ますし、長期的には東北各県の財源が潤い、被災地の復興に役立つと思います。

派遣から戻った直後の記録を元に今回の原稿を作成しましたが、あれから1年以上経つにも関わらず、被災地の現状は厳しいままです。報道の回数も減り、関西に住んでいると記憶が薄れていくのではないかと危惧しています。一人一人が出来る範囲でこれからも被災地と関わっていく必要性をひしひしと感じています。

|      |                                       |     |      |
|------|---------------------------------------|-----|------|
| 所 属  | 文化財保護課                                |     |      |
| 職 種  | 考古学                                   | 氏 名 | 横田 明 |
| 従事期間 | 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日（予定） |     |      |
| 派遣場所 | 岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化課                   |     |      |
| 従事業務 | 震災復興事業にかかわる埋蔵文化財の調査                   |     |      |

平成 24 年 4 月より教育委員会文化財保護課から岩手県に派遣されています。派遣先では県教育委員会生涯学習文化課に配属されており、震災復興事業にかかわる埋蔵文化財の調査を担当しています。埋蔵文化財関係では東北 3 県の教育委員会に北海道から鹿児島にいたる道府県からの派遣職員が在籍しています。平成 24 年度後半段階での埋蔵文化財関係派遣職員は、岩手県 10 名、宮城県 17 名、福島県 5 名で、大阪府教育委員会からは私 1 名が岩手県に派遣されています。私は阪神・淡路大震災の時にも 3 年間兵庫県教育委員会への支援で復興関係の発掘調査にかかわっており、震災派遣は今回で通算 2 回目になります。

震災があった平成 23 年 3 月 11 日は大阪にいましたが、あの時のことは忘れようがありません。テレビをつけると、今まさに町が津波に呑みこまれようとする映像が流れており、目前で繰り広げられる空前絶後の大惨事がすぐには現実の出来事だと認識できませんでした。

岩手に赴任して被災地をみて驚いたのは、沿岸地域の平地にある住宅や施設の被害は甚大で、集落全てがまるごと流されたところが多く、全くの廃墟となってしまったその寒々とした光景に呆然としました。それと同時にこれがわが町大阪だったらいったいどうだろうかと考えるのも頭をよぎり、単によその土地での出来事とは思えませんでした。

個人的な思い出との関係では、奇跡の一本松で有名となった陸前高田市の高田松原があります。かつて 20 年前に東北を旅行した折りに、今回被災した陸前高田ユースホステルに宿泊し、白砂青松の美しい松原を散策したことがあります。さわやかな海風を感じながらの散策は爽快な気分です、こんな素敵なお松林が大阪にもあったらいいのにと羨ましく思った記憶があります。実際に被災後の現地に行ってみて、地域を海風から守ってきた貴重な松林や町が津波によって一瞬で流されたことになんとも言えない喪失感を感じました。

さて岩手県での私の業務についてですが、復興事業に関する事前の分布・試掘調査などが主たる任務です。岩手県は四国に匹敵するくらいの面積を有しており、内陸部と沿岸部の間には北上山地の険しい山並みがそびえており、県庁から沿岸の宮古市までも車で最低 2 時間はかかります。内陸部と沿岸部は距離的にも地理的にも隔絶したものがあります。それだけに今まで開発自体がすくなく、遺跡の分布状況すらまともにつかめていないところが多いのです。そのようなところですから、発掘調査以前に、遺跡範囲を確定するために、分布調査、試掘調査から行わなければなりません。岩手は縄文時代の遺跡の宝庫です。三陸国道敷地内の分布調査の時にも、雑木林や杉林をおしわけて山の中に立ち入ると、あちこちで縄文土器が見られました。この地方で豊富に産出する砂鉄を利用した各時代の製鉄遺跡が多いのも特徴です。

また、今回の復興事業の大きな特徴としては、市町村支援での住宅高台移転にかかわる試掘調査があります。今回の地震では津波の被害が大きく、被災地では基礎だけ残った住宅、線路の基盤ごと流されて面影すらない鉄道施設などが散在しています。被災した住宅は海岸

近くの低地にあり、それを津波の危険性の少ない標高の高い地点に移転しようとするのが高台移転事業です。不思議なことですが、浸水被害のあった低地には遺跡が少なく、かわりに住宅移転の考えられている高台には、縄文時代の集落を主体に各時代の遺跡が豊富に分布しています。どうもこの地の先人たちは、どこが安全かということをよく理解し、そのような場所で営々と生活されていたようです。阪神・淡路大震災の折には高台移転はなく、基本的にはもとの場所で生活が再建できました。この点が阪神・淡路大震災の復興と今回の震災復興との一番大きな違いになっています。

住民の方にとって、早急に復興住宅を建設することは非常に切実な問題で、なるべく早急に住宅再建を進める必要があるのはもちろんのことです。一部では文化財調査が復興の障壁になっているなどと報道されたことがありますが、しかしながら私は、文化財調査の実施と復興住宅建設は対立する課題だとは思っておりません。調査を早く進めるのはもちろんのことですが、先人の知恵がつまった文化財を調査・顕彰し、新しい街づくりに反映させてこそ、安全で文化の香りのするまちが再建できると思っています。

以前に阪神・淡路大震災の復興調査の折にも、文化財調査など復興の障害になるのではという声がありました。しかし、この際にも現場に入り、現地の人々に我々が行っているのはどういう仕事なのか、この土地でどんなものがみつかっていて、どういう歴史があるのかということの説明にも努めました。地元の人々でも自分の居住している足元にどんな歴史が埋もれているのかということをご存知ない方が多く、先人が築いた土地の歴史を説明すると、非常に喜ばれる場合が多かったことは新鮮な記憶として残っています。これは岩手でも同様で、現場で縄文土器などの出土品を示しながら遺跡の概要を説明すると、大半の方々が非常な関心を示すと同時に土地に対する一層の親近感を持たれるようです。

また、市町村支援の現地で雇用されている作業員の方々もほぼ全員が被災者で、被災後数ヶ月間の避難所生活を経て、現在は仮設住宅で生活されている方が大半です。ともすれば互いに孤立しがちな仮設住宅での生活のようですが、発掘作業に参加すると、作業員同士のみならず現場の地元の方々とも気楽に会話ができて非常に楽しい、気分転換になると感想をのべられたのも印象的です。現場での作業自体が人々の生きる糧にもなっており、当初予想しなかったうれしい反応のひとつです。

関西の人間である私にとって、岩手や東北地方は未知の部分が多いとともに非常に魅力的なところでもあります。自然が豊かで、空気も水もおいしく、情に厚く、縄文遺跡群や世界遺産平泉のみならず、早池峰神楽（はやちねかぐら）や鹿踊（ししおどり）など独特の文化が豊富にある、有形・無形の文化遺産に恵まれたところです。でも現地の方々とお話をしていると、岩手や東北地方の文化の豊かさを認識されていない方々が多いように思われます。現地ではあたりまえすぎて価値を認識されていないようです。現地の人々があまり認識しておられない岩手の魅力を伝え、地元の魅力再発見につなげることも、よそからの支援者の



重要な使命ではないかと思えます。

岩手や東北地方も、土地の文化遺産を尊重し、いっそう魅力あふれる町として再生されることを切実に祈りながら、復興調査にたずさわる毎日です。



1 東日本大震災からの早期復旧・復興に向けた緊急提案

# 東日本大震災からの 早期復旧・復興に向けた緊急提案

～被災地の現状を踏まえて～

平成23年4月27日  
大阪府知事 橋下 徹

## 緊急提案にあたって

- \* 東日本大震災において、大阪府は、関西広域連合の一員として、府内市町村と密接に協力しながら、被災地支援に全力で取り組んでいます。特に、発災直後から府のカウンターパートである岩手県に現地連絡所を設置し、常駐の職員が地元県・市町と相談しながら、**現地の実情に沿った支援**に努めてきました。
- \* 被災地の現状については、現地連絡所や実際に支援活動を行っている職員から逐次報告を受けており、避難者の生活環境の改善、地域医療の回復、がれきの早期処理など、被災地の皆様の切実な課題への対応が急務と考えています。
- \* しかし、現状は、「全国からの支援が全体としてコーディネートされたものとはなっていない」、「既存の制度が足かせになり復興が迅速に進まない」、といった状況にあります。
- \* そこで、今回は、被災地の実情に即した対策を直ちに実施するため、『復興推進の新たな枠組み』『復興を日本全体で支える』という観点から、8項目の緊急提案をとりまとめました。国におかれては、提案の趣旨をご理解いただき、積極的な対応をお願いします。

### 派遣職員が見た被災地

■被災地支援活動の全体のマネジメントが難しい状況

全国から自治体やボランティアが被災地に支援に入っているが、全体のコントロールがとれていないため、個別・重複した対応になっている側面も否めず、せっかくの支援活動が住民に効果的に届かない。

■現地自治体機能の喪失

役場機能が失われ、機能回復の目途が立っていない自治体が数多くある。職員の絶対数が不足しており、避難者ケアで手一杯。復興への取組が遅々として進まない。

がれき処理、罹災証明の発行等、被災自治体には、膨大な業務が発生。また、多くの職員が被災しており、被災自治体だけでは、とても処理できない。

■未曾有の災害に際し、既存制度が足かせ

被災者のケア、復興事業への着手にあたり、既存の制度が壁となり、煩雑な手続き等、被災自治体の負担を増大させ、復興自体への着手を遅らせることにもなっている。

### 復興推進の新たな枠組み

○強力な司令塔の設置  
【提案1】 →P4

○役場機能の丸ごと代行【提案2】 →P5

○緊急特例措置の導入【提案3】 →P6



2

### 派遣職員が見た被災地

■被害の甚大性

被災者がまさに言葉で失う状態。被害の大きさについて、報道レベルとの乖離を強く感じた

■長期化する避難生活

避難所ではプライバシーの確保も難しく、避難者の精神的負担も増大。仮設住宅の供給も遅れている

■地域医療の混沌

現地の病院・医療現場が混乱。症状に応じた治療ができていない。せっかく他県から医療スタッフが派遣されても、医療体制が崩れている状況。また、特に重症者が、どの病院で治療が受けられるのかわからない状態

■大量のがれきとその処理

大量のがれきが復旧・復興の大きな妨げになっている。被災地域だけでは、処理に3年以上必要。一方で、大量のがれきを横に、日常の生活も戻りつつあるが、危険と隣合。

■高まる風評被害と経済的打撃

福島原発事故による風評被害は、住民生活や経済再建にとって大きな障害。特に農作物の風評被害は深刻

被災地外でも、全国的にホテル・旅館での宿泊キャンセル等増加。工業製品・食品等の輸出では、海外の通関から「放射能汚染証明書」等の添付を求められるなど、問題発生

### 復興を日本全体で支える

○全国遠隔避難の計画的実施  
【提案4】 →P7

○被災者の視点に立った「支援型情報システム」への転換【提案5】 →P8

○地域の保健・医療体制の再建  
【提案6】 →P9

○広域での災害廃棄物(ガレキ)の受入れ【提案7】 →P10

○風評被害の防止【提案8】 →P11



3

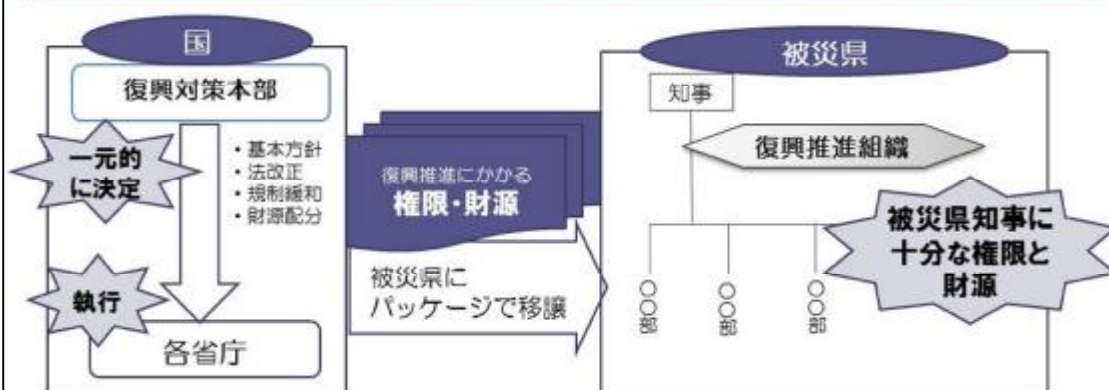
## 【提案1】強力な司令塔の設置

### 国復興対策本部を直ちに設置

- 復興対策本部を立ち上げ、復興対策の基本方針や被災地の復興支援スキームを一元的に決定し、本部の強いリーダーシップのもと、各省庁が復旧・復興事業を推進する。

### 被災県ごとに復興推進組織の設置

- 阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興組織により、被災地の意向や実情を反映した復興対策が効果的に実施された。被災県が、国の復興対策本部と強力にタッグを組んで、地域実情に応じた的確な対策を迅速に実施できるよう、被災県ごとに推進組織を設置し、権限・財源を大幅に移譲。



4

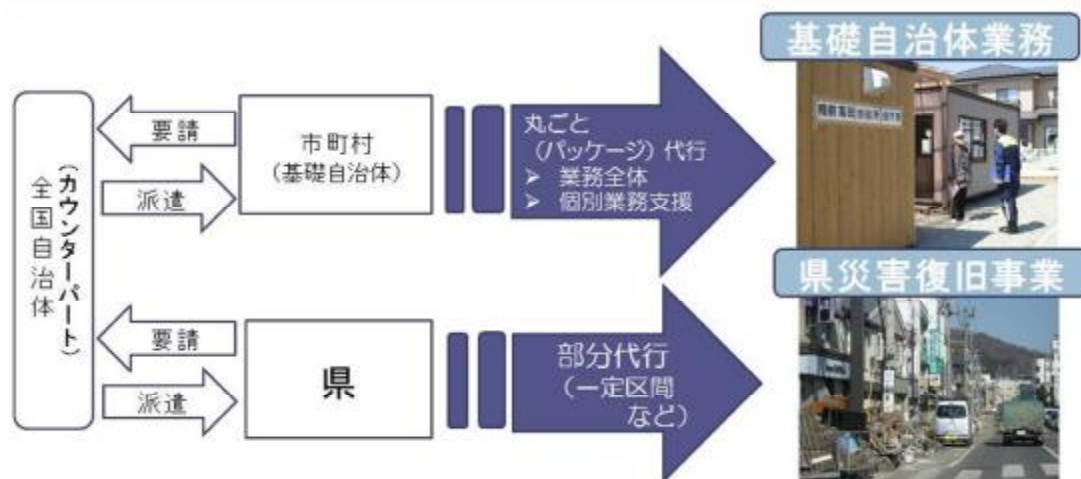
## 【提案2】役場機能の丸ごと代行

- 被災地では、多くの市役所や役場が壊滅的な被害を受け、行政機能そのものが失われるという。地域防災計画では想定されていない事態が発生している。

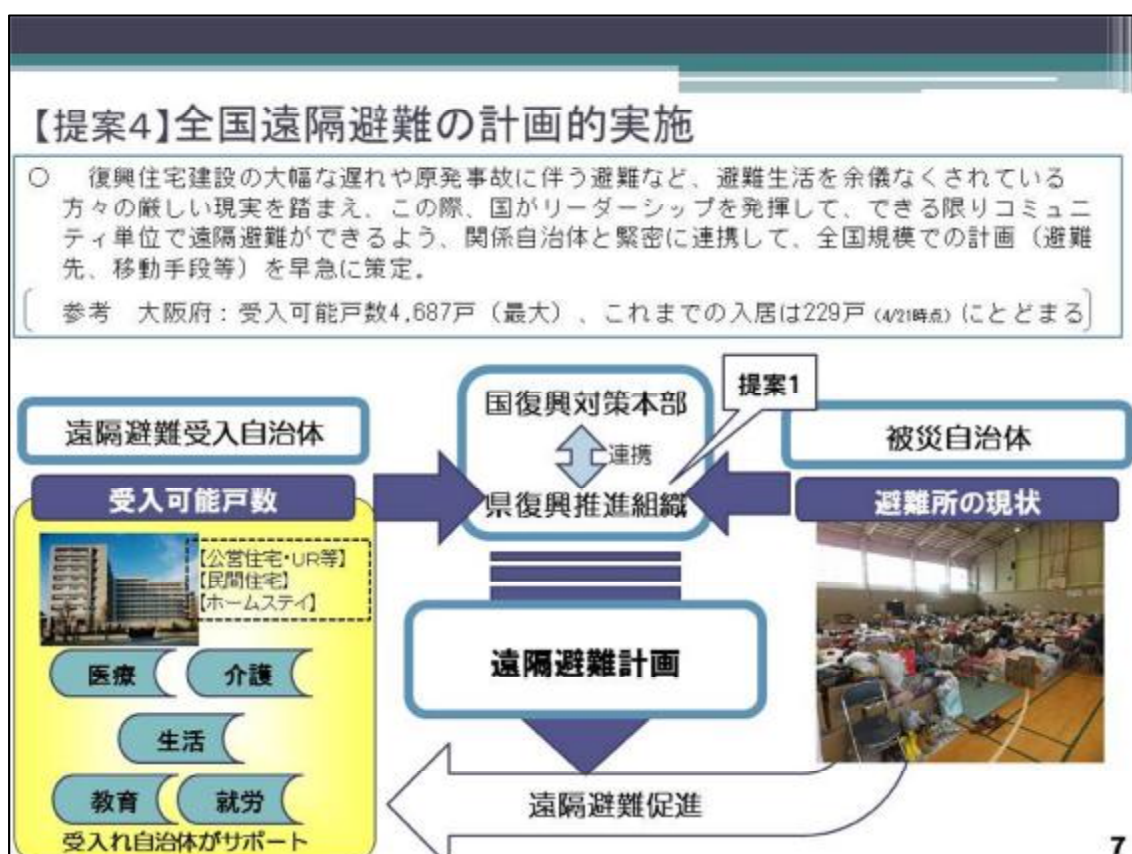
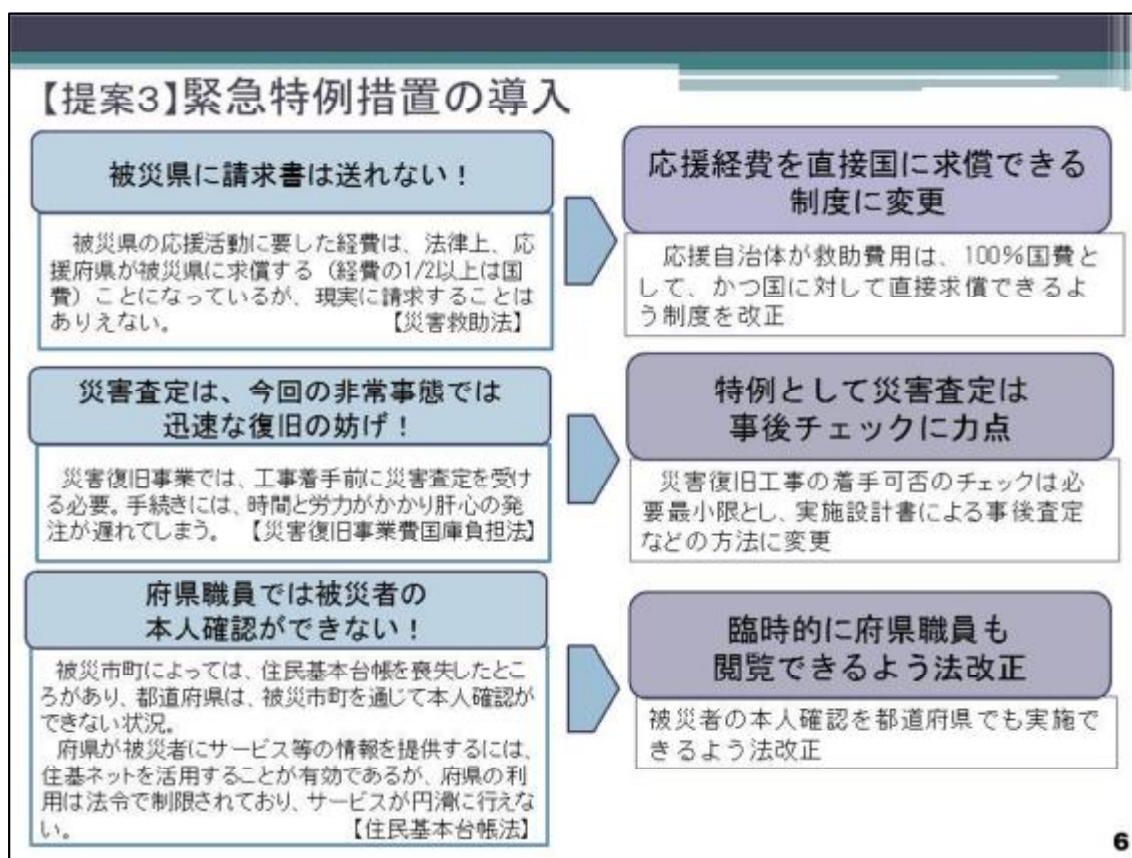
このため、全国の自治体(支援力カウンターパート)によって、被災市町村業務を丸ごと(もしくは事業パッケージごと)に、長期間継続的に代行・支援すべき。

(→このために必要がある場合には、新たな仕組みを導入する。)

- また、県の復旧事業等の一定区間を「復興推進組織」が実施し、県の負担軽減をはかる。

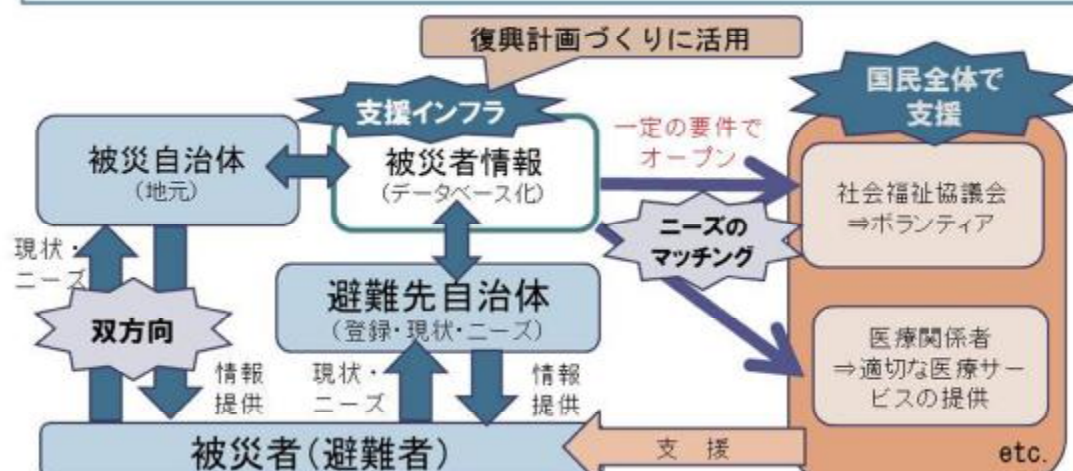


5



## 【提案5】被災者の視点に立った「支援型情報システム」への転換

- 「全国避難者情報システム」は、遠隔避難者への行政情報提供のための管理型制度として導入されている。
- これを、避難地だけでなく、被災地に暮らす全ての被災者の現状、ニーズを双方向的に把握し、ニーズと支援内容の最適化(マッチング)に活用することで、支援型システムへと転換する。
- また、被災者の全体状況を把握することで、今後の復興計画づくりの見取図として役立てる。

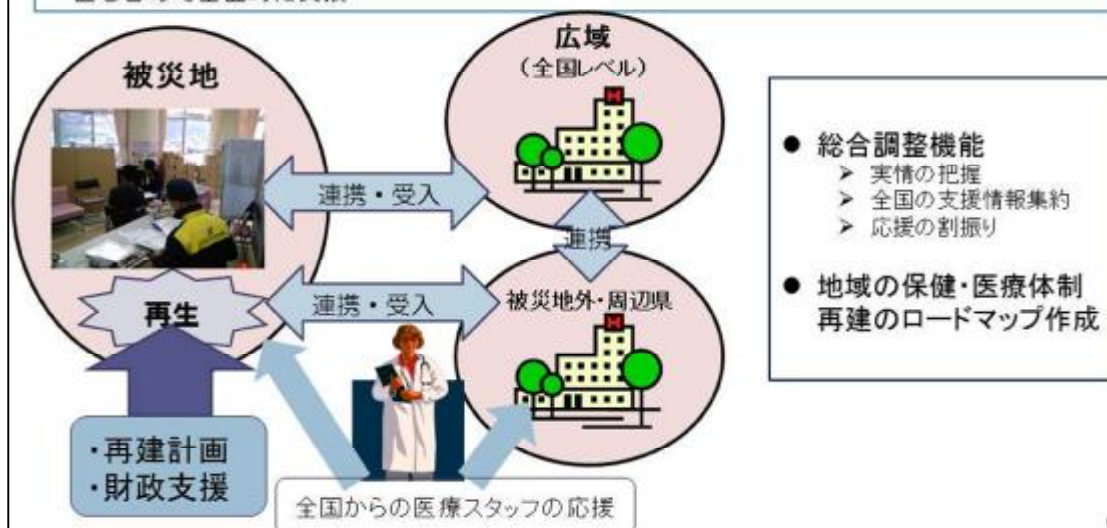


8

## 【提案6】地域の保健・医療体制の再建

### 【提案】

- 被災地では、医療機関そのものが大きな被災を受け、重症者が十分な医療を受けられない可能性があるため、被災地外の医療機関を活用して、必要な治療を受けられる仕組みを緊急に構築する。  
⇒ 阪神・淡路大震災では急性心筋梗塞や脳卒中、消化管出血等が顕著に増加
- あわせて病院や診療所の再開など地域の保健・医療体制を再建する計画を策定し、財政措置も含めて全面的に支援



9

## 【提案7】広域での災害廃棄物(ガレキ)の受入れ

○被災地では、大量のガレキが発生しており、復旧を妨げている。その処分は、被災県単独では、困難な状況にあり、近隣府県のみでなく、全国的に受入れ可能な処分地に輸送して広域的に処理。

【制度改正等提案】

- ・ 処理担当地域や処理量を国がコーディネート
- ・ 特別法等による法的制約の特例措置
- ・ 処理に係る様々な費用の国庫負担対象を明確化する。



10

## 【提案8】風評被害の防止

### 海外への正確な情報発信

原子力発電所の事故に伴う輸入制限措置や渡航自粛などにより、日本経済が大きな打撃を受けている中、平静を取り戻し、安心につながるよう、諸外国に対し、正確なデータ等を示し、安全をアピール

### 農水産物の安全確保の徹底

基準値を超える農林水産物等が市場に出回らないことが消費者の信頼の要。国として、出荷制限の措置を徹底するとともに、流通しているものは「安全」であることを積極的に広報

### 工業製品・食品等の輸出対策

諸外国・地域から「放射能非汚染証明」等の添付を求められたり、外国船の寄港が取りやめられるなどの支障が生じている。こうした事態の長期化・拡大による工業製品や食品等の輸出への影響は、日本経済に多大な損失をもたらすことから、国の責任において客観的データに基づく正しい情報を発信

11

本提案書は、被災地の厳しい現状を踏まえて、国のリーダーシップのもと緊急に取り組むべき事項について、橋下知事の緊急提案としてとりまとめたものである。大阪府として、関係団体・機関との調整を終えたものではないが、被災地の復興を進めるにあたり、時期を逸することなく提案するものである。

## 2 平成22年度補正予算、平成23年度補正予算による措置等

## 平成22年度一般会計補正予算について (平成23年3月25日専決)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震等による大規模災害の発生を受け、府として、被災地への職員派遣、救援物資の送付等の被災地に対する人的・物的支援とともに、府域での受入支援をあわせて実施し、最大限の支援に努めている。その一環として、被災した住民等が大阪府内へ避難されたときに、その世帯に対し見舞金を支給する。また、同地震の際に破損した咲洲庁舎の緊急補修工事を行う。

## 【1】 予算規模

(単位:百万円)

| 区分   | 補正前予算額    | 補正額 | 補正後予算額    |
|------|-----------|-----|-----------|
| 一般会計 | 3,910,055 | 38  | 3,910,093 |

## 【2】 補正予算の内訳

## (1) 歳入

(単位:百万円)

|           | 補正額 |
|-----------|-----|
| 寄 附 金     | 10  |
| 基 金 繰 入 金 | 28  |
| 避難者支援基金   | 10  |
| 財政調整基金    | 18  |
| 合 計       | 38  |

## (2) 歳出

(単位:百万円)

|             | 補正額 |
|-------------|-----|
| 一 般 施 策 経 費 | 38  |
| うち基金積立金     | 10  |

## 【3】 補正項目

単位:千円

## ○ 府内への避難者に対する見舞金の支給

31,151

【福祉部】

府内への避難者に対し、当座の生活費に充当していただくため、見舞金を支給。そのための府民の皆様からの支援金の受け皿として、新たに「東北地方太平洋沖地震等府内避難者支援基金」を設置。  
\*見舞金:2,000万円、基金積立金:1,000万円、その他事務費:115万円

〔支給対象者〕

以下のすべてに該当する世帯(原則として世帯主への給付)

- 次のいずれかの地域に平成23年3月11日現在住所を有し、大阪府内へ避難してきた世帯
  - 平成23年東北地方太平洋沖地震により、災害救助法(昭和23年10月18日法律第118号)の適用となった地域
  - 平成23年3月12日以降に発生した長野県北部を震源とする地震により、災害救助法の適用となった地域
  - ①②の地震により被災したため、災害救助法(昭和23年10月18日法律第118号)に基づく特例措置が必要な地域として、各県知事が設定した地域  
※東京都(帰宅困難者対応)除く
  - 平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民の退避指示の対象となった地域
- 大阪府内の府営住宅等に当分の間(1か月以上)居住し、連絡が取れる世帯

〔給付金額〕

一世帯当たり 10万円(1回限り) ※ただし、単身者については5万円

〔事業期間〕

23年3月下旬(日程調整中)～6月30日(予定)

※支援金の受付け(別紙)

※見舞金の申込みの詳細(期間、方法等現在調整中)は来週早々に報道発表予定

## 平成23年度一般会計補正予算(第3号)について

(平成23年3月30日専決)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震等による大規模災害の発生を受け、府として、22年度補正予算(3月25日専決)に引き続き切れ目ない支援を行うため、被災地への職員派遣、救援物資の送付といった被災者に対する人的・物的支援に加え、府域での受入支援を実施するとともに、被災した住民等が大阪府内へ避難されたときに、その世帯に対し見舞金を支給する。あわせて、府においても、食品の流通監視体制の強化を図るため、府立公衆衛生研究所等において放射性物質検査機器の整備を行う。

### 【1】 予算規模

(単位:百万円)

| 区分   | 補正前予算額    | 補正額   | 補正後予算額    |
|------|-----------|-------|-----------|
| 一般会計 | 3,244,092 | 2,510 | 3,246,602 |

### 【2】 補正予算の内訳

#### (1) 歳入

(単位:百万円)

|         | 補正額   |
|---------|-------|
| 寄附金     | 480   |
| 基金繰入金   | 2,025 |
| 避難者支援基金 | 480   |
| 財政調整基金  | 1,545 |
| その他     | 5     |
| 合計      | 2,510 |

#### (2) 歳出

(単位:百万円)

|        | 補正額   |
|--------|-------|
| 建設事業費  | 27    |
| 単独     | 27    |
| 一般施策経費 | 2,483 |
| 合計     | 2,510 |

### 【3】 補正項目

単位:千円

#### ○ 現地対策本部(岩手県)の体制整備、人的支援

451,591

【政策企画部】

関西広域連合で合意したカウンターパートナーとして、和歌山県と合同で現地対策本部(大阪府5名、和歌山県2名)の拠点を確保、運営する。また、職員派遣に必要な旅費を措置する。

#### ○ 被災地への支援物資の購入、搬送等

88,000

【政策企画部】

被災地に対する物的支援として、岩手県の実情に基づき救援物資を確保する。

#### ○ 府内への避難者のための住まいの確保

888,802

【政策企画部、住宅まちづくり部】

被災者の受入れのため、入居に必要な府営住宅の住戸内の修繕を行うとともに、生活用品の購入等を行う。

#### ○ 府内への避難者に対する見舞金の支給

480,000

【福祉部】

府内へ避難してきた世帯で大阪府内に当分の間(1か月以上)居住する予定の世帯に対し、当座の生活費に充当していただくため、府民の皆様から支援金を募り、見舞金を支給。(22年度補正予算(平成23年3月25日専決)により制度創設)

〔給付金額〕 一世帯当たり 10万円(1回限り) ※ただし、単身者については5万円

〔申込期間〕 23年3月29日～6月30日(予定)

#### ○ 放射性物質検査機器の購入

35,007

【健康医療部】

東北地方太平洋沖地震の被災による原子力緊急事態宣言を受け、府においても、食品の流通監視体制の強化を図るため、府立公衆衛生研究所等において放射性物質検査機器の整備を行う。

#### ○ 咲洲庁舎の緊急補修

66,885

【総務部】

東北地方太平洋沖地震の際に破損した咲洲庁舎の緊急補修工事(防火戸、天井、消火栓等)を実施する。  
※22年度補正予算(平成23年3月25日専決)で設定した債務負担の現年化

## 平成23年度9月補正予算案の概要

(平成23年9月20日提出予定)

### 【1】 編成方針

9月補正予算案は、先般発生した東日本大震災の被災者等への継続的な支援や、震災に起因して防災上の対応が必要となるものなど、当初予算編成後において生じた情勢の変化に伴い緊急に措置しなければならないものに対応するため、一般会計補正予算(第4号)案として編成した。

### 【2】 規模

単位:百万円

| 区 分     | 補正前       | 補正額   | 補正後       |
|---------|-----------|-------|-----------|
| 一 般 会 計 | 3,246,602 | 2,764 | 3,249,366 |
| 特 別 会 計 | 1,033,666 | 0     | 1,033,666 |
| 計       | 4,280,268 | 2,764 | 4,283,032 |

※ 特別会計の補正は、地域整備事業会計における特別損失の計上(資金不要)

### 【3】 内訳

#### 1 歳 出

#### (1) 性質別内訳

単位:百万円、%

| 区 分                       | 補正前       | 補正額     | 補正後       | 構成比   |
|---------------------------|-----------|---------|-----------|-------|
| 義 務 的 経 費                 | 1,196,738 | 11      | 1,196,749 | 36.8  |
| 人 件 費                     | 850,113   | 11      | 850,124   | 26.2  |
| 扶 助 費                     | 60,153    | 0       | 60,153    | 1.8   |
| 公 債 費                     | 286,472   | 0       | 286,472   | 8.8   |
| 税 関 連 歳 出                 | 436,689   | 0       | 436,689   | 13.4  |
| 建 設 事 業 費                 | 226,083   | 380     | 226,463   | 7.0   |
| 国 庫 補 助                   | 150,119   | 38      | 150,157   | 4.6   |
| 単 独                       | 75,964    | 342     | 76,306    | 2.4   |
| 一 般 施 策 経 費               | 1,387,092 | 2,373   | 1,389,465 | 42.8  |
| 貸 付 金                     | 660,305   | 0       | 660,305   | 20.3  |
| 補 助 金 等                   | 525,148   | 522     | 525,670   | 16.2  |
| 積 立 金                     | 50,271    | 1,542   | 51,813    | 1.6   |
| そ の 他                     | 151,368   | 309     | 151,677   | 4.7   |
| うち被災者生活再建<br>支援基金出資金      | 0         | 5,568   | 5,568     | 0.2   |
| うちふるさと雇用再生・<br>緊急雇用創出基金事業 | 28,981    | ▲ 5,726 | 23,255    | 0.7   |
| 歳 出 合 計                   | 3,246,602 | 2,764   | 3,249,366 | 100.0 |
| うち一般歳出                    | 2,473,170 | 1,222   | 2,474,392 | 76.1  |

(注) 一般歳出は、公債費や積立金などを除いたもの

## (2) 部局別内訳

単位: 百万円、%

| 部 局 名          | 補正前       | 補正額     | 補正後       | 構成比   |
|----------------|-----------|---------|-----------|-------|
| 政 策 企 画 部      | 13,007    | 5,694   | 18,701    | 0.6   |
| 総 務 部          | 812,127   | 130     | 812,257   | 25.0  |
| 府 民 文 化 部      | 100,914   | 214     | 101,128   | 3.1   |
| 福 祉 部          | 436,358   | 0       | 436,358   | 13.4  |
| 健 康 医 療 部      | 90,224    | 1,731   | 91,955    | 2.8   |
| 商 工 労 働 部      | 708,165   | ▲ 5,656 | 702,509   | 21.6  |
| 環 境 農 林 水 産 部  | 18,150    | 198     | 18,348    | 0.6   |
| 都 市 整 備 部      | 169,310   | 0       | 169,310   | 5.2   |
| 住 宅 ま ち づ くり 部 | 65,828    | 0       | 65,828    | 2.0   |
| 公 安 委 員 会      | 255,010   | 111     | 255,121   | 7.9   |
| 教 育 委 員 会      | 572,461   | 342     | 572,803   | 17.6  |
| そ の 他          | 5,048     | 0       | 5,048     | 0.2   |
| 計              | 3,246,602 | 2,764   | 3,249,366 | 100.0 |

(各表においては、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。)

※ 補正前の額は、補正予算(第3号)後の現計に、部局間の事業移管を反映したもの。

## 2 歳 入

単位: 百万円、%

| 区 分                         | 補正前       | 補正額     | 補正後       | 構成比   |
|-----------------------------|-----------|---------|-----------|-------|
| 府 税                         | 1,057,441 | 0       | 1,057,441 | 32.5  |
| 地 方 消 費 税 清 算 金             | 174,311   | 0       | 174,311   | 5.4   |
| 地 方 譲 与 税                   | 111,215   | 0       | 111,215   | 3.4   |
| 地 方 特 例 交 付 金               | 10,000    | 0       | 10,000    | 0.3   |
| 地 方 交 付 税                   | 295,000   | 0       | 295,000   | 9.1   |
| 国 庫 支 出 金                   | 231,764   | 1,629   | 233,393   | 7.2   |
| 府 債                         | 382,640   | 358     | 382,998   | 11.8  |
| 通 常 債                       | 87,640    | 358     | 87,998    | 2.7   |
| 行 革 推 進 債 等                 | 8,000     | 0       | 8,000     | 0.2   |
| 減 収 補 て ん 債                 | 7,000     | 0       | 7,000     | 0.2   |
| 臨 時 財 政 対 策 債               | 280,000   | 0       | 280,000   | 8.6   |
| そ の 他                       | 984,231   | 777     | 985,008   | 30.3  |
| 財 政 調 整 基 金 *               | 49,054    | 5,965   | 55,019    | 1.7   |
| 緊 急 雇 用 創 出 事 業 臨 時 特 例 基 金 | 31,389    | ▲ 5,726 | 25,663    | 0.8   |
| 歳 入 合 計                     | 3,246,602 | 2,764   | 3,249,366 | 100.0 |

(各表においては、端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。)

※ \*の財政調整基金には、国経済対策関係で積み立てたものに係る取り崩し分は含んでいない。

○ 補正後の財政調整基金残高

83,509 百万円

## 【4】 主な(補正)項目

(単位：千円)

## (1) 震災関連対応事業

## 被災者等への支援

- ・ 東日本大震災による被災者への災害弔慰金の支給 11,250  
【政策企画部】  
「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく負担金(市町村1/4、府1/4+国2/4)  
府内市町村の住民の死亡(単身赴任者など4名分)
- ・ 災害用備蓄物資の購入 100,300  
【政策企画部】  
①被災県へ拠出した災害用備蓄物資の復元(63百万円)  
②東日本大震災に伴い落札辞退となった平成22年度調達分(アルファ化米)の購入費 (37百万円)
- ・ 被災者生活再建支援基金に対する府負担金 5,567,679  
【政策企画部】  
被災者の生活再建のため、都道府県が相互扶助の観点から設置している基金に対し府負担分を拠出  
①追加拠出分:総額342億円のうち府21.6億円 特別交付税 100%  
②基金復元分:総額538億円のうち府34.0億円 特別交付税 95% ] → 53.9億円
- ・ 高校生修学等支援基金の積み立て 41,565  
【府民文化部】  
東日本大震災により被災し、経済的理由で就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に対する緊急的な就学支援策として、国において措置された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を「高校生修学等支援基金」に積立
- ・ 被災生徒等受入に対する私立学校授業料等減免事業補助 24,882  
【府民文化部】  
東日本大震災により被災し、経済的理由で就学等が困難となった世帯の幼児生徒に対し、授業料等の減免措置を行った大阪府内の私立学校設置者に対する補助(高校生修学等支援基金を活用)  
対象:幼稚園 21人 高等学校 2人 専修・各種学校 25人
- ・ 被災児童生徒等に対する就学等の援助 16,683  
【教育委員会】  
東日本大震災により被災し、経済的理由で就学等が困難となった世帯の児童生徒等に対し、就学等の援助を行った市町村に補助(高校生修学等支援基金を活用)  
対象:幼稚園 60人 小学校 146人 中学校 45人
- ・ 緊急スクールカウンセラーの配置 9,996  
【教育委員会】  
東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラーを配置  
対象:小学校62校・88名 中学校23校・25名 1校あたり3時間・6回程度
- ・ 東日本大震災被災県への警察部隊派遣 52,775  
【公安委員会】  
東日本大震災発生に伴い、被災県において行方不明者の捜索や警ら活動などを行う広域緊急援助隊等の部隊派遣にあたり、必要となっている警察車両の往復に要する燃料費

### 3 「大阪府東日本大震災等被災者支援基金」による修学旅行支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府東日本大震災等被災者支援基金条例（平成23年大阪府条例第71号）第1条にある「その他の当該被災者に対する支援」について、被災地の中学校、高等学校等が実施する修学旅行を支援するために、同条に規定する東日本大震災等被災者支援基金（以下、「基金」という。）の範囲内において、支援補助金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災地 岩手県・宮城県・福島県をいう

(2) 中学校・高等学校等 次のいずれかに該当するものをいう。

- ・学校教育法(昭和22年法律第26号)（以下、「法」という）第1条で規定する中学校
- ・法第1条で規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校並びに高等専門学校であつて、同法第53条の規定により高等学校に置かれた全日制課程及び定時制課程、法第54条の規定により高等学校に置かれた通信制課程、法第66条に規定する中等教育学校、法第76条第2項に規定する特別支援学校中学部・高等部、法第115条に規定する高等専門学校並びに法第125条に規定する専修学校の高等課程

(3) 修学旅行 中学校・高等学校等の教育課程において、学校行事等に位置づけて実施される旅行をいう。

(支援対象校)

第3条 支援金支給の対象校は、次に掲げる全ての要件を満たす中学校・高等学校等とする。

(1) 被災地に所在していること

(2) 東日本大震災の被災を理由とし、平成23年度中に実施予定の修学旅行を中止または延期したこと

(3) この要綱の定める支援金を活用することにより、中止または延期した修学旅行が平成23年度中に実施可能となること

(支援対象とする修学旅行の要件)

第4条 支援金支給の対象とする修学旅行については、大阪府内に1泊以上宿泊するものとする。

第5条 前2条の規定にかかわらず、支援金の支給が適当と知事が判断する場合は、支援金を支給することができる。

(支援金の対象経費)

第6条 支援対象経費は、修学旅行の実施に直接要する経費のうち、修学旅行に参加する生徒が均等に負担すべき経費の額とする。

ただし、当該修学旅行について「被災者児童生徒就学援助」等の補助がある場合は、その補助金額を控除した額を支援対象経費とする。

(支援金の支給額等)

第7条 支援金の支給額は、前条に規定する経費の額と100,000円のいずれか少ない額を上限とし、基金の範囲内で別に定める。

(申請及び申請の受付期間)

第8条 支援対象校は、大阪府修学旅行支援補助金交付申請書(様式1)を作成し、被災地の県担当部局を通じて、知事に提出する。

(支給の決定)

第9条 前条の規定により申請があった場合、知事は、内容を審査の上、支給の決定をしたときは交付決定通知書(様式2)により、不支給の決定をしたときは不交付決定通知書(様式3)により申請者に通知する。

2 前項の規定による審査を行うため、学校及び生徒の被災の状況等について、支援対象校及び同校を所管する県部局に確認することがある。

3 支援金は中学校・高等学校等において管理する会計等(学校長名義の銀行口座等)で受け入れることとする。

(実績報告)

第10条 前条第1項の規定により、支給の決定を受けた中学校・高等学校等は、修学旅行を実施した後、速やかに実績報告書(様式4)に次に掲げる書類を添えて知事に提出する。

(1) 修学旅行の実施状況がわかる資料(写真等を含む)

(2) 修学旅行費用の支払いを証する書類(旅行費用の精算書、領収書等)

(支援金の額の確定と交付)

第11条 前条の規定により実績報告書の提出があった場合、知事は、内容を審査の上、支援金の額を確定したときは、確定通知書(様式5)により、申請者に通知する。

2 前項の規定による確定通知書を通知後、速やかに支援金を交付することとする。

なお、止むを得ない理由により知事が必要と認める場合は、概算払いをすることができる。

(支給の取消し等)

第12条 知事は、支援対象校が虚偽の申請その他不正な手段により支援金の決定を受けたことが判明したときは、支給決定を取り消す。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、すでに支給した支援金の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本支援金の支給について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

## 4 東日本大震災被災地ボランティア等支援事業大阪府実行委員会規約

(名称)

第1条 この実行委員会は、東日本大震災被災地ボランティア等支援事業大阪府実行委員会(以下「実行委員会」という。

(事務所)

第2条 実行委員会は、主たる事務所を大阪府大阪市中央区大手前2丁目(大阪府政策企画部危機管理室内)に置く。

2 実行委員会は、その他の事務所を岩手県遠野市東館町8番12号(関西広域連合岩手県現地事務所(大阪府現地支援本部遠野事務所))に置く。

(目的)

第3条 東日本大震災における被災地へのボランティア派遣等を実施し、そのノウハウを蓄積するとともに、多様な支援メニュー及びボランティアパッケージの開発と、被災地支援を通じて新しい公共の発展に貢献し、府民のボランティアに関する意識啓発及びNPO団体の発展活動の促進を目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 東日本大震災被災地ボランティア等支援事業に関する事
- (2) 継続的な支援を実施するための普及啓発活動・調査研究に関する事
- (3) その他被災地支援事業に必要な事項に関する事

(構成団体等)

第5条 実行委員会の設立当初の構成団体は、別紙に記載の団体で構成する。

- 2 構成団体には、委員長の許可により新たな団体を追加することができる。
- 3 構成団体等は相互に連携し、第4条の事業を実施する。

(組織)

第6条 実行委員会は、別紙に記載の委員をもって組織する。

- 2 実行委員会は、必要に応じて委員を追加することができる。
- 3 実行委員会は、目的を達成するため、企画部会及び事業部会の専門部会を設置し、別紙の部会員で構成する。

(役員)

第7条 実行委員会の委員長は委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表するとともに会務を総括する。
- 3 委員長が事故等により職務を遂行できないときは、事前に委員長が指名した委員が代行する。

(会議)

第8条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、実行委員会の運営及び事業の実施に関する重要事項を審議・決定する。
- 3 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって、会議が成立したものとする。
- 4 議決は、出席委員の過半数の賛成をもって成立することとし、可否同数の場合は、委員長

が決することとする。

5 やむを得ず会議に出席できない委員は、構成団体の他の者を代理人として出席を委任することができる。

6 前項により代理出席した者は、第3項及び第4項について出席したものとみなす。

7 委員及び委員が指定する者の代理出席が困難な場合は、文書等により意見を述べるができる。

(事業計画及び予算)

第9条 実行委員会の事業計画及び予算等は、前条の会議で決定する。

(会計監事)

第10条 実行委員会の会計監査を行うため、会計監事2名を置く。

2 会計監事は、別紙のものをもって充てる。

3 会計監事は、経費の執行等について監査し、その結果を実行委員会に報告する。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、大阪府政策企画部危機管理室に実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の運営及び会計処理に関する事項は、別に定める。

(解散)

第12条 実行委員会は、その目的を達成したときに解散する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成23年7月15日から施行する。

別紙

第5条第1項関係

構成団体一覧

| 団体名                 | 代表役職 | 代表者   | 備考 |
|---------------------|------|-------|----|
| 大阪府                 | 知事   | 橋下 徹  |    |
| (財)大阪府消防協会          | 会長   | 秋田 治夫 |    |
| (NPO)南大阪地域大学コンソーシアム | 理事長  | 奥野 武俊 |    |
| (社団)大阪府専修学校各種学校連合会  | 会長   | 福田 益和 |    |
| (社福)大阪府社会福祉協議会      | 会長   | 梶本 徳彦 |    |
| 大阪府生活協同組合連合会        | 会長理事 | 津村 明子 |    |

第6条第1項関係

実行委員会委員名簿

|    |                            |       |
|----|----------------------------|-------|
| 委員 | 大阪府危機管理監                   | 藤岡 巧一 |
| 委員 | (財)大阪府消防協会 事務局長            | 山本 茂義 |
| 委員 | (NPO)南大阪地域大学コンソーシアム 事務局長代理 | 小林 慶行 |
| 委員 | (社団)大阪府専修学校各種学校連合会 事務局長    | 西脇 康則 |
| 委員 | (社福)大阪府社会福祉協議会 地域福祉部長      | 林 洋司  |
| 委員 | 大阪府生活協同組合連合会 専務理事          | 安本 正男 |

第6条第3項関係

専門部会一覧

| 企画部会                                        | 事業部会                                                              |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 学識経験者                                       | (財)大阪府消防協会、(NPO)南大阪地域大学コンソーシアム、(社団)大阪府専修学校各種学校連合会その他実行委員会から推薦された者 |
| 大阪府生活協同組合連合会、(社福)大阪府社会福祉協議会その他実行委員会から推薦された者 |                                                                   |
| 実行委員会事務局長                                   | 実行委員会事務局長                                                         |

第10条第1項関係

会計監事

|                      |
|----------------------|
| (財)大阪府消防協会から推薦された者   |
| 大阪府生活協同組合連合会から推薦された者 |

## 5 ホームステイ受入家庭募集要項、ホームステイ希望児童募集案内

### 東日本大震災による被災児童の ホームステイ受け入れボランティア募集要項

東日本大震災で被災し、現在、不自由な避難生活をされている児童\*が、安定した学校生活を送っていただけるよう、ホームステイを受け入れていただけるご家庭を募集します。

\*（注）対象は、原則として18歳以下で、小、中、高等学校等及び専修学校、各種学校に就学している児童です。

#### 1 募集の条件

- (1) 大阪府内のご家庭で、責任を持って児童を受け入れ、安定した学校生活と家庭環境を提供できること
- (2) 1学期以上、できれば1年間程度の期間、受け入れが可能であること
- (3) 必要な生活スペースが提供できること
- (4) 寝具、生活用品、食事の提供ができること
- (5) 受け入れ候補に選定された場合に、大阪府が実施する説明会に参加が可能であること
- (6) 受け入れ決定後、ご家族全員がボランティア保険に加入していただけること
- (7) ホームステイの受け入れにかかる費用をご負担いただけること

#### 2 申込み方法

インターネット又はファクシミリ、郵送によりお願いします。口頭又は電話での申込みは受け付けておりません。

なお、お知らせいただきたい事項は、次のとおりです。

- ・ 住所、氏名、連絡先、家族構成、空き部屋の状況
- ・ 児童福祉または教育分野の業務に携わった経験の有無 [(例) 児童委員、主任児童委員、児童福祉施設関係者、学校教員など]
- ・ ホームステイを受け入れた経験の有無
- ・ 受け入れ可能人数、年齢
- ・ 受入開始可能時期、受入可能期間

(※ホームステイのご希望者があった場合は、後日さらに詳細をお尋ねすることがあります。)

##### (1) インターネットによる申込み

以下のホームページにある申し込みフォームからお申込みいただけます。

アドレス：<https://www.shinsei.pref.osaka.jp/ers/input.do?tetudukiId=2011030018>

## (2)ファクシミリ又は郵送による申込み

募集要項にある「被災児童のホームステイ受入れボランティア申込書」により、以下のファクシミリ番号又は住所へ送付してください。

ファクシミリ番号：06-6944-3052

住所：〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目

福祉部 子ども室 子育て支援課 企画グループ

「ホームステイ受入れボランティア」担当 あて

## 3 ホームステイご希望者への情報提供

お申込みいただいたご家庭の情報は、お名前等の個人情報を伏せたうえで、被災地の自治体等に提供し、ホームステイを希望する児童及び保護者に提供します。

## 4 ホームステイご希望者の紹介

条件が合うホームステイご希望者がいらっしゃった場合、お知らせします。  
なお、必ず受け入れにつながるとは限りませんのでご了承ください。

## 5 問い合わせ先

府民お問合せセンター

電話番号 06-6910-8001

大阪府福祉部子ども室子育て支援課

電話番号 06-6944-6984（ダイヤルイン）（平日9時～18時）

ファクシミリ 06-6944-3052

## (参考情報)

本ホームステイ・ボランティアとは別に、今回の震災で親を失った子どもなど、様々な事情で親と暮らせない保護を必要とする子どもを家庭で育てる「里親制度」があります。「里親制度」については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.jp/kateishien/satooyaseido/index.html>

# 被災児童のホームステイ受入れボランティア申込書

ホームステイ受入れボランティアの募集に申込みます。

|                                              |                  |                                                                                                                     |             |
|----------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| (ふりがな)<br>世帯主氏名                              |                  | ( )                                                                                                                 |             |
| 住 所                                          |                  | 〒                                                                                                                   |             |
| 連絡<br>方法                                     | 電話番号<br>(日中の連絡用) |                                                                                                                     |             |
|                                              | e-mail           |                                                                                                                     |             |
| 児童福祉分野等の経験                                   |                  | ※児童委員、教員、児童福祉施設職員等の経験を具体的に記入してください。<br>( )                                                                          |             |
| ホームステイ受入経験                                   |                  | なし ・ あり (内容: )                                                                                                      |             |
| 家族構成<br>(世帯主を含め、人数を<br>4月1日現在で記入<br>してください。) |                  | 乳幼児                                                                                                                 | (男) 人 (女) 人 |
|                                              |                  | 小学生                                                                                                                 | (男) 人 (女) 人 |
|                                              |                  | 中学生                                                                                                                 | (男) 人 (女) 人 |
|                                              |                  | 高校生                                                                                                                 | (男) 人 (女) 人 |
|                                              |                  | 大学生                                                                                                                 | (男) 人 (女) 人 |
|                                              |                  | 成人 (上記卒業後～64歳)                                                                                                      | (男) 人 (女) 人 |
|                                              |                  | 成人 (65歳以上)                                                                                                          | (男) 人 (女) 人 |
| 空き部屋の状況                                      |                  | 室 畳 ( m <sup>2</sup> )                                                                                              |             |
| 交通手段<br>(最寄駅、バス停等)                           |                  | から徒歩 分                                                                                                              |             |
| 受入可能期間                                       |                  | 開始時期 平成23年 月～終了時期 平成 年 月                                                                                            |             |
| 受入可能人数                                       |                  | ※ご希望がある場合には、チェックしてください。<br>人 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 |             |
| その他<br>(受入条件等)                               |                  |                                                                                                                     |             |

(注) いただいた個人情報は、「ホームステイ受入れ」を行うために必要な大阪府及び協力をいただく関係機関のみが利用いたします。ただし、被災地の自治体及びホームステイ希望者に個人が特定できない形で必要な情報の一部を提供することがあります。

また、後日詳細な情報をお尋ねすることがありますので、ご了承ください。

大阪府

## ホームステイ

(小中高校生等) 希望者募集

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

現在、避難生活をされている小中高校生等が安定した学校生活を送っていただけるよう、大阪府内の一般のご家庭でホームステイを受入れます。

#### 1 ホームステイ受入れ制度の概要

- お申し込みの希望内容に沿って、受入れ候補家庭をご紹介します。受入れ決定まで、大阪府福祉部子育て支援課がサポートいたします。  
なお、必ず受け入れにつながるとは限りませんのでご了承ください。
- 小中高校生等の児童を1学期以上(～1年程度)受け入れ、児童は、受入家庭から学校に通っていただきます。
- 児童に必要な生活スペース、寝具、生活用品、食事などは、受入家庭から提供していただきます。
- 子育て支援課に、児童や保護者の方からの総合相談窓口を設け、学校の転入学手続きなど様々なお手伝いをさせていただきます。  
また、定期的に受入家庭に連絡を入れ、必要に応じメンタルケアなどのサポートも行います。

#### 2 申込み方法

別紙のホームステイ申込書に必要事項を記入のうえ、FAXでお申込みください。  
(※さらに詳細にお尋ねすることがあります)

(問い合わせ・申込先)

大阪府福祉部子ども室子育て支援課

電話(06)6944-7108(直通)

ファクシミリ(06)6944-3052

# ホームステイ申込書

ホームステイの利用を希望したいので申込みます。

|                           |                           |                   |
|---------------------------|---------------------------|-------------------|
| (ふりがな)<br>保護者氏名           |                           | ( )               |
| 住 所<br>(避難所の場合は元住所)       |                           | 〒                 |
| 電話番号<br>(日中の連絡用)          |                           |                   |
| e-mail                    |                           |                   |
| 児童・生徒の<br>情 報             | (ふりがな)<br>氏 名 (性別)        | ( )<br>( 男 ・ 女 )  |
|                           | 生年月日 (年齢)                 | 平成 年 月 日生まれ ( 歳)  |
|                           | 配慮を要する事項<br>・<br>受入先の希望条件 |                   |
| ホームステイ利用希望<br>期間 (原則1年以内) |                           | 平成23年 月から平成 年 月まで |

(注) いただいた個人情報は、「ホームステイ受入れ」を行うために必要な大阪府及び協力をいただく関係機関のみが利用いたします。ただし、ホームステイ受入れ候補家庭に個人が特定できない形で必要な情報の一部を提供することがあります。

また、後日詳細な情報をお尋ねすることがありますので、ご了承ください。

★ファクシミリ送信先

送信先 : 大阪府福祉部子ども室 子育て支援課 企画グループ

FAX番号 : 06-6944-3052

## 6 避難者アンケート結果概要

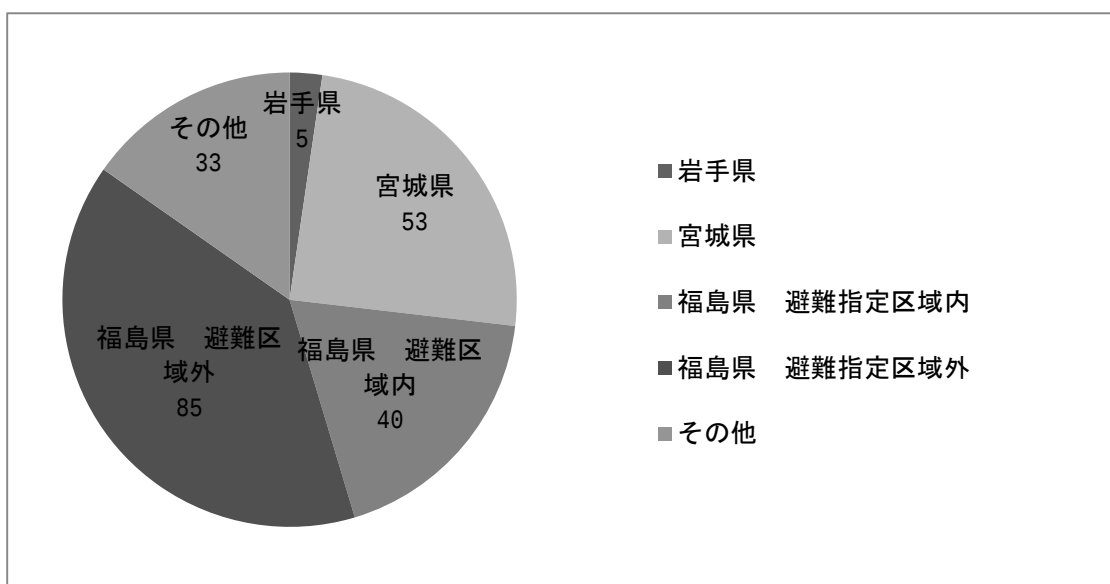
### 《アンケート結果》

#### 1 世帯について

##### (1) 大震災発生時の住所

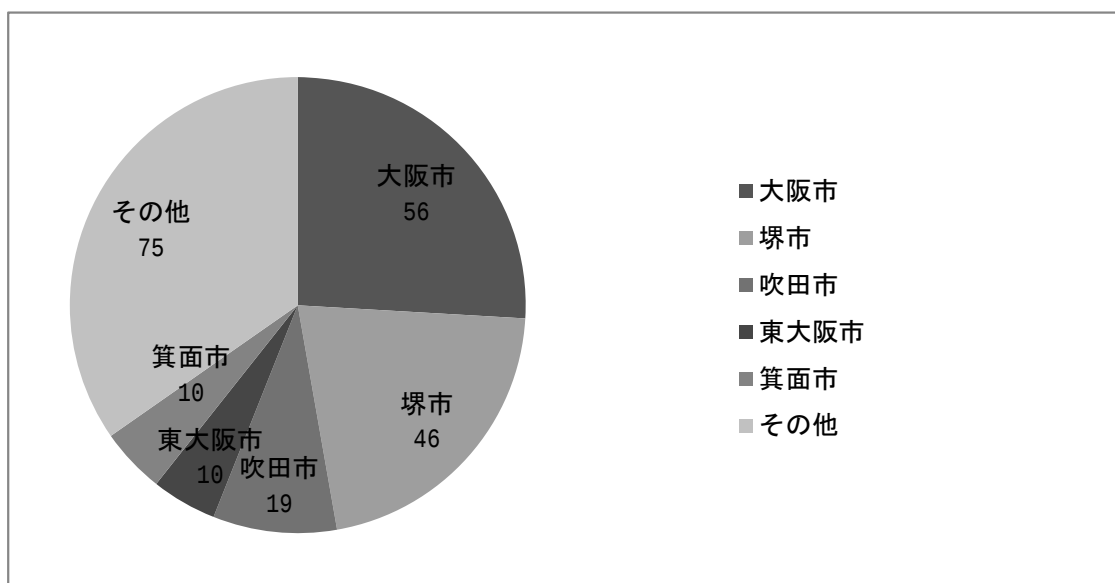
大阪府への避難者の6割近くが「福島県」からで、そのうちの7割が避難指定区域外から避難された方です。次に「宮城県」が多く、関東地域からの避難者もおられますが、大阪府の支援のカウンターパート(※)である「岩手県」からは少数でした。

※関西2府5県で構成する関西広域連合は被害の大きい東北3県（岩手、宮城、福島）に対し、カウンターパート方式（担当する府県を割り当てる方式）で支援することとし、大阪府は和歌山県とともに岩手県を担当することになった。



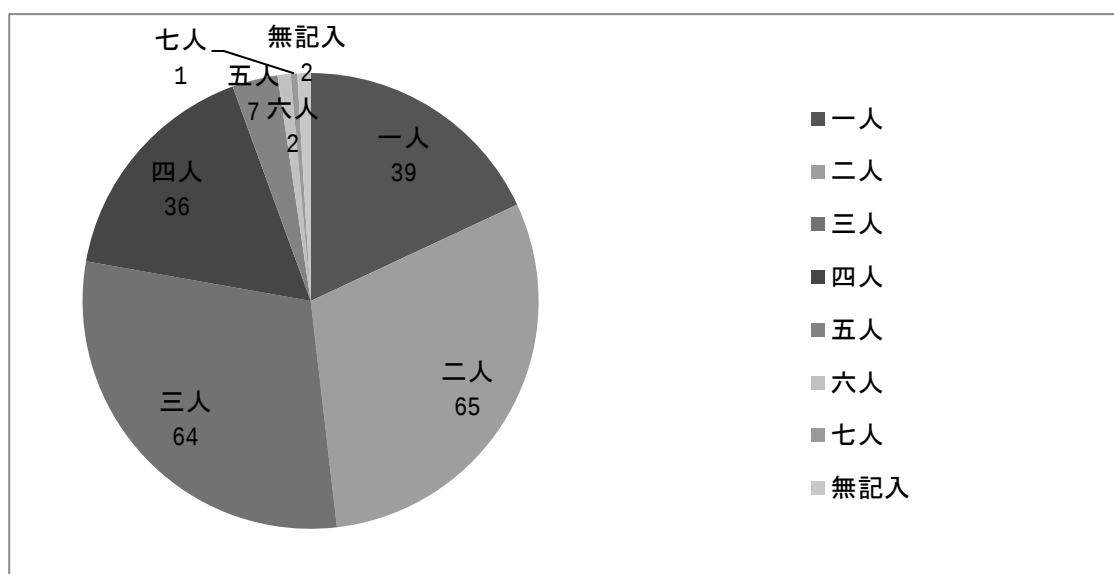
##### (2) 現在の住所

避難された方の多くが「大阪市」と「堺市」で、その2市で半数近くになります。



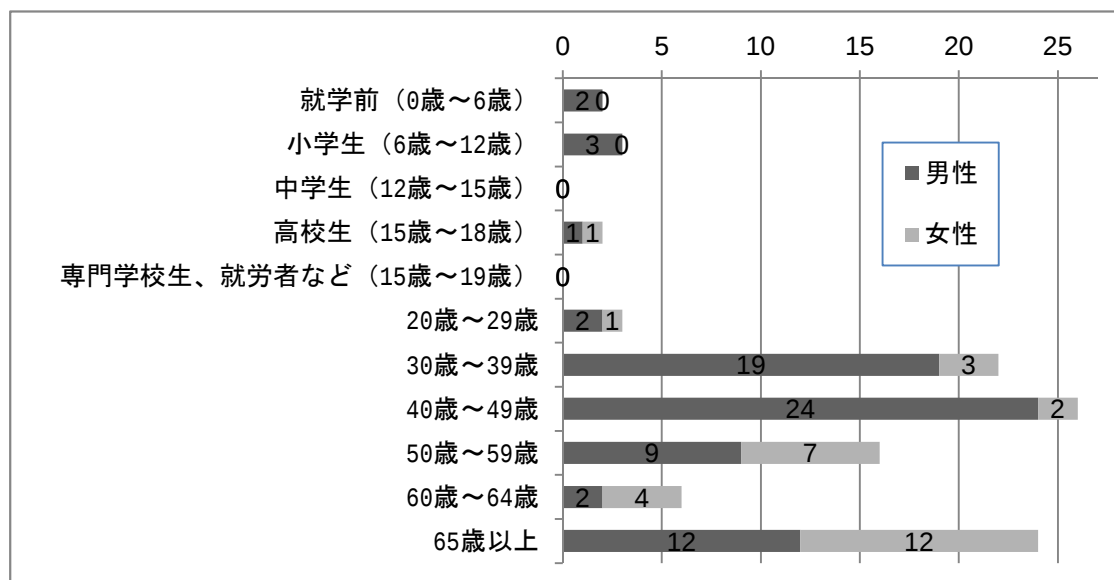
## (3) 人数別世帯数

避難世帯の6割が2人ないし3人世帯で、単身世帯、4人世帯の順となっています。



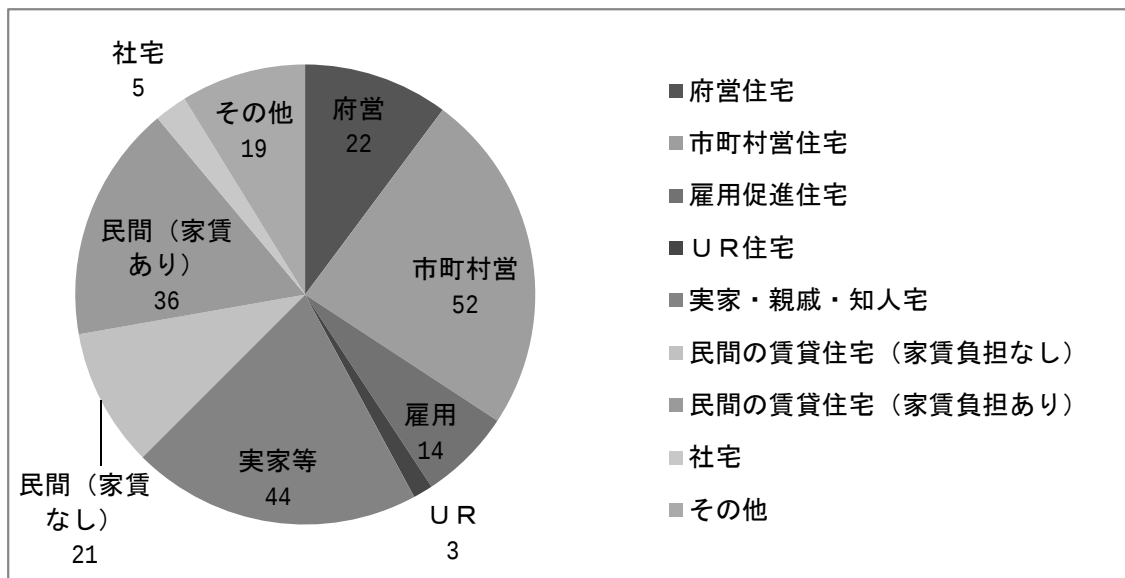
## (3) 年齢別・性別人数

避難された方は「30歳代」、「就学前乳幼児」「小学生」の順で多く、男女別でみると男性が38.2%、女性が、61.8%、で、内訳は男性は「就学前乳幼児」「小学生」「30歳代」の順で、女性は「30歳代」「就学前乳幼児」「小学生」の順です。



## (4) 現在の住まい

現在の住まいは、「公営住宅」が3分の1で、「雇用促進住宅」や「UR住宅」を含むと4割以上になり、「民間住宅」や「実家・親戚宅等」にも多く住んでおられます。

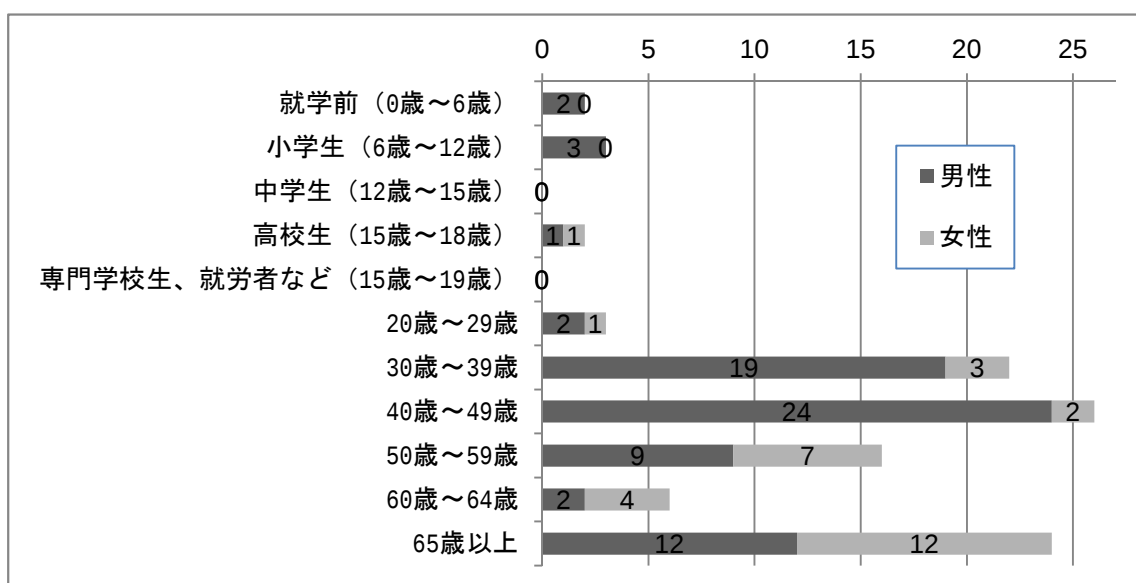


## (5) 被災地に残っている人数

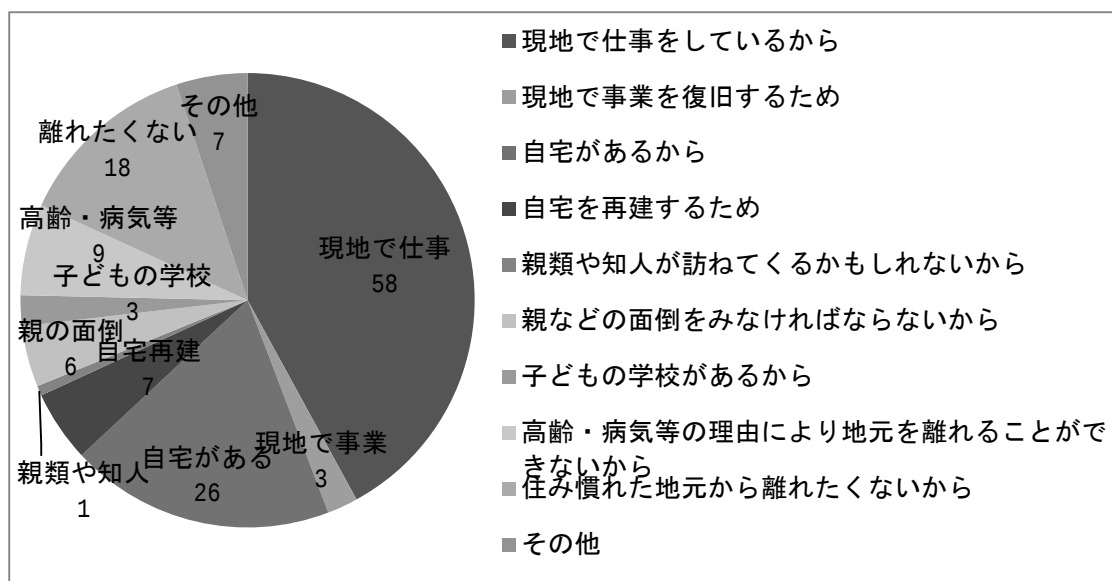
家族のうち、一度も被災地を離れることなく、今も被災地に残られている方は「40歳代」「65歳以上」「30歳代」の順に多く、理由は「現地で仕事をしている」「自宅がある」「住み慣れた地元から離れたくない」の順です。

また、一旦避難し、今も被災地に残られている方は「30歳代」「40歳代」の順で多く、理由は「現地で仕事をするため」が半数近くになります。

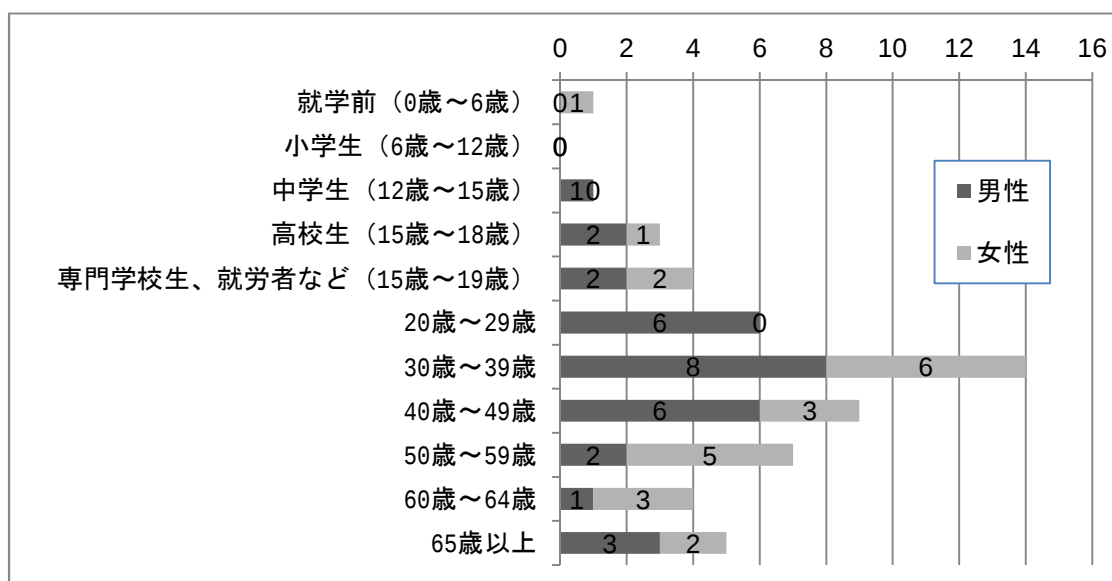
## (5) - 1 「一度も被災地を離れることなく残っている」人数



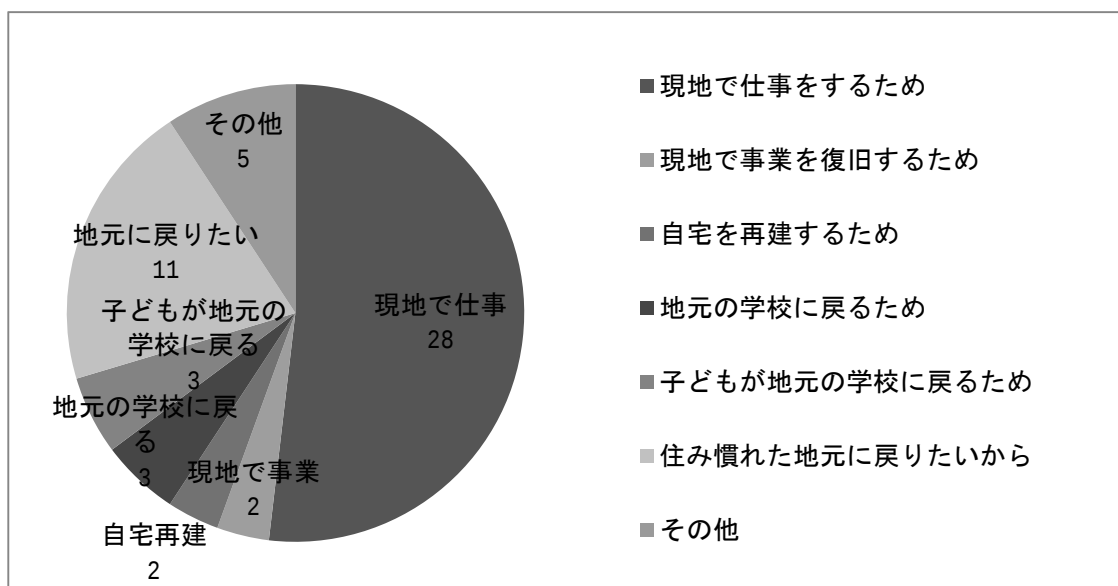
(5) - 2 「一度も被災地を離れることなく残っている」理由（複数回答）



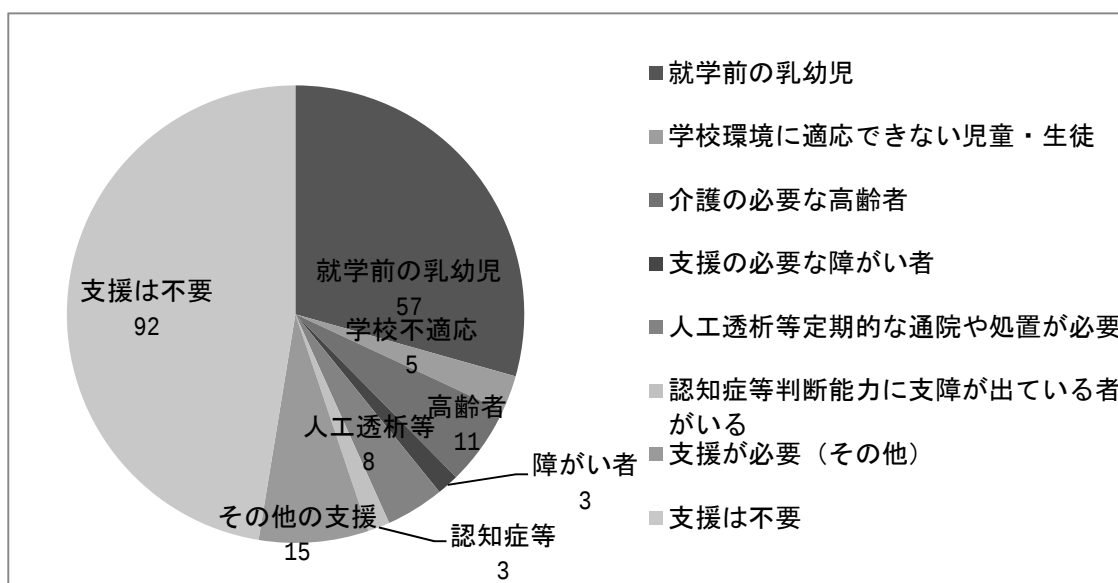
(5) - 1 「一旦避難し、今は被災地に戻っている」人数



(5) — 3 「一旦避難し、今は被災地に戻っている」理由（複数回答）

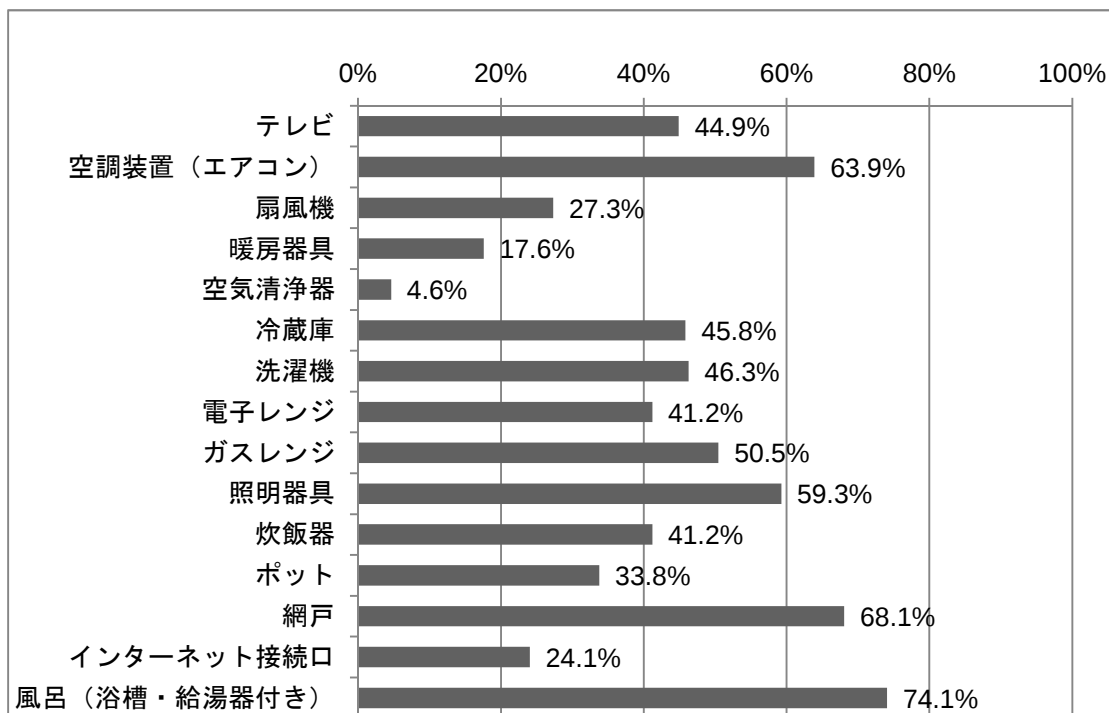


(6) 災害が発生した場合に何らかの協力がないと避難（生活）できない方（複数回答）  
 家族のうち災害が起きたら自力で避難できない等何らかの協力を必要とする方は半数以上あり、「就学前乳幼児」がその半数以上でした。



## (7) 住居設備等の設置率（複数回答）

現在の住まいの設備等（ご自分で購入されたものを除く）は「風呂」「網戸」「エアコン」「照明器具」は、ほぼ備えられており、逆に「空気清浄器」「暖房器具」などの設置率は低くなっています。

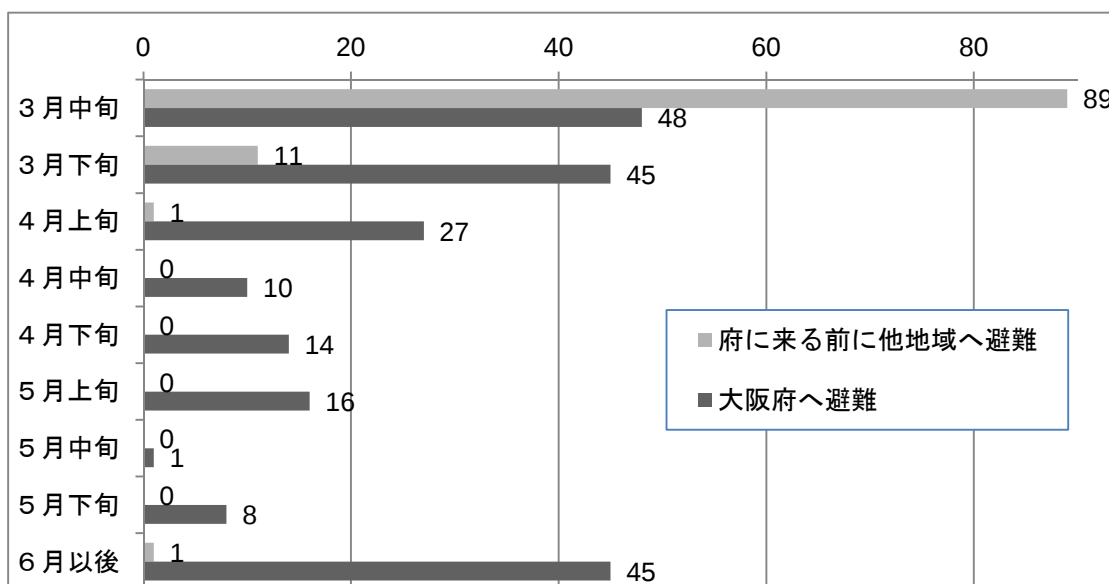


## 2 大阪府への避難について

## (1) 大阪府へ避難した時期

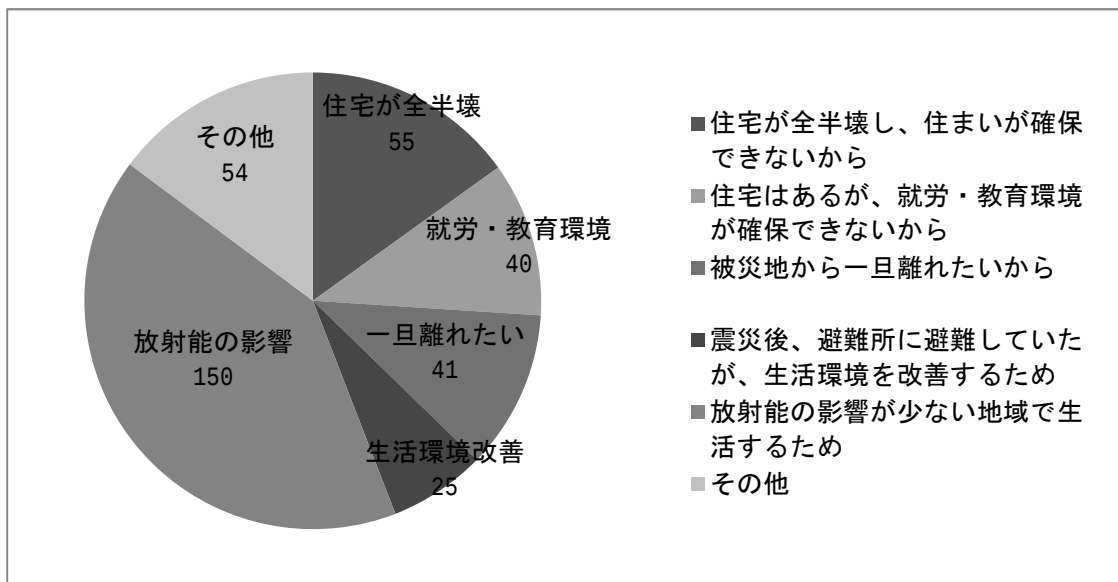
## (2) 府に来る前に最初に他地域へ避難した時期

大阪府へ避難した時期は、発災直後の「3月」が最も多く、「4月」「5月」と徐々に減少するものの、「6月以後」も避難者が続いています。大阪府に来る前に他の都道府県に避難した時期は、ほとんどが「3月」でした。



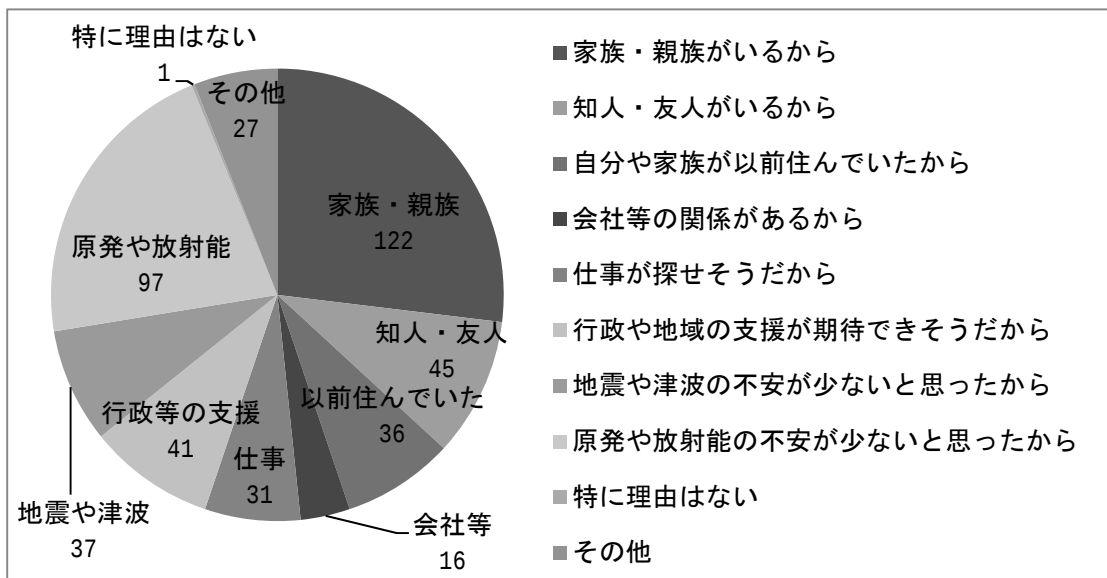
## (3) 避難した理由（複数回答）

避難した理由は「放射能の影響が少ない地域で生活するため」が半数弱で、住宅被害や就労・教育の問題から避難した方も多くおられます。



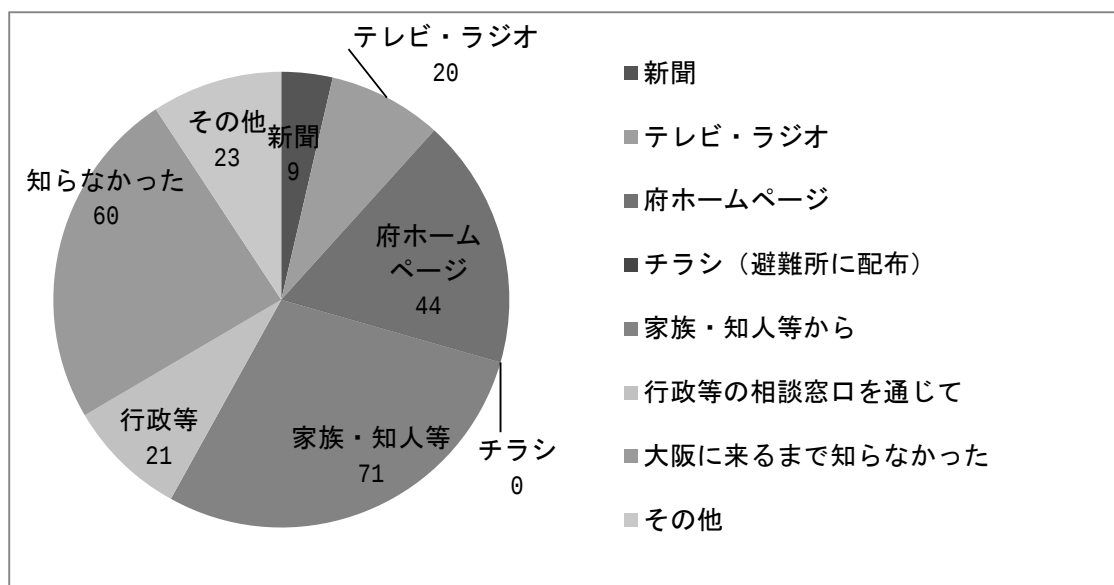
## (4) 大阪府へ避難した理由（複数回答）

避難先として大阪府を選んだ理由は「家族・親族がいるから」「原発や放射能の不安が少ないと思ったから」「知人・友人がいるから」の順で多くなっています。



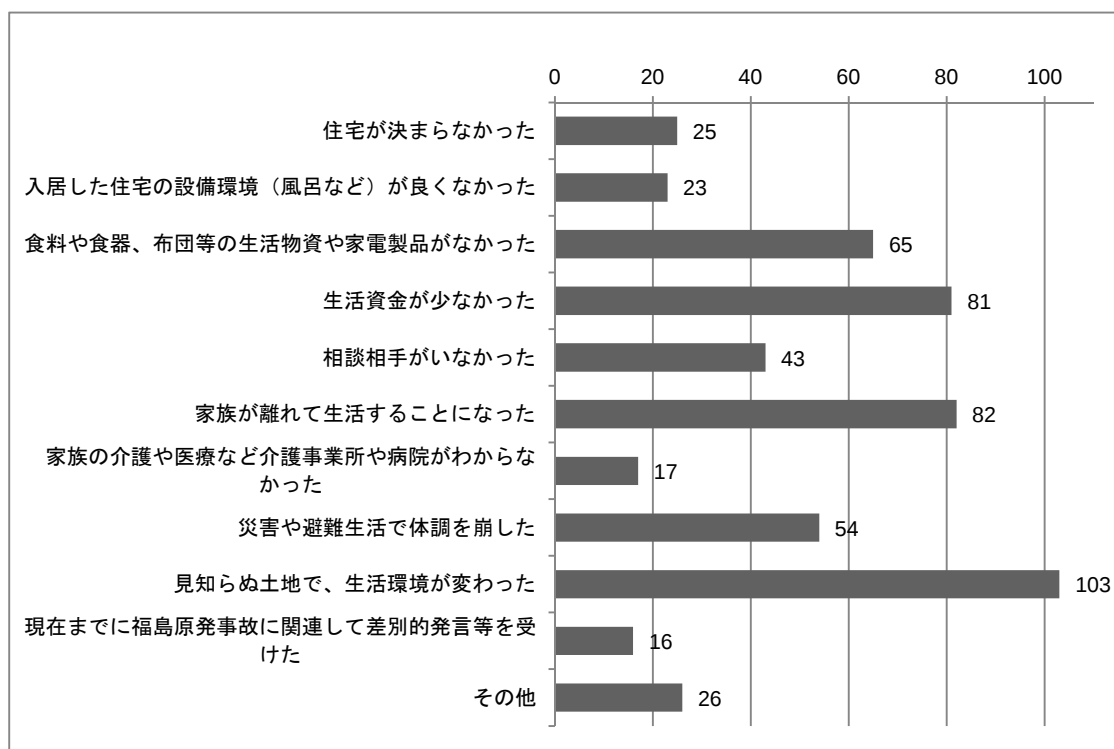
## (5) 避難者受入情報の入手方法

避難者受入情報の入手は「家族・知人等から」「府ホームページ」が多く、「大阪に来るまで知らなかった」方も多くおられます。



## (6) 避難当初に困ったこと（複数回答）

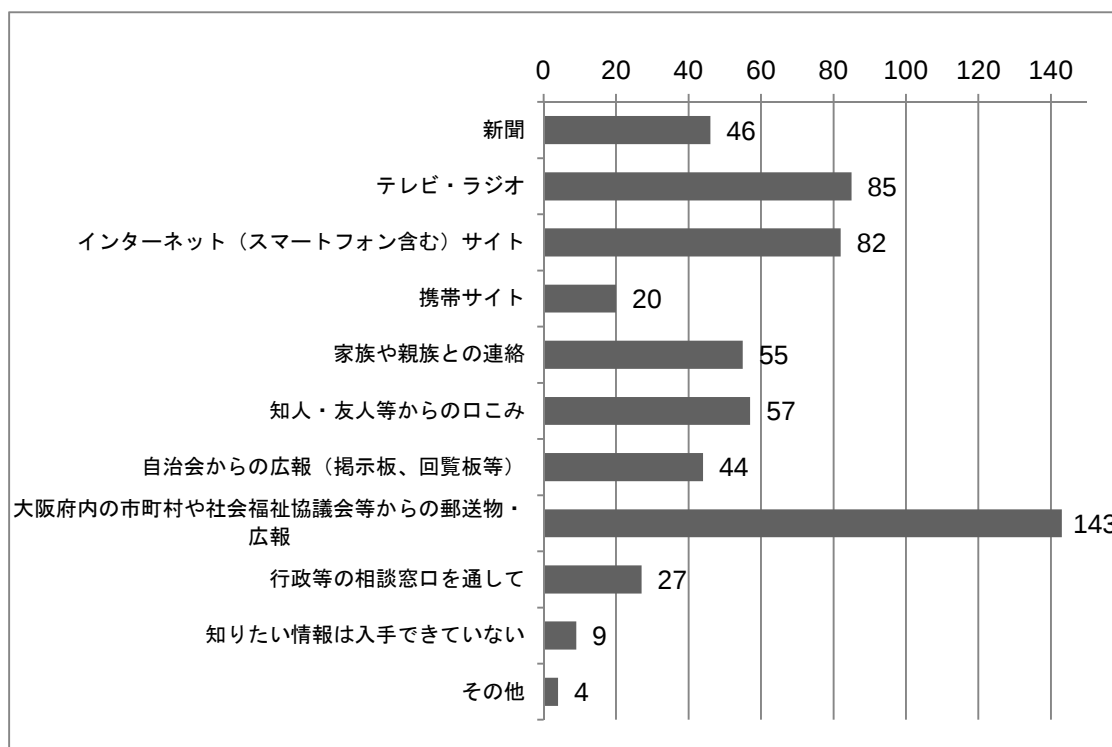
避難当初に困ったことは「見知らぬ土地で生活環境が変わった」が多く、「家族が離れて生活することになった」「生活資金が少なかった」の順で続いています。



### 3 情報の入手方法について

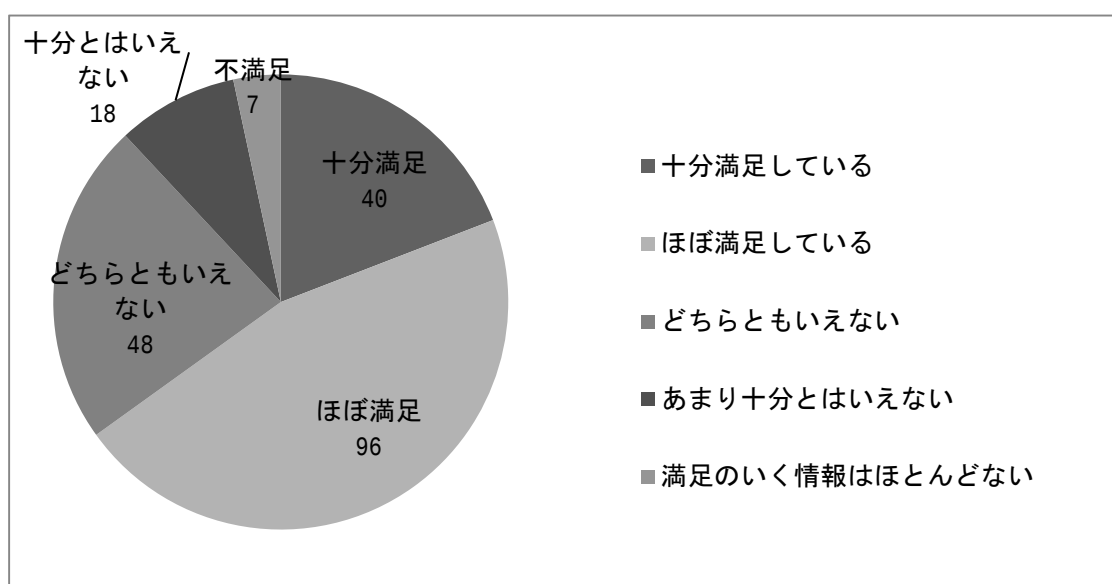
#### (1) - 1 大阪での生活情報の入手方法（複数回答）

大阪での生活情報は「市町村や社会福祉協議会からの郵送物等」で入手するのが最も多く、「テレビ・ラジオ」や「インターネット」からも得ておられます。



#### (1) - 2 大阪での生活情報の満足度

大阪での生活情報については、6割以上の方が何らかの満足を得ておられます。



(1) - 3 役に立つ生活情報

(イベント関係)

各地のイベントは元気がでます

子どもが楽しめるイベント等の案内

子供とともに参加できる集会、イベントの情報

(原発関係)

原発の賠償相談案内

弁護士会等に於ける賠償相談窓口

放射能物資の汚染線量などで問題になっている食生活の状況

(その他)

子育ての情報

弁護士会、社協などから来る郵便物や、地元の町からのメールなど

大阪府の広報、市政だより

地下鉄やバス等の情報

(1) - 4 提供してほしい情報、情報の入手方法等の希望

(子ども関係)

無料で子供が遊べる場所

小学校や学童保育の情報

子どもの為のイベント情報や集いの情報

子育ての情報

(原発関係)

政府又は東京電力からの補償の情報

現地の放射能物資へのとりくみ

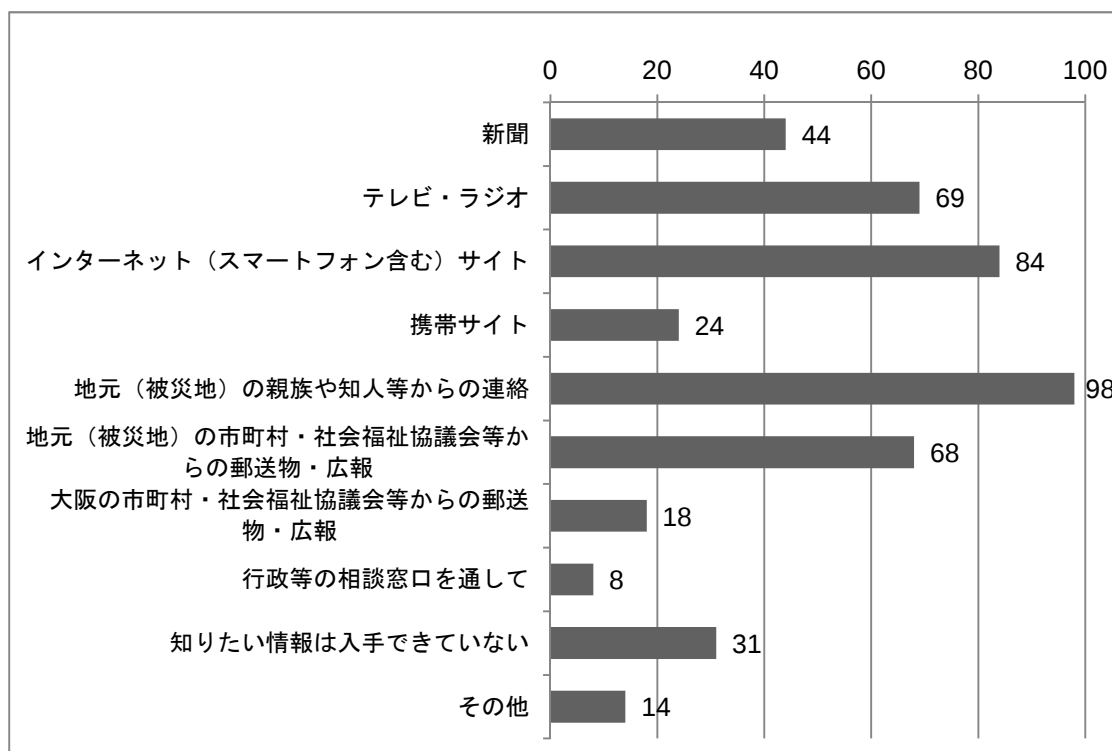
(その他)

娯楽・教養施設等の案内、買い物の情報

就業に関する情報、失業者への支援情報

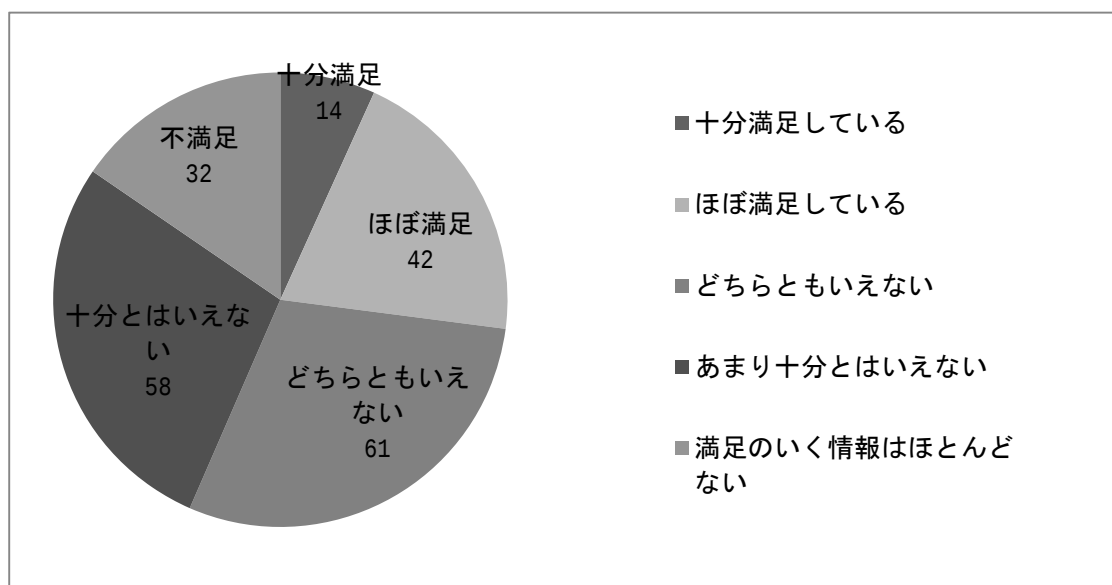
## (2) - 1 地元情報の入手方法（複数回答）

震災時に住んでいた地元情報の入手は、多い方から「地元の親族や知人等からの連絡」「インターネット」「テレビ・ラジオ」「地元の市町村や社会福祉協議会からの郵送物等」の順になっている



## (2) - 2 地元情報の満足度

地元情報の満足度は、何らかの満足を得ている方は4分の1程度で、「十分ではない」「満足のいく情報はほとんどない」が4割程になっています。



(2) - 3 役に立つ地元情報

|                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(原発関係)</p> <p>市が取り組んでいる放射能物資の除去</p> <p>放射能汚染及び除染について</p> <p>食の安全に関する情報</p> <p>(その他)</p> <p>地元の生活環境</p> <p>街の流れや動き</p> <p>公報で町の避難先のこと</p> <p>生活情報、イベント情報</p> <p>義援金、復興の進捗状況</p> <p>税・社会保険の減免手続等</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) - 4 提供してほしい地元情報、情報の入手方法等の希望

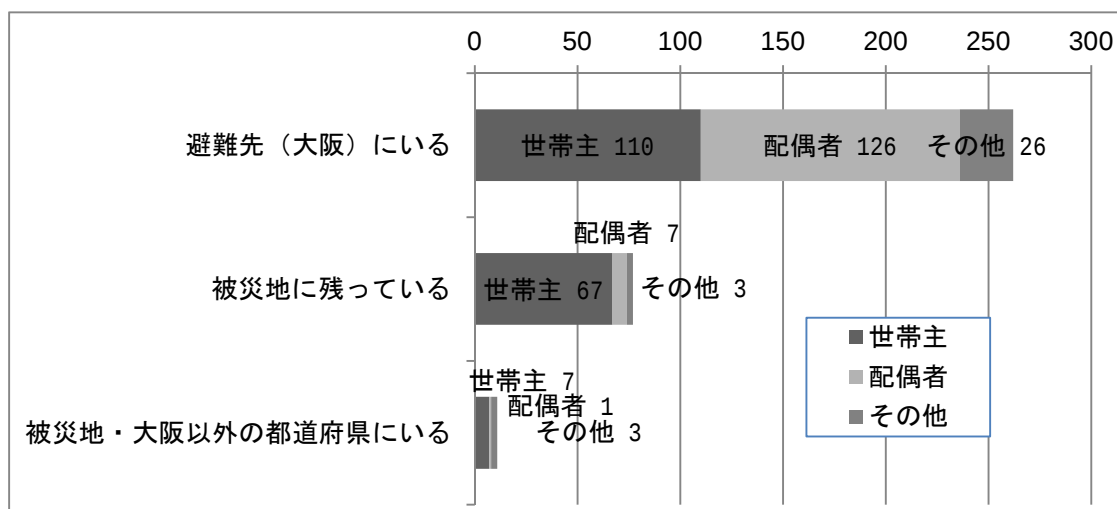
|                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(原発関係)</p> <p>放射能線量、子どものひばく具合の検査予定など</p> <p>除染の具体的な進み具合</p> <p>細かい場所の放射能線量</p> <p>(その他)</p> <p>地元の広報などを送ってほしい</p> <p>津波による行方不明者などの搜索、発見状況</p> <p>今家がどうなっているとか</p> <p>子どもの福祉、健康関連の情報</p> <p>娘（小学生）のクラスメイトがどうしているかの情報</p> <p>就労情報や住宅情報</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 4 就労について

## (1) - 1 主たる家計維持者の就労等の状況

## 《住所》

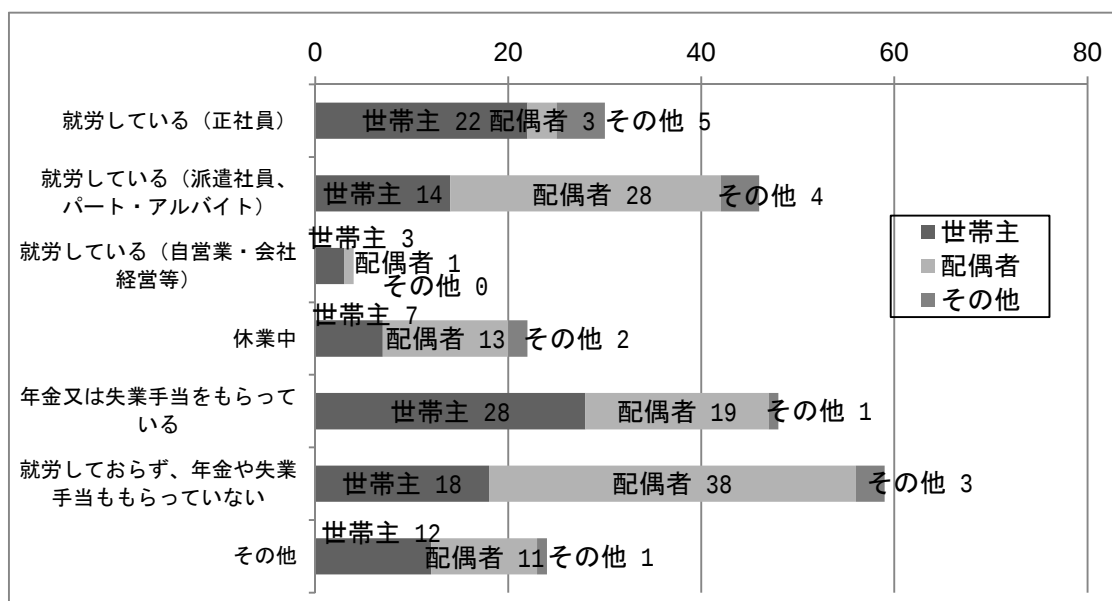
大阪へ避難されている方は、配偶者の方が世帯主よりやや多いですが、被災地に残っている方は大半が世帯主です。



以下「避難先（大阪）にいる」方の状況

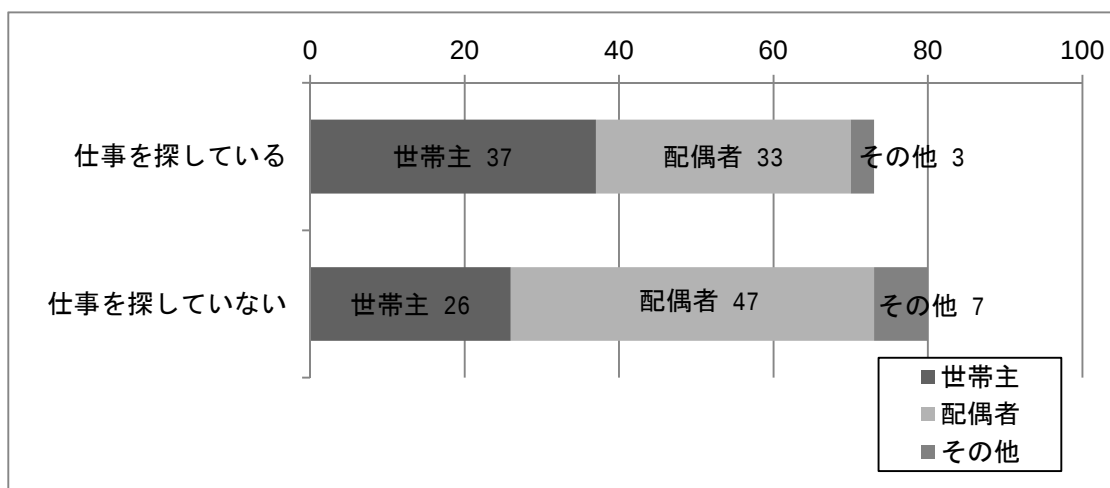
## 《就労状況》

大阪へ避難されている方の34%が就労しており、正社員として就労している方は大半が世帯主で、派遣やパート等は逆に配偶者の方が多くなっています。就労できていない方も多く、年金や失業手当をもらっている方がいる一方で、もらっていない方も受給者以上におられます。



## 《求職状況》

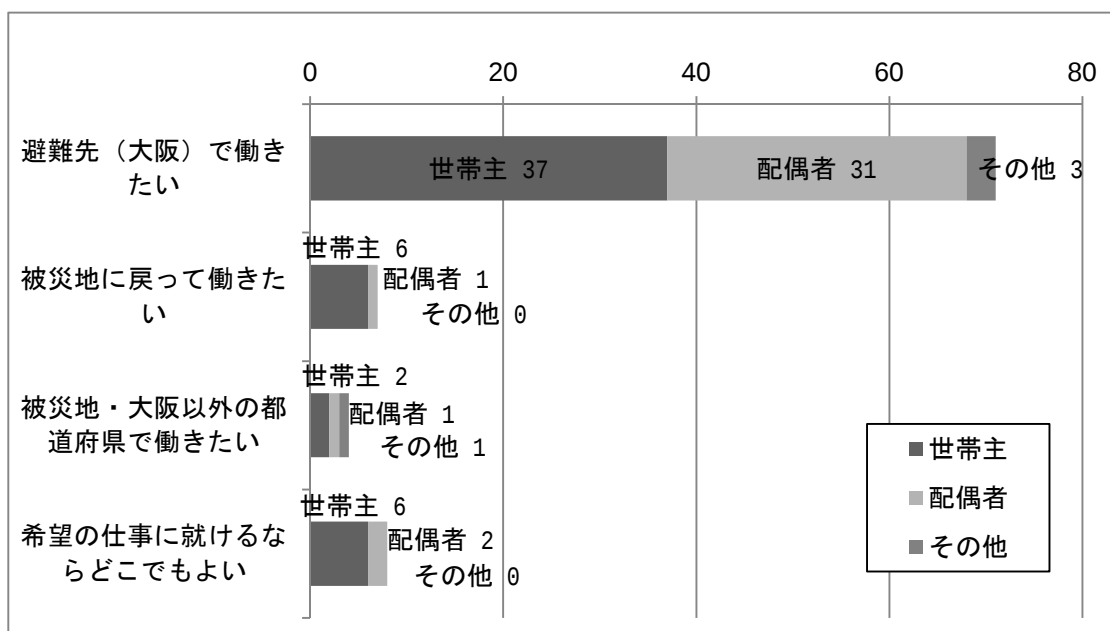
大阪へ避難されている方の73名（全体の48%）が仕事を探しており、探していない方より、やや少ないものの、世帯主だけ見ると、探しているの方が探していない方より11名も多くなっています。



## (1) - 2 希望する就労場所と雇用形態（仕事を探している方）

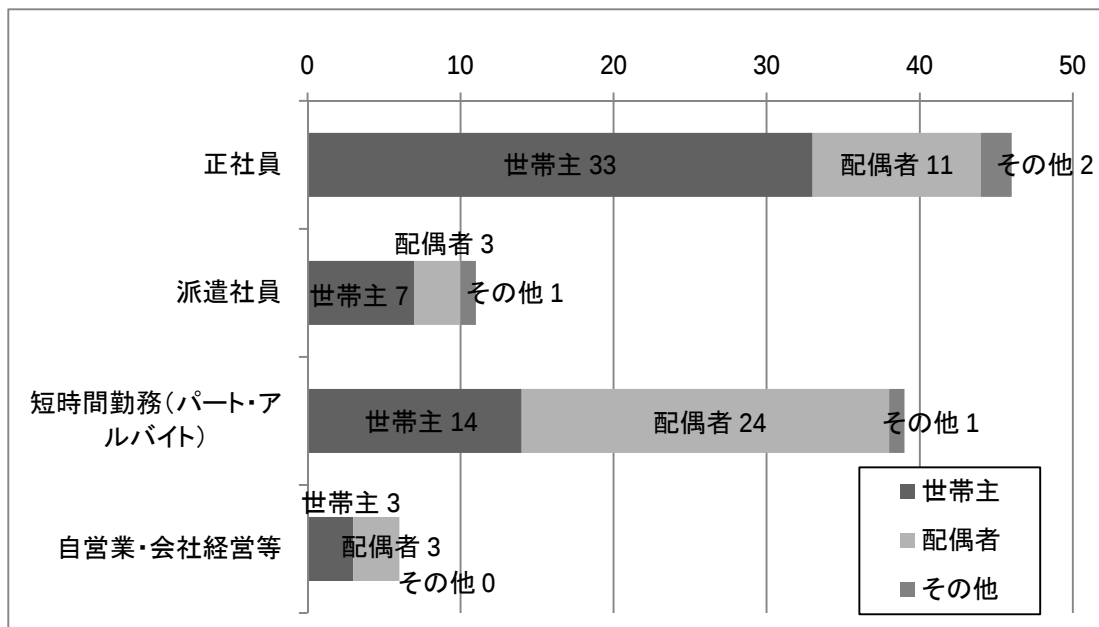
## 《就労場所》

大阪へ避難され、仕事を探している方のほとんどが避難先の大阪での就労を希望しています。



## 《雇用形態》

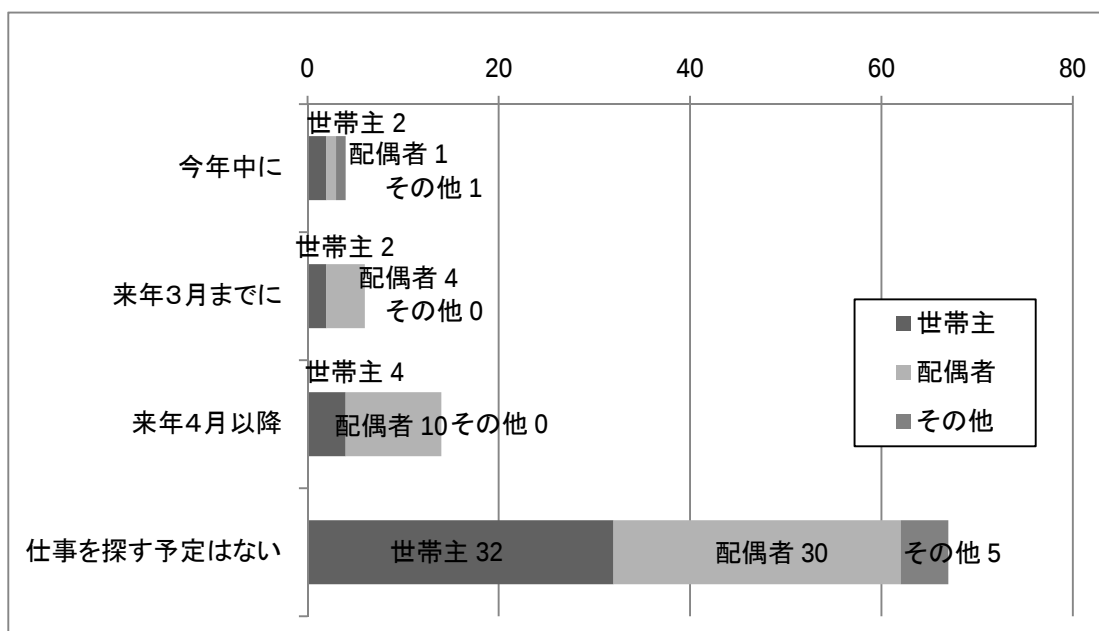
大阪へ避難され、仕事を探している方の希望する雇用形態は、正社員が最も多く、その7割が世帯主ですが、配偶者は正社員より短時間勤務の方が多くなっています。



## (1) - 3 仕事を探す予定 (仕事を探していない方)

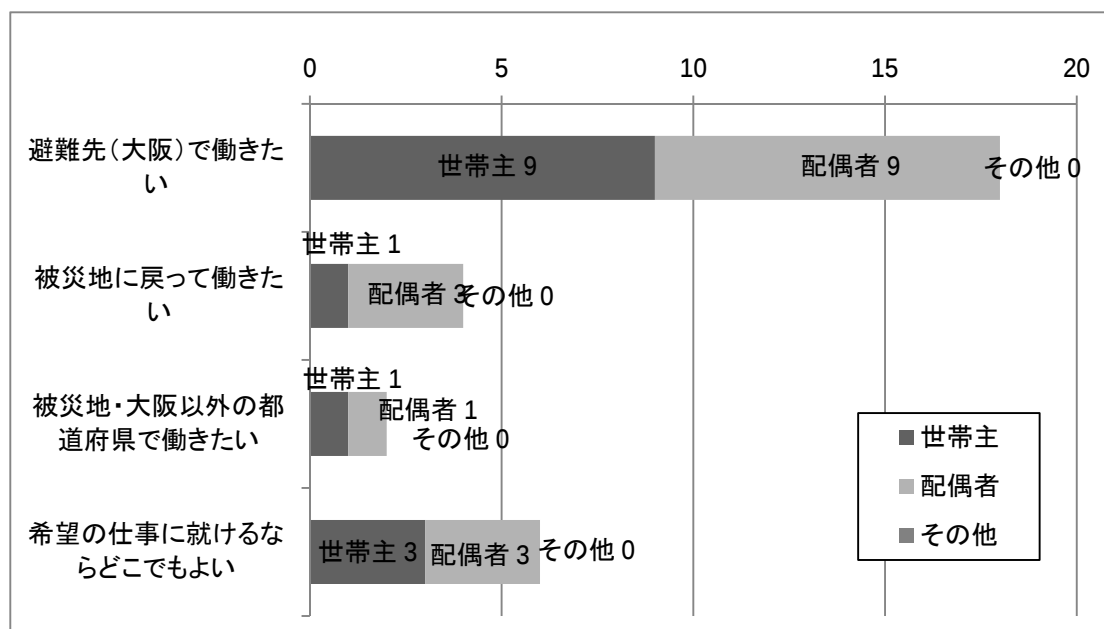
## 《探し始める時期》

大阪へ避難され、仕事を探していない方の大半が、仕事を探す予定はないとしています。



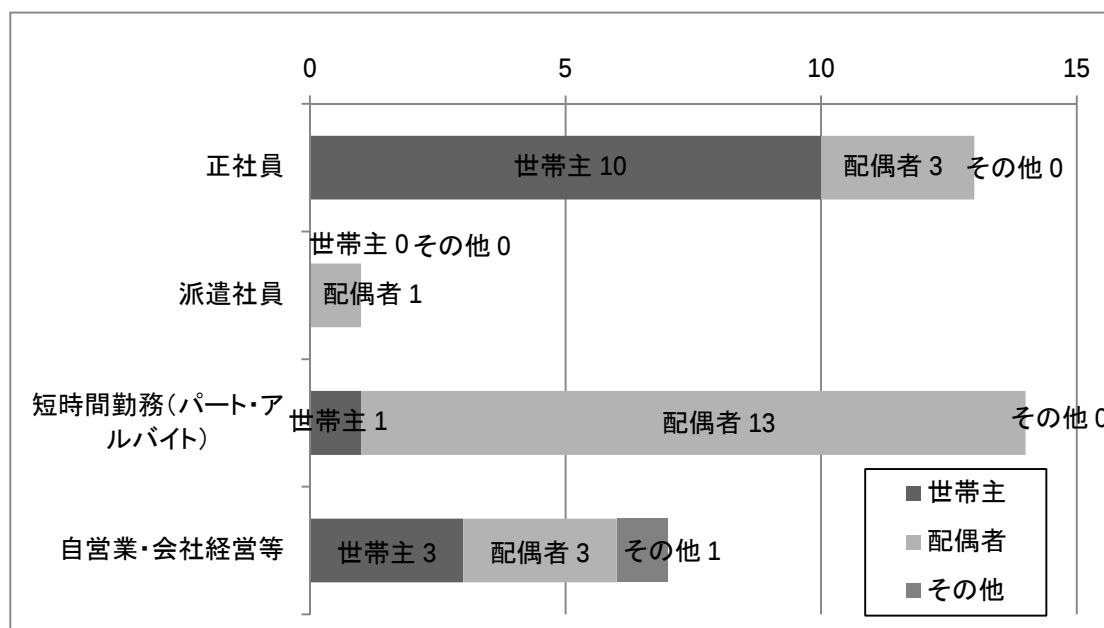
## 《希望する就労場所》

大阪へ避難され、仕事を探していない方で、今後仕事を探すとしたら、避難先の大阪で働きたいと希望している方が最も多く、被災地での就労や場所を問わない方もある程度おられます。



## 《希望する雇用形態》

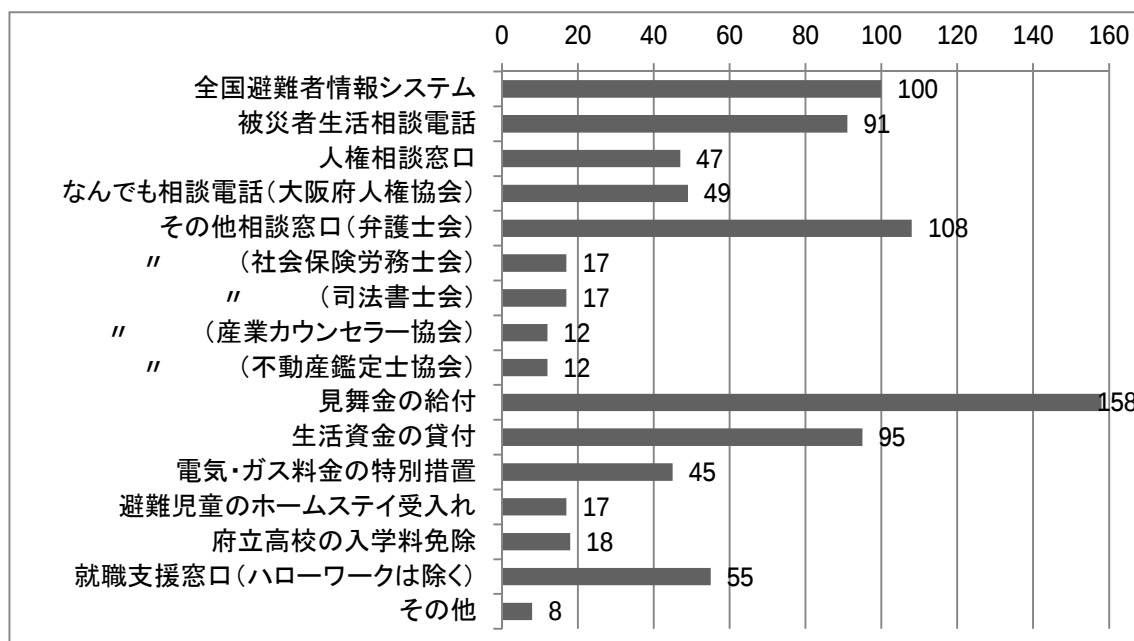
大阪へ避難され、仕事を探していない方で、今後仕事を探す場合の希望する雇用形態は、世帯主を中心とした正社員や、配偶者を中心とした短時間勤務が多くなっています。



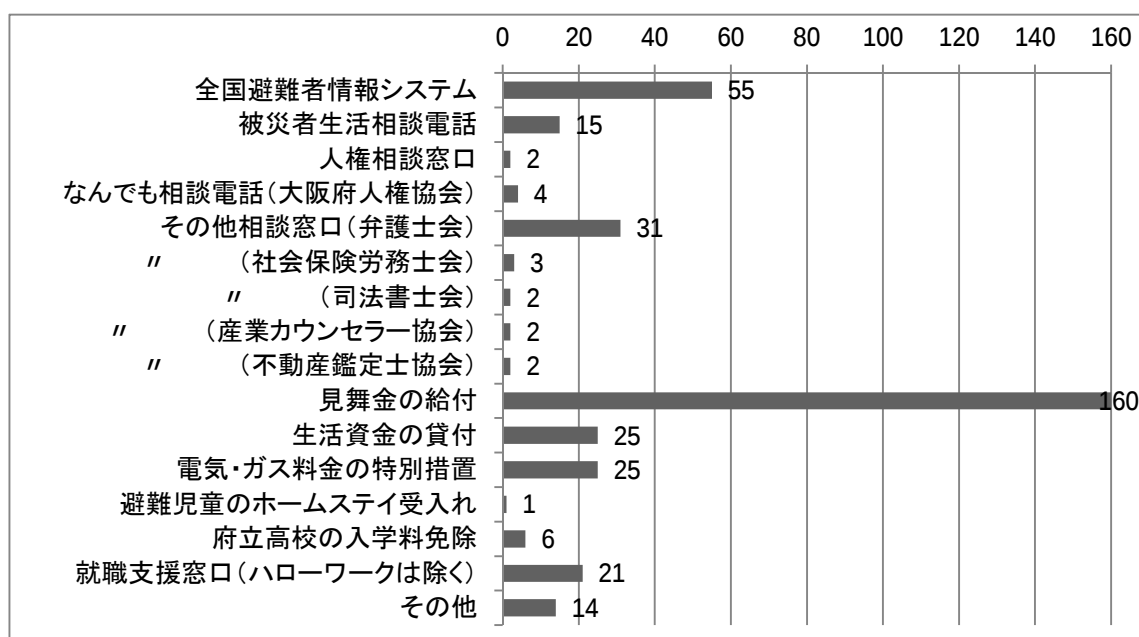
## 5 現在の生活一般について

避難者へのサービス・支援策は、認知度、利用度、満足度のいずれをとっても、「見舞金の給付」「全国避難者情報システム」「弁護士会による相談」の3項目が上位を占めています。

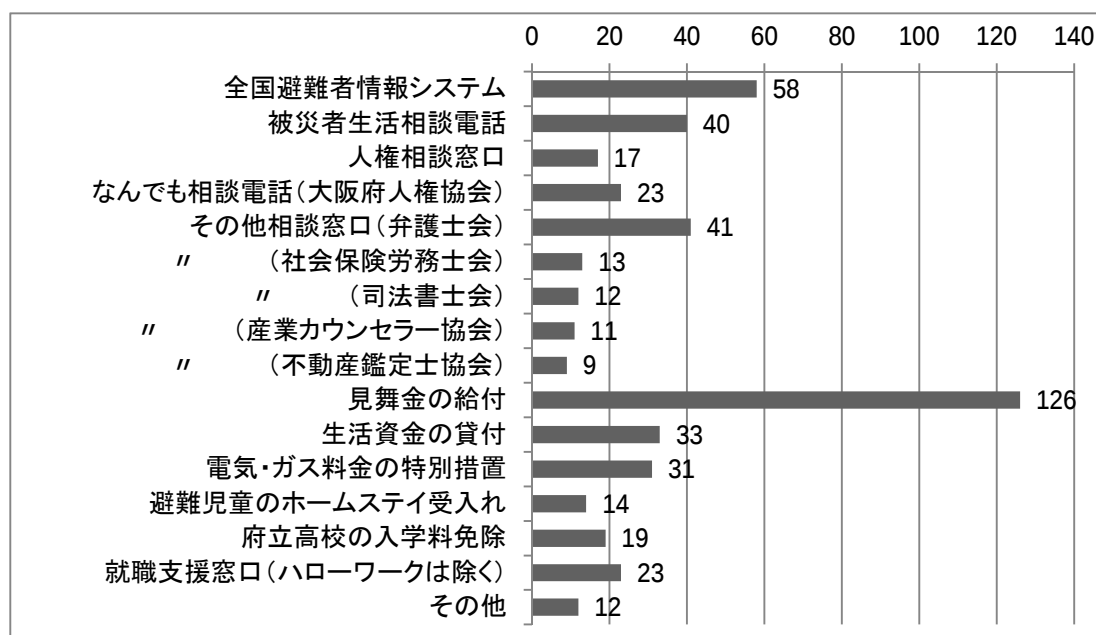
## (1) 避難者サービス・支援策の認知度（知っているもの）（複数回答）



## (2) 避難者サービス・支援策の利用度（利用したことのあるもの）（複数回答）

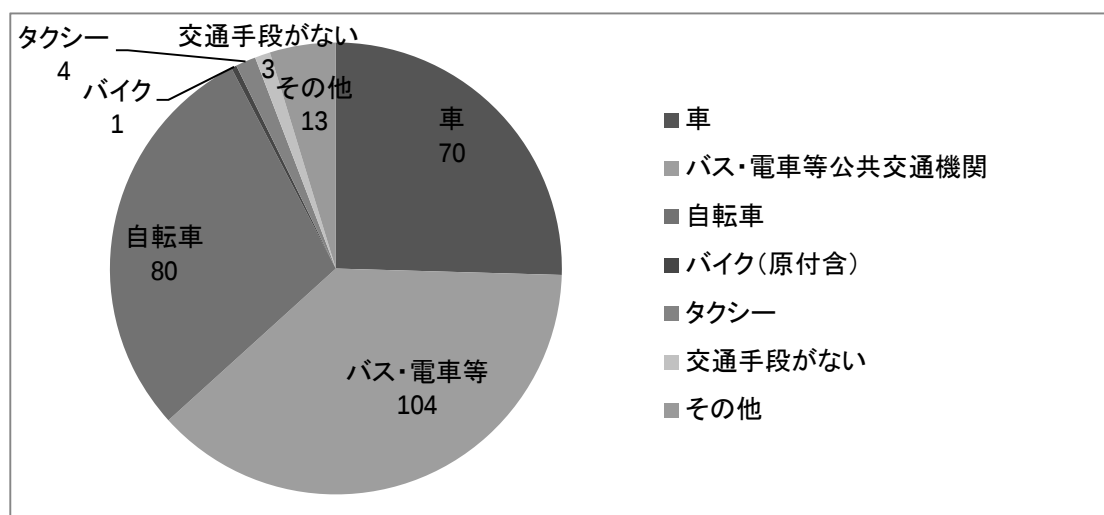


## (3) 避難者サービス・支援策の満足度（満足しているもの）（複数回答）



## (4) 日常生活の移動手段

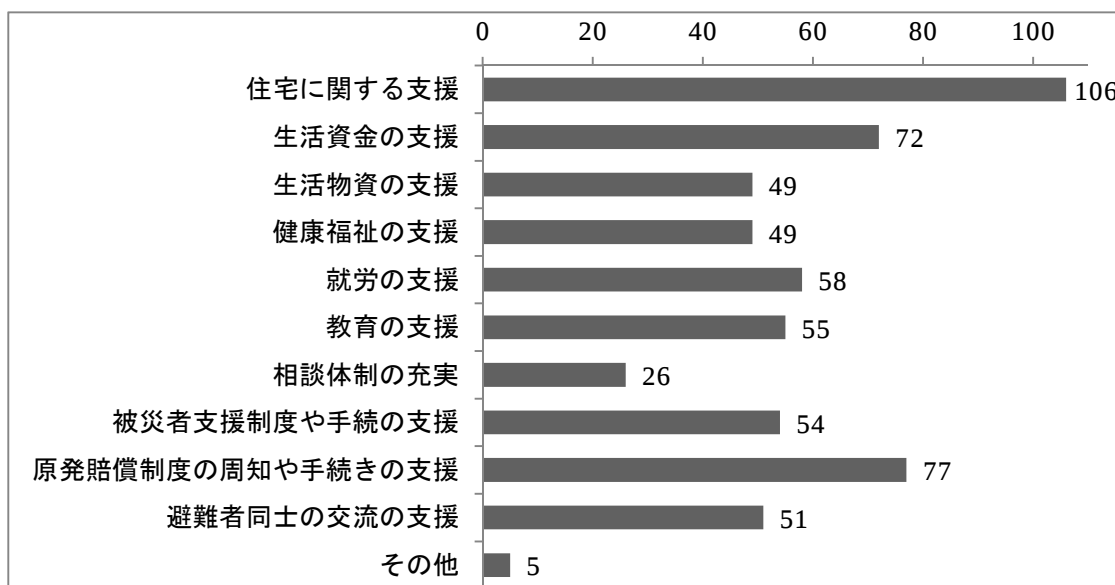
日常生活の主な移動手段は、「バス・電車等公共交通機関」が最も多く、次いで「自転車」「車」の順になっています。



## 6 期待する支援について

## (1) 必要な支援策（複数回答）

期待する支援策は「住宅」「原発賠償制度」「生活資金」に関するものの順になっています。



## (2) 困っていること、支援してほしいこと

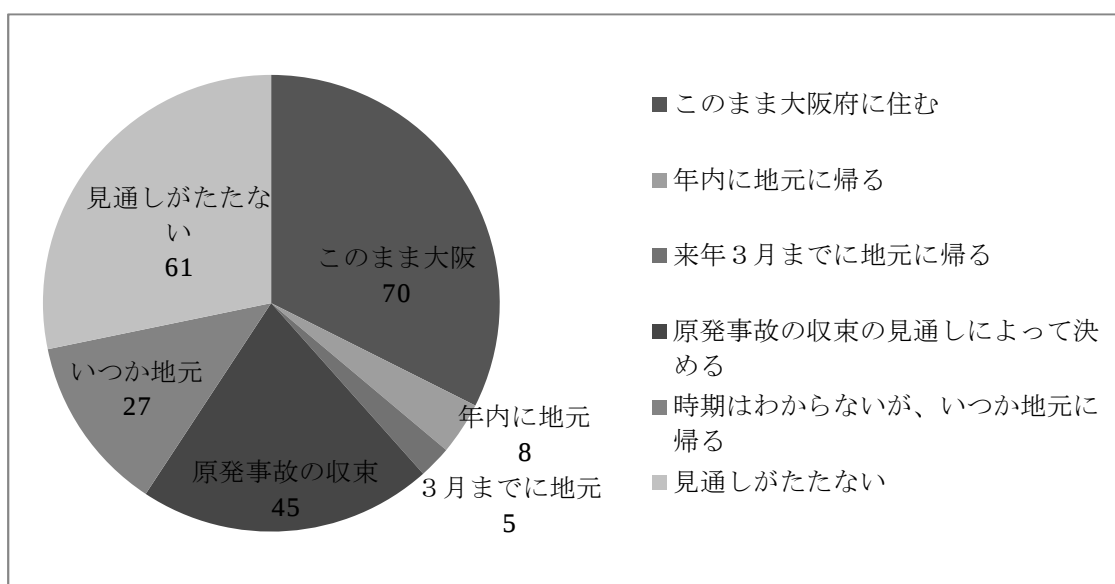
| 項 目  | 困っていること                                                                           | 支援してほしいこと                                                        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 住 宅  | いつまで住めるかわからないので不安<br>家賃の負担が大きい<br>家賃が収入の半分をしめている<br>お風呂にシャワー、給湯器がない<br>ハトのふん、騒音問題 | 家賃補助、公共料金の補助<br>一年間の期限の延長<br>入居期間の延長<br>防音対策<br>借り上げ住宅制度のとり入れ    |
| 生活資金 | 生活していくだけで精一杯<br>福島が夫が子供に会いに来る交通費<br>市町村への連絡する電話代がかさむ<br>福島との二重生活は厳しい              | 生活費の補助支援<br>収入が不安定なので見舞金以外の支援<br>生活に不可欠な最低限の支援<br>電気、ガス、水道等の特別措置 |
| 生活物資 | 物資をそろえる出費がとても大きかった<br>寒くなるのに暖房設備のないのが心配<br>冬物被服、暖房コタツの不足<br>ベビーカー等子供のものが足りない      | 日用品の提供、消耗品の支給<br>ヒータ、掃除機、衣類、靴<br>子育てに必要なものの支援                    |

| 項 目   | 困っていること                                                                                  | 支援してほしいこと                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康医療  | 地域の病院がわからない<br>場所や知名度等良い医者が分からない<br>子どもの予防接種・検診<br>乳幼児医療証がないので治療費が高い                     | 検査、通院に要する医療費補助<br>手続の簡素化又は手続なしで予防接種<br>避難者への乳幼児医療費助成<br>子どもへの甲状腺などの検査                                        |
| 福 祉   | 就労していないため保育所利用できない                                                                       | 認可保育所の優先利用<br>ベビーシッター                                                                                        |
| 就 労   | 仕事が見つからない<br>正社員で探しているが年齢ではねられる<br>窓口で専任の人をおいてほしい<br>パートでしばらく働きたい                        | 正社員での雇用<br>介護の資格取得のための無料職業訓練<br>仕事紹介、内職紹介、子供を預ける資金                                                           |
| 教 育   | 福島から来たことでいじめられないか不安<br>休校期間の学習のおくれがとりもどせない<br>塾にいく余裕もない                                  | 無料の学習支援、ボランティア等<br>高校進学への補助<br>家庭教師等の支援<br>進学する学校情報や教育情報の提供                                                  |
| 相 談   | 気軽に電話できるところが分からない<br>説明会聞きたいが夕方や土日は行けない<br>相談事を思いついても窓口がわからない                            | 託児システムが付いた説明会等の開催<br>専門の窓口を整理して情報提供                                                                          |
| 被災者支援 | インターネット等で調べないと分からない<br>口コミで初めて知ることが多い<br>本当に必要な情報がもっとほしい                                 | 次の生活支援になる百万円以上の補償金<br>支援とか生活に役立つ事の提供                                                                         |
| 原発賠償  | 書き方がむづかしい<br>電話で聞いても一人一人が違う答え<br>国や東電の今後の考えを具体的に教えて<br>地震で壊れずに残ったものへの賠償<br>手続きの手伝いをして欲しい | 避難者同士で情報交換出来る場の設定<br>収束するまでの保障<br>大阪での説明会開催<br>申請書記入など個別対応による支援<br>原発補償対象外でも対象者との取扱い<br>請求方法の教示<br>自主避難者への補償 |

| 項 目   | 困っていること                                                                               | 支援してほしいこと                                                                                                |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難者交流 | 周りに同じような人がいるのかわからない<br>母子で来られている他の方と交流したい<br>身寄りがないため人のつながりがほしい<br>心の傷は一生消えないので交流出来ない | 交流する場の設定<br>他の人達の状況周知<br>交流は不要<br>被災者同士が集まれる機会の設定<br>休日の集まりやすい日程の設定                                      |
| そ の 他 | 子どもの今後の進路が不安<br>地域バラバラ入居なので同じか近い所に<br>電車、バスの乗り方がわからない<br>親しくないのにアポなし訪問は正直困る           | 元の暮らしに戻る支援<br>ガレキを西日本に持ち込まない<br>避難受け入れ期間の延長<br>電車・バスなど移動手段に対する支援<br>自主避難者の実情と気持ちを理解した支援<br>それぞれの事情に合った支援 |

## 7 今後の予定

今後の予定は、「このまま大阪府に住む」方が約3分の1、「見通しがたたない」方が約3割、「原発事故の収束の見通しによって決める」方が約2割の順となっています。



## 《アンケート調査票》

## アンケート調査票

各調査項目について、該当記号を選択または回答枠内にご記入ください。

## 1. あなたの世帯について

(1) 東日本大震災発生時にお住まいだった地域はどこですか(該当する記号1つに○印をしてください)。

ア 岩手県

イ 宮城県

ウ 福島県 避難指定区域内

エ 福島県 避難指定区域外

オ その他( )

(2) 現在お住まいの市町村はどこですか(該当する記号1つに○印をしてください)。

ア 大阪市( )区)

イ 堺市( )区)

ウ その他( )市(町村))

(3) 今お住いの同居家族の人数をお教えてください(親類宅等で同居されている場合は、避難して来られた方のみの人数を記入してください)。

| 年齢区分                     | 男性(人) | 女性(人) |
|--------------------------|-------|-------|
| 就学前(0歳～6歳)               |       |       |
| 小学生(6歳～12歳)              |       |       |
| 中学生(12歳～15歳)             |       |       |
| 高校生(15歳～18歳)             |       |       |
| 専門学校生、就労者など<br>(15歳～19歳) |       |       |
| 20歳～29歳                  |       |       |
| 30歳～39歳                  |       |       |
| 40歳～49歳                  |       |       |
| 50歳～59歳                  |       |       |
| 60歳～64歳                  |       |       |
| 65歳以上                    |       |       |
| 合計                       |       |       |

才 実家・親戚・知人宅

| 年齢区分                     | 一度も被災地を離れることなく、残られている方(A) |       | 一旦避難し、今は被災地に戻られている方(B) |       |
|--------------------------|---------------------------|-------|------------------------|-------|
|                          | 男性(人)                     | 女性(人) | 男性(人)                  | 女性(人) |
| 就学前(0歳～6歳)               |                           |       |                        |       |
| 小学生(6歳～12歳)              |                           |       |                        |       |
| 中学生(12歳～15歳)             |                           |       |                        |       |
| 高校生(15歳～18歳)             |                           |       |                        |       |
| 専門学校生、就労者など<br>(15歳～19歳) |                           |       |                        |       |
| 20歳～29歳                  |                           |       |                        |       |
| 30歳～39歳                  |                           |       |                        |       |
| 40歳～49歳                  |                           |       |                        |       |
| 50歳～59歳                  |                           |       |                        |       |
| 60歳～64歳                  |                           |       |                        |       |
| 65歳以上                    |                           |       |                        |       |
| 合計                       |                           |       |                        |       |

才 親類や知人が訪ねてくるかもしれないから      コ その他(具体的に: )

オ 子どもが地元の学校に戻るため

(6) 現在、一緒にお住まいの方(本人含む)のうち、災害が発生した場合に支援が必要な方がいらっしゃいますか(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 支援が必要(就学前の乳幼児がいる)
- イ 支援が必要(学校環境に適応できない児童・生徒がいる)
- ウ 支援が必要(介護の必要な高齢者がいる)
- エ 支援が必要(支援の必要な障がい者がいる)
- オ 支援が必要(人工透析等定期的な通院や処置が必要な者がいる)
- カ 支援が必要(認知症等判断能力に支障が出ている者がいる)
- キ 支援が必要(具体的に: )
- ク 支援は不要(支援が必要な者はいない)

(7) 現在のお住まいで設置されている設備等(ご自分で購入されたものを除く)は何ですか(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- |              |         |                |
|--------------|---------|----------------|
| ア テレビ        | カ 冷蔵庫   | サ 炊飯器          |
| イ 空調装置(エアコン) | キ 洗濯機   | シ ポット          |
| ウ 扇風機        | ク 電子レンジ | ス 網戸           |
| エ 暖房器具       | ケ ガスレンジ | セ インターネット接続口   |
| オ 空気清浄器      | コ 照明器具  | ソ 風呂(浴槽・給湯器付き) |

## 2.大阪府への避難について

(1) 大阪府へ避難されたのはいつ頃ですか(該当する記号1つに○印をしてください)。

- ア 3月中旬      カ 5月上旬
- イ 3月下旬      キ 5月中旬
- ウ 4月上旬      ク 5月下旬
- エ 4月中旬      ケ 6月以後(具体的に:      月  月上旬・中旬・下旬 )
- オ 4月下旬

(2) 大阪府へ避難される前に別の地域に避難している場合、最初に避難したのはいつ頃ですか(該当する記号1つに○印をしてください)。

- ア 3月中旬      カ 5月上旬
- イ 3月下旬      キ 5月中旬
- ウ 4月上旬      ク 5月下旬
- エ 4月中旬      ケ 6月以後(具体的に:      月  月上旬・中旬・下旬 )
- オ 4月下旬

(3) 被災地から避難することに決めた理由をお聞かせください(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 住宅が全半壊し、住まいが確保できないから
- イ 住宅はあるが、就労・教育環境が確保できないから
- ウ 被災地から一旦離れたいから
- エ 震災後、避難所に避難していたが、生活環境を改善するため
- オ 放射能の影響が少ない地域で生活するため
- カ その他( )

(4) 大阪府へ避難された理由をお聞かせください(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ア 家族・親族がいるから      | カ 行政や地域の支援が期待できそうだから |
| イ 知人・友人がいるから      | キ 地震や津波の不安が少なかったから   |
| ウ 自分や家族が以前住んでいたから | ク 原発や放射能の不安が少なかったから  |
| エ 会社等の関係があるから     | ケ 特に理由はない            |
| オ 仕事が探せそうだから      | コ その他(具体的に: )        |

(5) 大阪府の避難者受入の情報はどのようにしてお知りになりましたか(該当する記号1つに○印をしてください)。

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| ア 新聞          | カ 行政等の相談窓口を通じて  |
| イ テレビ・ラジオ     | キ 大阪に来るまで知らなかった |
| ウ 府ホームページ     | ク その他(具体的に: )   |
| エ チラシ(避難所に配布) |                 |
| オ 家族・知人等から    |                 |

(6) 大阪府に避難された当初、特にお困りだったことをお聞かせください(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 住宅が決まらなかった
- イ 入居した住宅の設備環境(風呂など)が良くなかった
- ウ 食料や食器、布団等の生活物資や家電製品がなかった
- エ 生活資金が少なかった
- オ 相談相手がいなかった
- カ 家族が離れて生活することになった
- キ 家族の介護や医療など介護事業所や病院がわからなかった
- ク 災害や避難生活で体調を崩した
- ケ 見知らぬ土地で、生活環境が変わった
- コ 現在までに福島原発事故に関連して差別的発言等を受けた
- サ その他(具体的に: )

### 3. 情報の入手方法について

(1)ー1 大阪での生活情報はどのように入手していますか(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 新聞
- イ テレビ・ラジオ
- ウ インターネット(スマートフォン含む)サイト
- エ 携帯サイト
- オ 家族や親族との連絡
- カ 知人・友人等からの口こみ
- キ 自治会からの広報(掲示板、回覧板等)
- ク 大阪府内の市町村や社会福祉協議会等からの郵送物・広報
- ケ 行政等の相談窓口を通して
- コ 知りたい情報は入手できていない
- サ その他(具体的に: )

(1)－2 その情報は満足 of いくものですか (該当する記号 1 つに○印をしてください)。

- ア 十分満足している
- イ ほぼ満足している
- ウ どちらともいえない
- エ あまり十分とはいえない
- オ 満足 of いく情報はほとんどない

(1)－3 現在の生活においてどのような情報が役に立っていますか。

(1)－4 もっと提供してほしい情報や、情報の入手方法等で希望があればお聞かせください。

(2)－1 震災時にお住まいであった地元の自治体の情報はどのように入手していますか (該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 新聞
- イ テレビ・ラジオ
- ウ インターネット (スマートフォン含む) サイト
- エ 携帯サイト
- オ 地元 (被災地) の親族や知人等からの連絡
- カ 地元 (被災地) の市町村・社会福祉協議会等からの郵送物・広報
- キ 大阪の市町村・社会福祉協議会等からの郵送物・広報
- ク 行政等の相談窓口を通して
- ケ 知りたい情報は入手できていない
- コ その他 (具体的に: \_\_\_\_\_ )

(2)－2 その情報は満足 of いくものですか (該当する記号 1 つに○印をしてください)。

- ア 十分満足している
- イ ほぼ満足している
- ウ どちらともいえない
- エ あまり十分とはいえない
- オ 満足 of いく情報はほとんどない

(2)－3 現在の生活においてどのような地元の情報が役に立っていますか。

(2)－4 もっと提供してほしい地元の情報や、情報の入手方法等で希望があればお聞かせください。

## 4.就労について

(1)-1 主たる家計維持者の方(世帯主とその配偶者)の就労等の状況について、お教えてください  
(該当する項目欄に○印をしてください)。

例：世帯主が被災地で、配偶者が大阪でそれぞれ就労（アルバイト）  
しながら仕事を探している  
⇒「世帯主」の②⑤⑪と「配偶者」の①⑤⑪の欄に○印をする

| 就労等の状況 |                          | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|--------|--------------------------|-----|-----|-----|
| 住所     | ①避難先(大阪)にいる              |     |     |     |
|        | ②被災地に残っている               |     |     |     |
|        | ③被災地・大阪以外の都道府県にいる        |     |     |     |
| 就労状況   | ④就労している(正社員)             |     |     |     |
|        | ⑤就労している(派遣社員、パート・アルバイト)  |     |     |     |
|        | ⑥就労している(自営業・会社経営等)       |     |     |     |
|        | ⑦休業中                     |     |     |     |
|        | ⑧年金又は失業手当をもらっている         |     |     |     |
|        | ⑨就労しておらず、年金や失業手当ももらっていない |     |     |     |
|        | ⑩その他<br>(具体的に )          |     |     |     |
| 求職状況   | ⑪仕事を探している【(1)-2へ】        |     |     |     |
|        | ⑫仕事を探していない【(1)-3へ】       |     |     |     |

(1)-2 「⑪仕事を探している」方にお聞きます。希望する就労場所と雇用形態に最も近いものはどれですか(該当する項目欄に○印をしてください)。

| 希望する就労場所            | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|---------------------|-----|-----|-----|
| ①避難先(大阪)で働きたい       |     |     |     |
| ②被災地に戻って働きたい        |     |     |     |
| ③被災地・大阪以外の都道府県で働きたい |     |     |     |
| ④希望の仕事に就けるならどこでもよい  |     |     |     |

| 希望する雇用形態          | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|-------------------|-----|-----|-----|
| ①正社員              |     |     |     |
| ②派遣社員             |     |     |     |
| ③短時間勤務(パート・アルバイト) |     |     |     |
| ④自営業・会社経営等        |     |     |     |

(1)-3 「⑫仕事を探していない」方にお聞きます。今後の仕事を探す予定について、探し始める時期、希望する就労場所、雇用形態に最も近いものをお教えてください(該当する項目欄に○印をしてください。)

| 探し始める時期               | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|-----------------------|-----|-----|-----|
| ①今年中に                 |     |     |     |
| ②来年3月までに              |     |     |     |
| ③来年4月以降(具体的に平成 年 月ごろ) |     |     |     |
| ④仕事を探す予定はない           |     |     |     |

| 希望する就労場所            | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|---------------------|-----|-----|-----|
| ①避難先(大阪)で働きたい       |     |     |     |
| ②被災地に戻って働きたい        |     |     |     |
| ③被災地・大阪以外の都道府県で働きたい |     |     |     |
| ④希望の仕事に就けるならどこでもよい  |     |     |     |

| 希望する雇用形態          | 世帯主 | 配偶者 | その他 |
|-------------------|-----|-----|-----|
| ①正社員              |     |     |     |
| ②派遣社員             |     |     |     |
| ③短時間勤務(パート・アルバイト) |     |     |     |
| ④自営業・会社経営等        |     |     |     |

## 5.現在の生活一般について

(1) お住まいの市町村・大阪府等が行っている避難者へのサービス・支援策でご存じのものは何ですか(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ア 全国避難者情報システム          | サ 生活資金の貸付           |
| イ 被災者生活相談電話            | シ 電気・ガス料金の特別措置      |
| ウ 人権相談窓口               | ス 避難児童のホームステイ受入れ    |
| エ なんでも相談電話((財)大阪府人権協会) | セ 府立高校の入学料免除        |
| オ その他相談窓口(弁護士会)        | ソ 就職支援窓口(ハローワークは除く) |
| カ " (社会保険労務士会)         | タ その他(具体的に: )       |
| キ " (司法書士会)            |                     |
| ク " (産業カウンセラー協会)       |                     |
| ケ " (不動産鑑定士協会)         |                     |
| コ 見舞金の給付               |                     |

(2) お住まいの市町村・大阪府等が行っている避難者へのサービス・支援策で利用したことのあるものをお答えください(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ア 全国避難者情報システム          | サ 生活資金の貸付           |
| イ 被災者生活相談電話            | シ 電気・ガス料金の特別措置      |
| ウ 人権相談窓口               | ス 避難児童のホームステイ受入れ    |
| エ なんでも相談電話((財)大阪府人権協会) | セ 府立高校の入学料免除        |
| オ その他相談窓口(弁護士会)        | ソ 就職支援窓口(ハローワークは除く) |
| カ " (社会保険労務士会)         | タ その他(具体的に: )       |
| キ " (司法書士会)            |                     |
| ク " (産業カウンセラー協会)       |                     |
| ケ " (不動産鑑定士協会)         |                     |
| コ 見舞金の給付               |                     |

(3) お住まいの市町村・大阪府等が行っている避難者へのサービス・支援策について、利用の有無にかかわらず満足しているものは何ですか(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| ア 全国避難者情報システム          | サ 生活資金の貸付           |
| イ 被災者生活相談電話            | シ 電気・ガス料金の特別措置      |
| ウ 人権相談窓口               | ス 避難児童のホームステイ受入れ    |
| エ なんでも相談電話((財)大阪府人権協会) | セ 府立高校の入学料免除        |
| オ その他相談窓口(弁護士会)        | ソ 就職支援窓口(ハローワークは除く) |
| カ " (社会保険労務士会)         | タ その他(具体的に: )       |
| キ " (司法書士会)            |                     |
| ク " (産業カウンセラー協会)       |                     |
| ケ " (不動産鑑定士協会)         |                     |
| コ 見舞金の給付               |                     |

(4) 現在、日常生活の移動は主に何を使いますか(該当する記号1つに○印をしてください)。

- ア 車、イ バス・電車等公共交通機関、ウ 自転車、エ バイク(原付含)、オ タクシー、  
カ 交通手段がない、キ その他(具体的に: )

## 6.期待する支援について

(1) 支援策について、特に必要なものをお選びください(該当する記号いくつでも○印をしてください)。

- ア 住宅に関する支援、イ 生活資金の支援、ウ 生活物資の支援、エ 健康福祉の支援、  
オ 就労の支援、カ 教育の支援、キ 相談体制の充実、ク 被災者支援制度や手続の支援、  
ケ 原発賠償制度の周知や手続きの支援、コ 避難者同士の交流の支援  
サ その他(具体的に: )

(2) 現在困っていることや、支援してほしい内容があれば、項目ごとに具体的にお書きください。

| 項 目     | 困っていること | 支援してほしいこと |
|---------|---------|-----------|
| 住 宅     |         |           |
| 生活資金    |         |           |
| 生活物資    |         |           |
| 健康医療    |         |           |
| 福 祉     |         |           |
| 就 労     |         |           |
| 教 育     |         |           |
| 相 談     |         |           |
| 被災者支援制度 |         |           |
| 原発賠償制度  |         |           |
| 避難者交流   |         |           |
| その他     |         |           |

#### 7. 今後の予定等について

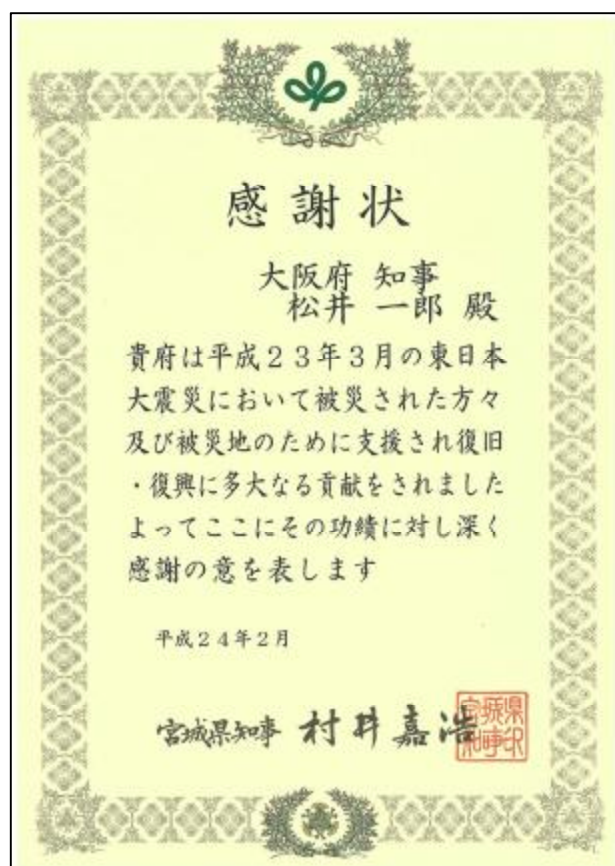
震災復興の見通しについては、現状見通しが定まらない状況にはありますが、今後の予定等について現在のお考えをお答えください(該当する記号1つに○印をしてください)。

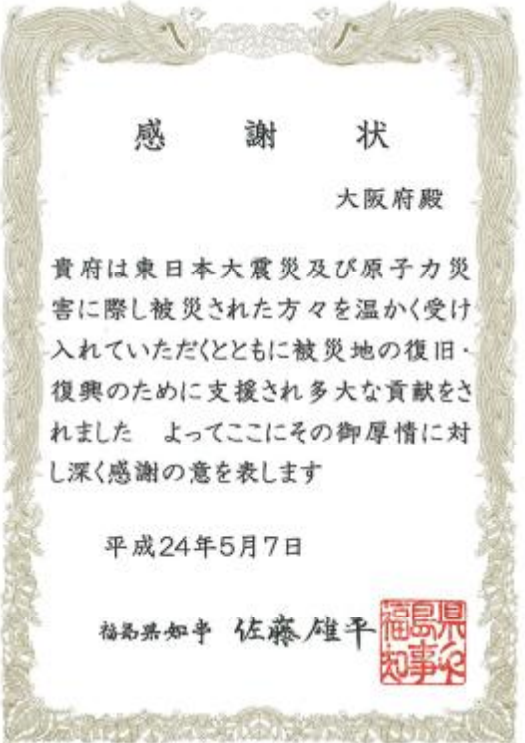
- ア このまま大阪府に住む
- イ 年内に地元に戻る
- ウ 来年3月までに地元に戻る
- エ 原発事故の収束の見通しによって決める
- オ 時期はわからないが、いつか地元に戻る
- カ 見通しがたたない

※質問は以上です。ありがとうございました。

※このまま三つ折りにして、同封の返信用封筒に入れて投函願います。

7 岩手県・宮城県・福島県の各知事からの感謝状等





**感謝状**

大阪府殿

貴府は東日本大震災及び原子力災害に際し被災された方々を温かく受け入れていただくとともに被災地の復旧・復興のために支援され多大な貢献をされました。よってここにその御厚情に対し深く感謝の意を表します

平成24年5月7日

福島県知事 佐藤 雄平





**3.11ふくしま復興の誓い2012「ふくしま宣言」**

2011年3月11日午後2時46分。

あの日、あの時を迎えるまで、このふくしまの姿が想像できただけでしうが、大地震、大津波は、多くの命と壊やがった私たちの暮らしを、詳細にも解いてきました。原子力災害は、美しいふくしまを一夜で奪いました。

さらに、経済被害は、地域の活力を奪い、私たちの心までも深く傷つけました。

この1年、福島県民は、深い悲しみや悔しさを抱えながら、ある人は、住み慣れた土地を去られ、ある人は、少しでも元の暮らしを取り戻そうと汗を流し、またある人は、家族離ればなれの生活を受けました。そして、抱えない悲しみや悔しさを乗り越えながら、それぞれ必死に奮闘を続けてきました。

これほど悲しい状況にあっても、取り返すことなく、地域のすずなを大事にし、一歩一歩前進している県民の皆さん、私は誇りに思っています。200万県民一人一人の努力と魂が心にも深く響き渡ります。

全国、そして世界の皆さん、これまでの、心のこもった励みと応援に、福島県民は大いに助けられ、励まされ、勇気をいただきました。改めて、心より感謝を申し上げます。

皆さんの言葉と励みの力があって、このふくしまにも、今ようやく復興の芽がはぐめられました。

この小さな芽を、私たちみんなの手で、しっかりと大きく育てたい。そして、やがて大きく育ったその木の下に、笑顔あふれる子どもたちが集まる。そうしたふくしまを、私は願っています。

地震・津波という自然災害に始まり、原子力災害さらには経済被害、人類がこれまで経験したことのない、このような多量の災害が、なぜ起きたのか、私たちはしっかりと考えなければなりません。

「自然の脅威に対する十分な備えができていたか。」

「科学技術の力を最大に評価していたか。」

「原子力を扱うことの難しさと正副から向き合ってきたかどうか。」

これらの問いの中に、未来への大切な教訓があるはずです。

私たちは、科学技術の力を過度に過信することなく、自然の持つ力の大きさをもう一度しっかりと心に刻み、全ての人が安心して暮らせる社会づくりを進めていきます。

そして、二度とこのようなことが起きないよう、個々の原子力発電所を全て廃止とすることを求めながら、再生可能エネルギーを推進し、原子力に頼らずに、持続し続けていくことができる社会を目指します。

今、世界の人がFUKUSHIMAを見つめています。私たちは、地域の復興と地域経済の再建が可能な新しい社会の作り方を、さらに、そこに暮らす人々が共に支え合い、地域の文化や誇りをつないでいくことの大切さを、世界と深く自らの誇りをもって、世界に示していきたいです。

ふくしまが選んだ道は、決して平坦な道ではありませんが、県民は、すでに前を向いて立ち上がり、歩き始めています。県民が心を一つにして、この困難に立ち向かってまいります。

「私たちは必ず、美しいふくしまを再び取り戻します。私たちは必ず、活力と笑顔あふれるふくしまを創っていきます。そして私たちは、このふくしまを世界の未来へ、未来へと伝えたい。」

災害発生から1年を迎えた本日、これを「ふくしま宣言」として、全世界の皆さんにお届けいたします。

2012年3月11日 福島県知事 佐藤 雄平



## 8 東日本大震災への支援等対応時系列表

〔東日本大震災に対する大阪府の対応等〕

（※閣議決定により 4 月 1 日「東日本大震災」となりましたが、本表では全て同名称を使用しています。）

| 年 月 日                | 概 要                                                                                                                                        | 備 考                                                            |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| H23.3.11（金）<br>14:46 | ○宮城県北部 震度 7 観測<br>（三陸沖 震源の深さ約 24 km、M9.0）                                                                                                  | ・大阪府南部 震度 3                                                    |
| 15:00                | ○大阪府災害等支援対策室設置<br>・震度 6 以上を観測した県を支援するため、東北地方の被害情報等を収集                                                                                      | ・3/11 14:46<br>宮城県北部 震度 7<br>・3/11 15:14<br>全国に大津波・津波の<br>警報発表 |
| 15:30                | ○大阪府防災・危機管理警戒班設置<br>・大阪府沿岸に津波注意報が発表されたため、府内の被害情報等を収集                                                                                       | ・3/11 16:09<br>大阪府沿岸に津波注意<br>報発表                               |
| 16:05                | ○DMAT 出発準備完了                                                                                                                               | ・府内災害拠点病院<br>DMAT                                              |
| 16:06                | ○広域緊急援助隊第 1 陣 出発（11 人）                                                                                                                     | ・大阪府警                                                          |
| 16:45                | ○大阪府ドクターヘリ出発準備完了                                                                                                                           |                                                                |
| 17:06                | ○DMAT（1 隊）出動                                                                                                                               | ・府内災害拠点病院<br>DMAT                                              |
| 17:10                | ○報道資料提供（第 1 回）<br>※以後、継続して実施                                                                                                               |                                                                |
| 17:50                | ○水門閉鎖（101/112）、残り 11 水門職員待機中                                                                                                               |                                                                |
| 20:44                | ○緊急消防援助隊第 1 次派遣隊（60 隊 245 名）集結<br>場所である万博公園を出発                                                                                             | ・大阪府隊                                                          |
| 22:32                | ○緊急消防援助隊第 2 次派遣隊（後方支援部隊除<br>く）（32 隊 126 名）が集結場所の万博公園を出発                                                                                    | ・大阪府隊                                                          |
| H23.3.12（土）          | ○宮城県への給水支援<br>・第 1 陣 11 名 ⇒ 3/13 10:20 現地到着<br>給水車 3 台、トラック 1 台、赤色灯付先導車 1 台<br>災害用備蓄水 500ml：4,000 本、<br>非常用飲料給水袋 4,000 枚<br>※以後、継続して支援活動実施 | ・府水道部                                                          |

|                       |                                                                                          |                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|                       | ○ドクターヘリ 福島県、山形県などで活動                                                                     | ・ 3/12～14                                        |
| 20:20                 | ○大阪府防災・危機管理警戒班解除<br>・ 府内に大きな被害がなく体制解除<br>東北地方への支援を中心とする体制を強化                             | ・ 3/12 20:20<br>津波注意報解除                          |
| H23.3.13 (日)<br>15:00 | ○災害支援調整各部連絡責任者会議開催 (第 1 回)<br>・ 最新の現地情報、被災地への支援について                                      | ・ 各部局総務課<br>総括補佐                                 |
| 16:00                 | ○関西広域連合委員会開催<br>・ 被災地への支援等<br>・ カウンターパート方式により、大阪府・和歌山県<br>は岩手県を中心に支援することを決定              | ・ 場所：<br>兵庫県災害対策センタ<br>ー                         |
| 18:00                 | ○岩手県への物資支援 (第 1 陣)<br>・ アルファ化米 30,000 食、<br>災害用備蓄水 500ml : 10,000 本<br>※以後、継続して支援活動実施    | ・ 関西広域連合と連携し、<br>カウンターパート方式<br>により支援             |
| H23.3.14 (月)<br>9:30  | ○大阪府災害等支援対策本部会議開催<br>・ 被災地の要請に合った人的・物的支援の継続的な<br>実施<br>※以後、継続して会議開催                      | ・ 3/14 9:30<br>※臨時部長会議後、<br>【大阪府災害等支援対策<br>本部設置】 |
| 17:00                 | ○現地連絡員 (府職員 : 5 名、和歌山県職員 : 1 名)<br>が岩手県庁に到着<br>《 関西広域連合岩手県現地連絡所 (大阪府・和歌山<br>県現地連絡所) 設置 》 | ・ 3/14 10:25<br>府警ヘリにより八尾空<br>港を出発               |
|                       | ○日本赤十字社<br>「東日本大震災義援金」受付口座開設<br>(3/31 までは、「東北関東大震災義援金」で受付)                               | ・ 3/14～                                          |
| H23.3.15 (月)<br>15:00 | ○災害支援調整各部連絡責任者会議開催 (第 2 回)<br>・ 大阪府災害等支援対策本部の設置について                                      | ・ 各部局総務課<br>総括補佐                                 |
| 16:00                 | ○被災者の健康相談や衛生指導支援のため保健師等<br>からなる公衆衛生チームを仙台市宮城野区に派遣                                        | ・ 16:00 到着<br>・ 3/15～3/25                        |
| 17:00                 | ○災害支援調整副知事会議開催 (第 1 回)<br>・ 被災地の要請に合った具体的な人的・物的支援の<br>検討・決定<br>※以後、継続して会議開催              |                                                  |
| H23.3.16 (火)<br>13:00 | ○被災者受入を検討するため対策チーム設置<br>・ 危機管理室、企画室、府民文化部、福祉部、健康<br>医療部、商工労働部、住宅まちづくり部、教育委<br>員会         |                                                  |

|                       |                                                                                                  |                                                                                                                   |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14:00                 | ○知事定例記者会見                                                                                        |                                                                                                                   |
| H23.3.17 (木)<br>10:00 | ○企業等からの救援物資受付開始<br>(自衛隊による輸送スキーム)                                                                |                                                                                                                   |
| 14:00                 | ○東北地方太平洋沖地震の支援活動に係る府と市長会・町村長会との意見交換会                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府：知事他</li> <li>・市長会<br/>会長（池田市長）他</li> <li>・町村長会<br/>会長（能勢町長）他</li> </ul> |
| H23.3.18 (金)<br>14:00 | ○被災 3 県（宮城県、岩手県、福島県）へそれぞれ 200 万円の見舞金を贈呈                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府幹部有志からも 200 万円贈呈</li> </ul>                                              |
|                       | ○一時避難所の設置<br>・府内に避難してこられた方々に公営住宅等に入居するまでの間など、一時的に受入                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・府庁新別館南館 10 階<br/>武道場・体育館</li> </ul>                                       |
| H23.3.19 (土)<br>6:30  | ○岩手県物資集積所（アピオ）へ府警へリにより職員 6 名派遣<br>・支援物資集積所での物資の搬入・搬出業務<br>※以後、継続して支援活動実施                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部局職員</li> </ul>                                                          |
| 9:00                  | ○放射線被ばく量測定活動支援のため診療放射線技師等を福島県に派遣                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3/19～4/28、8/22～9/1</li> </ul>                                             |
| 11:45                 | ○府・市町村連携による救援物資搬送（第 1 陣）<br>・食糧、毛布、紙おむつ、生理用品、飲料水など<br>トラック：4 t 車 4 台、8 t 車 1 台<br>※以後、継続して支援活動実施 | （北部広域防災拠点）<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・府：知事</li> <li>・市長会<br/>会長（池田市長）他</li> </ul>                 |
| H23.3.22 (火)          | ○「被災者生活相談窓口」の設置<br>・東日本大震災の被災者支援<br>・府営住宅（約 2,000 戸）の入居募集・受入開始<br>(当面 450 戸：生活必需品各戸配置)           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大手前庁舎<br/>新分館 2 号館</li> <li>・咲洲庁舎 26 階</li> </ul>                         |
| H23.3.23 (水)          | ○被災者等のこころのケアのため医師・看護師・ケースワーカー等からなるこころのケアチームを岩手県山田町（宮古保健所管内）に派遣                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3/23～7/5</li> </ul>                                                       |
| H23.3.24 (木)          | ○原子力関連施設放射能等モニタリング調査<br>※以後、継続して調査実施<br>○被災者の健康相談や衛生指導等のため医師・保健師等からなる公衆衛生チームを岩手県山田町（宮古保健所管内）に派遣  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3/24～7/2</li> </ul>                                                       |

|                           |                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H23.3.26 (土)              | <p>○東北地方太平洋沖地震の人的支援（府及び府内市町村職員派遣）第1陣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先：岩手県大槌町・陸前高田市</li> <li>・派遣職員：府2名、市町村：20名</li> <li>・6班編成で避難所対応等</li> </ul> <p>※以後、継続して支援活動実施</p> | <p>・3/26 15:00<br/>府庁別館前出発</p>                                                                                  |
| H23.3.29 (火)              | <p>○東日本大震災受入避難者支援金募集開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府内に避難してこられた被災者の方に見舞金を支給</li> </ul>                                                                             | <p>・3/25 基金創設</p>                                                                                               |
| H23.4.1 (金)               | <p>※政府が閣議決定で、今震災を「東日本大震災」とすると発表</p> <p>○関西広域連合岩手県現地事務所開設（大阪府・和歌山県現地支援本部）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員7名（大阪府5名、和歌山県2名）</li> </ul>                                  | <p>地震名は、「東北地方太平洋沖地震」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所長 1名</li> <li>次長 1名</li> <li>係員 5名</li> </ul> |
| 17:00                     | <p>○災害支援調整関係課長会議開催（第1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以後、毎週2回（火・金）定期的に開催</li> </ul>                                                                                   |                                                                                                                 |
|                           | <p>○大阪府における被災された方の避難受入のご案内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居・生活支援、生活資金支援、教育支援、就職・中小企業支援などのメニューを案内</li> </ul>                                                           | <p>・府HPへの掲載をはじめ、現地での案内配布など</p>                                                                                  |
| H23.4.4 (月)<br>～4.5 (火)   | <p>○小河副知事 岩手県現地視察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県知事訪問、現地支援本部等の激励</li> </ul>                                                                                         |                                                                                                                 |
| H23.4.5 (火)<br>14:00      | <p>○東日本大震災災害等支援対策に係る市町村情報交換会開催</p>                                                                                                                                                  |                                                                                                                 |
| H23.4.7 (木)<br>20:30      | <p>○自衛隊による輸送スキーム一時中止を受け、企業等からの救援物資受付窓口の停止</p>                                                                                                                                       | <p>・4/6 自衛隊による輸送スキーム一時中止</p>                                                                                    |
| H23.4.13 (水)<br>～4.20 (水) | <p>○現地調査団の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の行政機能回復</li> <li>・公共施設等の早期復旧支援</li> </ul>                                                                               | <p>・団長：危機管理監他<br/>計5名</p>                                                                                       |
|                           | <p>○東日本大震災による被災生徒の私立学校等への受入支援</p>                                                                                                                                                   | <p>・授業料支援、奨学金</p>                                                                                               |
| H23.4.18 (月)<br>～4.20 (水) | <p>○大阪府市長会・町村長会の現地調査団の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害支援カウンターパートの申し出による</li> </ul>                                                                                 | <p>・市長会副会長他<br/>・町村長会副会長他<br/>計7名</p>                                                                           |
| H23.4.25 (月)              | <p>○全国避難者情報システム登録開始（府内市町村）</p>                                                                                                                                                      | <p>・総務省システム</p>                                                                                                 |
| H23.4.27 (水)              | <p>○知事から国へ緊急提案</p>                                                                                                                                                                  |                                                                                                                 |

|                                      |                                                                    |                                   |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| H23.5.9 (月)                          | ○関西広域連合岩手県現地事務所開設<br>(大阪府現地支援本部遠野事務所)<br>○ホテルでの一時避難所受入開始(7月8日まで)   | ・盛岡4名、・遠野3名で<br>当面对応<br>・ホテルが無償提供 |
| H23.6.7 (火)<br>～6.8、<br>6.27(月)～6.28 | ○災害廃棄物に係る現地調査(岩手県)に職員2名<br>を派遣(仮置場、焼却試験調査の視察)                      | ・仮置場：宮古市、山田<br>町、<br>・焼却試験：野田村    |
| H23.6.3 (金)                          | ○大阪府議会 災害対策調査特別委員会設置                                               |                                   |
| H23.6.7 (火)                          | ○全国避難者情報システム登録者が1千人を超える                                            | ・合計1,035人で、最多<br>は福島県の539人        |
| H23.6.9 (木)                          | ○厚生労働省職業安定局長あて要望(知事名)<br>「東日本大震災による被害に伴う雇用促進住宅の入<br>居対象者の取り扱いについて」 |                                   |
| H23.7.11 (月)                         | ○橋下知事 岩手県現地視察<br>・陸前高田市の避難所・被災地等を視察                                |                                   |
| H23.8.23 (火)<br>～8.24 (水)            | ○岩手県宮舘副知事関西出張<br>・小河副知事を表敬訪問<br>・津波・高潮ステーション視察                     |                                   |
| H23.9.1 (木)                          | ○東日本大震災等受入避難者支援基金に改正<br>・使途を拡大し、修学旅行支援に活用<br>○被災者生活相談窓口を電話相談に一本化   |                                   |
| H23.9.26 (月)                         | ○災害廃棄物の処理指針に係る検討会議設置                                               | ・7回開催                             |
| H23.9.27 (火)<br>9:15                 | ○岩手県陸前高田市立第一中学校修学旅行歓迎会<br>・大阪府被災者支援基金の支援により実施<br>※以後、継続して支援実施      | ・府庁本館正面玄関<br>歓迎挨拶：橋下知事            |
| H23.10.15 (土)<br>～10.25 (火)          | ○東日本大震災に係る避難者アンケートの実施<br>・大阪府へ避難された方で全国避難者情報システム<br>に登録された方        | ・9/28 現在<br>1,504名 634世帯          |
| H23.11.1 (火)                         | ○関西広域連合岩手県現地事務所移転<br>(大阪府現地支援本部釜石事務所)                              | ・遠野事務所の機能を移<br>転                  |
| H23.11.8 (火)<br>～11.10 (木)           | ○小河副知事 岩手県現地視察<br>・大船渡市、陸前高田市、大槌町、宮古市等を視察<br>・大阪府派遣職員との意見交換        |                                   |
| H23.12.27 (火)                        | ○「大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処<br>理に関する指針」を策定し公表                          | ・H24.6.18 指針改訂                    |
| H23.12.28 (水)                        | ○宮城県からの避難者に対する府内応急仮設住宅へ<br>の新規受付終了                                 |                                   |

|                              |                                                                                                              |                      |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| H24.2.7 (火)                  | ○府営住宅に避難された方の利用期間の延長<br>○府営住宅の提供を 12 市町の範囲に拡大                                                                | ・ 以前は堺市内の住宅          |
| H24.2.20 (月)<br>～2.22 (水)    | ○松井知事 岩手県現地視察<br>・ 岩手県知事と意見交換<br>・ 宮古市・釜石市のがれき仮置場等を視察                                                        |                      |
| H24. 2.29 (水)                | ○岩手県からの避難者に対する府内応急仮設住宅への新規受付終了                                                                               |                      |
| H24.4.1 (金)                  | ○体制を「災害等支援対策本部」から「災害等支援対策室」に移行                                                                               | ・ 支援活動は継続して実施        |
| H24.6.26 (火)                 | ○府市統合本部で報告（災害廃棄物）<br>（大阪市舞洲工場で焼却、北港処分場で埋立）                                                                   |                      |
| H24.6.27 (水)<br>～7.4 (水)     | ○地元住民説明会（災害廃棄物）<br>（此花区内の大阪市立中学校。橋下大阪市長出席）                                                                   | ・ 以後継続し、地元住民等への説明会開催 |
| H24.8.3 (金)                  | ○岩手県・大阪府・大阪市の 3 者で以下について基本合意<br>（平成 25 年度末までに、岩手県の木くず等可燃物、最大 3 万 6 千トンを受入れ、大阪市環境局舞洲工場で焼却し、その焼却灰を大阪市北港処分地で埋立） |                      |
| H24.11.29 (木)<br>・ 11.30 (金) | ○大阪市舞洲工場で試験焼却<br>（2 炉のうち 1 炉に受入廃棄物約 115 トンを大阪市の通常ゴミに約 20%ずつ混合して焼却）                                           |                      |
| H24.12.5 (水)                 | ○大阪市北港処分地で埋立処分<br>（受入廃棄物の試験焼却灰）                                                                              |                      |
| H24.12.23 (日)                | ○大阪府災害廃棄物処理指針検討審議会<br>（試験処理結果の確認、本格処理における安全確認方法の審議）                                                          |                      |
| H24.12.26 (水)                | ○府戦略本部会議<br>（災害廃棄物本格処理への移行の確認）                                                                               |                      |
| H24.12.28 (金)                | ○福島県からの避難者に対する府内応急仮設住宅への新規受付終了<br>○府営住宅に避難された方の利用期間の延長                                                       |                      |
| H25.3.1 (金)                  | ○全国避難者情報システムへ登録された人数は合計 1,940 人                                                                              | ・ 最多は福島県で 1044 人     |

